

第1 研究の目的

少年刑法犯検挙人員は、戦後の少年非行における第三の波と呼ばれる波が昭和58年にピークを記して以降徐々に減少していたが、平成7年を底に上昇に転じた。11年は10年と比べ8.8%減の20万1,826人となり、人口比（10歳以上20歳未満の少年人口1,000人当たりの検挙人員の比率）も1.0減の14.0となっているが、少年非行の動向については、引き続きその推移を見守っていかねばならないであろう。

これに関連して、少年非行の質の変化に対する危惧が一部で指摘され、少年非行の低年齢化についても論議されている。たしかに、ここ数年、年少の少年によって引き起こされた凶悪な事件が社会の耳目を集め、大きく報道されており、この問題については社会一般から高い関心が寄せられている。本研究では、年少の少年による非行の実態を中心に、数の側面から検討を加え、報告することとする。なお、論述中、意見にわたる部分は、研究担当者の私見であることをあらかじめ記しておく。

第2 研究対象とする資料

本研究は、法務省矯正局の資料を使用する。この資料は、昭和62年から平成9年まで（以下、「対象期間」という。）の間に、全国の少年鑑別所で作成された、被収容少年についての非行、家庭、資質等に関する統計資料^(注1)である。少年法17条1項2号の観護の措置の決定により収容（勾留や勾留に代わる観護の措置のうち通常の観護の措置に切り替わったもの、観護の措置の変更決定を受けて移送入所したものも含む。）し、かつ、鑑別を実施した少年に係る統計資料、総数17万2,453（以下、「対象資料」という。）を分析・検討の対象として取り上げる。男女別の内訳は、男子14万8,194、女子2万4,259である。

1 観護措置の状況

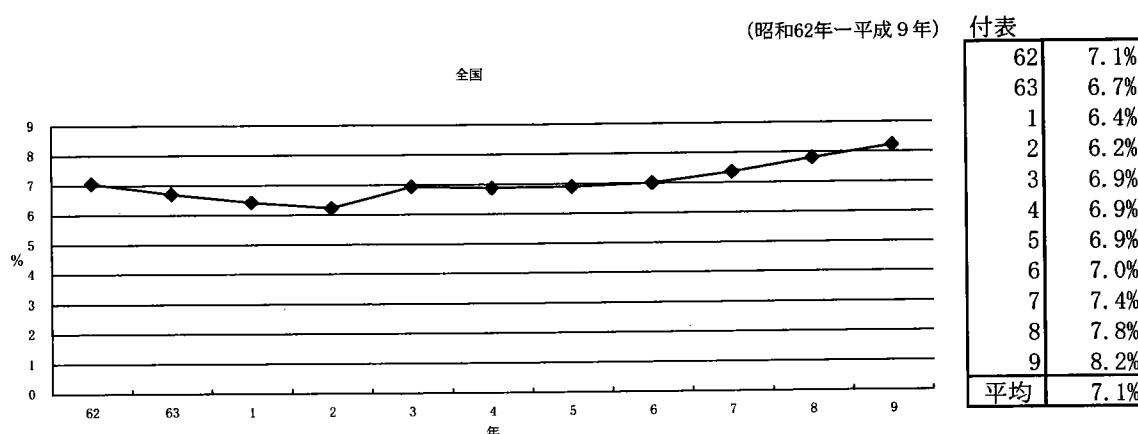
少年事件は全件が家庭裁判所に送致される。少年事件について家庭裁判所で審判が開かれる際、少年法17条1項2号の観護の措置の決定がなされると、少年は少年鑑別所に収容される。ところで、この少年法17条1項は「家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもって次に掲げる観護の措置をとることができる。」^(注2)と規定し、その2号が少年鑑別所への送致となっている。したがって、少年事件のすべてが少年鑑別所に収容されるわけではない。少年鑑別所での統計資料の分析・検討に入る前に、ここで、対象期間における家庭裁判所での少年事件処理と観護措置決定による少年鑑別所収容の状況を見ておきたい。

図2-1は、対象期間における全国の家庭裁判所の一般保護事件終結総人員のうち少年鑑別所への観護措置の決定があったものの割合（以下、「観護措置率」という。）を示したものである。観護措置率は、対象期間後半においてわずかに上昇する傾向がうかがわれるが、6.2%から8.2%の間に収まっており、大きな変動はない。

（注1） この統計資料については、法務総合研究所研究部報告4所掲の「少年鑑別所収容少年の特質」において、昭和63年から平成9年までを分析の対象としている。

（注2） 周知のように「少年法等の一部を改正する法律」が平成12年11月28日に可決成立したが、この条文は変わっていない。

図 2-1 観護措置率の推移



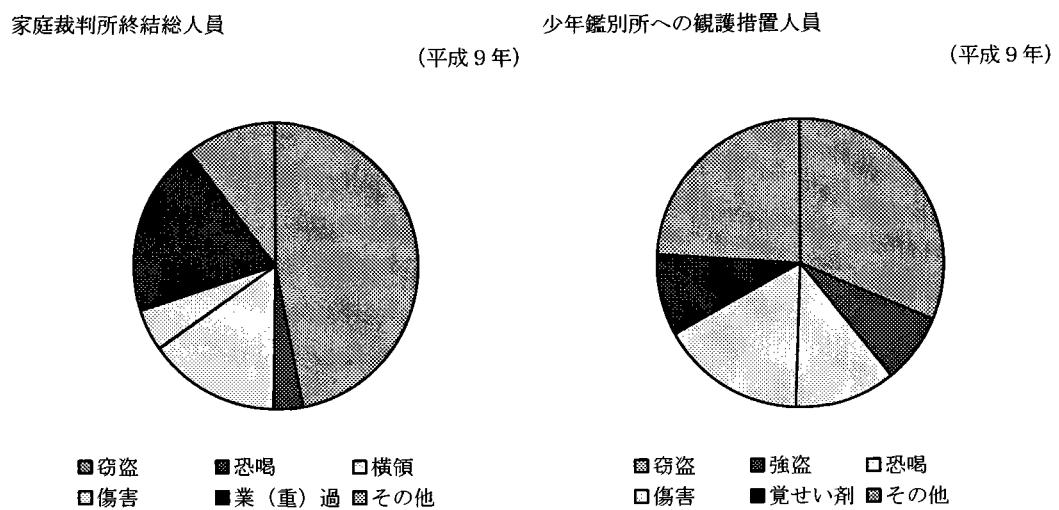
注 司法統計年報による。

もっとも、参考資料1が示すように、少年鑑別所への観護措置については、地域あるいは年次により変動がある。事件にはさまざまなものがあり、それを引き起こした少年もまたさまざまな資質と事情を抱える少年たちであることを考えるなら、当然のことといえよう。

次に非行名別の状況を見る。図2-2は、平成9年の家庭裁判所における一般保護事件終結総人員及びそのうち観護措置決定により少年鑑別所に収容された人員の非行名別の割合を示したものである。非行名別の人員の順位は、家庭裁判所においても少年鑑別所においても窃盜が第1位となるが、家庭裁判所での終結総人員のデータでは半数近いものが窃盜であるのに対して、少年鑑別所収容人員のデータでは窃盜は3割強にとどまる。また、第2位以下を見ると、家庭裁判所での終結総人員のデータでは交通業過、横領と続くのに対して少年鑑別所収容人員のデータでは傷害、恐喝と続く。家庭裁判所と少年鑑別所では、非行名別の様相にかなり違いがある。

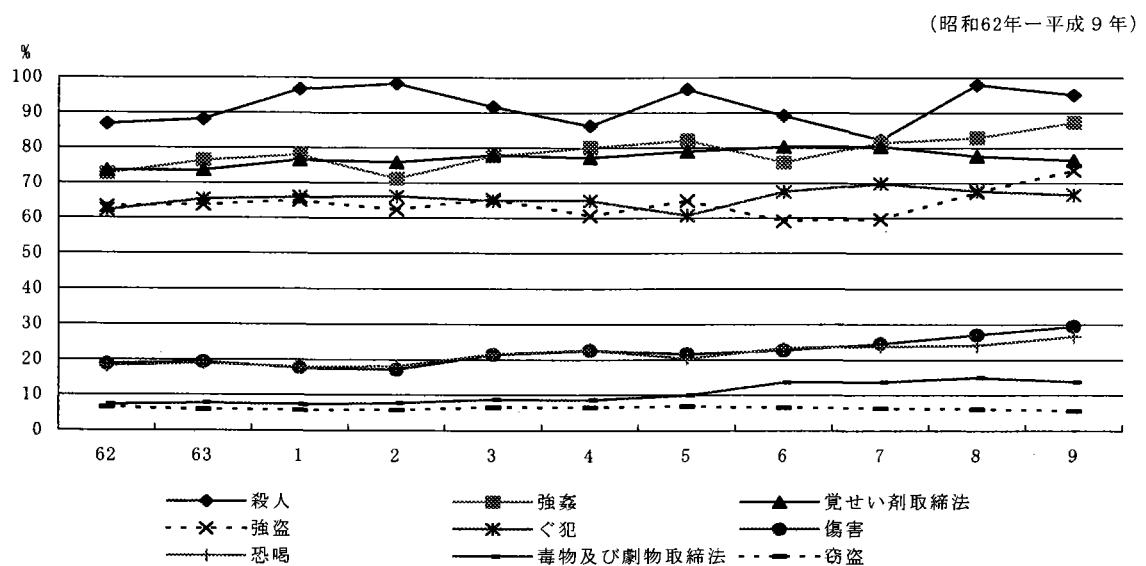
図2-3は、非行名のうち主要なものについて、対象期間における観護措置率の推移を示したものである。観護措置率は非行名によりかなり差がある。もとより、観護の措置は審判のため必要があるときに決定されるものであり、非行名によって決定されるものではないが、殺人、強盗などの凶悪事犯においては、処分が決定される審判が開かれるに当たって、検討すべき事項が多数想定される事例の比率が高くなるものと考えられる。(対象期間においての家庭裁判所における一般保護事件終結総人員及びそのうち観護措置決定により少年鑑別所に収容された人員については、参考資料を参照されたい。参考資料1は家庭裁判所別のもの、参考資料2は非行名別のものである。)

図2-2 非行名別割合



注 司法統計年報による。

図2-3 非行名別観護措置率の推移



注 司法統計年報による。

以上で見たように、観護の措置の決定を受けて少年鑑別所に収容されるのは非行少年の一部である。少年による凶悪事件として社会の耳目を集めるような事例については、大半のものが少年鑑別所に収容されていると考えられるが、少年鑑別所に収容されないまま終結となる事例も当然ありうる。本研究での以下の検討は、このことを前提とするものとなる。

2 資料の概要

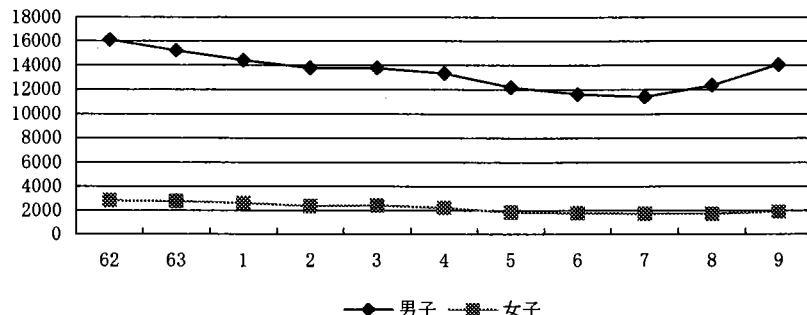
(1) 総数の推移

年少少年に係る資料の検討に入る前に、対象資料全体について、概括的に見ておきたい。

図2-4は、男女別に対象資料数の推移を示したものである。昭和62年以降減少を続けるが、男子は平成7年、女子は8年を底に増加に転じている。

図2-4 男女別対象資料数の推移

(昭和62年～平成9年)



	男子	女子
62	16,099	2,837
63	15,213	2,788
1	14,399	2,611
2	13,762	2,365
3	13,772	2,444
4	13,328	2,235
5	12,178	1,847
6	11,599	1,788
7	11,419	1,745
8	12,366	1,710
9	14,059	1,889

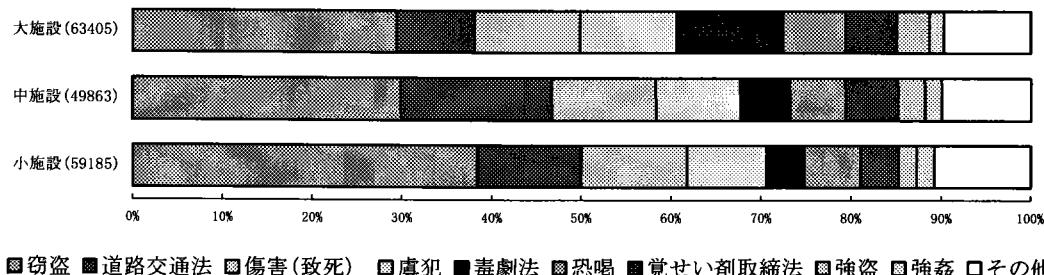
(2) 施設規模別の状況

以下のように、施設収容数の規模により全国の少年鑑別所を大きく3群に分け、対象期間における合計のデータ数9,000以上の施設を「大施設」、3,000以上9,000未満を「中施設」、そのほかを「小施設」とした。「大施設」群はいわゆる大都市圏を含む地域であり、「中施設」群はそれに準ずる大都市、あるいは各地方の核となる都市を含む地域となっており、都市化の進展の度合いと少年非行の関連についての参考となる^(注3)。

施設規模	包含する施設
大施設	大阪、横浜、東京、浦和、名古屋
中施設	神戸、千葉、福岡、札幌、静岡、広島、八王子、京都、水戸
小施設	上記以外

図2-5は、施設規模別に非行名の状況を見たものである。

図2-5 施設規模と非行名（全少年）



■窃盗 ■道路交通法 □傷害(致死) □虞犯 ■毒劇法 ■恐喝 ■覚せい剤取締法 ■強盗 □強姦 □その他

注 () 内は実数である。

(注3) 平成10年の総務省統計局の統計資料によると、都道府県人口5位までの都道府県は「大施設」に、第6位から第13位までの道府県は「中施設」(八王子を除く。また、札幌少年鑑別所は北海道全道に対応するわけではないが、北海道の人口は第7位である。)に対応しており、この群分けが人口分布の実態から大きく外れるものではないと見てよいであろう。

図2-6は、男子少年について、非行名が窃盗、強盗及び傷害（致死）であるものを取り出し、施設規模別に、年次ごとの総数に対する割合の推移を示したものである。それぞれ、施設規模の3群とも同じ傾向を示しているが、窃盗は、全体に割合が低下する傾向にあるなかで、対象期間を通じて小施設における割合が大施設、中施設でのそれを上回り、強盗は、大施設での平成7年以降の急上昇傾向を中施設、小施設が追いかける形になっている。傷害（致死）は、対象期間の前半は大施設が中施設、小施設を若干下回っていたものが、後半逆転している。

図2-6 非行名における割合の推移（施設規模別・男子）

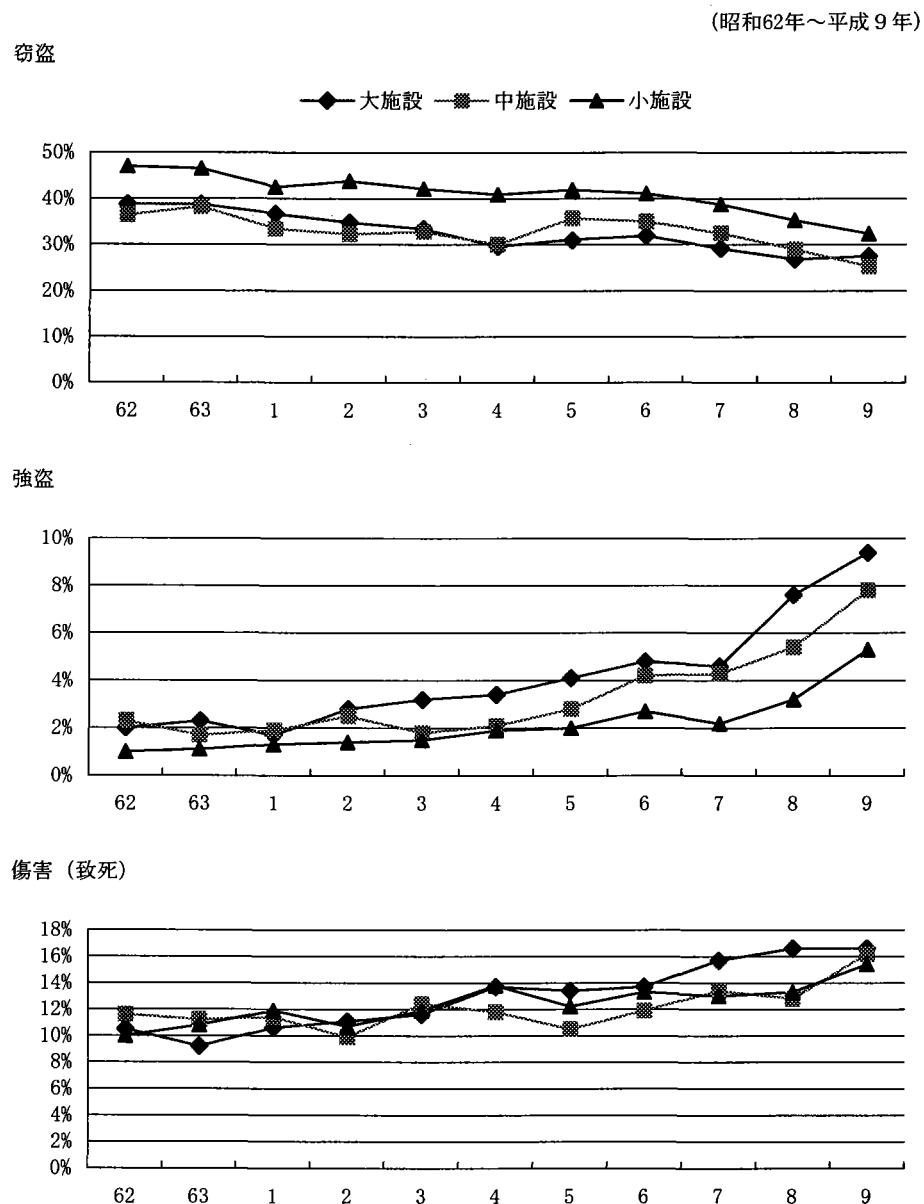
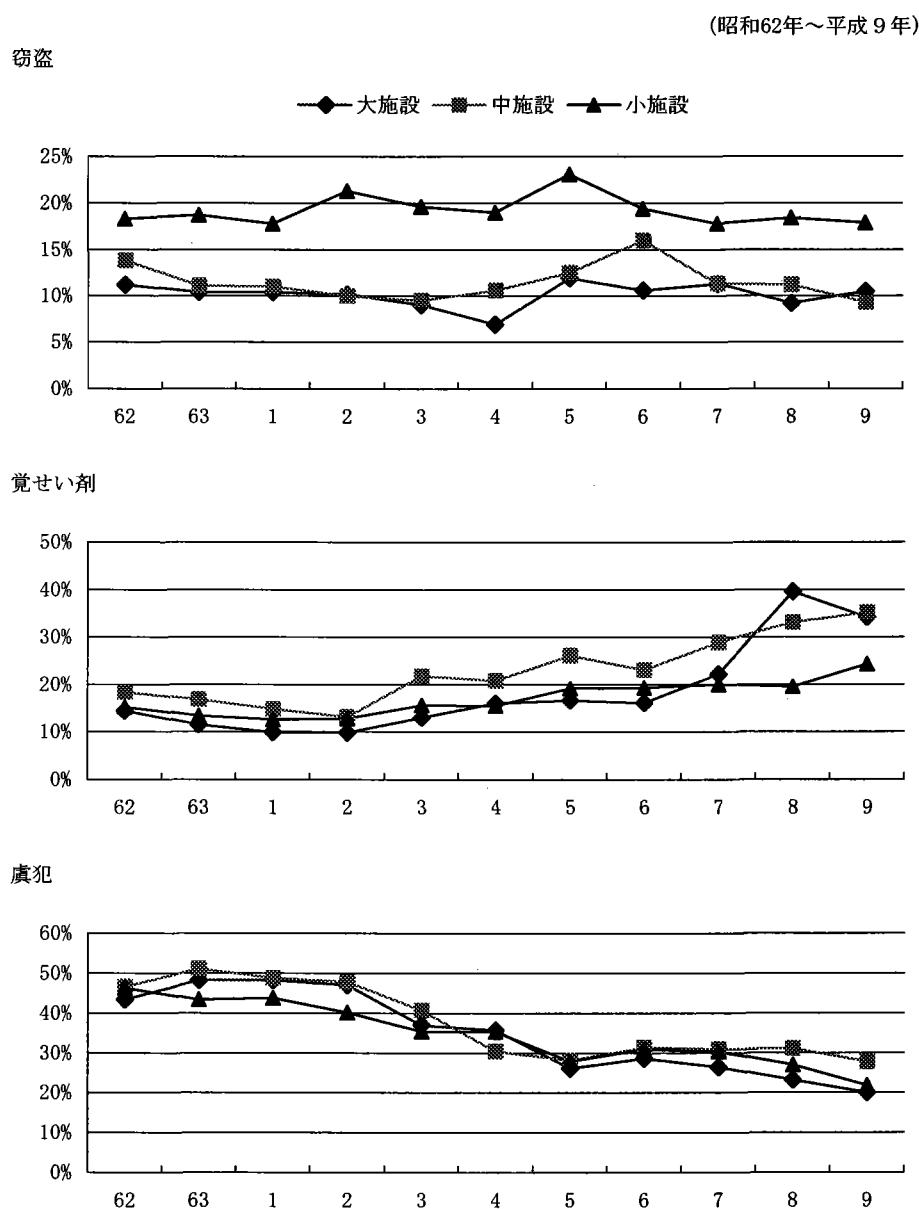


図2-7は、女子少年について、非行名が窃盗、覚せい剤取締法違反及び虞犯であるものを取り出し、施設規模別に、総数に対する割合の推移を示したものである。それぞれ、施設規模の3群ともほぼ同じ傾向を示しているが、窃盗は、男子少年の場合ほど低下傾向は見られず、対象期間を通じて小施設における割合が大施設、中施設でのそれをかなり上回っている。覚せい剤取締法違反は、全体には上昇の傾向にある。大施設での割合は、対象期間の半ば過ぎまで中施設、小施設を下回っているが、後半急上昇する様相を示している。虞犯は、3群とも低下傾向を示している。

図2-7 非行名における割合の推移（施設規模別・女子）



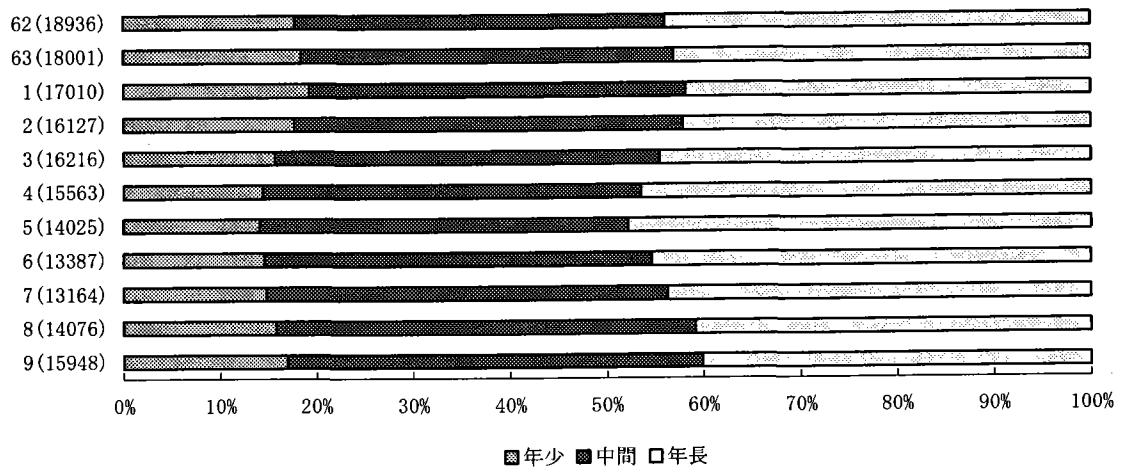
(3) 年齢層別の状況

次に、年齢を以下の3年齢層に分けて検討する。図2-8は、年次別・年齢層別状況を示したものである。

年齢層	対応する年齢
年少少年	15歳以下
中間少年	16歳、17歳
年長少年	18歳以上

図2-8 年齢層別割合の推移

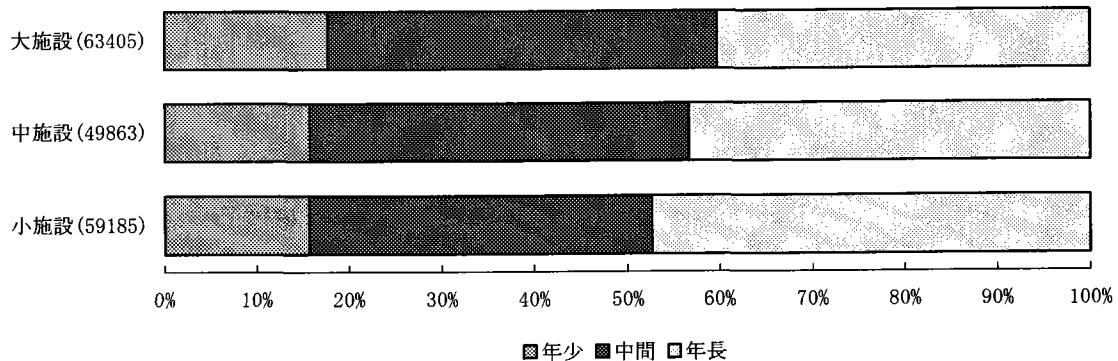
(昭和62年一平成9年)



注 () 内は実数である。

先に述べた施設規模と年齢層別の関係を見たものが図2-9である。施設規模が大きくなるほど、言い換れば、都市化の度合いが高いほど、年長少年の割合が低下し、年少少年の割合が上昇する傾向がうかがわれる。

図2-9 施設規模と年齢層



注 () 内は実数である。

図2-10は、男子少年について、非行名が窃盗、強盗及び傷害（致死）であるものを取り出し、年齢層による割合の推移を示したものである。

図2-10 年齢層別割合の推移（男子）

(昭和62年～平成9年)

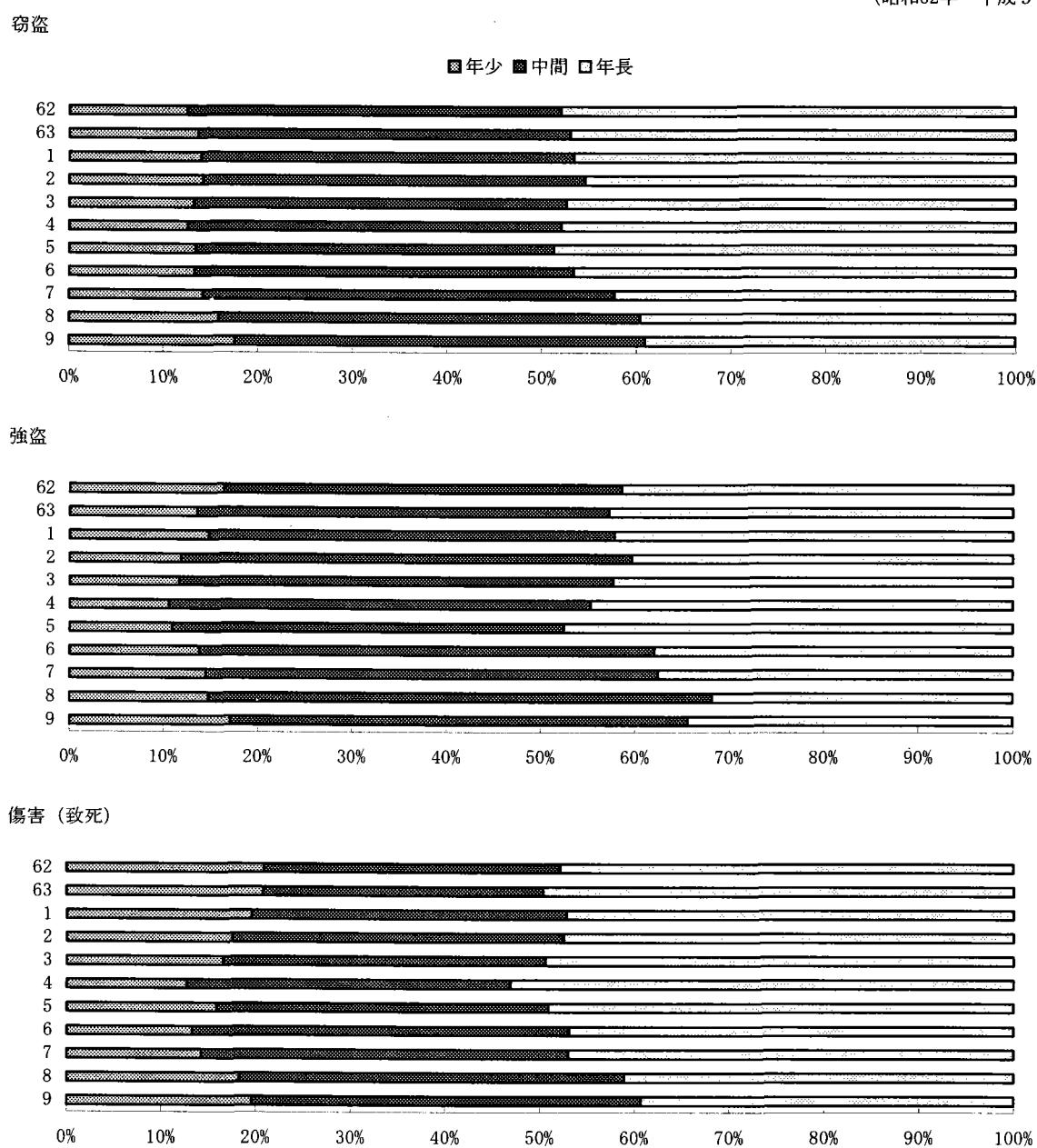
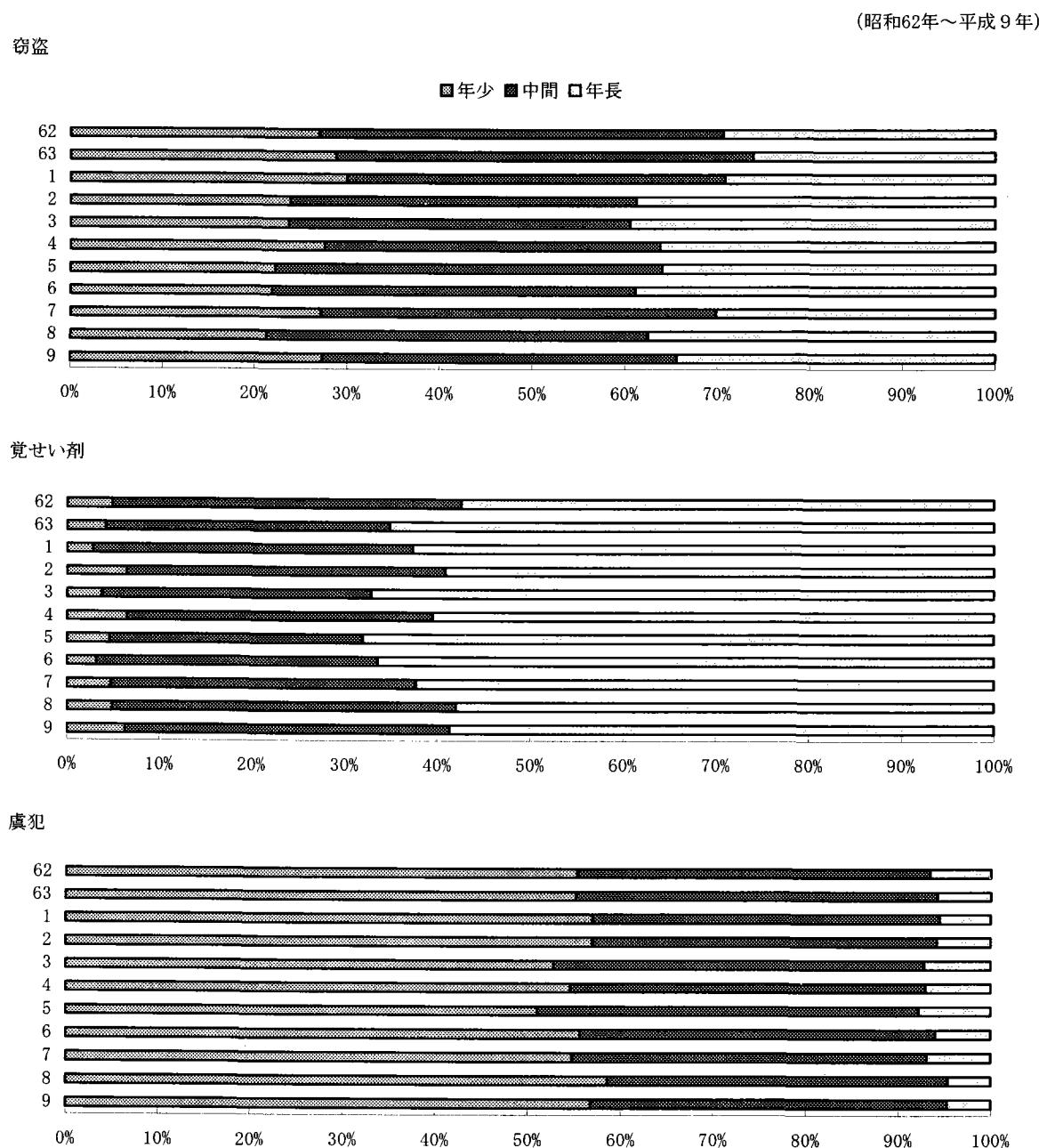


図2-11は、女子少年について、非行名が窃盗、覚せい剤取締法違反及び虞犯であるものを取り出し、年齢層による割合の推移を示したものである。

図2-11 年齢層別害合の推移（女子）



(4) 人口比

対象資料の数は厳密には人口比になじむ数値ではないが、参考とするために算出してみた。ここでいう人口比は、対応する人口1,000人当たりの比率である。

図2-12 人口比の推移（対象資料合計）

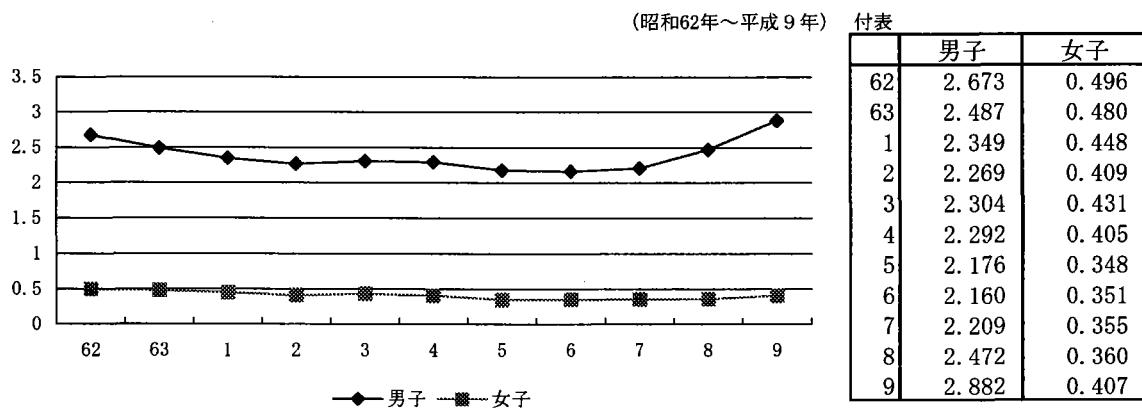
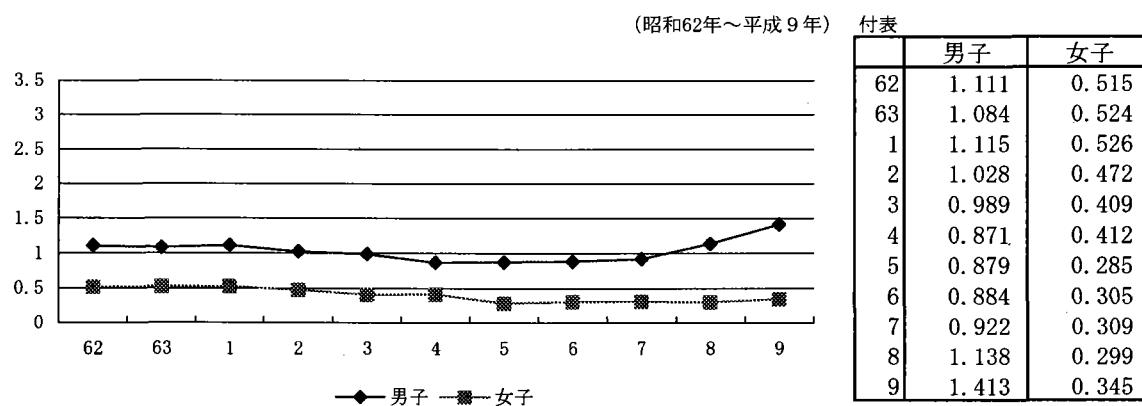


図2-12は、対象資料合計についてのものである。対応する人口は、14歳以上19歳以下の人口である。男子では、対象期間の前半低下を続けるが、平成6年を底に上昇に転じ、9年は昭和62年の水準を超えている。女子では、62年からの低下傾向が対象期間の最終期に入って上昇に転じる兆しを見せている。

図2-13は、本研究で取り上げる年少少年の資料合計についてのものである。対応する人口は、14歳及び15歳の人口である。

図2-13 人口比の推移（年少少年資料合計）



対象資料合計でのものと比べ、男子では対象期間を通してかなり低い数値になっているが、ここでも、対象期間の後半上昇し、平成8年には昭和62年の水準を超えており。女子については、年次によって、対象資料合計でのものと比べ年少少年のものが高い数値になっているが、対象期間の前半と比べ後半の方が低い数値となっている。

第3 年少少年の資料

以下は、年少少年の資料に焦点を当てて見ていく。年少少年の資料は、総数2万8,409であり、男女別の内訳は、男子2万664、女子7,745となっている。項目により、対比のために非年少少年の資料についても提示した。資料のないもの、あるいは不明のものについては検討から除外した。

男子少年と女子少年とでは非行の様相にかなり差が見られることは、よく言われることである。ここでは、男女別に見ることとする。

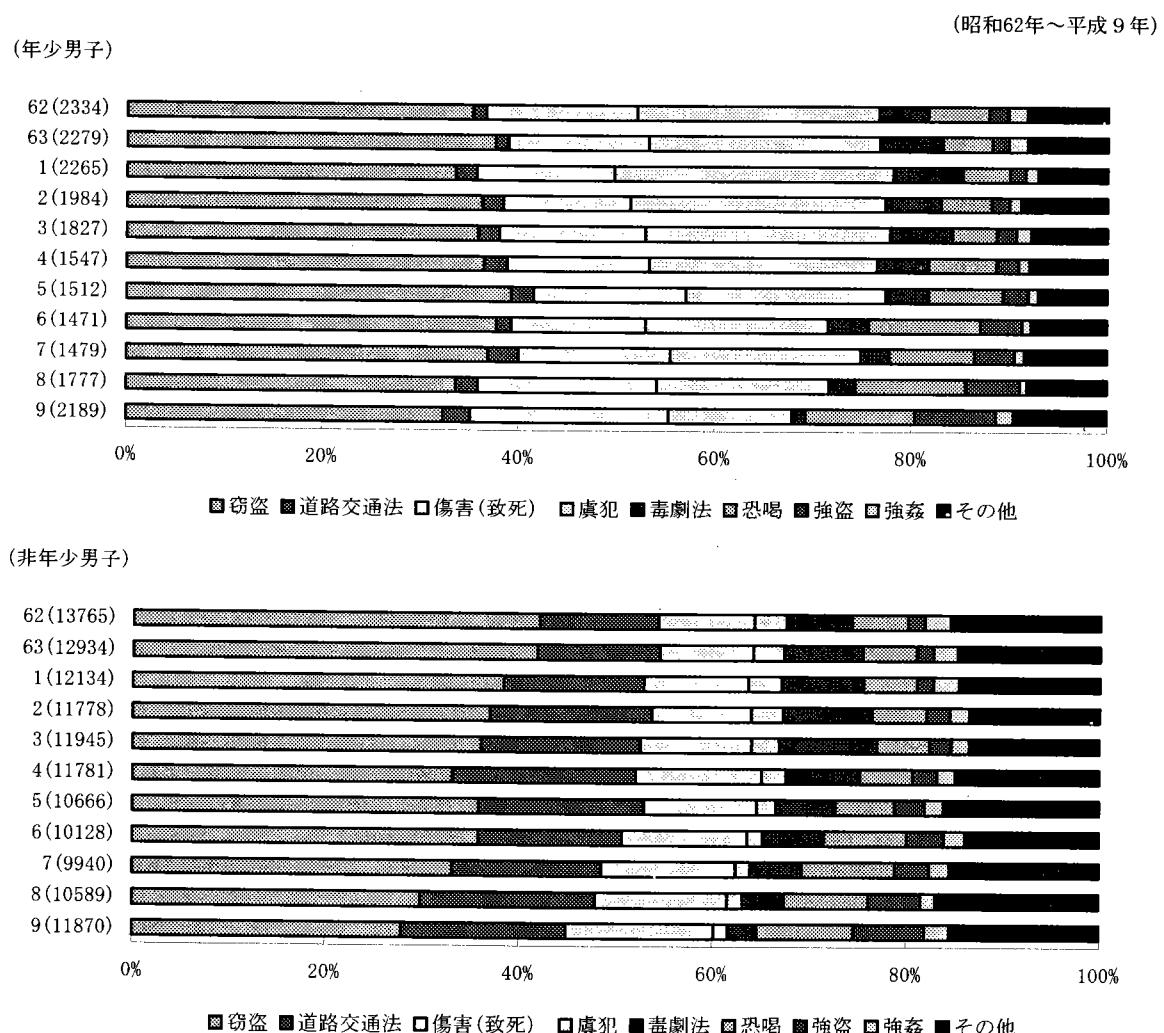
1 本件非行

(1) 非行名

[男子少年]

対象期間を通して窃盗の割合が高く、4割近くとなる年もある。対象期間の合計では以下、虞犯、傷害(致死)、恐喝と続くが、虞犯は経年につれて減少する傾向にある。また、その他の非行では、強盗の増加が目立つ。

図3-1 非行名の割合の推移

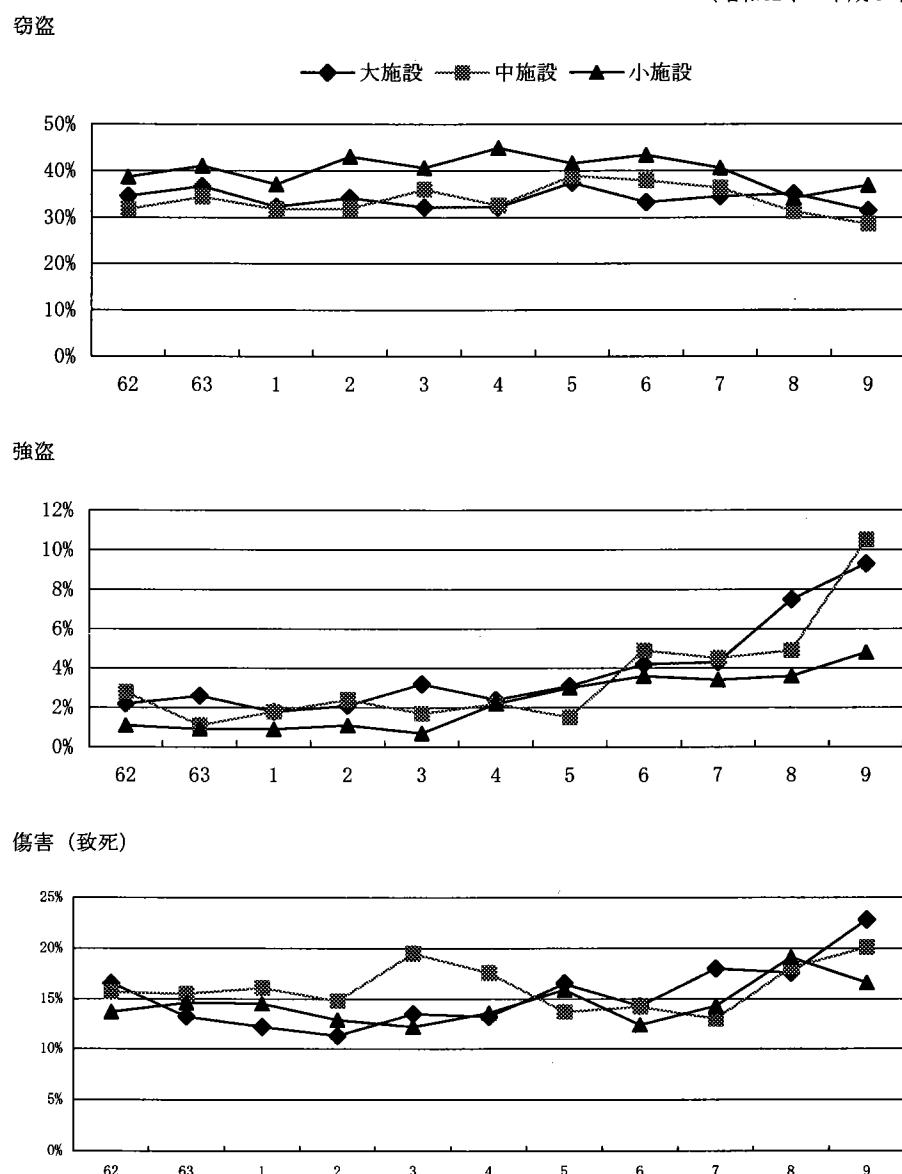


注 () 内は実数である。

図3-2は、非行名が窃盗、強盗及び傷害（致死）であるものを取り出し、施設規模別に、総数に対する割合の推移を示したものである。年少少年においても、先に見た全男子少年における資料とほぼ同じ傾向がうかがわれ、窃盗については年少少年においても小施設での割合が大施設、中施設を上回る。また、中施設における強盗の割合の上昇が顕著である一方で、小施設においては、強盗の割合の上昇は、まだ小さい。

図3-2 非行名における割合の推移（施設規模別・年少男子）

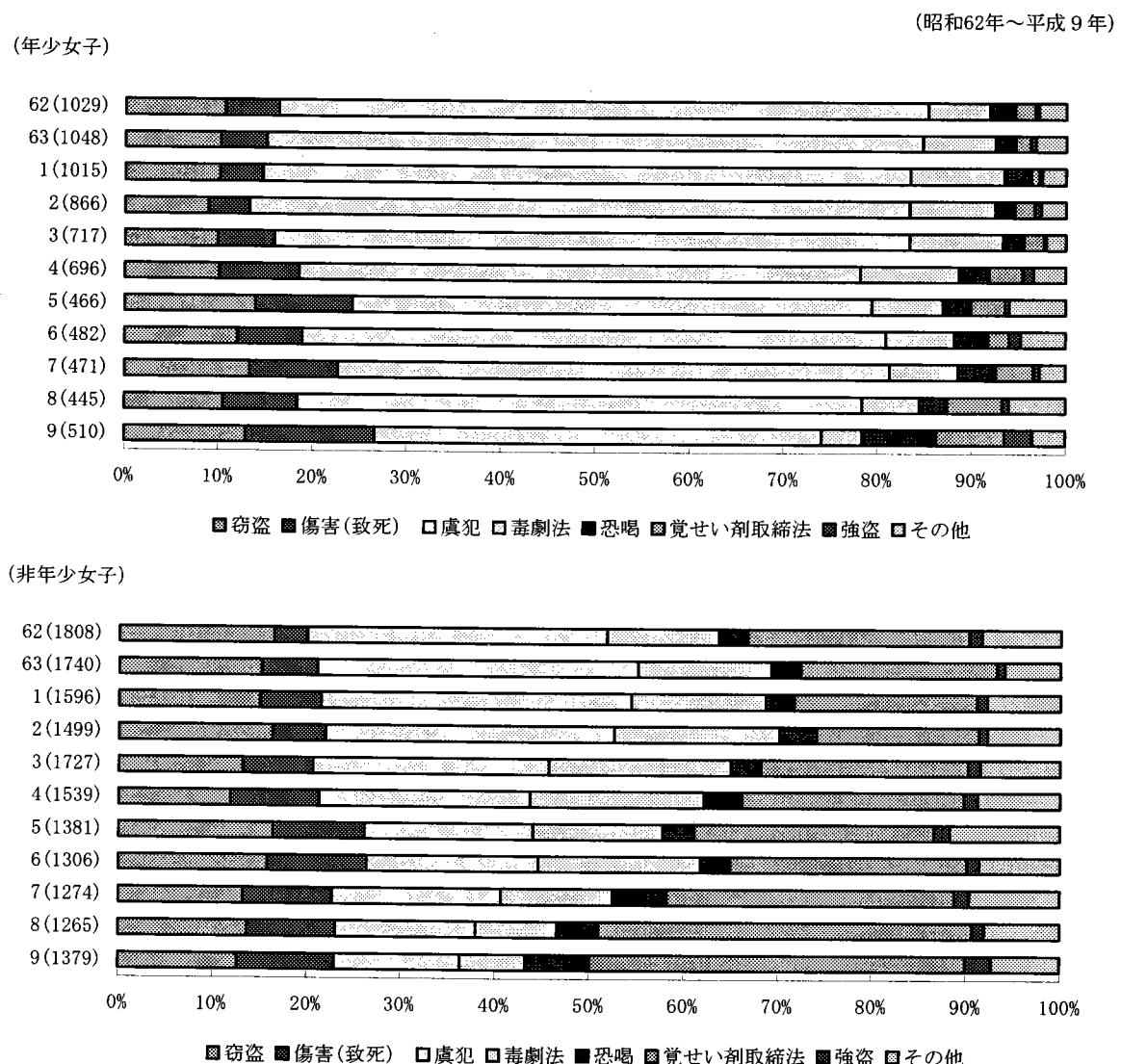
（昭和62年～平成9年）



[女子少年]

年少女子少年では、対象期間を通して虞犯の割合が高く、7割を超える年もある。以下、窃盗、毒劇物取締法違反、傷害（致死）と続く。非年少女子少年では覚せい剤取締法違反、虞犯、窃盗、毒劇物取締法違反の順である。非年少女子少年、年少女子少年ともに、対象期間の前半と比べ、後半では傷害（致死）、恐喝、強盗及び覚せい剤取締法違反の割合が上昇し、虞犯の割合が低下する傾向がうかがわれる。

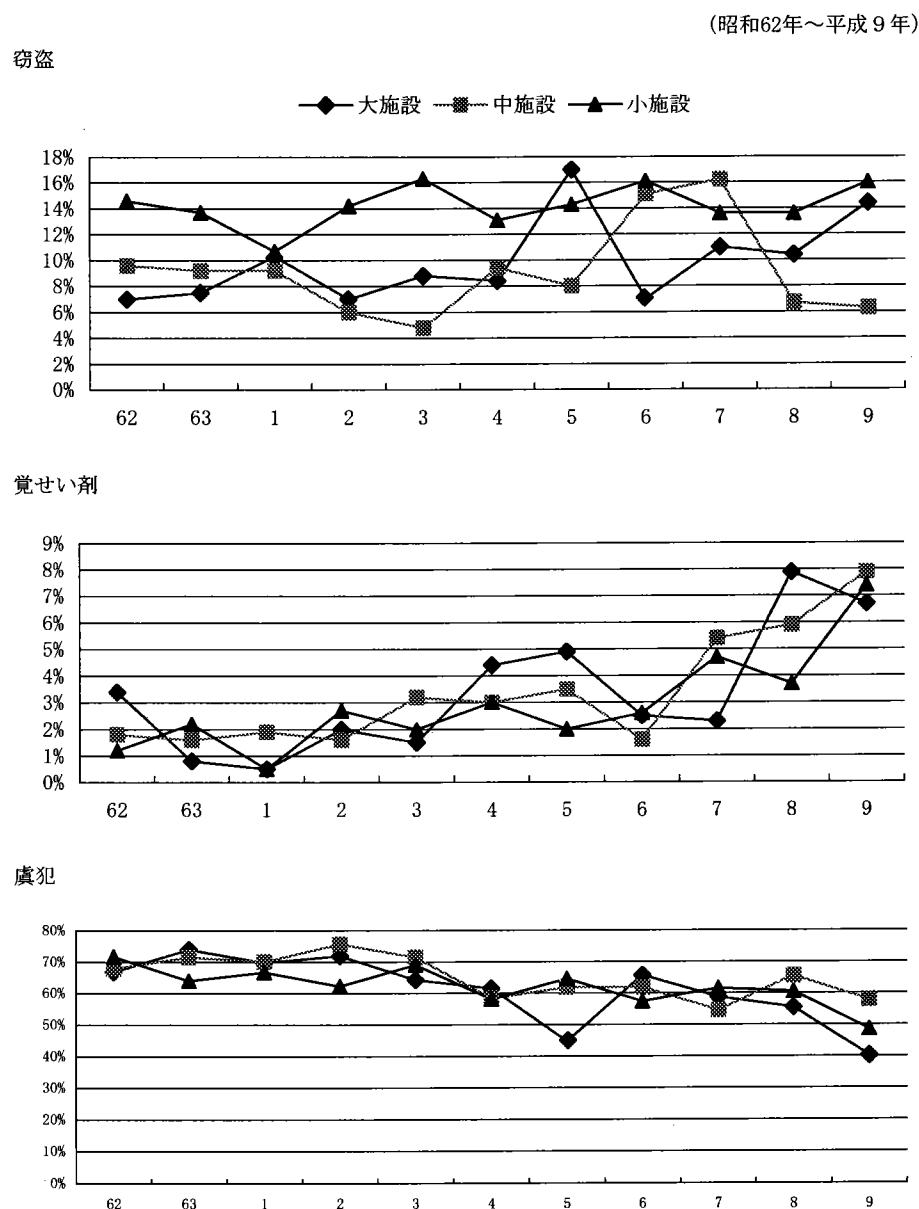
図3-3 非行名の割合の推移



注 () 内は実数である。

図3-4は、非行名が窃盗、覚せい剤取締法違反及び虞犯であるものを取り出し、施設規模別に、総数に対する割合の推移を示したものである。ごく大雑把に見れば、年少少年においても、先に見た全女子少年における資料と似た傾向を示しているが、年少少年においては、窃盗について、大施設での割合が平成5年に、中施設での割合が6、7年に山を形成し、小施設での割合を上回っている。

図3-4 非行名における割合の推移（施設規模別・年少女子）



(2) 非行の動機

非行が敢行されるとき、そこにはいくつかの動機が複雑に絡み合っていることが通常であり、非行の動機が一つであることはまれである。この資料は、鑑別担当者が、主となる動機は何かを判定した項目である。

[男子少年]

対象期間の合計では、「お金や物が欲しくて」の割合が高く、次いで「遊び」、「かっとなつて」の順である。図3-6が示すように、経年につれて「かっとなつて」の割合が上昇する兆しがうかがわれる。

図3-5 本件非行の動機（年少男子）

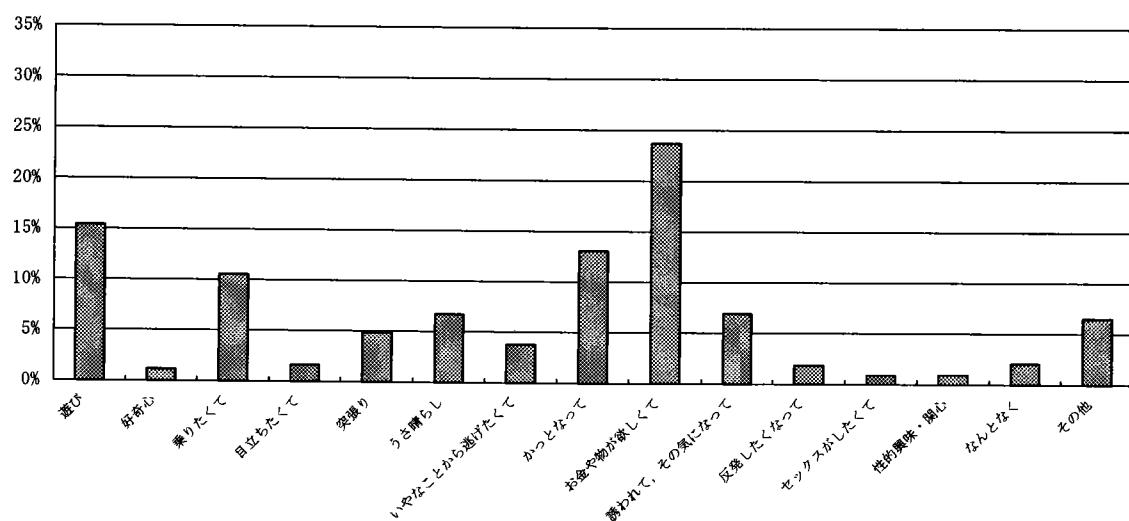
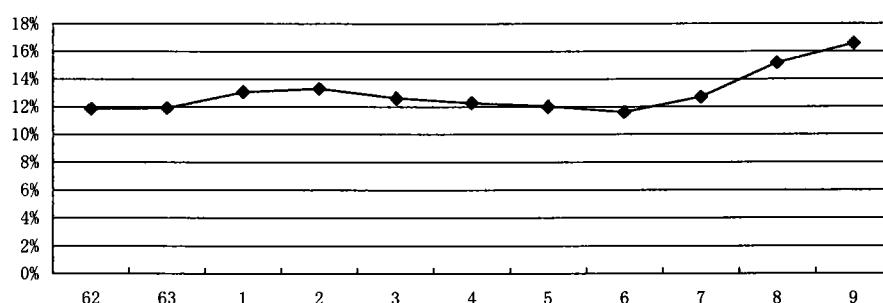


図3-6 本件非行の動機（年少男子・かっとなつて）

(昭和62年～平成9年)



[女子少年]

対象期間を通して「遊び」の割合が高く、合計では32.4%となり、次いで「いやなことから逃げたくて」、「うき晴らし」の順である。なお、平成9年はそれ以前とはかなり違う分布となっている。「遊び」が高いことは同様であるが、その割合は大きく低下し、代わって「お金や物が欲しくて」や「かっとなつて」が高くなっている。年少女子少年における非行の様相の変化をうかがわせる。

図3-7 本件非行の動機（年少女子）

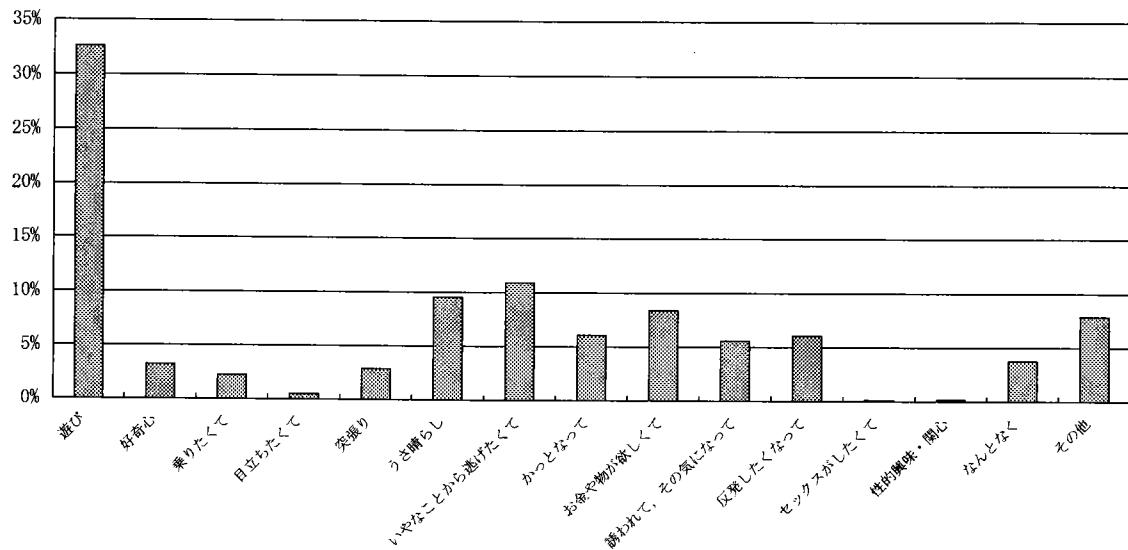
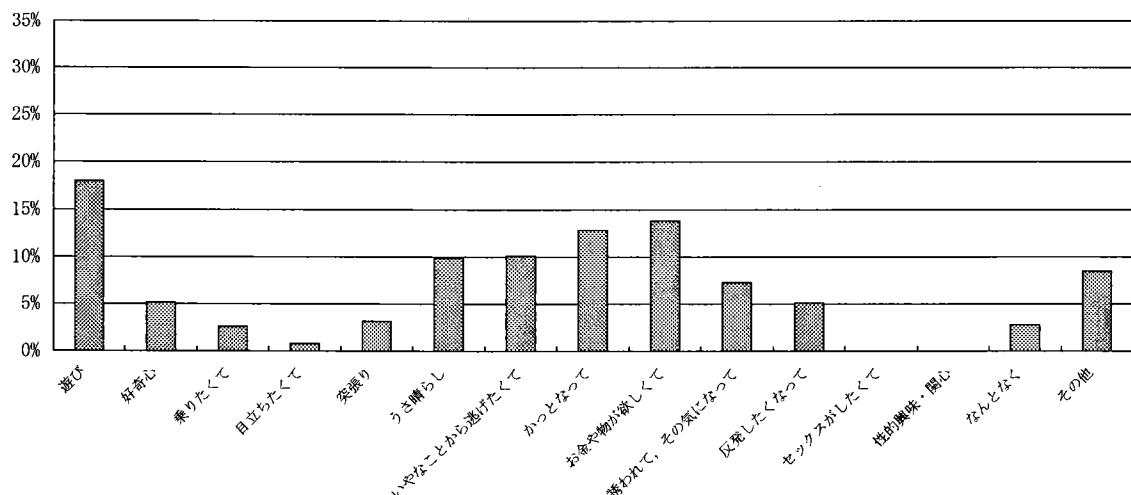


図3-8 本件非行の動機（年少女子・平成9年）



(3) 非行地

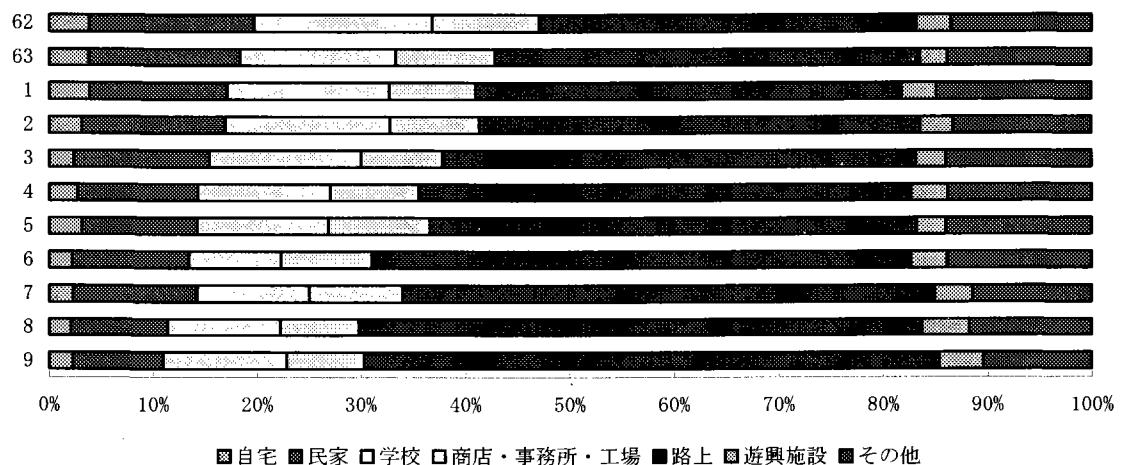
[男子少年]

対象期間の合計を見ると「路上」の割合が高く、半数近くの45.5%となっている。非年少男子少年では58.0%である。年少男子少年の場合、次いで「学校」(13.5%)となるのは、当然と言えるかも知れない。

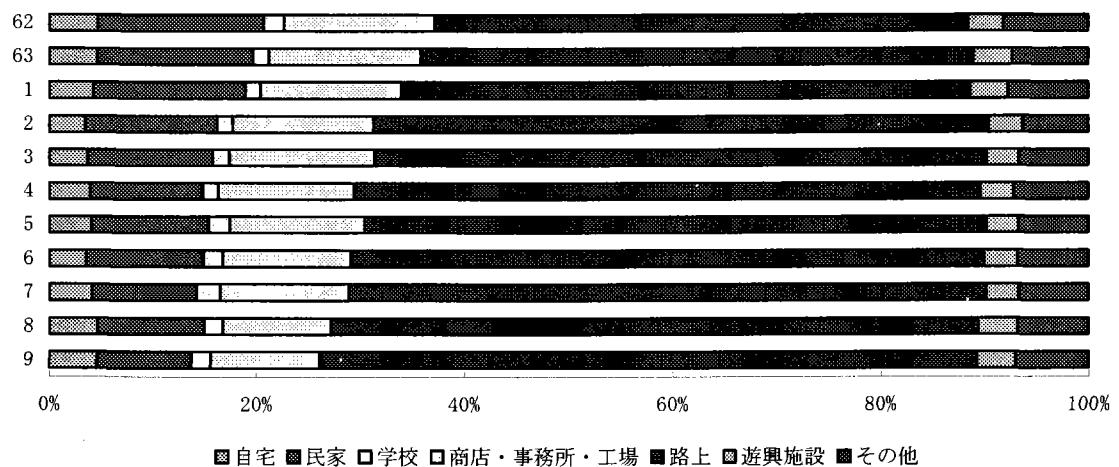
図3-9 本件の主な非行地

(昭和62年～平成9年)

(年少男子)



(非年少男子)



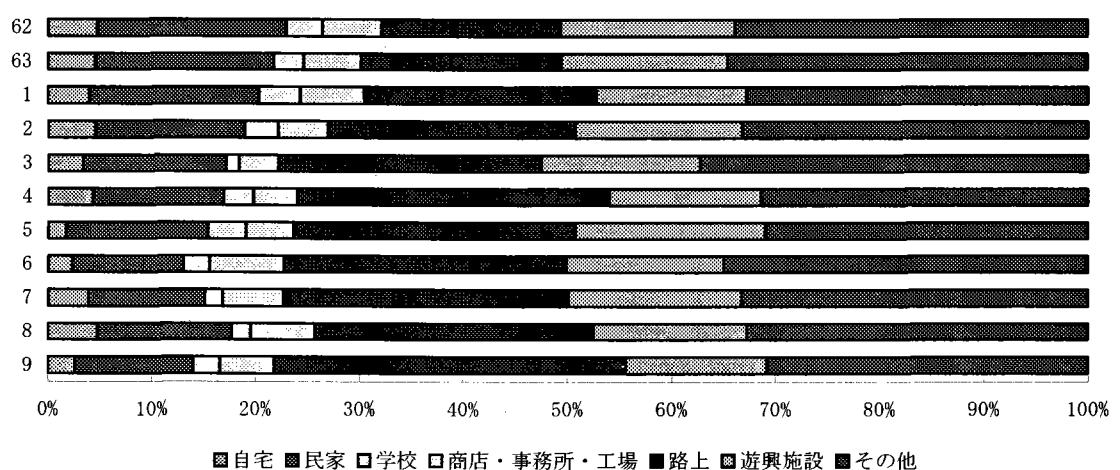
[女子少年]

「その他」を除くと、対象期間の前半では「民家」の割合が高く、後半になると「路上」が高くなる。これは非年少女子少年についても当てはまる。年少女子少年の場合、対象期間の合計では「路上」が24.0%で最も高く、次いで「遊興施設」、「民家」となる。男子少年で高い「学校」の割合は、女子少年では低い。

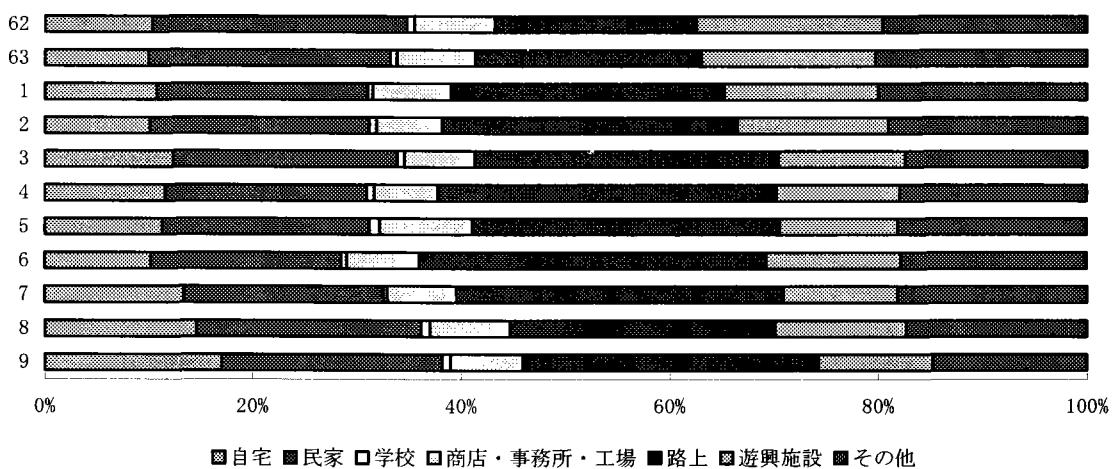
図3-10 本件の主な非行地

(昭和62年～平成9年)

(年少女子)



(非年少女子)



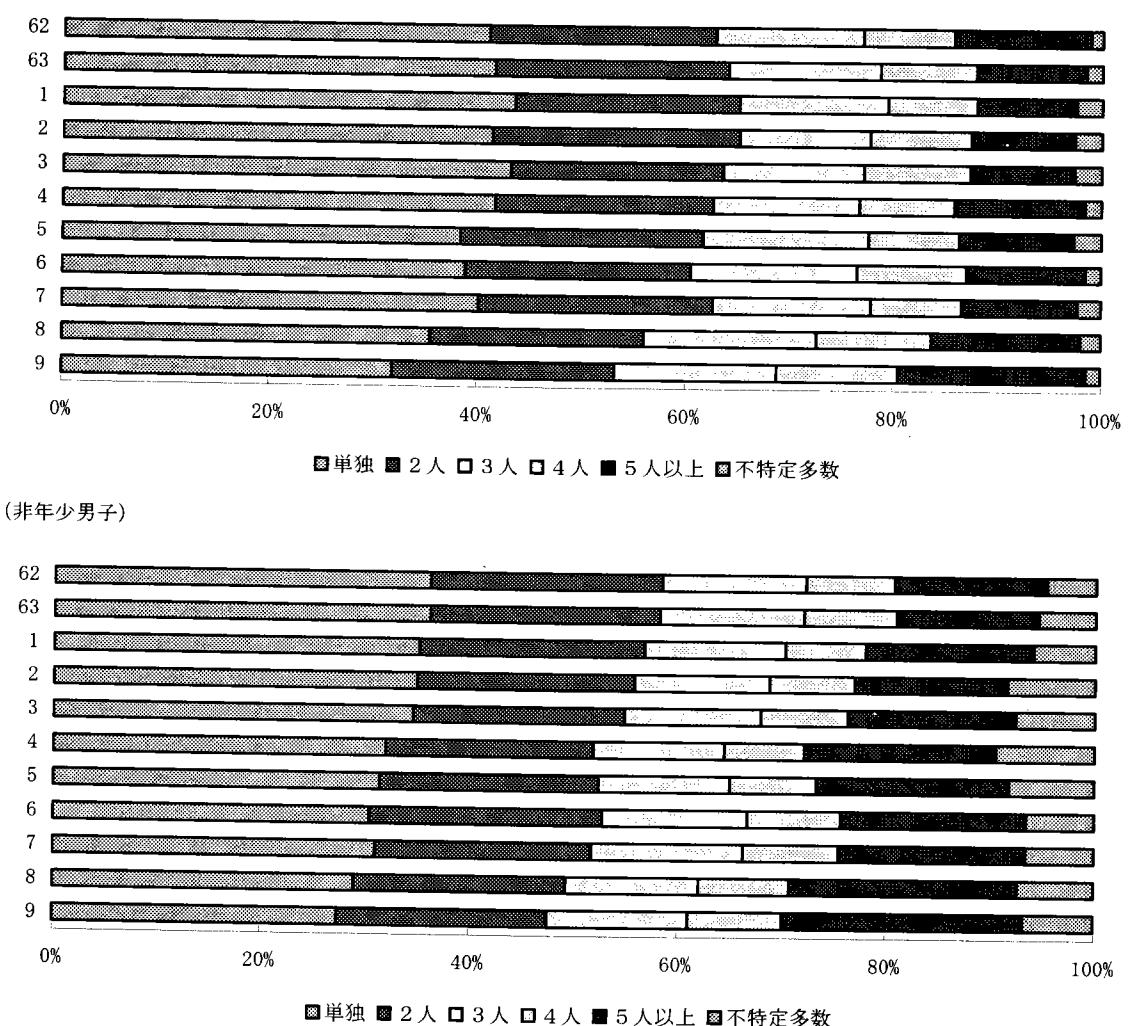
(4) 共犯の有無及び共犯数

[男子少年]

対象期間の合計を見ると、共犯のない単独のものが4割近くを占める。非年少男子少年との比較で見ると、非年少男子少年より年少男子少年の方が単独の割合が高い。また、4人以上の共犯の割合は年少男子少年の方が低く、2、3人の共犯は年少男子少年の方が高い。年少男子少年では、複数で非行を引き起こす場合、少数の仲間で引き起こすことの多いことがうかがわれる。

図3-11 本件共犯数

(昭和62年～平成9年)



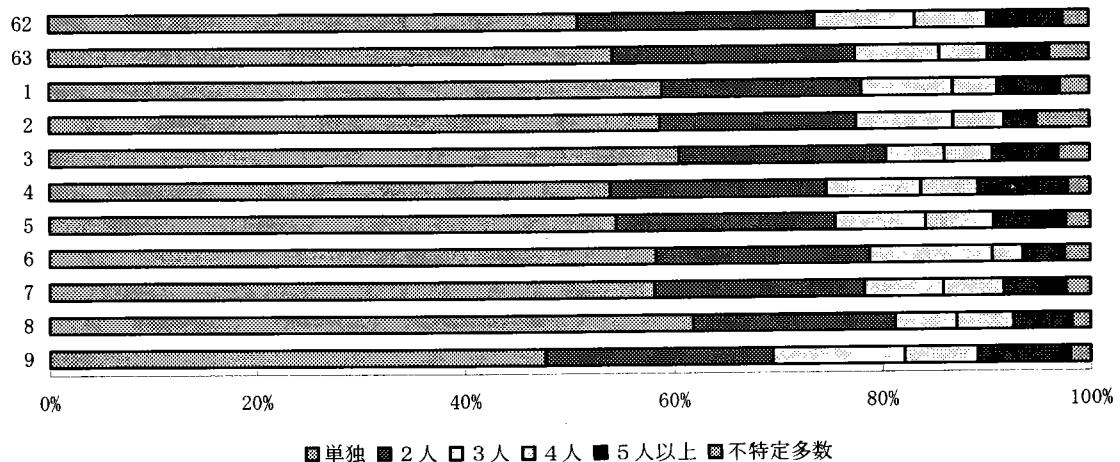
[女子少年]

対象期間の合計を見ると、共犯のない単独のものが過半数を占める。男子少年の場合と同様、非年少女子少年より年少女子少年の方が単独の割合が高い。逆に、2人共犯の割合は、非年少女子少年より年少女子少年の方が低い。4人以上の共犯の割合は、女子少年では、年少、非年少ともに男子少年と比べ、低い。

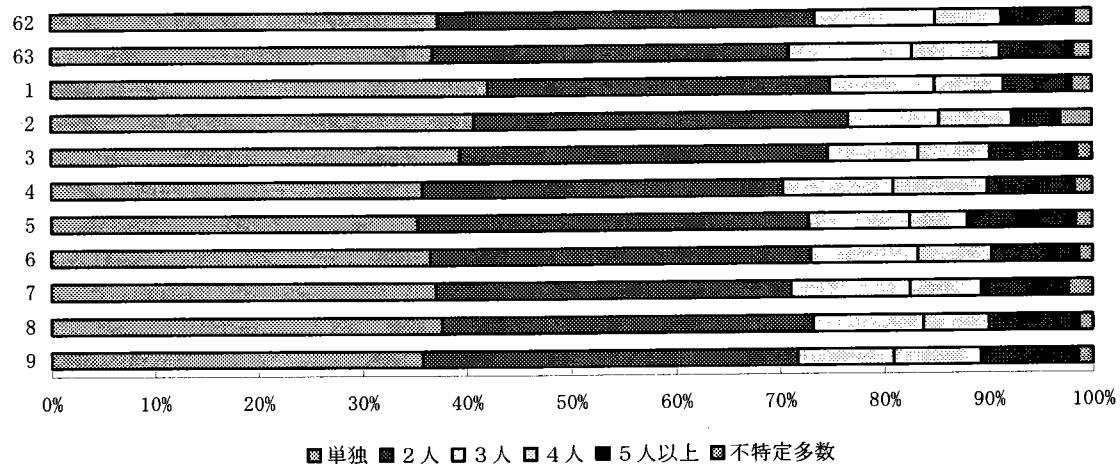
図3-12 本件共犯数

(昭和62年～平成9年)

(年少女子)



(非年少女子)



(5) 共犯の種類

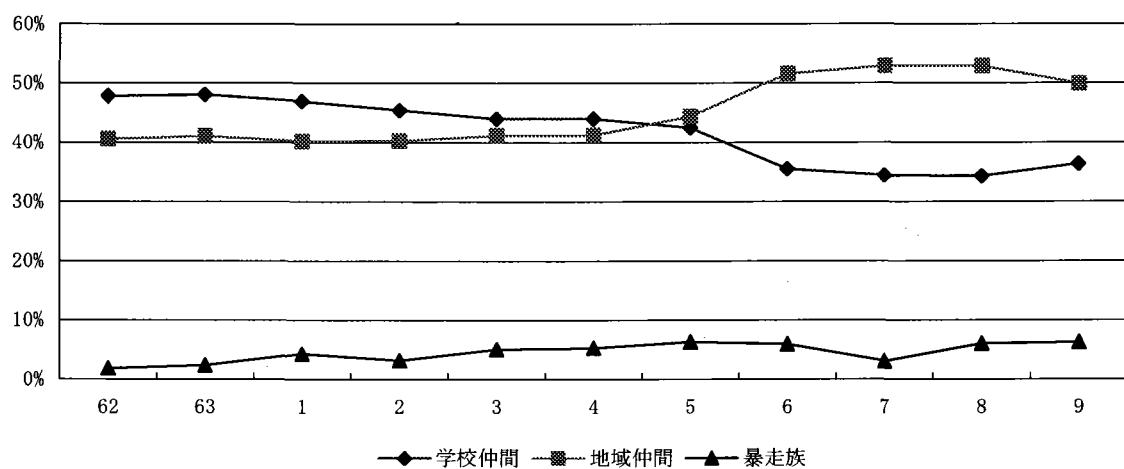
[男子少年]

単独犯と不明のものを除き、対象期間の合計を見ると、学校仲間の割合が42.1%，地域仲間の割合が44.9%，暴走族が4.5%などとなっている。図3-13は、学校仲間、地域仲間及び暴走族の割合の推移を示したものである。対象期間の前半は学校仲間が地域仲間を超えていたが、後半、地域仲間の割合が上昇し、半数を超える状況が続いている。暴走族は、非年少男子少年の対象期間の合計における26.0%と比べると年少男子少年での割合は小さいものの、一定水準で持続している。

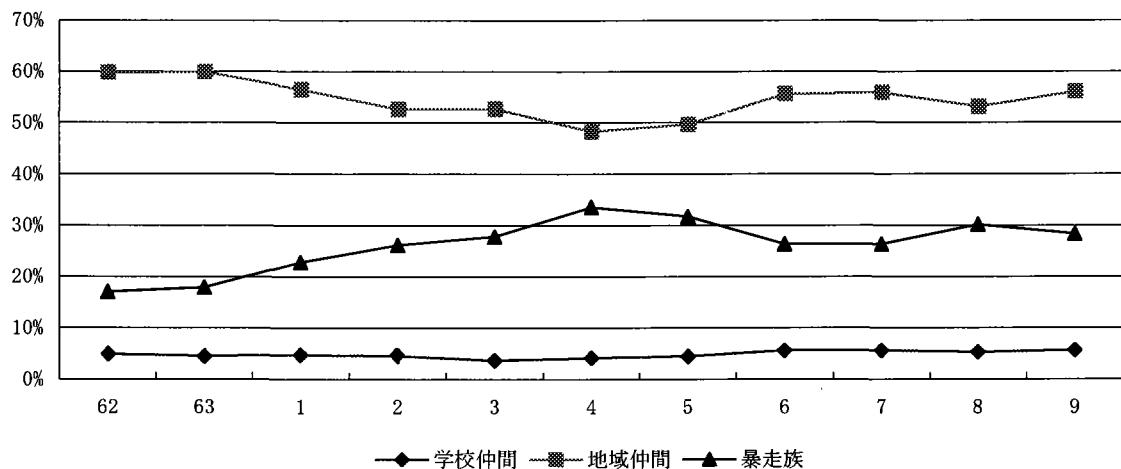
図3-13 共犯の種類・割合の推移

(昭和62年～平成9年)

(年少男子)



(非年少男子)



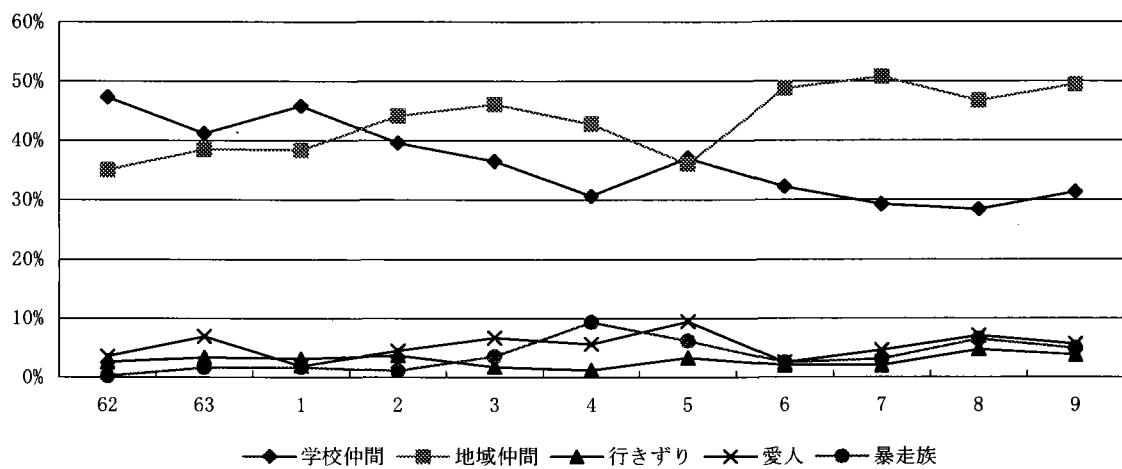
[女子少年]

単独犯と不明のものを除き、対象期間の合計を見ると、学校仲間の割合が38.2%，地域仲間の割合が42.0%となり、この2つで過半を占めるのは年少男子少年と同様であるが、女子の場合、次いで高い割合を示すのは愛人、行きずりである。非年少女子少年においては、愛人の割合は、地域仲間に次いで高く、ほぼ4分の1を占める。図3-14は、学校仲間、地域仲間、行きずり、愛人及び暴走族の割合の推移を示したものである。

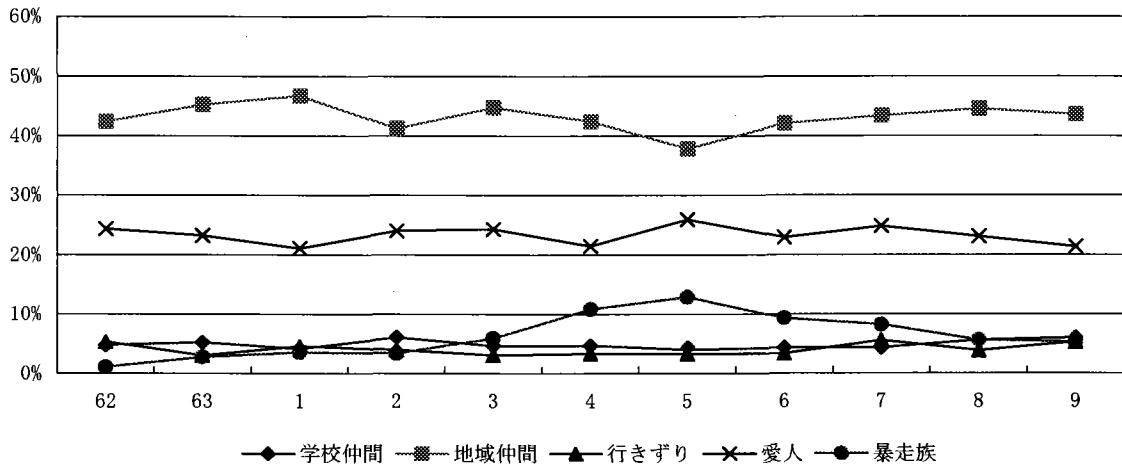
図3-14 共犯の種類・割合の推移

(昭和62年～平成9年)

(年少女子)



(非年少女子)



(6) 共犯の役割

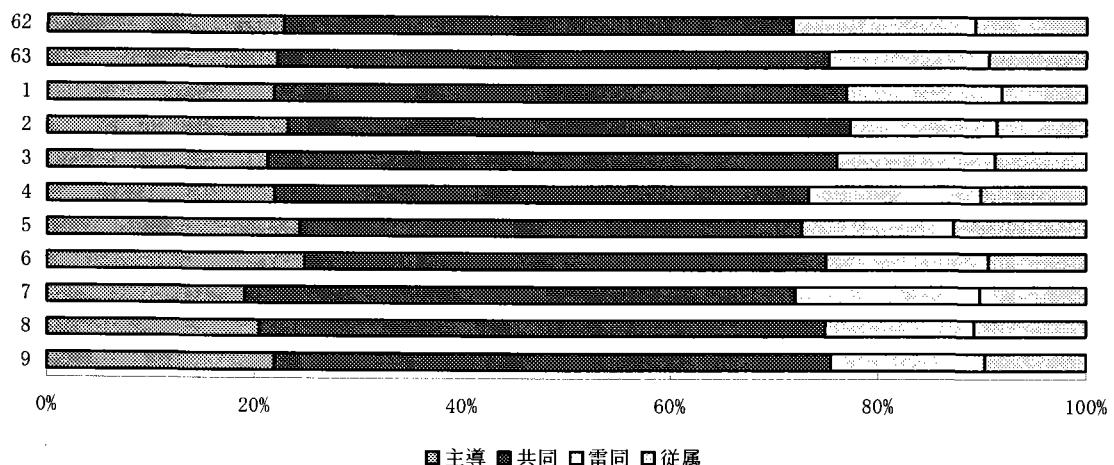
[男子少年]

図3-15は、単独犯と不明のものを除き、年次別、共犯の役割別の状況を示したものである。非年少男子少年での状況と比べ、年少男子少年においては雷同、従属の割合が低く、主導、共同の割合が高くなる。年少少年の場合、共犯のある事件にかかわって少年鑑別所への観護の措置となるのは、主導的に、あるいは共同で非行にかかわったものであることが多い、ということかも知れない。

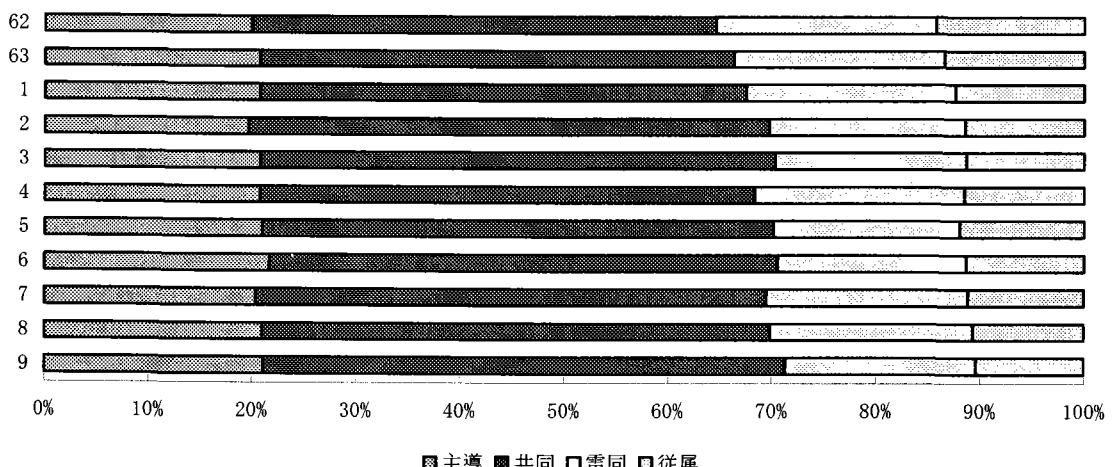
図3-15 共犯の役割

(昭和62年～平成9年)

(年少男子)



(非年少男子)



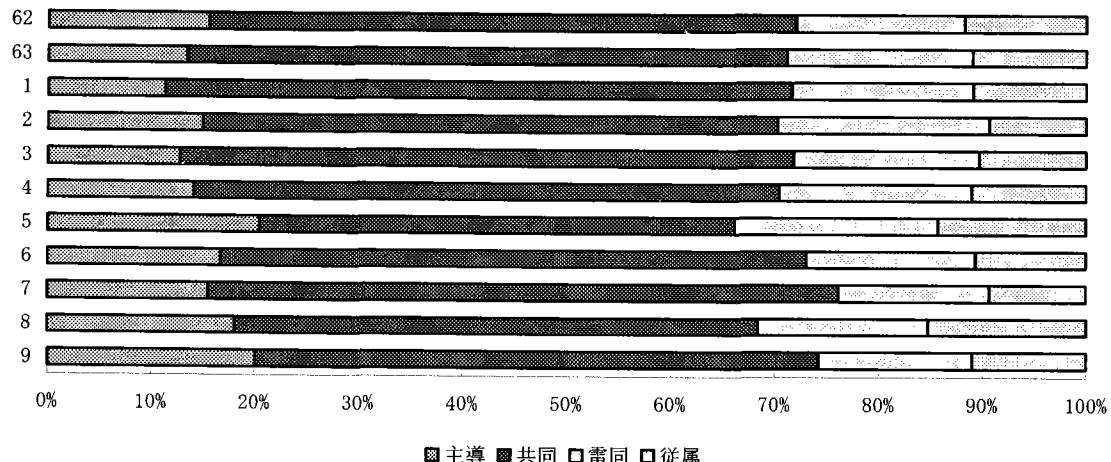
[女子少年]

図3-16は、単独犯と不明のものを除き、年次別、共犯の役割別の状況を示したものである。非年少女子少年での状況と比べ、年少女子少年においては従属の割合が低く、主導、共同の割合が高くなる。この傾向は、男子少年の場合とほぼ同様である。

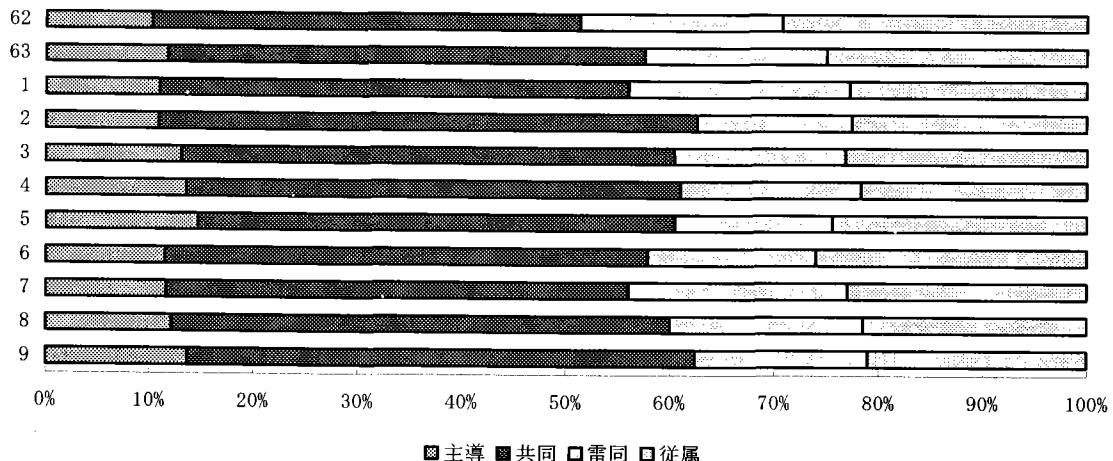
図3-16 共犯の役割

(昭和62年～平成9年)

(年少女子)



(非年少女子)



2 捕導・処分歴等

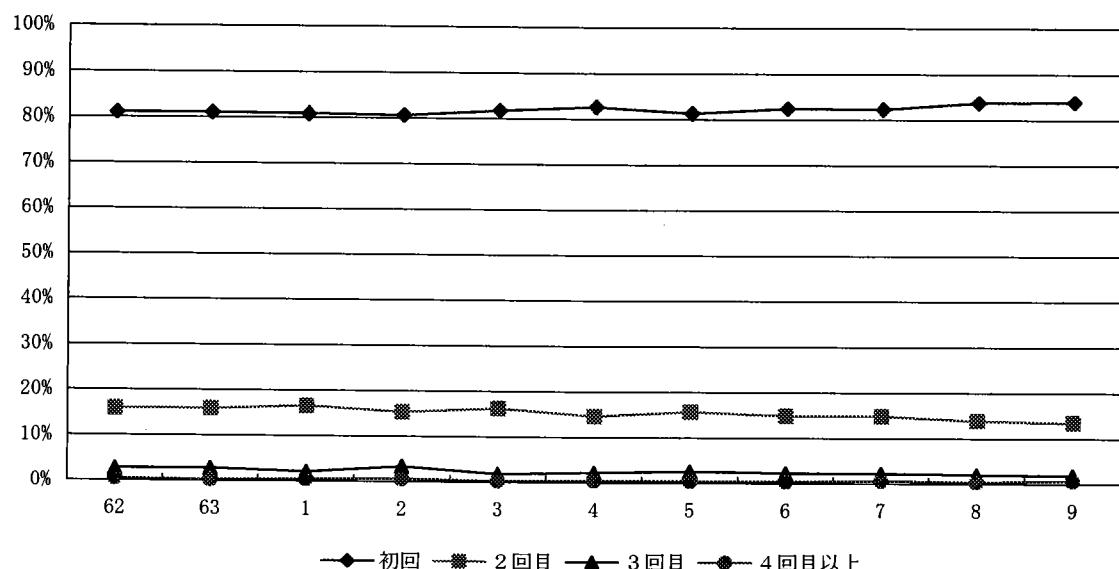
(1) 入所回数

[男子少年]

対象期間を通して、少年鑑別所収容が初回であるものの割合が8割を超える。ごく少数ではあるが、年少の少年であっても、少年鑑別所収容の回数が4回を超えるものもいる。

図-17 入所回数（年少男子）

(昭和62年～平成9年)

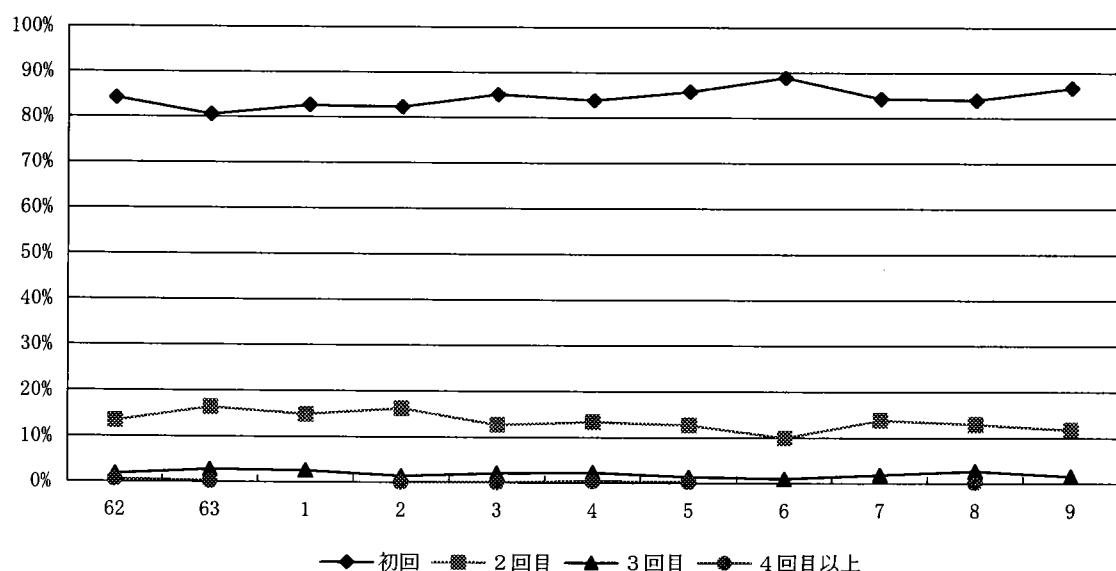


[女子少年]

対象期間を通して初回の少年鑑別所収容であるものが8割を超え、9割近い年もある。年少男子少年と比べると、年少女子少年の方が初回であるものの割合が若干高い。

図3-18 入所回数（年少女子）

(昭和62年～平成9年)



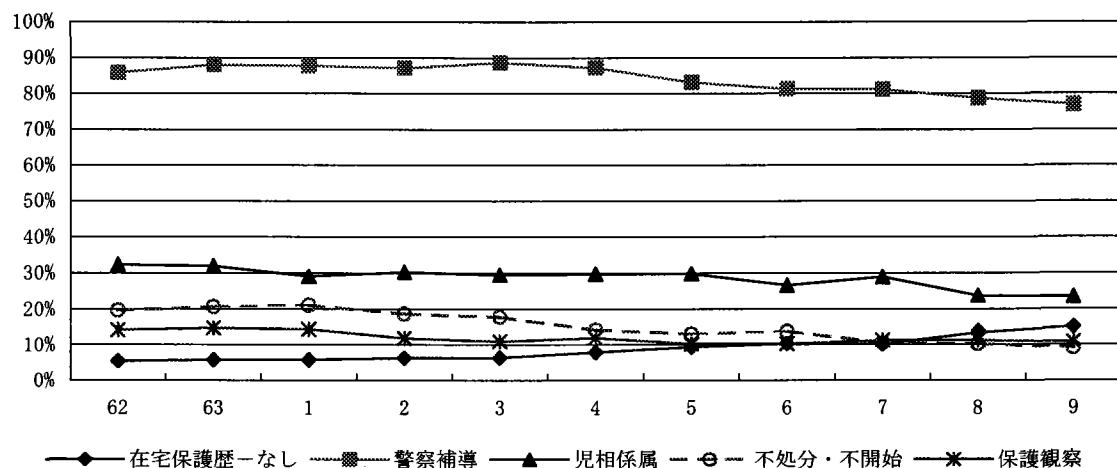
(2) 在宅保護歴

[男子少年]

対象期間の合計では、在宅での各種保護（警察補導、児相係属、家裁での不処分・不開始、保護観察等）歴のないものが8.5%となっているが、経年につれてその割合が高くなる傾向がうかがわれる。警察補導歴のあるものは84.4%となっており、非年少男子少年（79.4%）よりも高い。

図3-19 在宅保護歴（年少男子）

（昭和62年～平成9年）

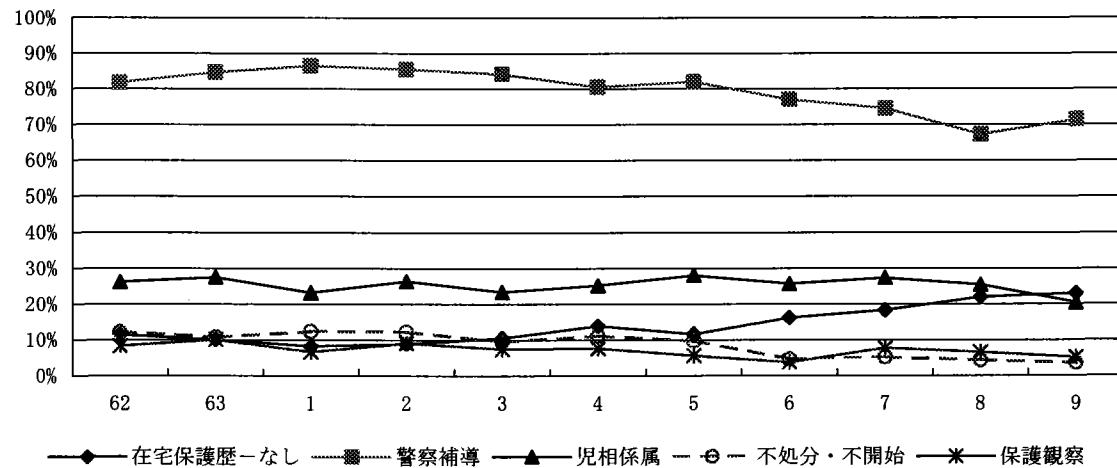


[女子少年]

対象期間の合計では、在宅での各種保護（警察補導、児相係属、家裁での不処分・不開始、保護観察等）歴のないものが12.8%となっているが、年少男子少年の場合と同様に経年につれてその割合が高くなる傾向がうかがわれ、9年には、23.1%となっている。警察補導歴のあるものは81.1%となっており、非年少女子少年（73.8%）よりも高い。

図3-20 在宅保護歴（年少女子）

（昭和62年～平成9年）



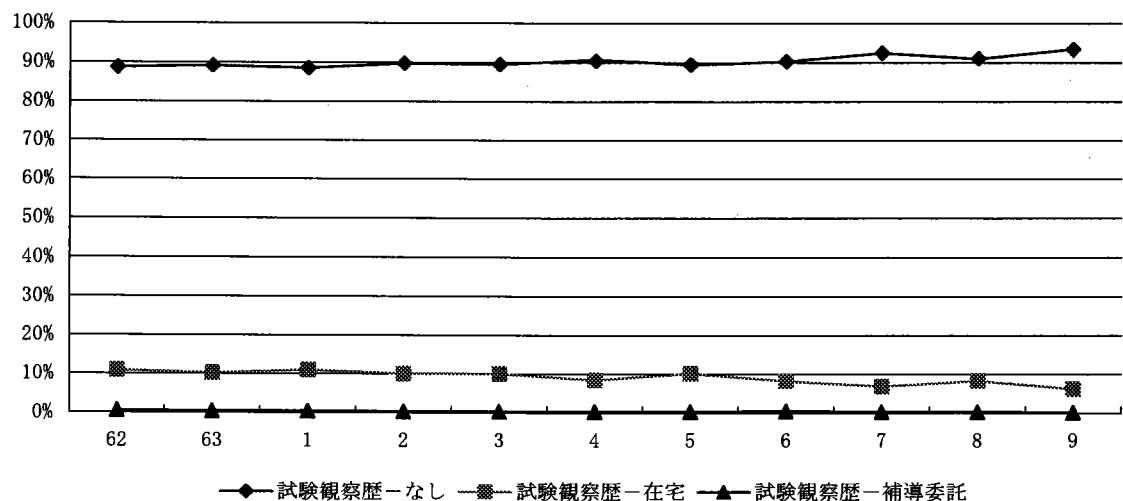
(3) 試験観察歴

[男子少年]

対象期間の合計では、家庭裁判所の試験観察歴のあるものは、在宅試験観察9.3%，補導委託による試験観察0.3%となっている。

図3-21 試験観察歴（年少男子）

（昭和62年～平成9年）

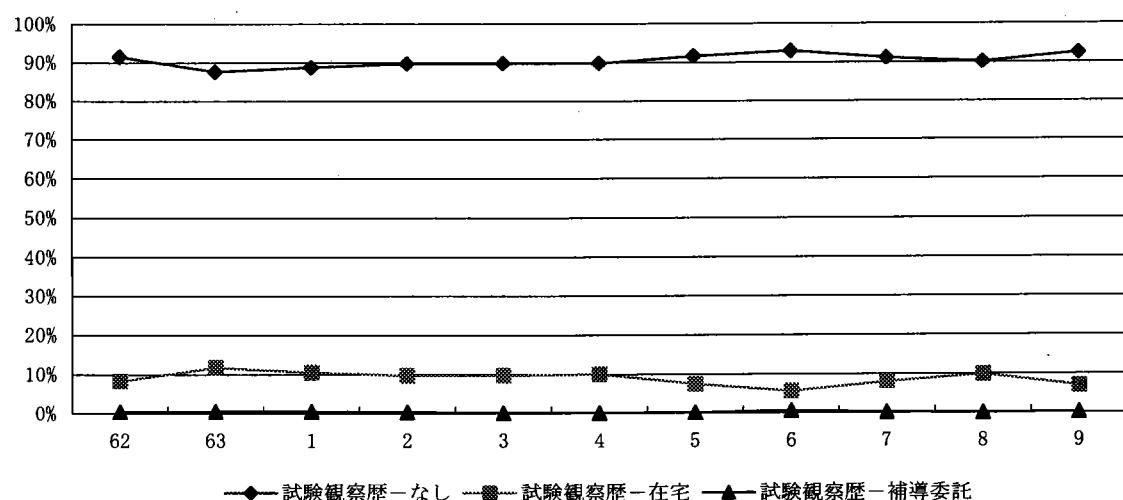


[女子少年]

対象期間の合計では、家庭裁判所の試験観察歴のあるものは、在宅試験観察9.3%，補導委託による試験観察0.3%となっている。

図3-22 試験観察歴（年少女子）

（昭和62年～平成9年）



(4) 保護施設収容歴

[男子少年]

対象期間を通して、教護院^(注4)収容歴のあるものが1割前後となっている。少年院収容歴のあるものは、対象期間の合計で1.9%である。

図3-23 保護施設収容歴（年少男子）

(昭和62年～平成9年)

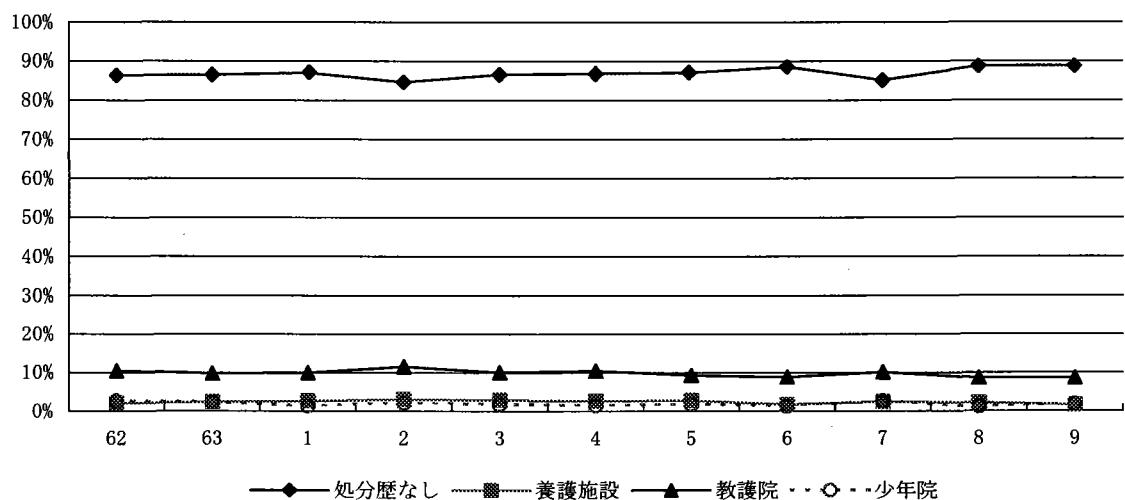
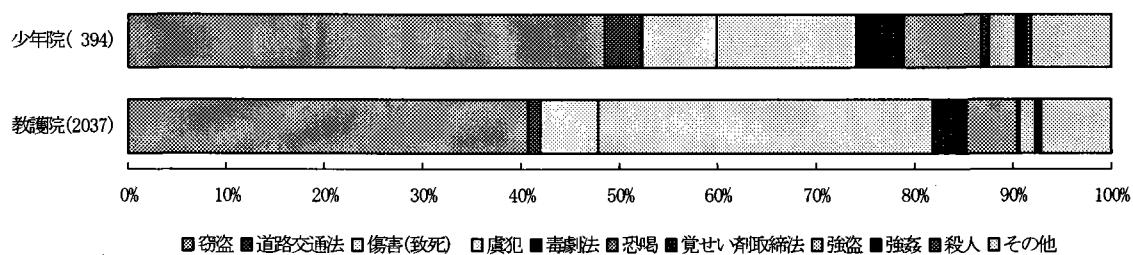


図3-24は、教護院及び少年院収容歴のあるものの本件非行名を見たものである。教護院収容歴のあるもの、少年院収容歴のあるものともに、先に提示した年少男子少年全体での集計結果と比べ、窃盗の割合が高くなる。また、教護院歴のあるものでは虞犯の割合が高くなる。

図3-24 施設収容歴のあるものの本件非行名（年少男子）



注 () 内は実数である。

(注4) 教護院は平成10年4月に児童福祉法の改正に基づき「児童自立支援施設」と改称されているが、対象資料は改称以前のものである、「教護院」と表記する。

[女子少年]

教護院収容歴のあるものは、対象期間の合計で5.7%となっている。少年院収容歴のあるものは、対象期間の合計で0.6%である。

図3-25 保護施設収容歴（年少女子）

(昭和62年～平成9年)

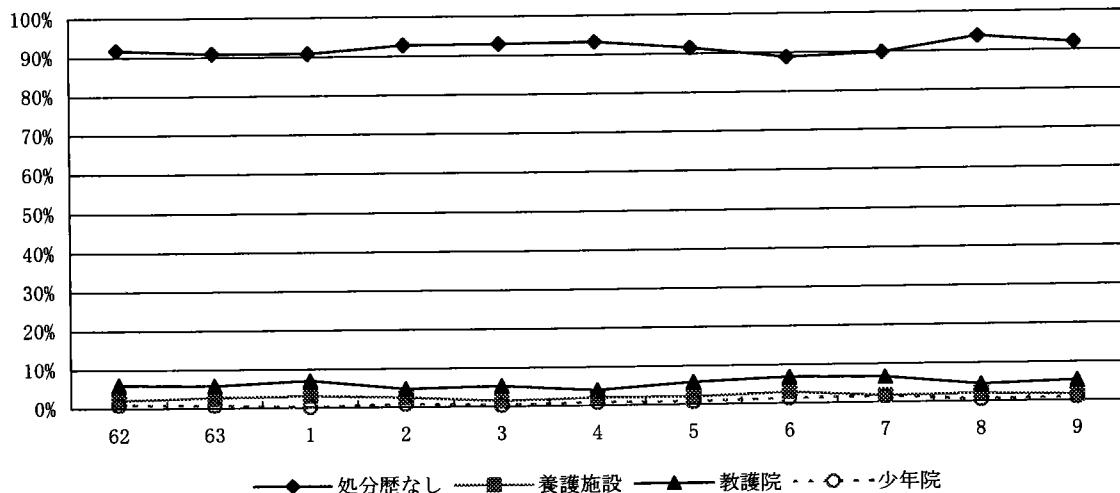
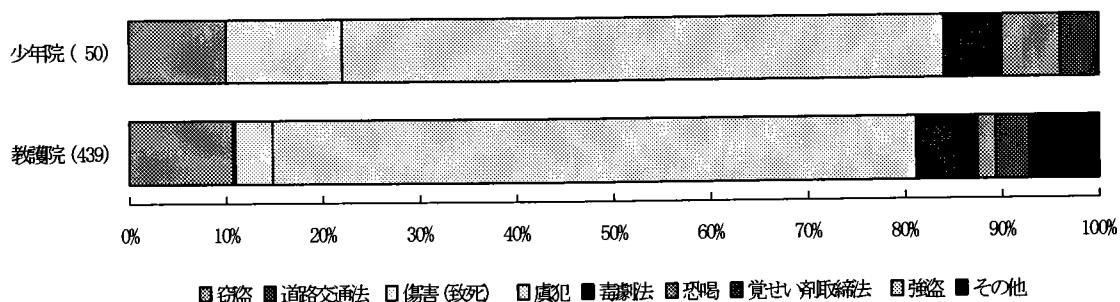


図3-26は、教護院及び少年院収容歴のあるものの本件非行名を見たものである。先に提示した年少女子少年全体での集計結果と比べてみると、これら施設収容歴のあるものでは覚せい剤取締法違反が若干高くなる。また、教護院歴のあるものでは虞犯の割合が、少年院収容歴のあるものでは傷害（致死）の割合が若干高くなる。

図3-26 施設収容歴のあるものの本件非行名（年少女子）



注 () 内は実数である。

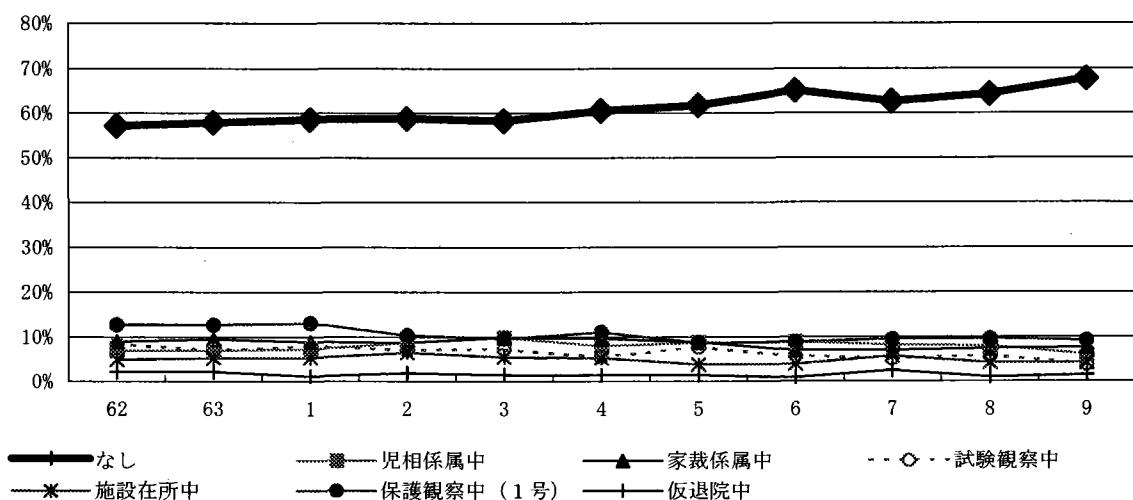
(5) 本件非行時の身分

[男子少年]

本件非行時に、福祉・保護等の関係機関に係属中であったか、などについての資料である。対象期間の合計では、「なし」のものが61.0%である。「なし」の割合は、経年につれて若干高くなる傾向がうかがわれる。家庭裁判所での保護観察決定による保護観察中のものが10.7%，児童相談所係属中のものが7.8%，家庭裁判所に係属中（事件が家庭裁判所に送致され、処分決定がなされる前のもの等）のものが8.6%，家庭裁判所での試験観察中のものが6.6%となっている。

図3-27 本件非行時の身分（年少男子）

（昭和62年～平成9年）

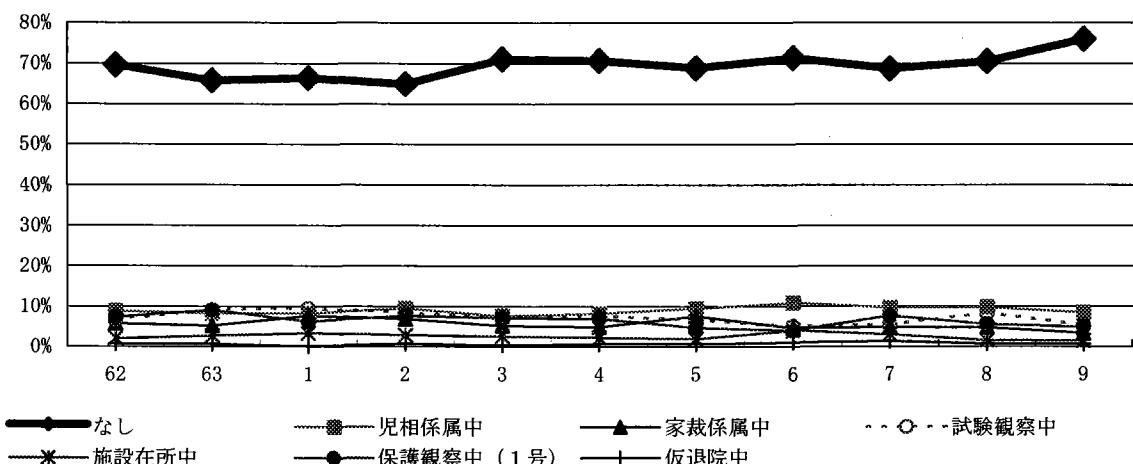


[女子少年]

対象期間の合計では、「なし」のものが68.9%である。「なし」の割合は、対象期間の前半と比べ後半で若干高くなる傾向がうかがわれる。家庭裁判所での保護観察決定による保護観察中のものが6.8%，児童相談所係属中のものが8.8%，家庭裁判所に係属中のものが5.7%，家庭裁判所での試験観察中のものが7.5%となっている。

図3-28 本件非行時の身分（年少女子）

（昭和62年～平成9年）



3 非行・問題行動歴等

(1) 非行範囲

本件を含めて、警察補導を受ける等、公的な処理のルートに乗ったことのある非行について見た資料である。各非行範囲は、以下による。2種以上に該当する場合は、それぞれの種類について計上している。

財産犯	窃盗、詐欺、横領など
凶悪犯	殺人、強盗・同致死傷及び強盗強姦・同致死
粗暴犯	恐喝、暴行、傷害、凶器準備、暴力行為など
性犯罪	強姦、強制わいせつなど
薬物犯	覚せい剤、毒劇物取締法違反など
風俗犯	売春防止法など
交通犯罪	道交法など
その他	銃刀法、各種条例違反など

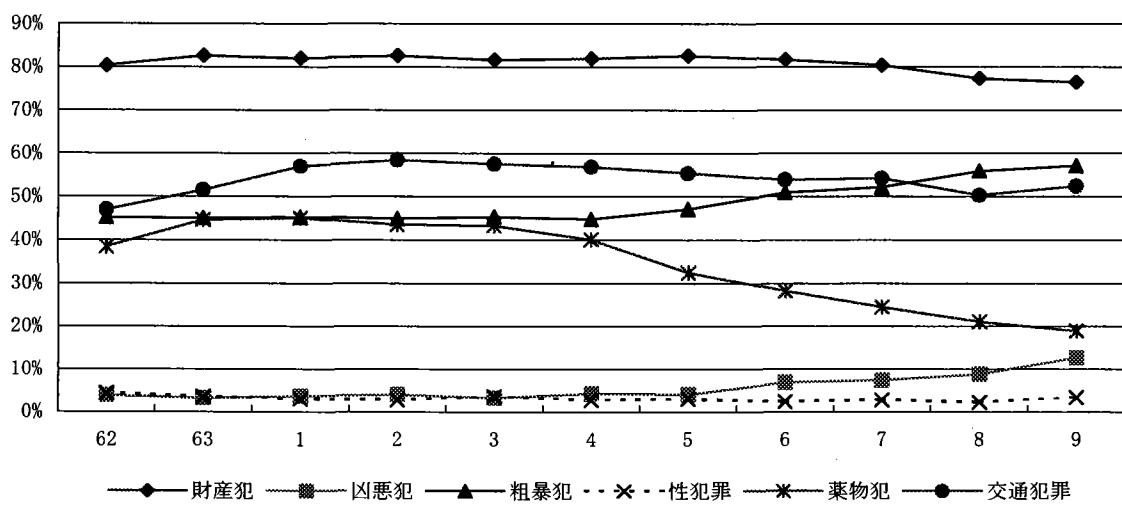
[男子少年]

対象期間の合計で見ると、財産犯歴を有するものが最も多く、8割を超える。次いで、交通犯歴を有するものが53.8%，粗暴犯歴を有するものが48.4%，薬物犯歴を有するものが35.2%となっている。薬物犯歴を有するものの割合は、経年につれて低下する傾向にあるのに対し、粗暴犯歴を有するものは上昇する傾向にある。凶悪犯歴を有するものも上昇する傾向にある。

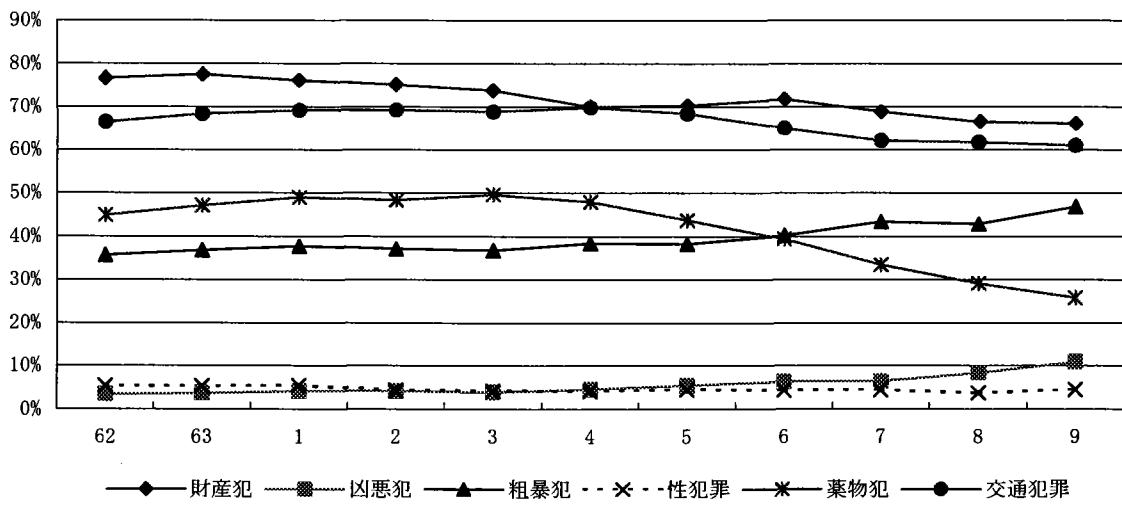
図3-29 非行範囲

(昭和62年～平成9年)

(年少男子)



(非年少男子)



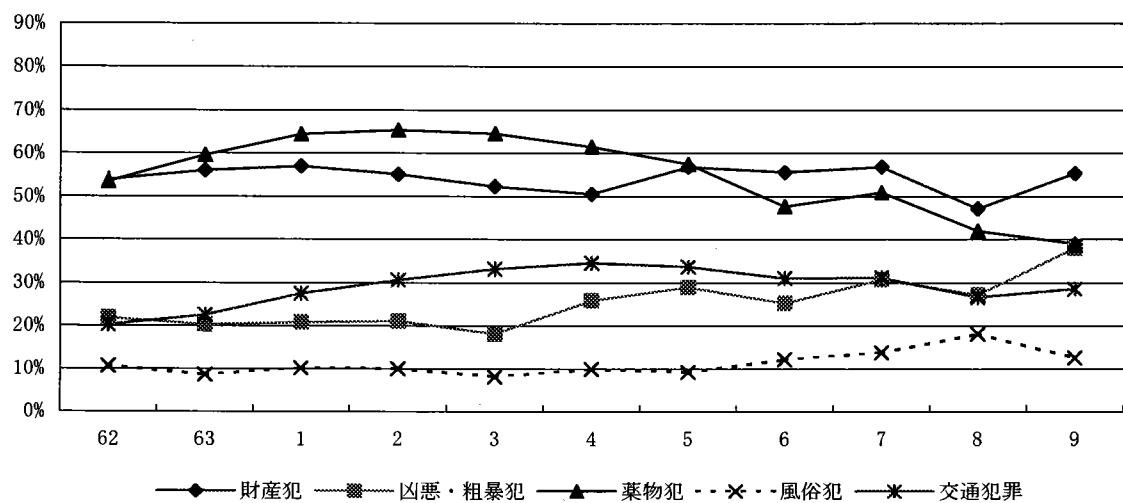
[女子少年]

対象期間の合計で見ると、薬物犯歴と財産犯歴を有するものが最も多く、いずれも半数を超える。薬物犯歴を有するものの割合は、対象期間の後半低下する傾向にあるのに対し、粗暴犯歴や凶悪犯歴を有するものは上昇する傾向にある。女子非行の特徴として風俗犯が挙げられるが、年少女子少年では対象期間の合計で風俗犯歴があるものは10.7%となり、対象期間の後半ほど上昇している。なお、この数値は、非年少女子少年での9.7%より高い。

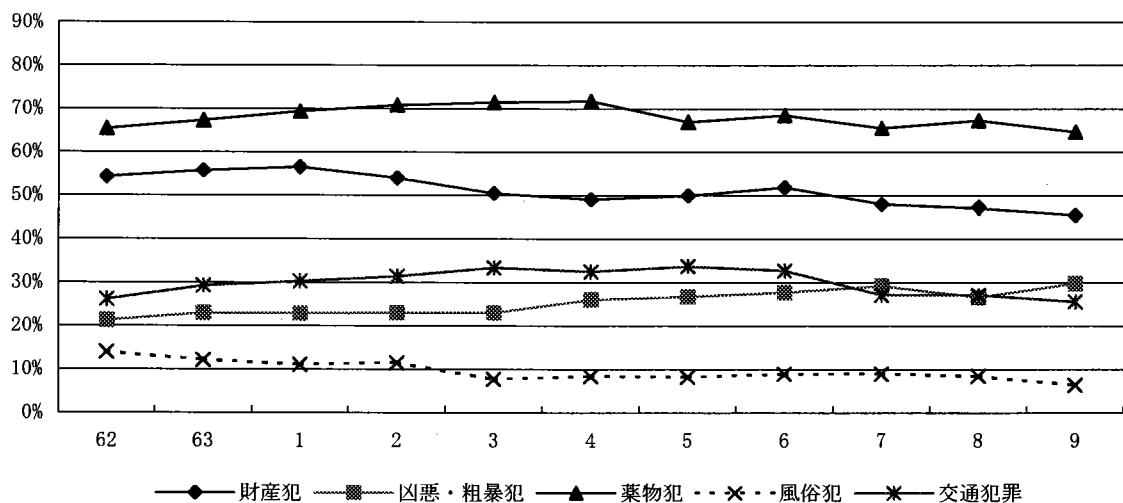
図3-30 非行範囲

(昭和62年～平成9年)

(年少女子)



(非年少女子)



(2) 非行初発年齢

非行に関して、本件を含め、司法又は児童福祉機関に最初に補導又は保護された時の年齢である。

[男子少年]

12歳以下のものが3割弱を占めている。年少で少年鑑別所に収容となる男子少年は、非行が早い時期から顕在化していることがうかがわれる。

図3-31 非行初発年齢（年少男子）

（昭和62年～平成9年）

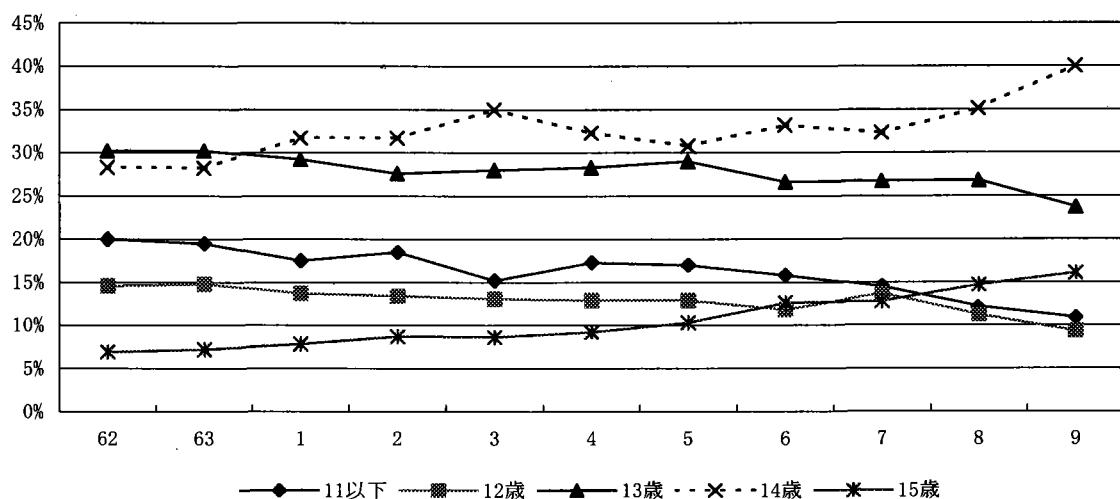
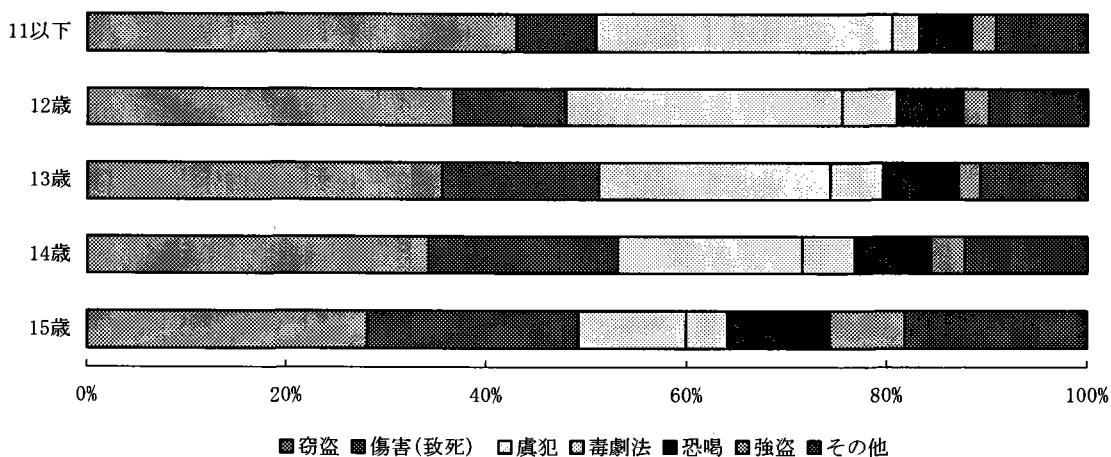


図3-32は、非行初発年齢と本件非行名の関係を見たものである。早くから非行を見せているものほど窃盗と虞犯の割合が高くなっていることが示される。

図3-32 非行初発年齢と本件非行名（年少男子）



[女子少年]

対象期間の合計で、12歳以下のものが2割弱となっている。男子の場合と同様に、年少で少年鑑別所に収容となる女子少年は、非行が早い時期から顕在化していることがうかがわれる。ただ、非行初発年齢が12歳以下である割合は、対象期間の後半低下する傾向がうかがわれる。

図3-33 非行初発年齢（年少女子）

(昭和62年～平成9年)

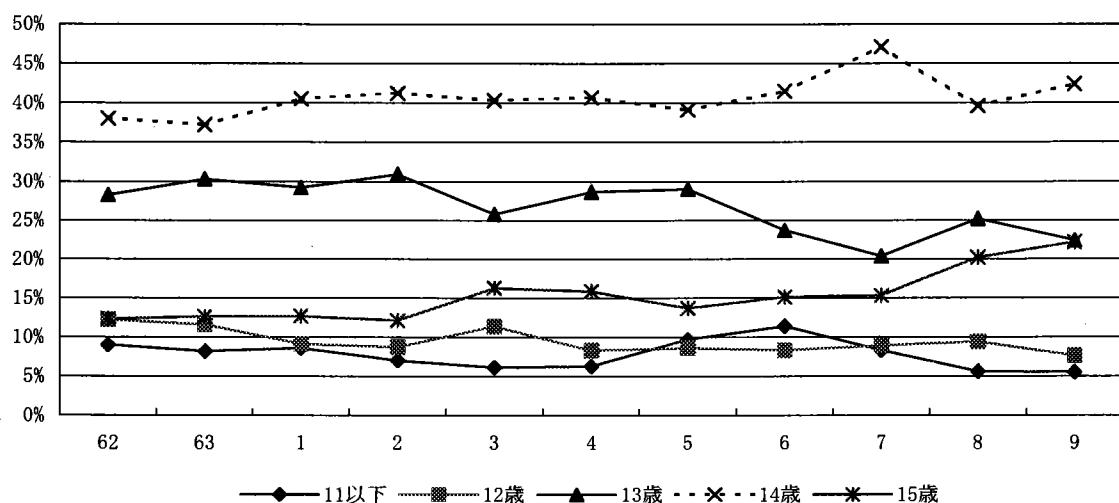
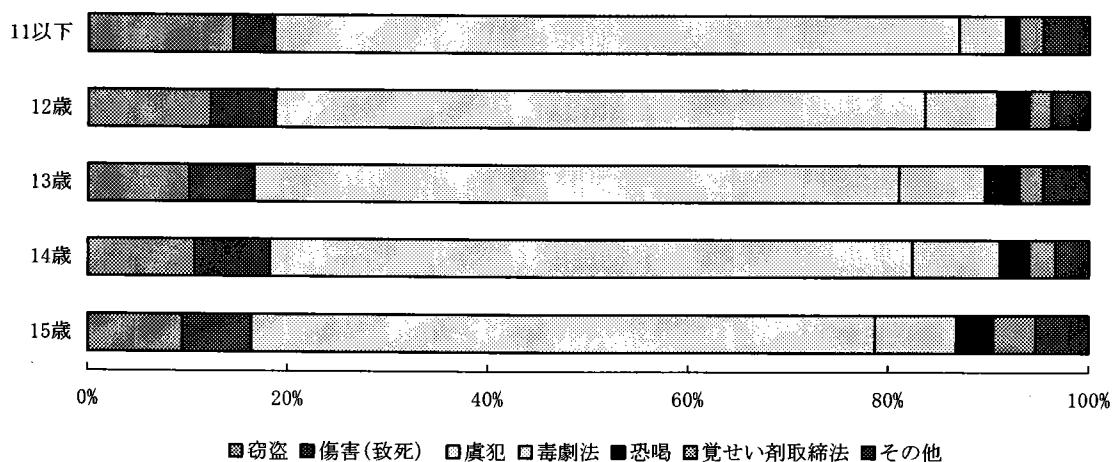


図3-34は、非行初発年齢と本件非行名の関係を見たものである。男子少年の場合ほど明確ではないが、早くから非行を見せているものほど窃盗と虞犯の割合が高くなっていることが示される。薬物非行は非行初発年齢が比較的おそいものに多いことがうかがわれる。

図3-34 非行初発年齢と本件非行名（年少女子）



(3) 再非行期間

本件以前に警察補導以上の規制を受けた後又は矯正施設若しくは教護院退所（退院）後、本件（本件が複数ある場合は、そのうち最初の事件）を行った時までの期間である。本件が初発の非行である場合は「該当なし」となる。

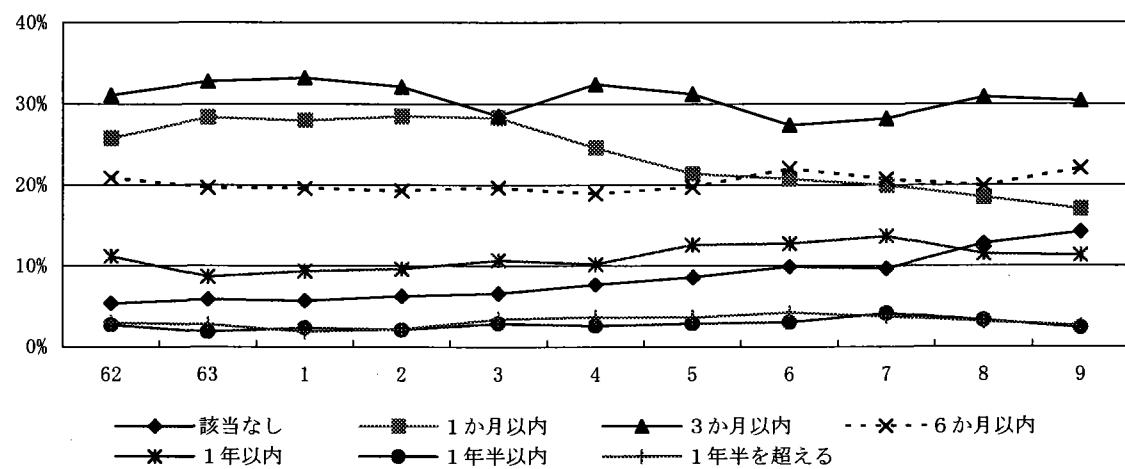
[男子少年]

対象期間の合計では、「該当なし」のものは8.2%であり、非年少男子少年の8.7%と大きな差はない。非年少男子少年での合計と比べ、年少男子少年においては1か月から6か月程度の範囲に集中している。年少で少年鑑別所に収容となる少年では、14歳から15歳の時期に急速に非行が進む事例が多いことを示すものと考えられる。

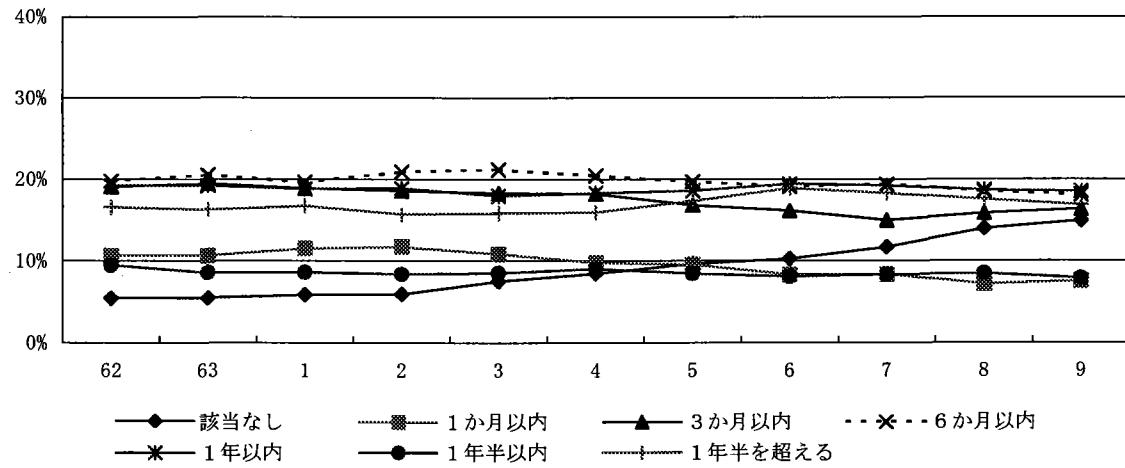
図3-35 再非行期間

(昭和62年～平成9年)

(年少男子)



(非年少男子)



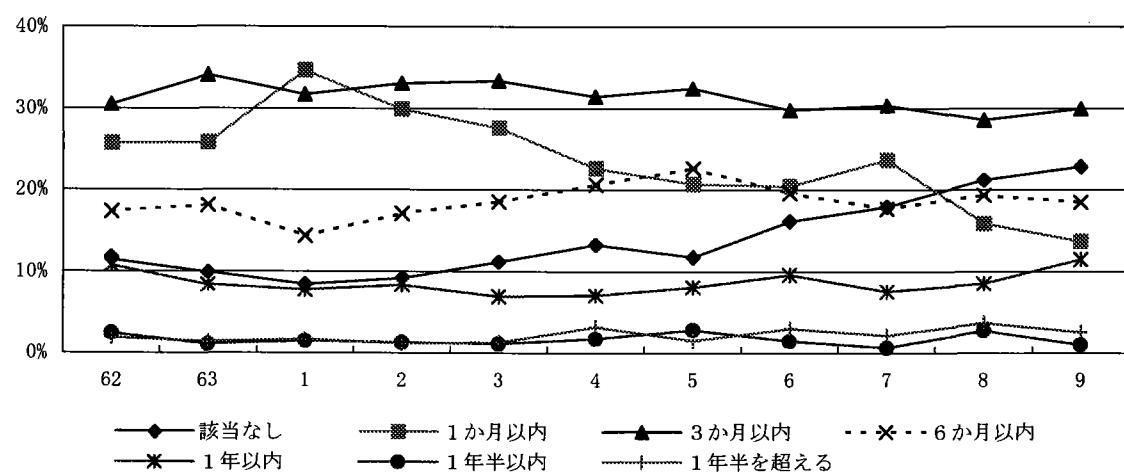
[女子少年]

対象期間の合計では、「該当なし」のものは12.6%であり、非年少女子少年の18.3%と比べ低い。「3か月以内」が31.4%で最も高く、次いで「1か月以内」24.9%、「6か月以内」17.9%となる。男子少年の場合と同様に、非年少女子少年での合計と比べ、年少女子少年においては1か月から6か月程度の範囲に集中していることが指摘される。

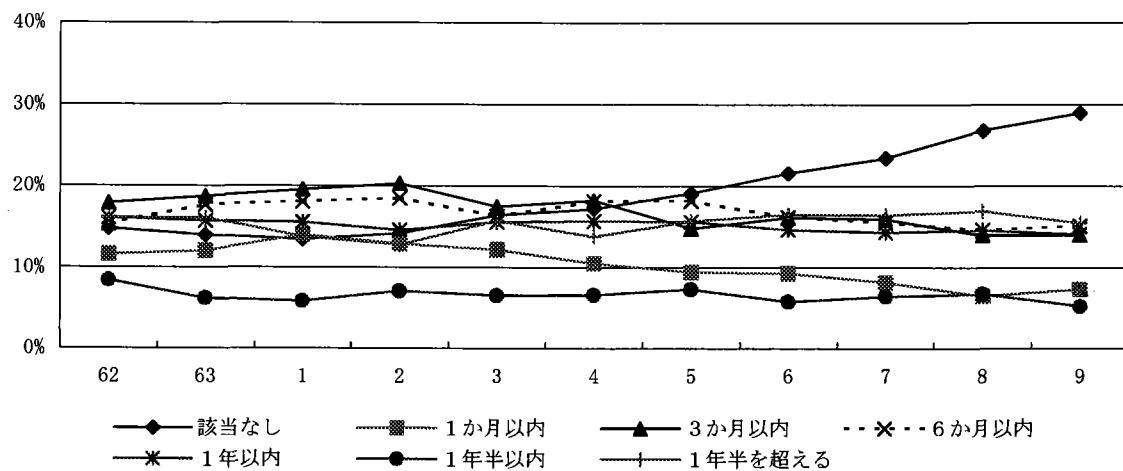
図3-36 再非行期間

(昭和62年～平成9年)

(年少女子)



(非年少女子)



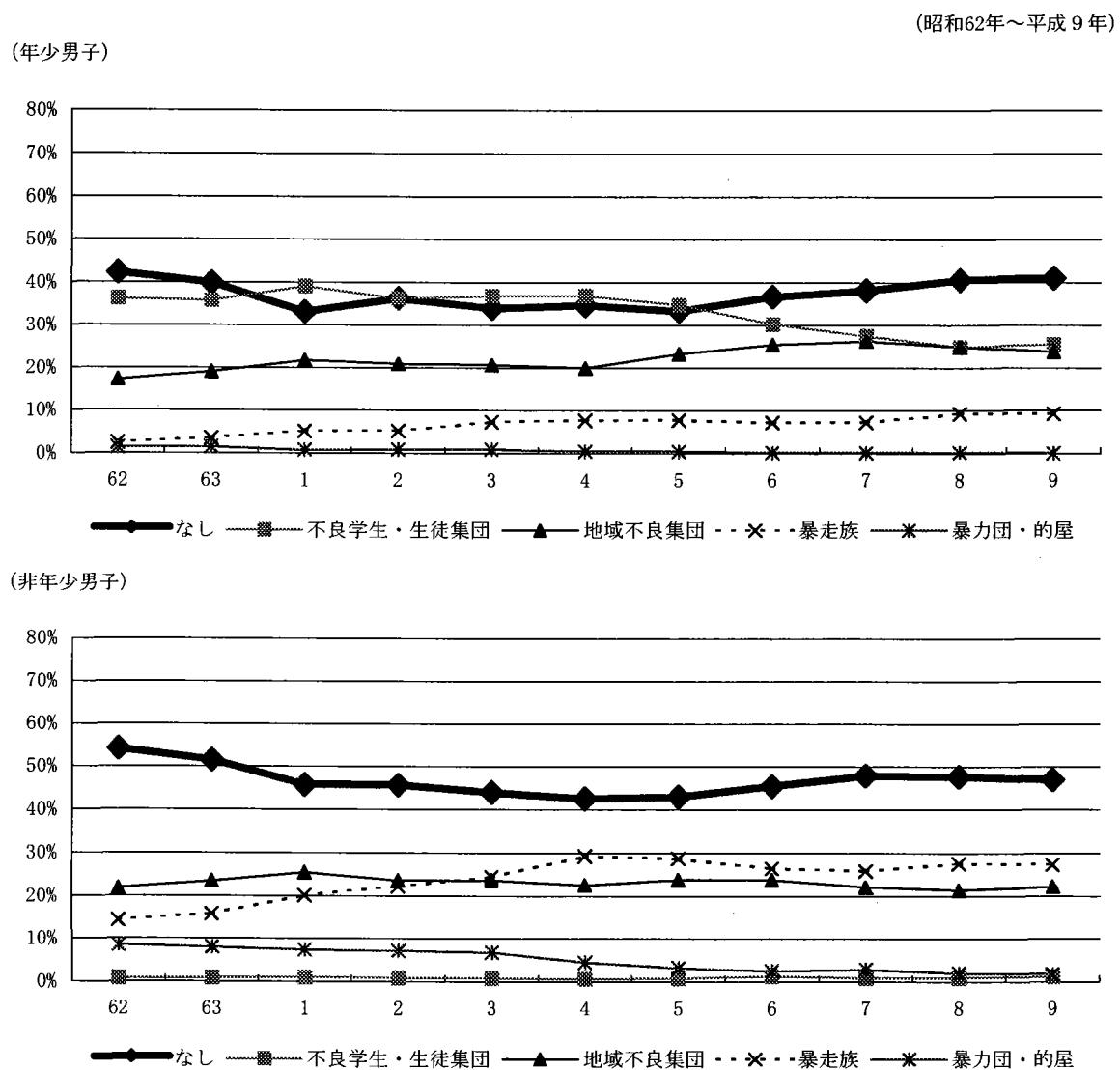
(4) 不良集団所属

少年鑑別所収容の時点からみて過去の所属歴も含めて、不良学生・生徒集団、地域不良集団、暴走族、暴力団・的屋等への所属についての資料である。

[男子少年]

年少男子少年では当然ながら「不良学生・生徒集団」の割合が高くなる。対象期間の後半、「地域不良集団」の割合がわずかに上昇している。「的屋」、「暴力団」については、非年少男子少年では両者をあわせて約5%であるのに対し、年少男子少年では1%未満である。

図3-37 不良集団所属



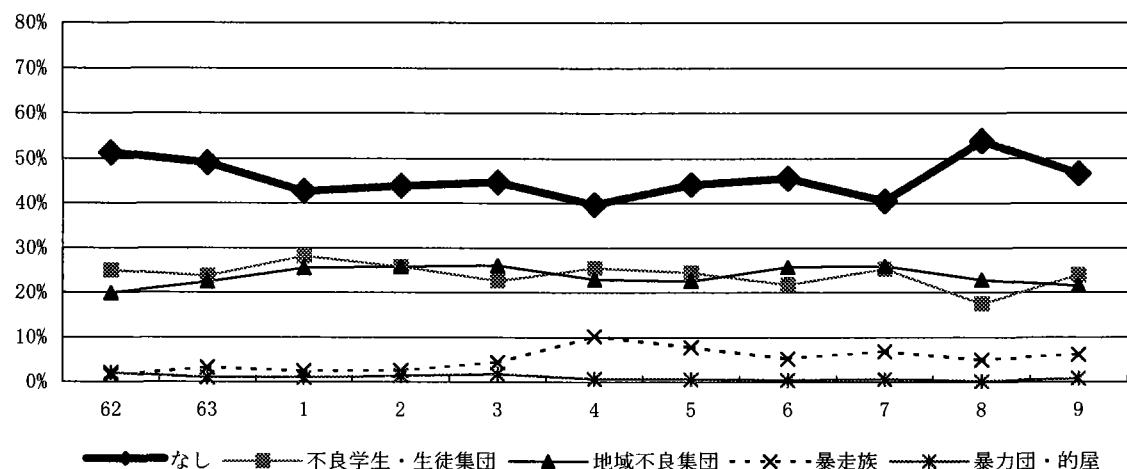
[女子少年]

対象期間の合計で、「不良学生・生徒集団」が24.3%、「地域不良集団」が23.5%であり、不良集団所属の認められるものの大半がこの両者のいずれかに属する。

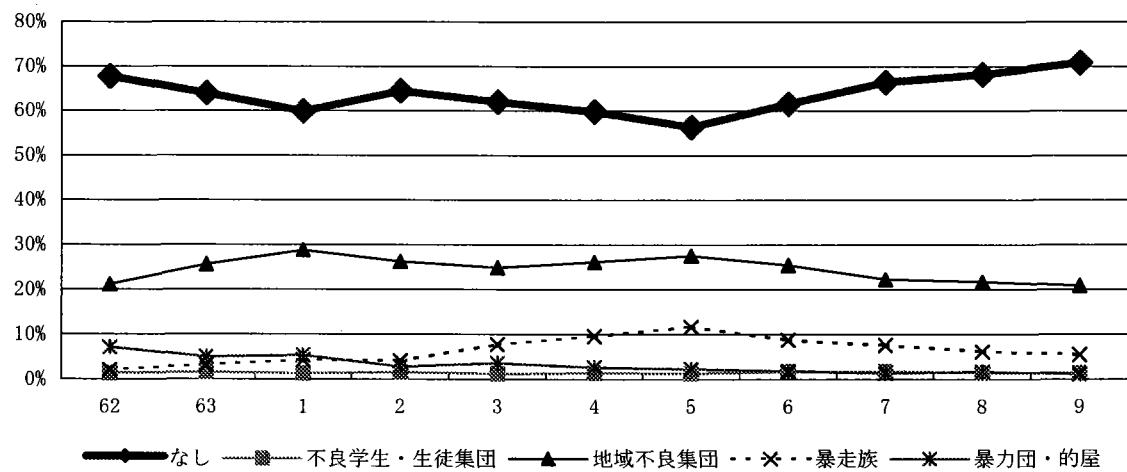
図3-38 不良集団所属

(昭和62年～平成9年)

(年少女子)



(非年少女子)

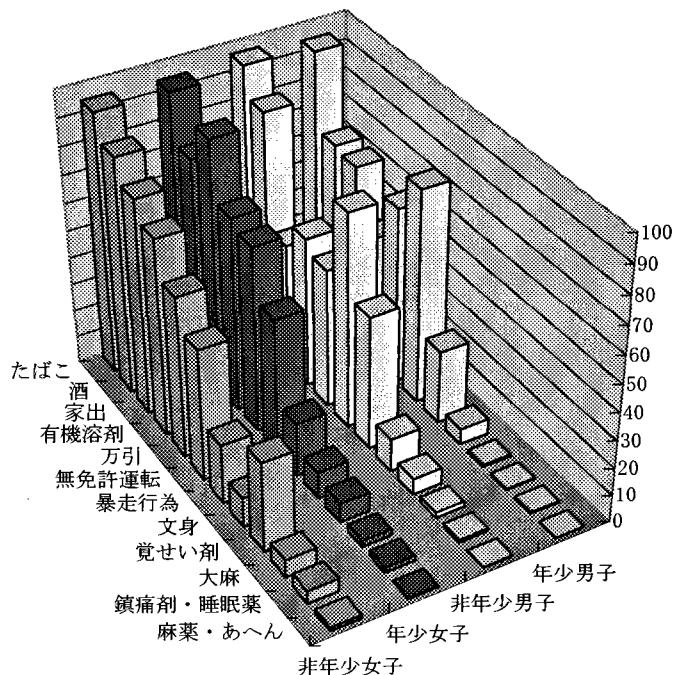


(5) 問題行動歴

「麻薬・あへん」, 「大麻」, 「覚せい剤」, 「たばこ」, 「酒」, 「家出」, 「暴走行為」, 「有機溶剤」, 「鎮痛剤・睡眠薬」, 「無免許運転」, 「万引」及び「文身」の(乱用)経験の有無についての資料である。

図3-39は、男女別、年少・非年少の別に、対象期間における各種の問題行動の経験「あり」の割合を示したものである。

図3-39 男女別、年少・非年少別問題行動ありの割合(%)



[男子少年]

非年少男子少年での集計結果と比べると、ほとんどの項目で年少男子少年の方が低いなかで、「家出」は非年少男子少年45.5%に対し、年少男子少年は66.1%と高い。年長の少年であれば、自立して家を出ている者も少なくないと考えられるところであり、この結果は当然のものともいえようが、年少男子少年の場合、家出が非行に結びつく契機になっているとも考えられよう。また、「万引」についても同様に、年少男子少年は64.4%で、非年少男子少年の50.8%よりも10ポイント以上「あり」が高い。年少男子少年の非行化の過程で万引が顕在化することが多いことを示すものと考えられる。

薬物乱用の状況を見ると、年少男子少年の半数近くは有機溶剤乱用の経験のあることが示される。ただし、その割合は経年につれて低下する傾向がうかがえる。これに対し、覚せい剤は、数そのものは有機溶剤と比べてはるかに小さいものの、経年につれて若干増加のきざしがうかがわれる。

[女子少年]

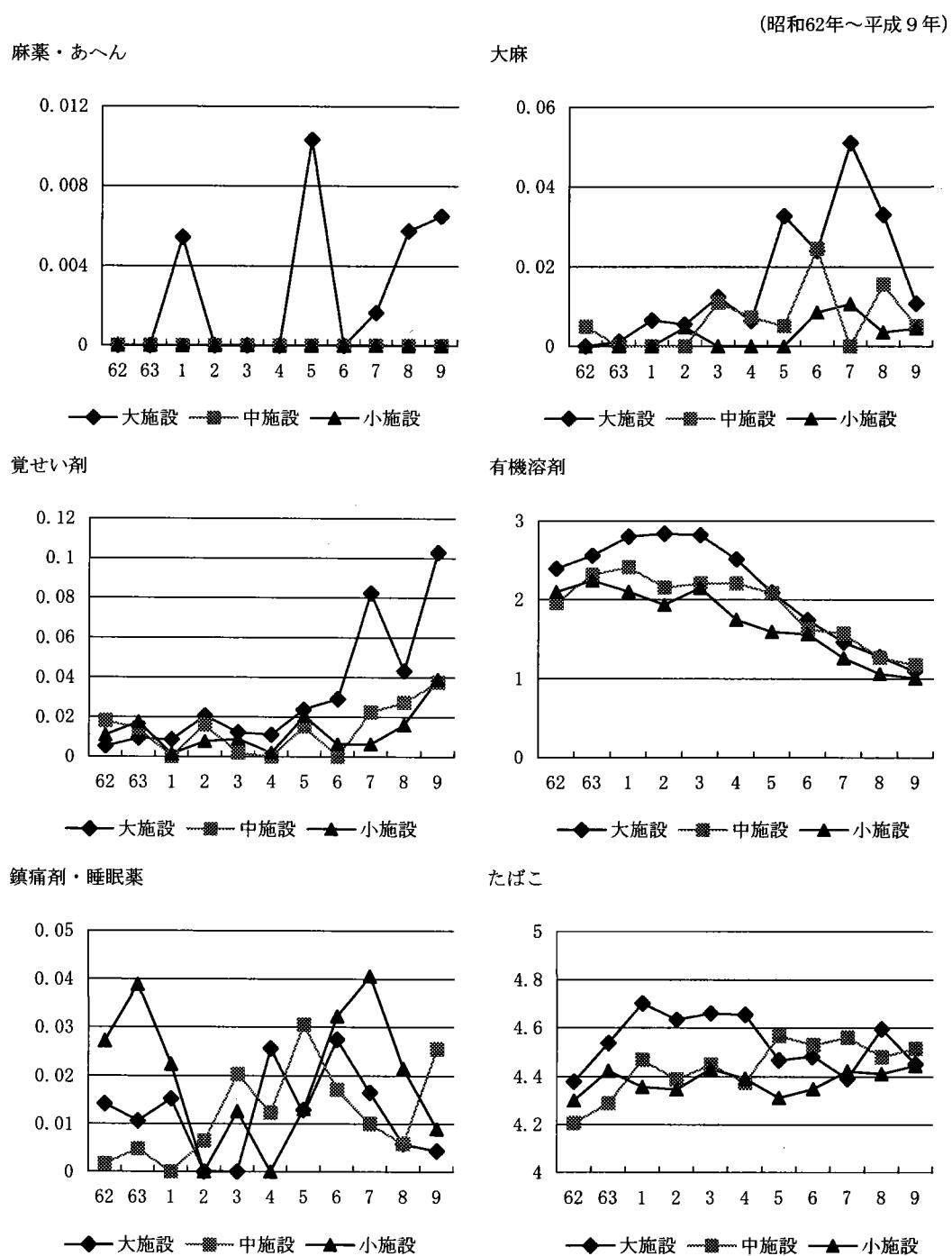
女子少年は家出の経験のあるものが多く、全女子少年の対象期間の合計では82.5%となっている。年少女子少年では、これよりも更に高く、91.1%となる(非年少女子少年は78.4%である)。また、「万引」も年少少年に多くなっており、年少女子少年67.5%に対し、非年少女子少年58.7%となっている。

薬物乱用の状況を見ると、対象期間の合計では、年少女子少年の7割が有機溶剤乱用の経験のあることが示される。

この項目では、「あり」について、「1度」、「数度内」及び「常習」の3段階の評定（「文身」については、「いたずら程度」と「本格的」の2段階になっている。）をしている。そこで、「1度」を1点、「数度内」を3点、「常習」を5点とし、その総計を、不明を除いた総数で除してポイント化してみた。したがって、最高ポイントは5点（「文身」については3点）となる。

図3-40、図3-41は、このようにしてポイント化したものの推移を施設規模別に示したものである。

図3-40 施設規模別問題行動のポイントの推移（年少男子）



施設規模別問題行動のポイントの推移（年少男子）つづき

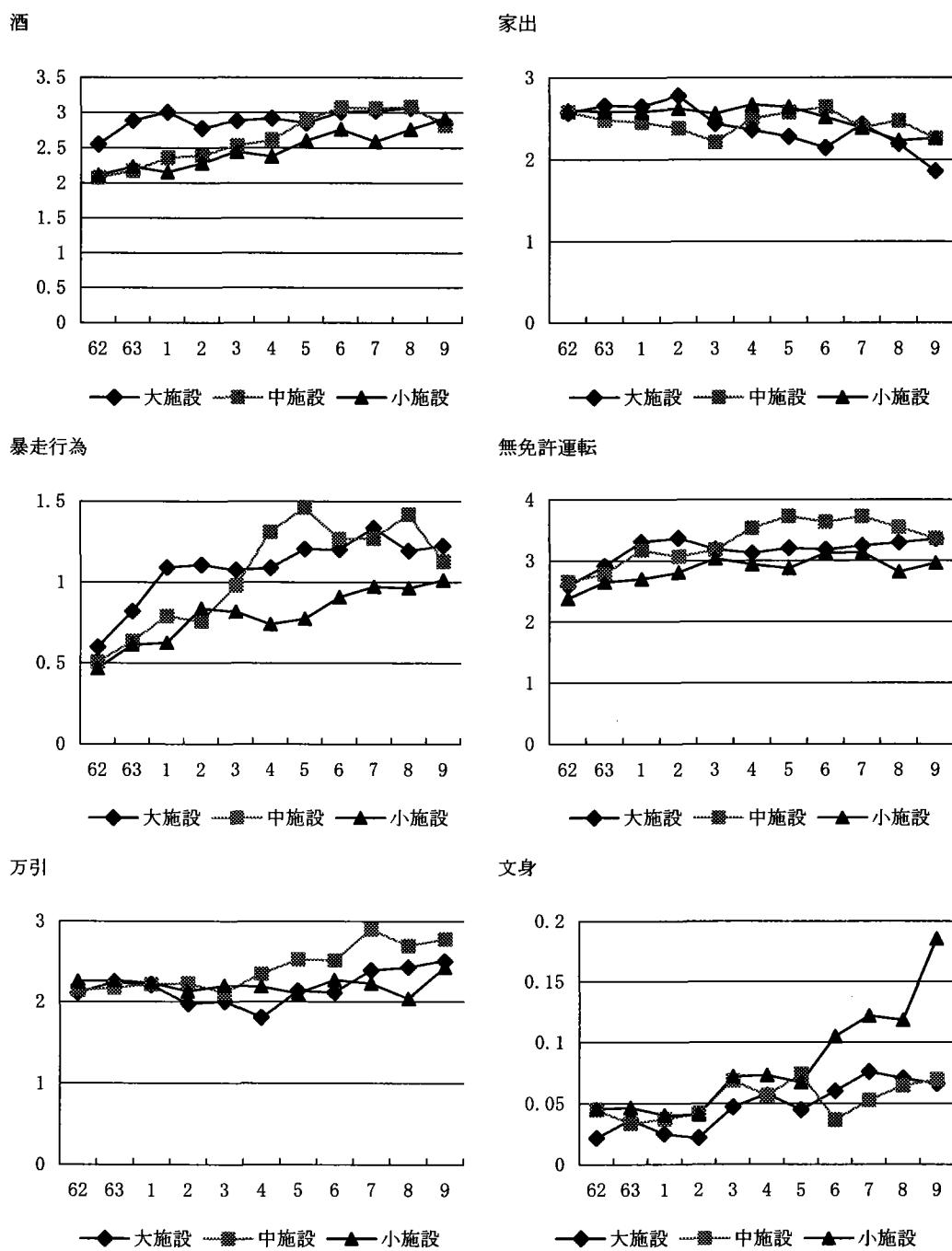
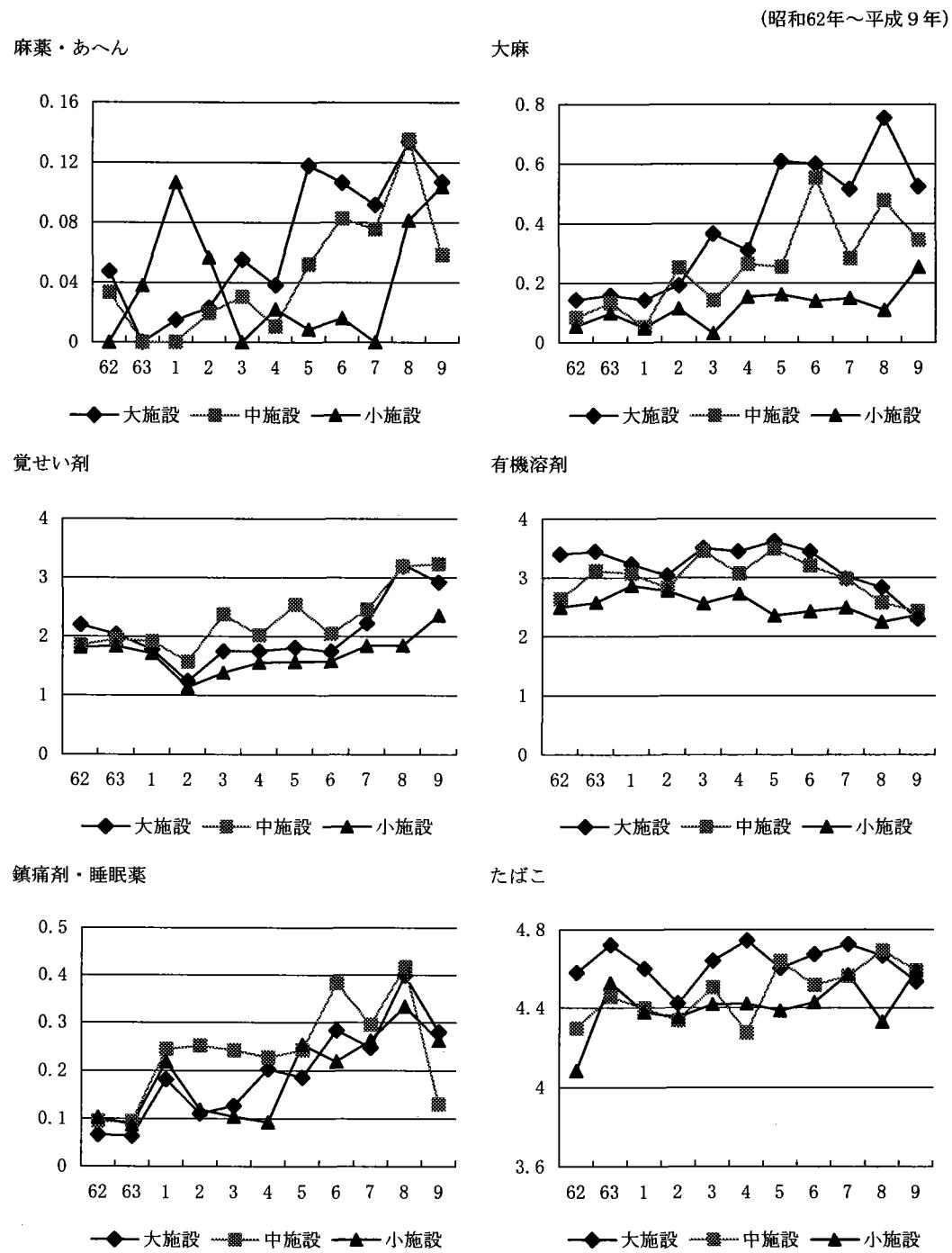
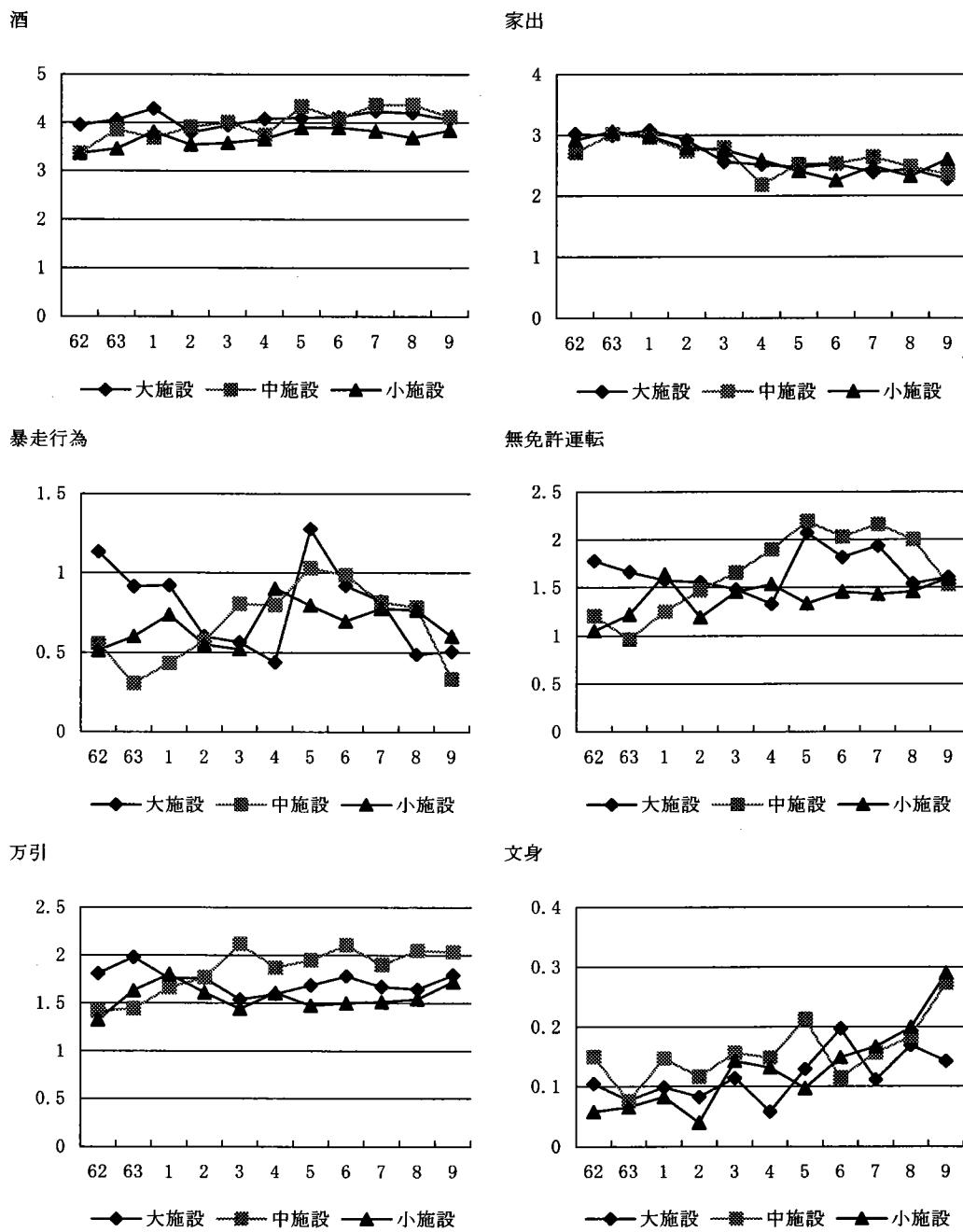


図3-41 施設規模別問題行動のポイントの推移（年少女子）



施設規模別問題行動のポイントの推移（年少女子）つづき

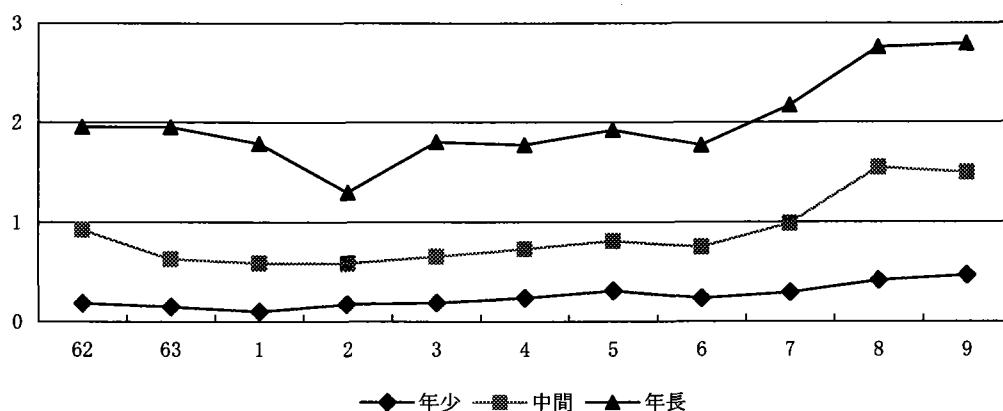


薬物乱用は概して大施設でのポイントが高いが、有機溶剤は対象期間の後半、男女ともに施設の規模にかかわりなく低下する傾向にあることが認められる。

なお、覚せい剤は年少女子少年では、「あり」の割合が対象期間の合計で7.1%にとどまるのに対し、非年少女子少年では32.7%となっており、年齢の高い女子少年では相当数が乱用経験を持つ実態がうかがわれる。年少女子少年においても、経年につれて増加しており、上記のポイントで見ると、昭和62年の1.95が、平成9年には2.79となっている。図3-42は、女子少年について、年齢層別に覚せい剤のポイントの推移を示したものである。

図3-42 年齢層別覚せい剤のポイントの推移（女子）

(昭和62年～平成9年)



(6) 性経験

性交経験の有無に関する資料である。性交経験は別段問題行動であるわけではないが、性は人の行動を規定する重要な因子の一つである。殊に、思春期のただ中にある少年の場合、その重みは大きい。性交経験の有無は親を中心とした家庭の領域からの離脱傾向の指標の一つという側面をもつとも考えられ、非行にかかわる問題の分析・検討に当たって、見落とすことのできない項目である。

[男子少年]

図3-43は、性交経験ありのものの割合の推移を示したものである。年少男子少年での性経験率は経年とともにわずかずつ上昇している。社会の性に対する開放度がこの間急速に進展したこと、身体的な発育が早まってきていることなどを反映するものと考えられよう。

[女子少年]

女子少年の非行化に性が重要な要因になっていることは、これまで種々の研究で指摘されているところである。全女子少年では、対象期間の合計で92.1%のものが性経験をもっており、少年鑑別所に収容される女子少年においては性経験のないものは少数派ということになる。図3-43が示すように、年少女子少年においても、性経験のないものは少数派であり、対象期間の合計では85.2%のものが性経験をもっている。一般少年についての資料を見ると、これらの数値は一般少年における数値をはるかに上回っている^(注5)。

(注5) 一般少年における性交経験者の割合については、以下のような資料がある。

- 東京都幼小中高性教育研究会による都立高校生約3,500人を対象とする調査(平成11年)では、高校3年生で性交経験のある生徒は男子が約38%，女子が約39%となっている。
- NHK放送文化研究所による「性についての実態調査」(平成12年)では、16～19歳の男子については36%，女子については33%がセックスの体験者であるとの調査結果が示されている。

図3-43 性交経験ありの割合の推移

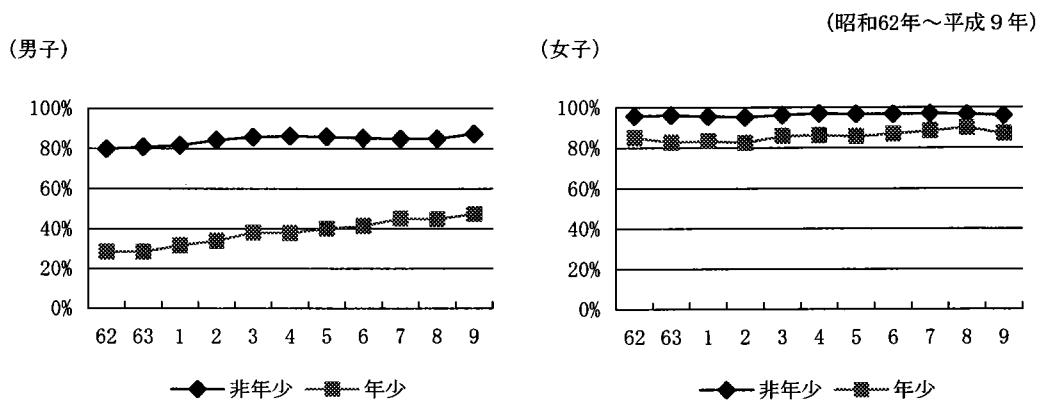
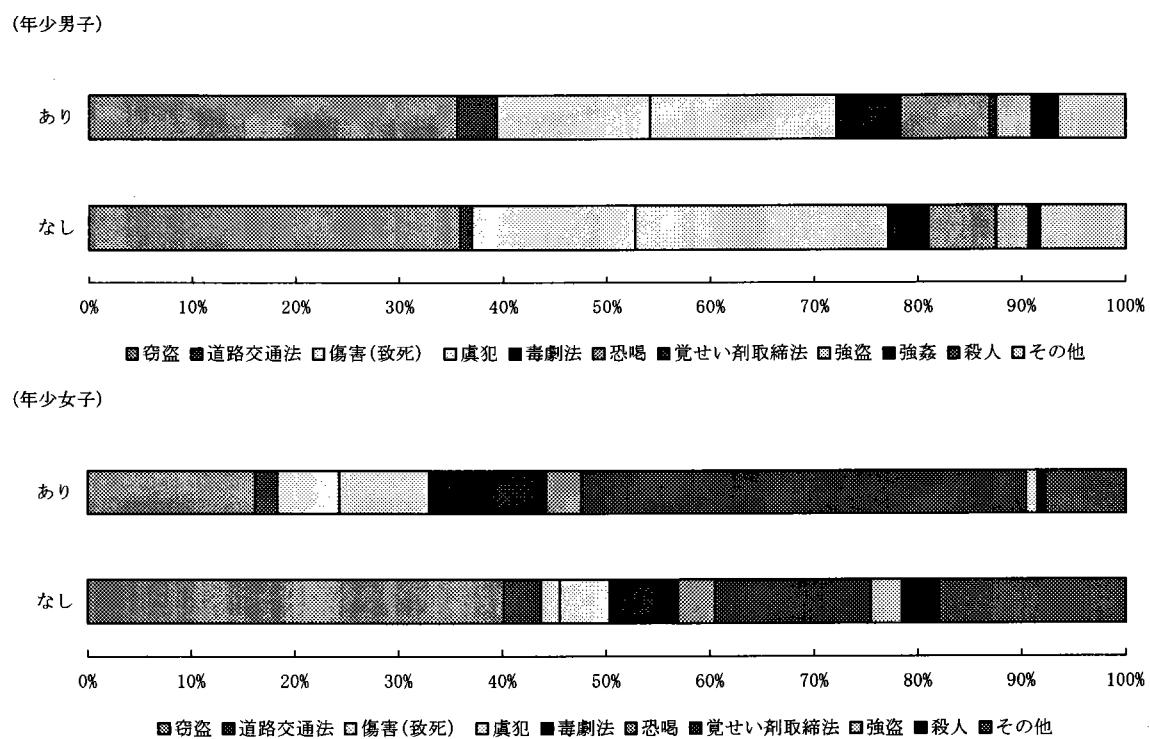


図3-44は、性交経験の有無と非行名の関係を見たものである。年少男子では、「あり」のものが「なし」のものと比べ、道交法違反、恐喝、毒劇法違反の割合が若干高く、虞犯が低い。年少女子少年では性交経験の有無により非行名に大きな違いが見られる。「あり」では覚せい剤取締法違反、「なし」では窃盗の割合が高くなっている。

図3-44 性交経験の有無と非行名



4 家庭

(1) 本件非行時の居住状況

家庭に関する項目として、まず、本件非行時の居住状況について見る。

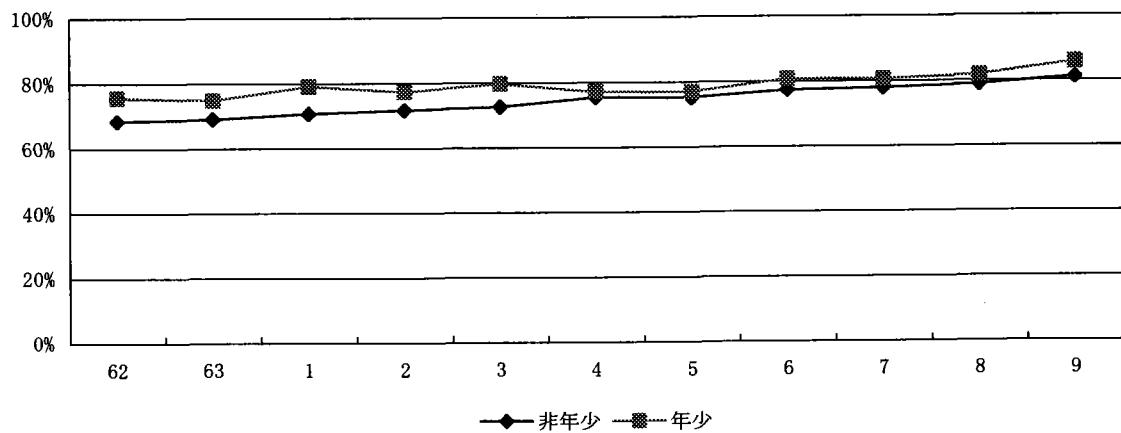
[男子少年]

図3-45は、「家族同居」及び「浮浪+不定」のものの割合の推移を示したものである。年少男子少年では非年少男子少年より、当然ながら家族同居の割合が高くなる。一方、経年につれて低下傾向にあるものの、浮浪や不定の割合も、年少男子少年では非年少男子少年より高くなる。観護の措置の決定に際し安定した居住環境が確保されているかどうかに関連して、この要因が考慮されることもあることを反映していると考えられる。

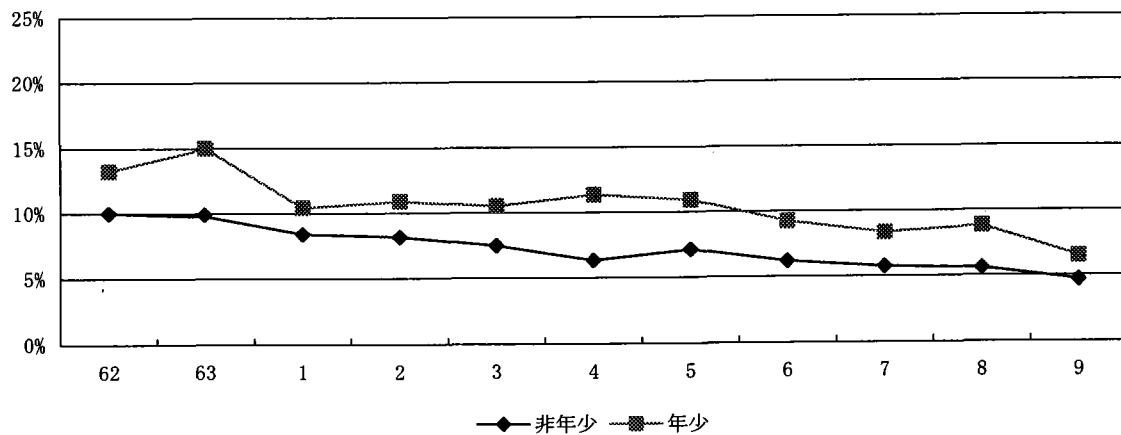
図3-45 本件時の居住状況（男子）

（昭和62年～平成9年）

家族同居の割合



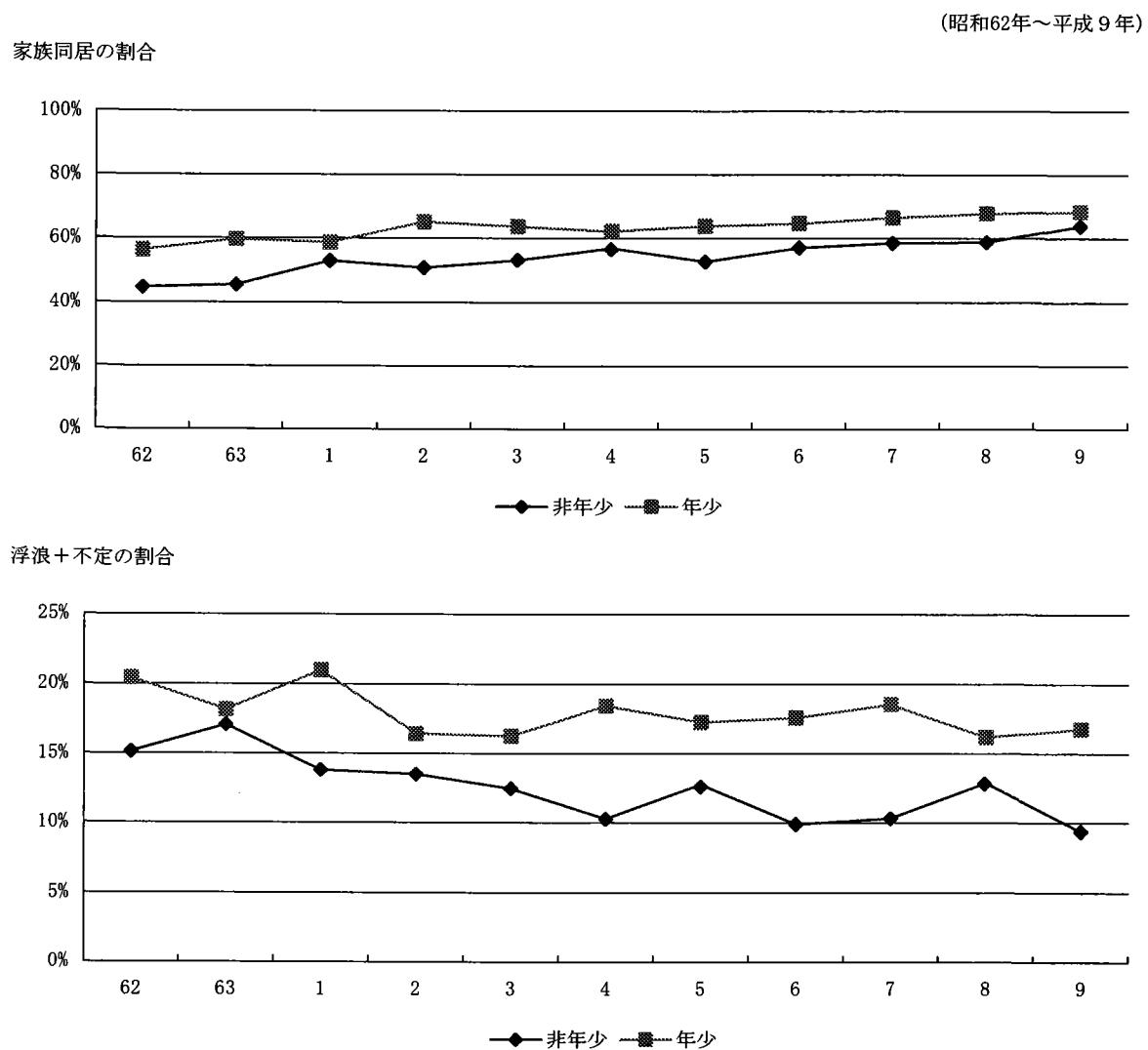
浮浪+不定の割合



[女子少年]

年少女子少年では非年少女子少年より家族同居の割合が高くなるが、その割合は、それぞれ、年少男子少年、非年少男子少年のそれらよりかなり低い。また、女子においても、非年少少年と比べて年少少年では浮浪、不定の割合が高くなる。なお、その割合は男子より高くなっている。

図3-46 本件時の居住状況（女子）



(2) 養育者

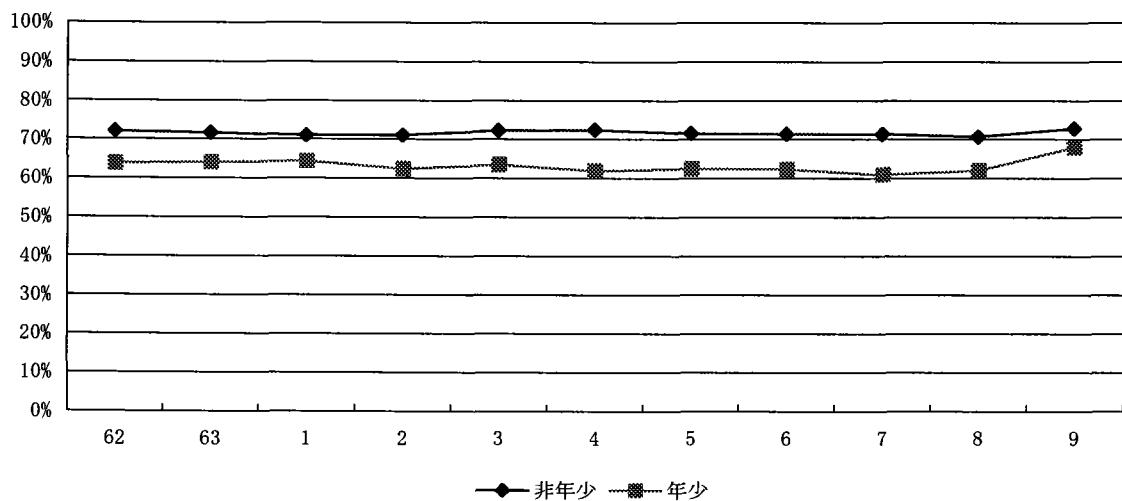
小学校卒業ころまでの主たる養育者についての資料である。

[男子少年]

非年少男子少年では、養育者が実父母である割合は対象期間の合計でほぼ7割である。対象期間を通して、年少男子少年では非年少男子少年より実父母である割合が低く、対象期間の合計では63.4%である。

図3-47 養育者・実父母の割合（男子）

（昭和62年～平成9年）

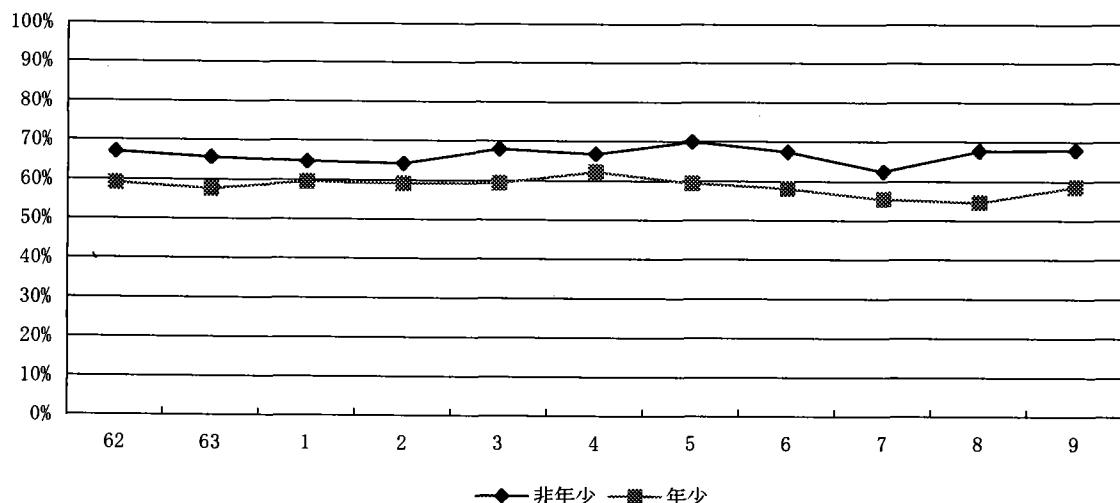


[女子少年]

非年少女子少年では、養育者が実父母である割合は対象期間の合計で64.0%である。男子少年の場合と同様に、対象期間を通して、年少女子少年では非年少女子少年より実父母である割合が低く、対象期間の合計では58.7%である。

図3-48 養育者・実父母の割合（女子）

（昭和62年～平成9年）



(3) 養育者の安定度

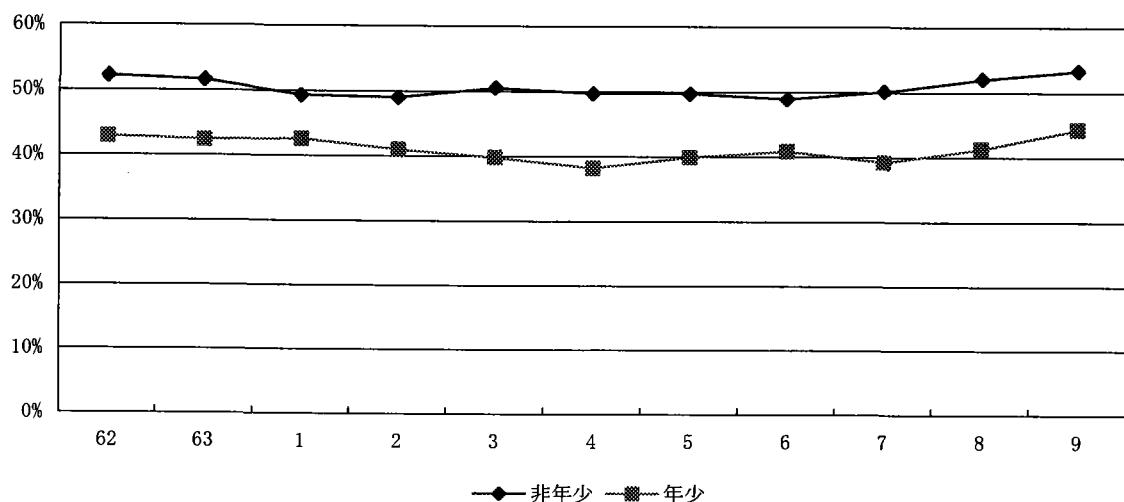
ここでいう安定度とは経済状態ではなく、一定の養育者が存在したかどうかを中心に判定されたものである。

[男子少年]

非年少男子少年では、ほぼ半数が養育者の安定度は「安定」と判定される。年少男子少年では、対象期間の合計で「安定」は41.4%である。年少男子少年の非行化における養育環境の不安定さとの関連がうかがわれる。

図3-49 養育者の安定度・安定の割合（男子）

（昭和62年～平成9年）

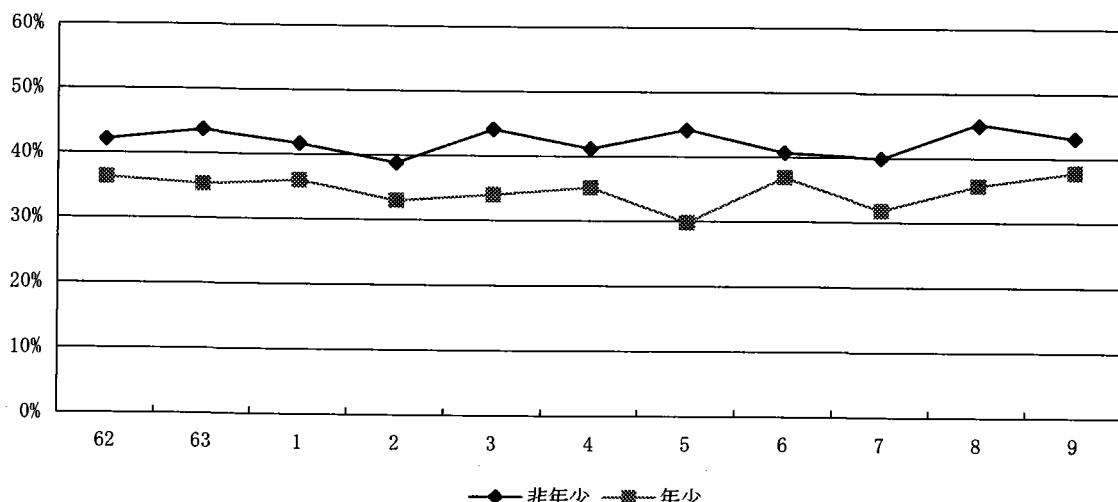


[女子少年]

非年少女子少年では、4割強が養育者の安定度は「安定」と判定される。年少女子少年では、対象期間の合計で「安定」は34.9%であり、男子少年の場合と同様に、年少女子少年の非行化と養育環境の不安定さとの関連が示される。

図3-50 養育者の安定度・安定の割合（女子）

（昭和62年～平成9年）



(4) 父母の養育態度

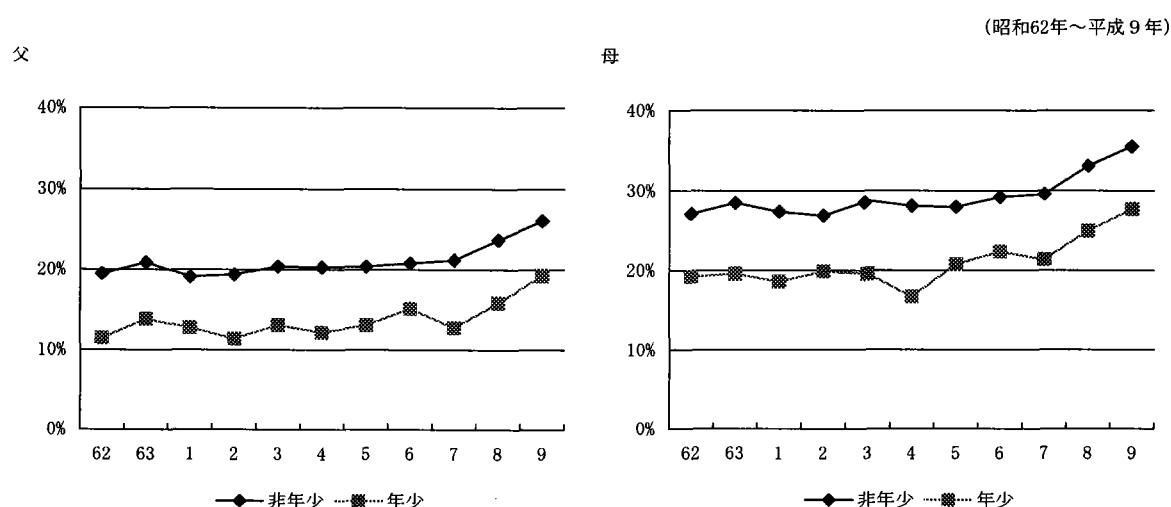
父母のそれぞれについて、その養育態度を「普通」、「放任」、「拒否」、「厳格」、「過干渉」、「期待過剰」、「溺愛」、「一貫性なし」及び「その他」に評定した資料である。ここでは、「普通」に注目してみる。

[男子少年]

父母ともに、その養育態度が「普通」と判定されるものが、非年少男子少年より年少男子少年において低くなる。

図3-51は、父母それぞれについて、「普通」の割合の推移を示したものである。

図3-51 養育態度・普通の割合（男子）

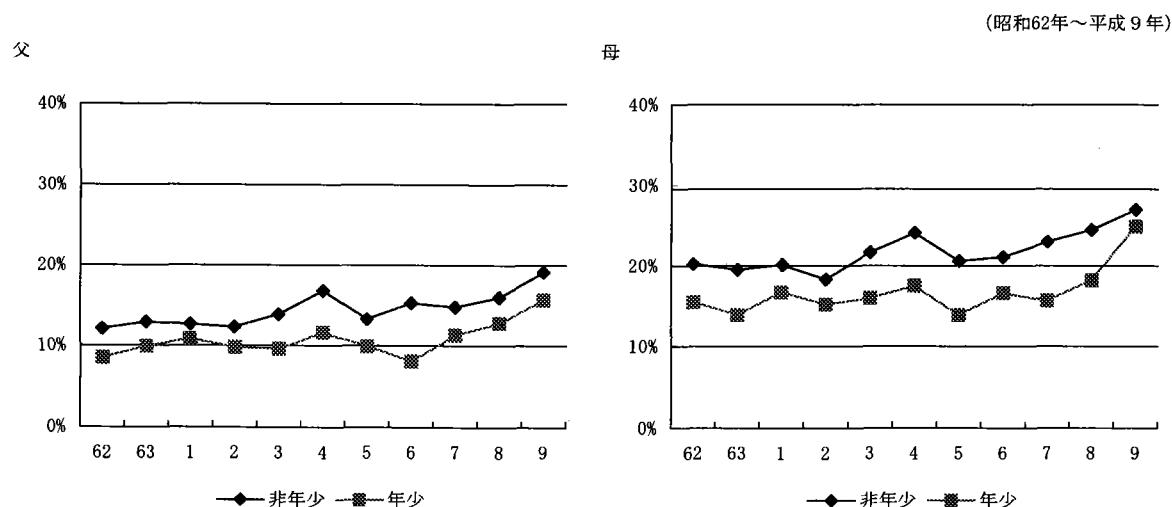


[女子少年]

父母ともに、その養育態度が「普通」と判定されるものが、非年少女子少年より年少女子少年において低くなる。非年少女子少年においてより年少女子少年では、父母の養育態度に何らかの問題ないし偏りの認められる場合が多いと考えられる。

図3-52は、父母それぞれについて、「普通」の割合の推移を示したものである。

図3-52 養育態度・普通の割合（女子）



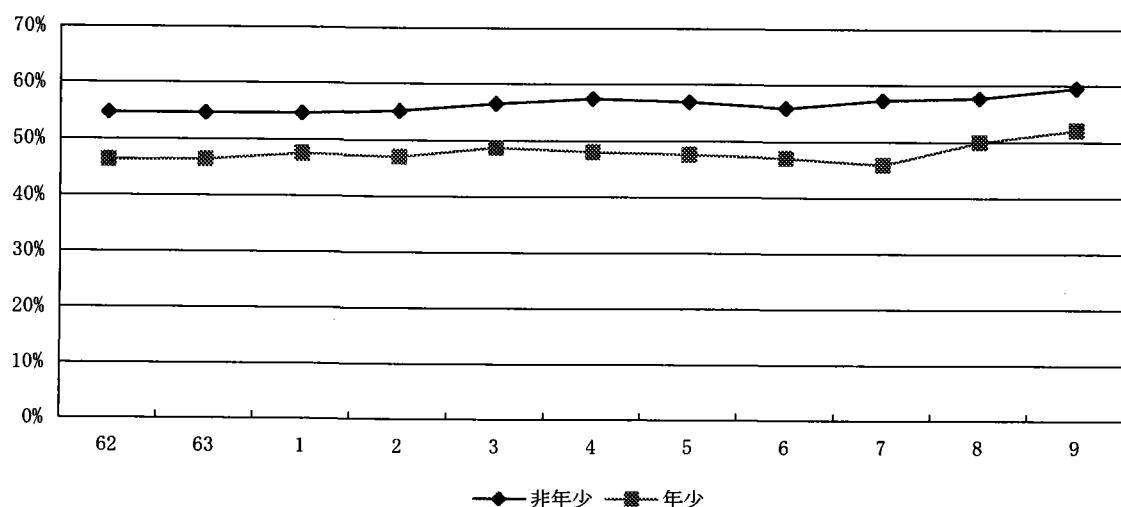
(5) 現在の保護者

[男子少年]

現在の保護者が実父母であるものは、非年少男子少年では対象期間の合計で56.3%であるのに対し、年少男子少年では48.0%である。

図3-53 現在の保護者・実父母の割合（男子）

（昭和62年～平成9年）

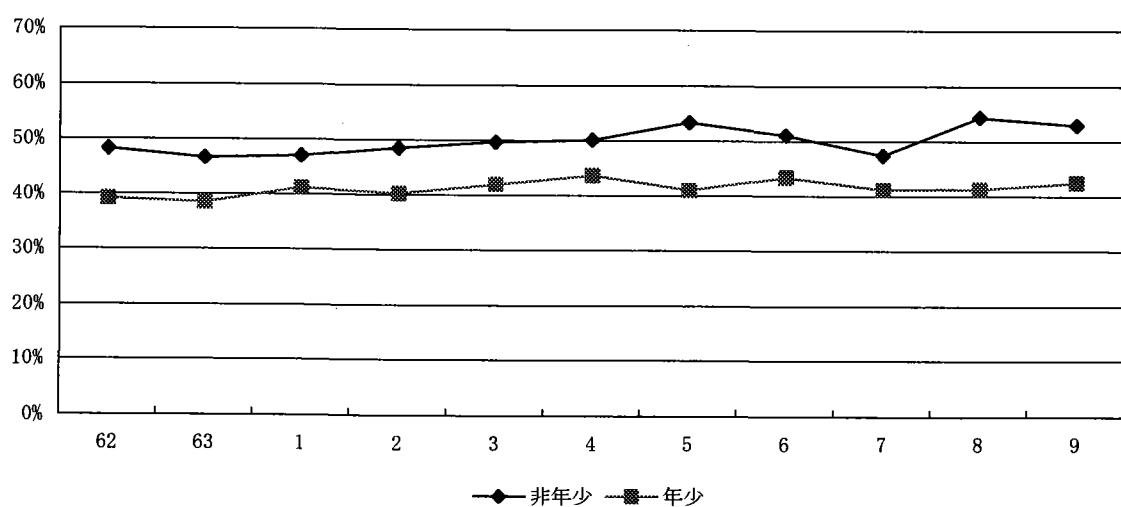


[女子少年]

現在の保護者が実父母であるものは、非年少女子少年では対象期間の合計で49.8%であるのに対し、年少女子少年では41.1%と低くなっている。これらの数値は、男子少年の場合より、いずれも低い。

図3-54 現在の保護者・実父母の割合（女子）

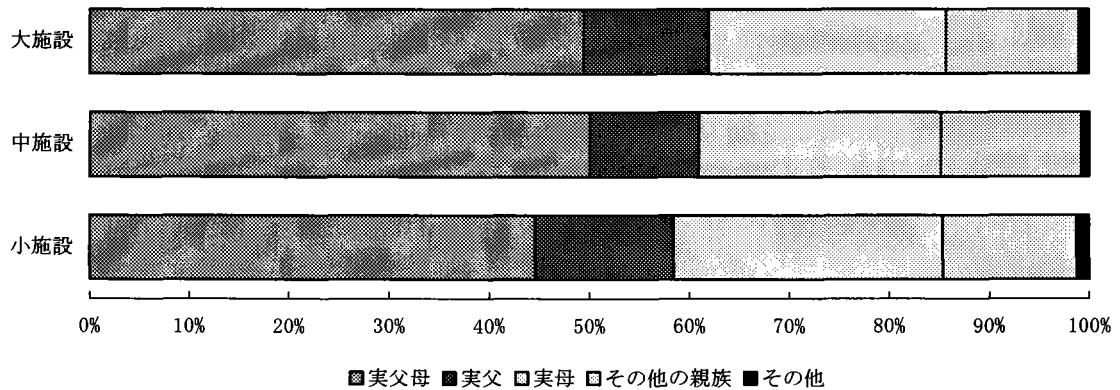
（昭和62年～平成9年）



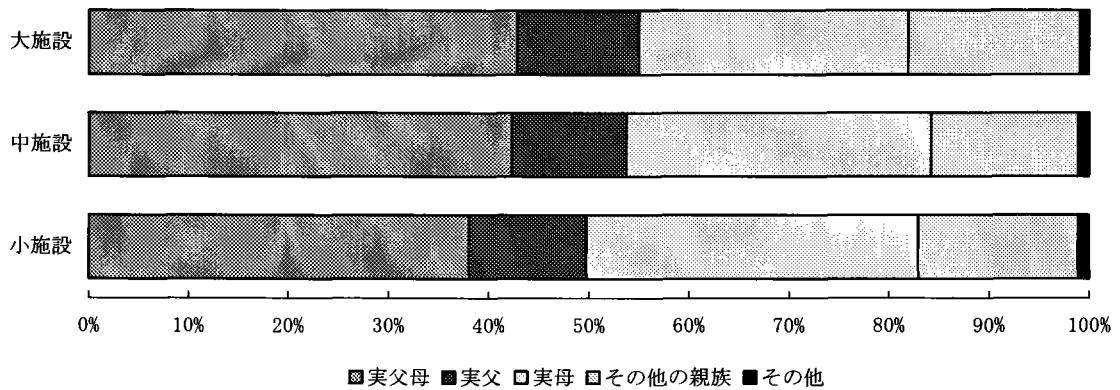
ここで、施設規模と現在の保護者とのかかわりを見る。

図3-55 施設規模と現在の保護者

(年少男子)



(年少女子)



年少男子、年少女子とともに、施設規模が大きくなるにつれて現在の保護者が実父母である割合が高くなる傾向にあることが見て取れる。

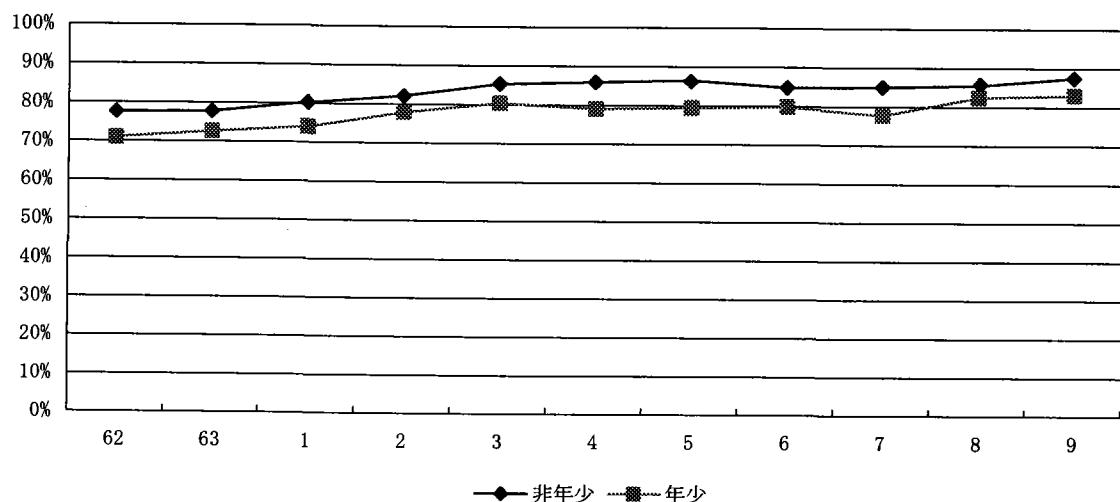
(6) 保護者の生計

[男子少年]

保護者の生計が中程度以上と判定されるものの割合は、平成の初期から5年ごろにかけて上昇した後いったん低下し、8年ごろから再び上昇する動きを見せている。対象期間の合計で非年少男子少年では83.2%であるのに対し、年少男子少年では77.6%と若干低くなる。

図3-56 保護者の生計・中以上の割合（男子）

（昭和62年～平成9年）

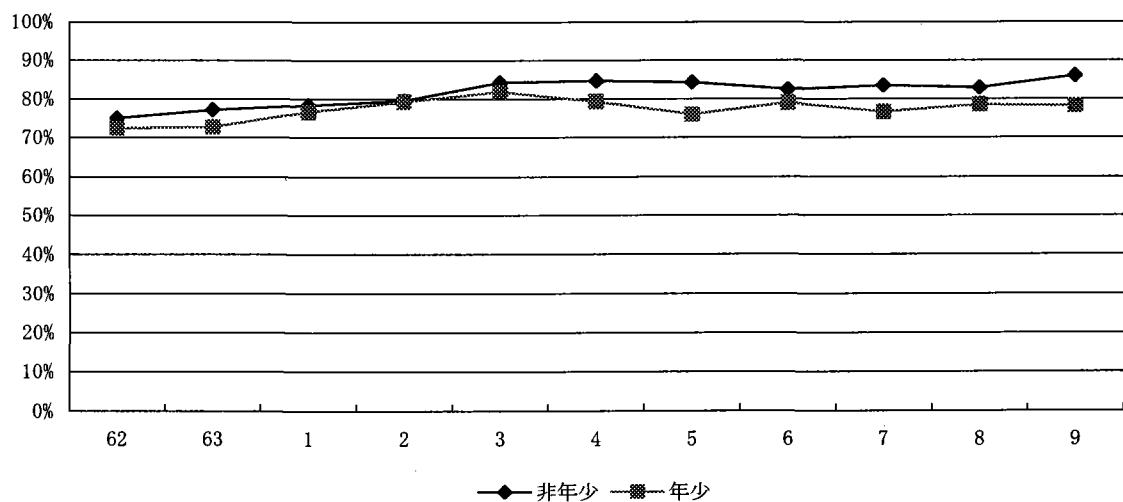


[女子少年]

保護者の生計が中程度以上と判定されるものの割合は、対象期間の前半上昇した後平成5年ごろいったん低下し、後半再び上昇する動きを見せている。保護者の生計が中程度以上と判定されるものは、対象期間の合計で非年少女子少年では81.4%であるのに対し、年少女子少年では76.9%と若干低くなる。男子少年の場合と同様である。

図3-57 保護者の生計・中以上の割合（女子）

（昭和62年～平成9年）



(7) 父母への態度

少年の父母それぞれに対する態度を、「親和・信頼」、「依存」、「無関心」、「拒否」、「恐怖・恐怖」、「対等・友人」、「両価」（愛憎相半ばしているような態度）等に評定した資料である。

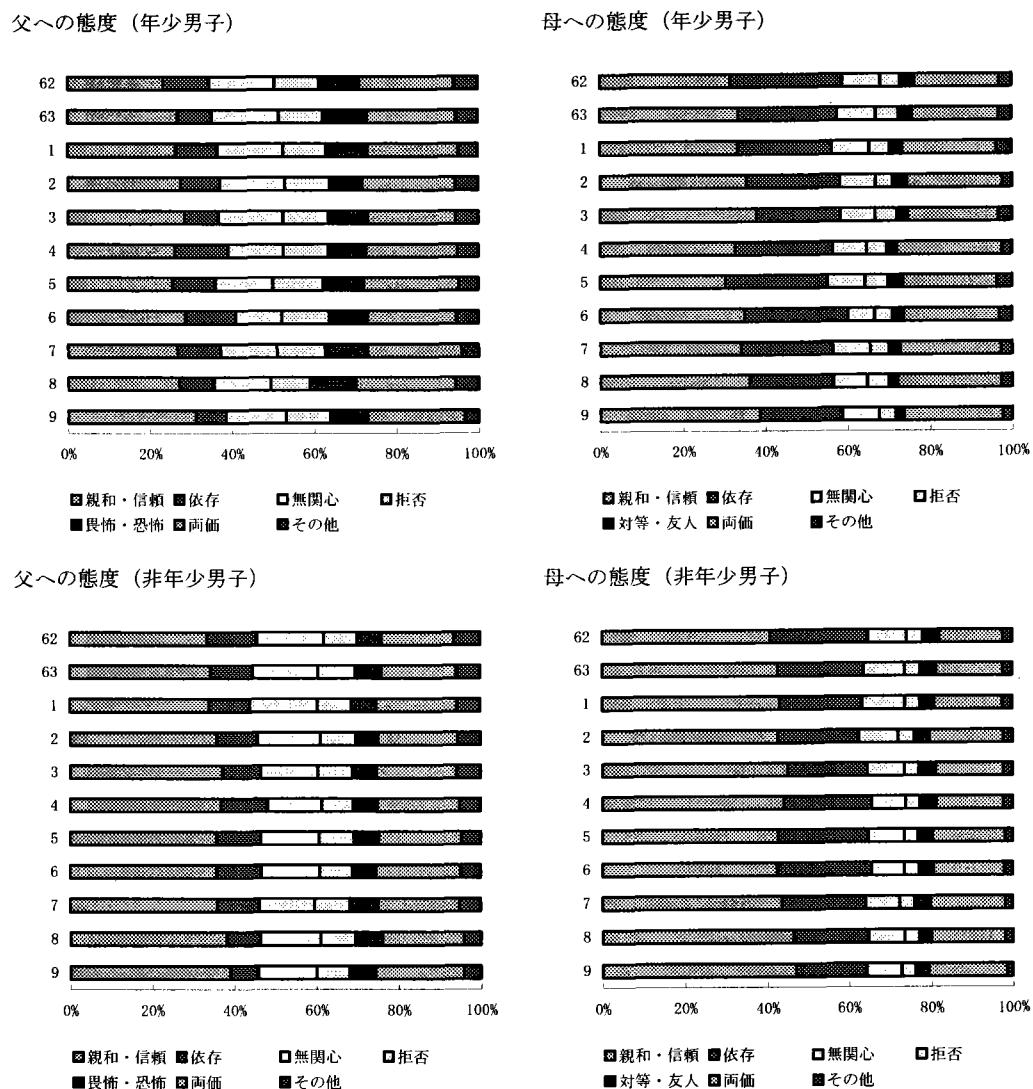
[男子少年]

対象期間を通して、父母の双方に対する態度が「親和・信頼」であるものは、非年少男子少年より年少男子少年の方がかなり低い。

図3-58は、父母のそれぞれについて、少年が向ける主な態度別の割合の推移を示したものである。

図 3-58 父母への態度

(昭和62年～平成9年)



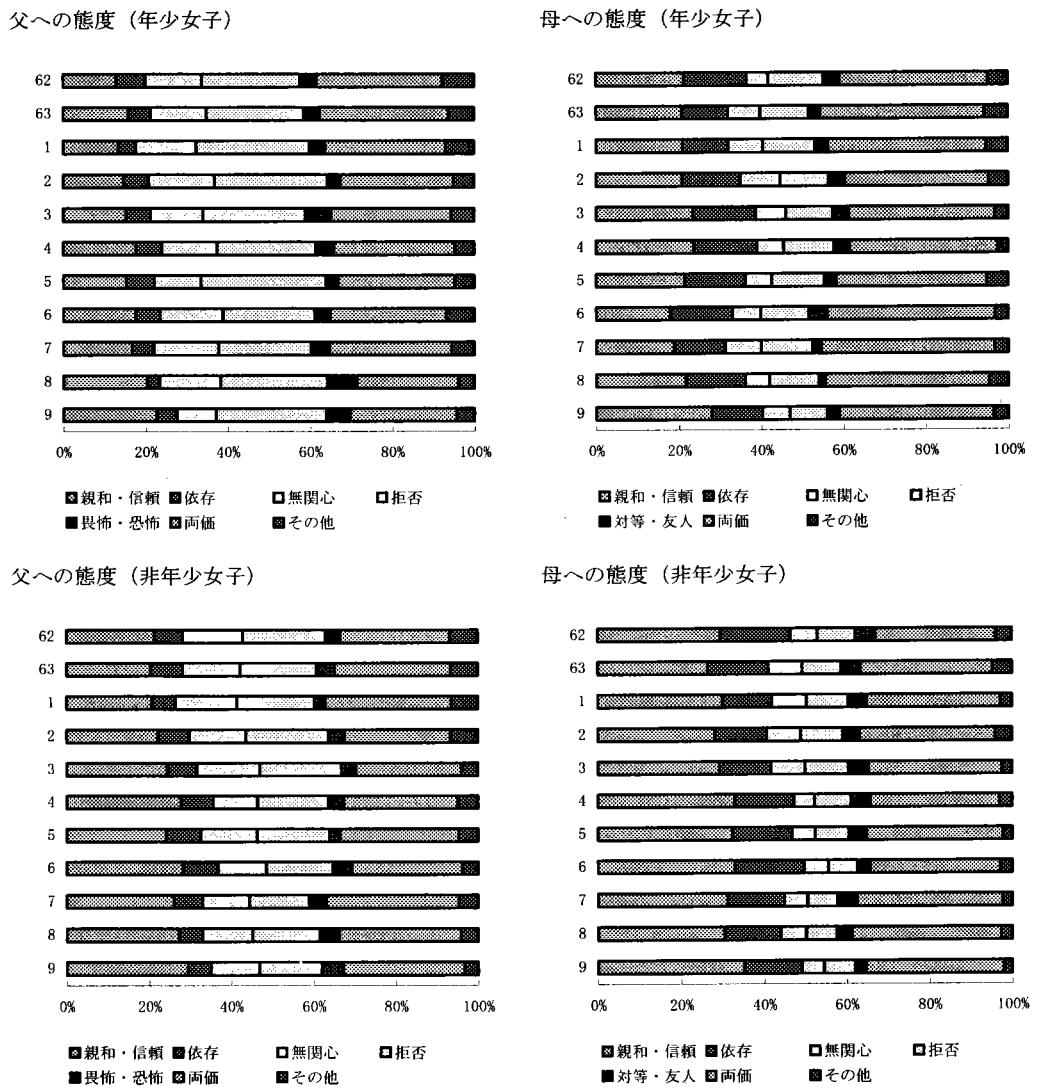
[女子少年]

対象期間を通して、父母の双方に対する態度が「親和・信頼」であるものは、非年少女子少年より年少女子少年の方がかなり低い。ただ、いずれも、対象期間の前半より後半では若干高くなる。

図3-59は、父母のそれぞれについて、少年が向ける主な態度別の割合の推移を示したものである。

図3-59 父母への態度

(昭和62年～平成9年)



(8) 現在の家族の問題

現在の家族に、「離婚」、「崩壊・離散」、「経済的困窮」、「父母間葛藤」、「家族間不和」、「父母のしつけの不一致」、「本人を疎外」等の何らかの問題があるかを見た資料である。問題があるものを重複選択している。

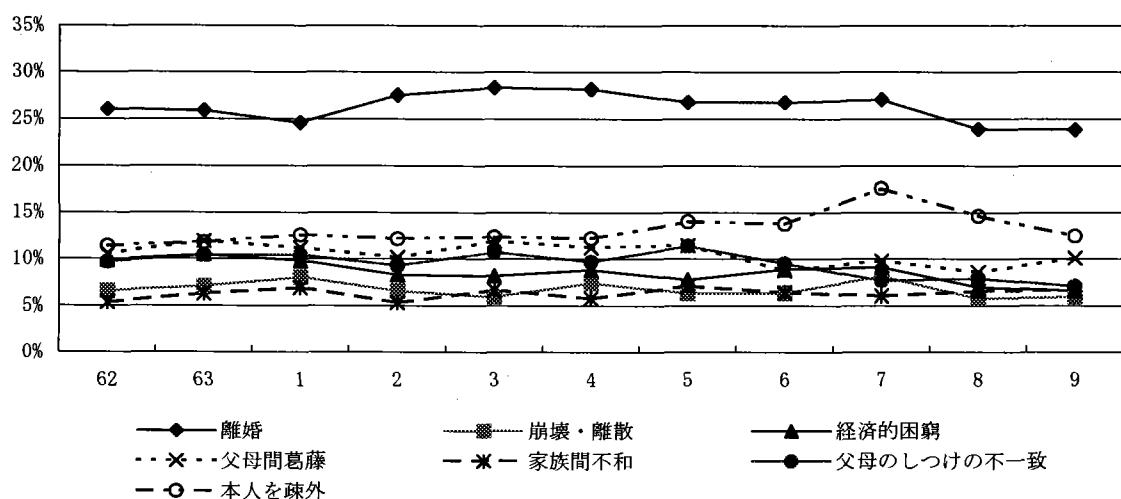
[男子少年]

少年鑑別所に収容される少年には、家庭に何らかの問題を抱えているものが多い。問題なしとされるものは、全男子少年の資料で見ると9.8%にとどまる。年少男子少年の場合はこの割合が更に低下し、4.9%となる。ここで挙げられた全ての項目について、年少男子少年は非年少男子少年よりも、問題ありとして評定される割合が高い。

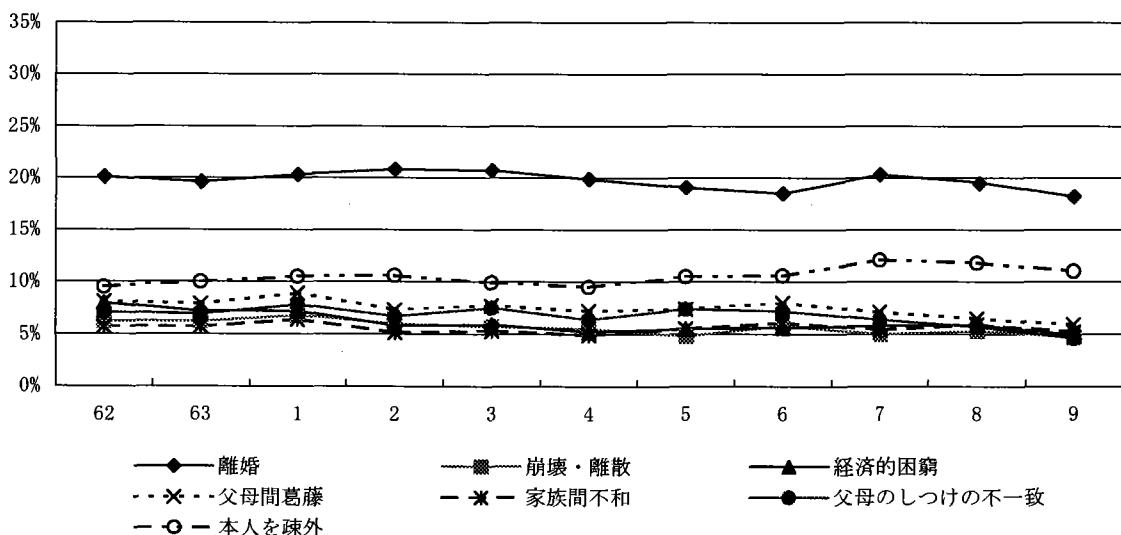
図3-60 現在の家族の問題

(昭和62年～平成9年)

(年少男子)



(非年少男子)



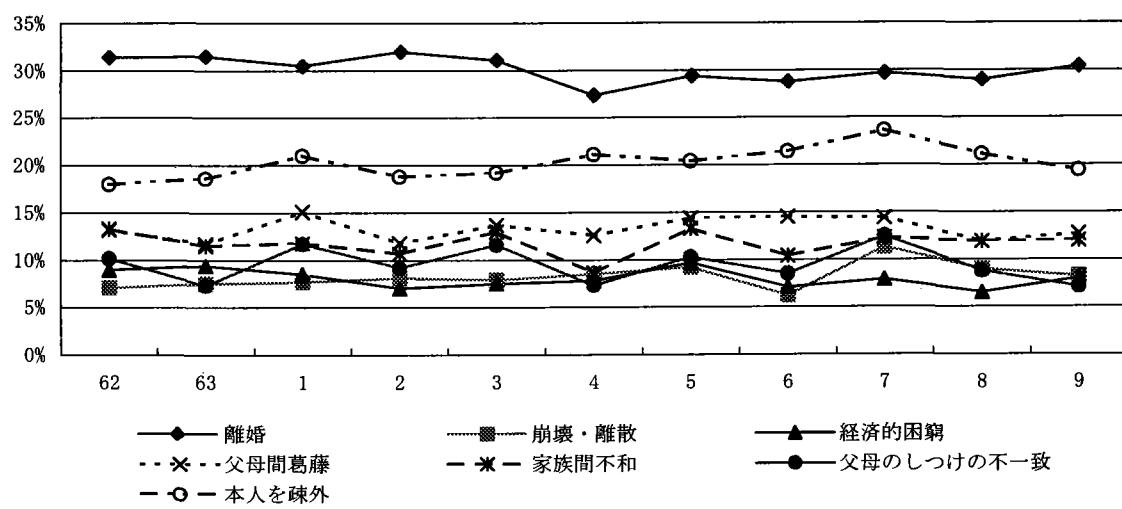
[女子少年]

問題なしとされるものは、全女子少年で4.5%にとどまり、女子少年では家族に何らかの問題を抱える場合がほとんどであることが示される。年少女子少年の場合は、この割合が更に低下し、2.2%となる。「その他」を除き、全ての項目について、年少女子少年は非年少女子少年よりも、問題ありとして評定される割合が高い。

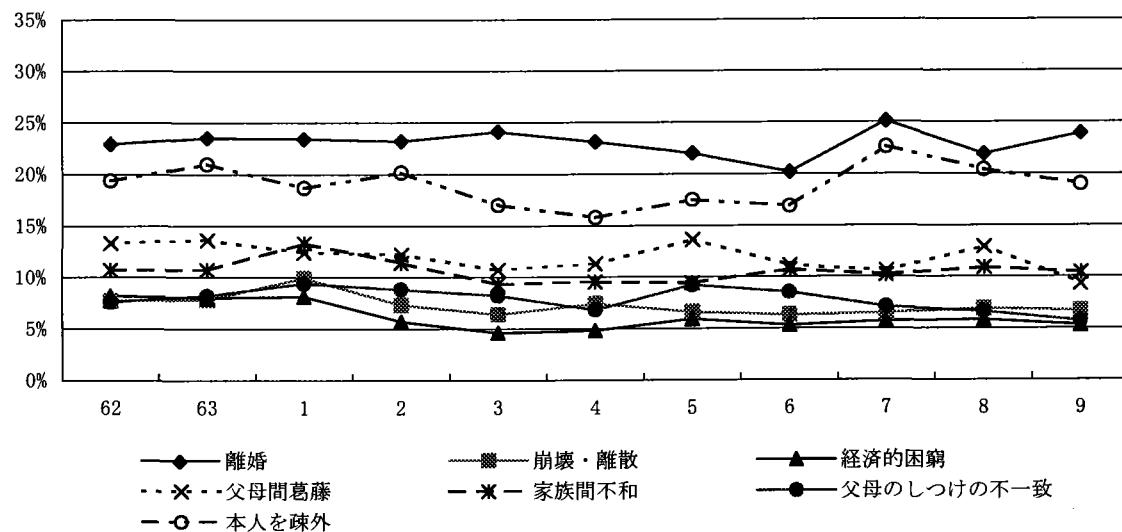
図3-61 現在の家族の問題

(昭和62年～平成9年)

(年少女子)



(非年少女子)



5 教育・職業

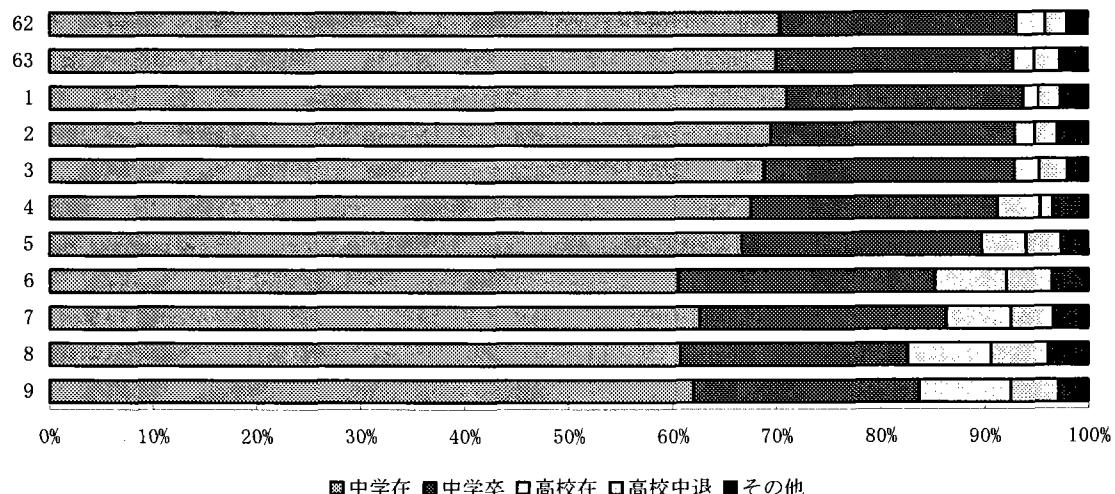
(1) 学歴

[男子少年]

年少男子少年の場合、当然ながら学籍を有するものの割合が高く、対象期間の合計で中学校在学のものが66.7%，高校在学（定時制を含む。）のものが5.9%である。

図3-62 学歴（年少男子）

（昭和62年～平成9年）

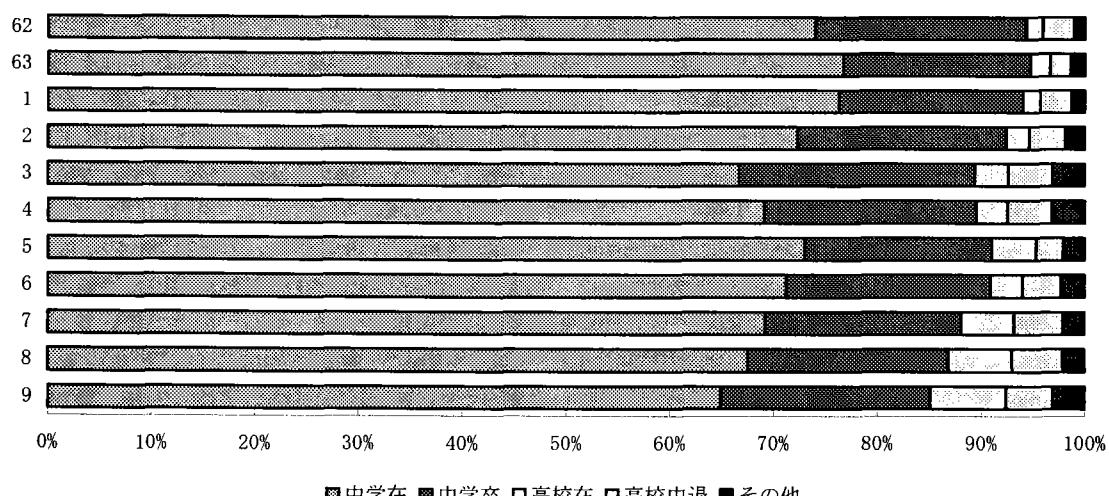


[女子少年]

対象期間の合計で中学校在学のものが71.9%，高校在学（定時制を含む。）のものが4.1%である。

図3-63 学歴（年少女子）

（昭和62年～平成9年）



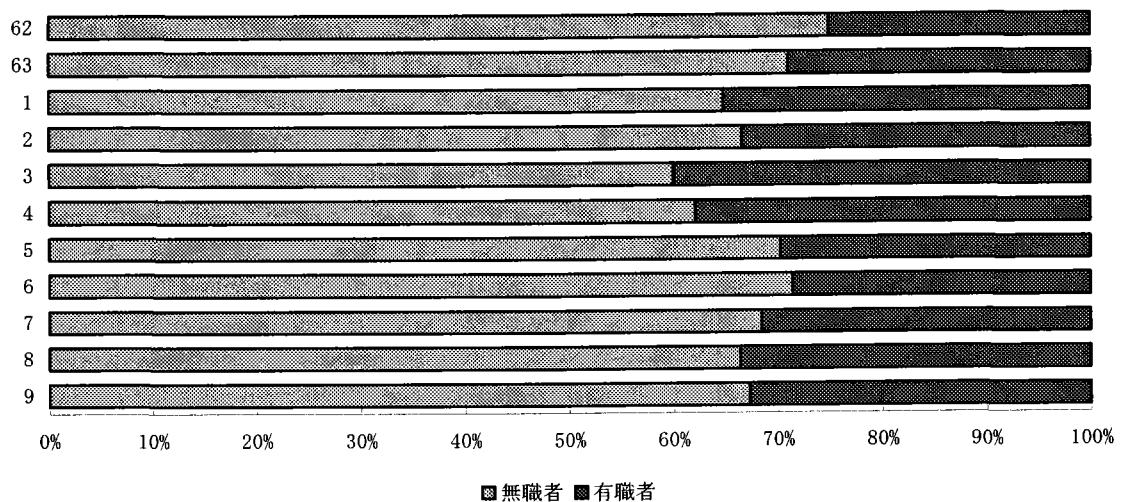
(2) 職業

[男子少年]

図3-64は、非学生・生徒群について、職に就いているのかいないのかを見たものである。6割から7割のものが無職となっている。義務教育終了後の年少男子少年において、無職状態が非行化の一つの要因になっていることがうかがわれる。有職者の職種についてみると、多いのが単純見習工と土木建設であることは、年少少年、非年少少年に共通する。

図3-64 無職者・有職者の割合（年少男子）

(昭和62年～平成9年)

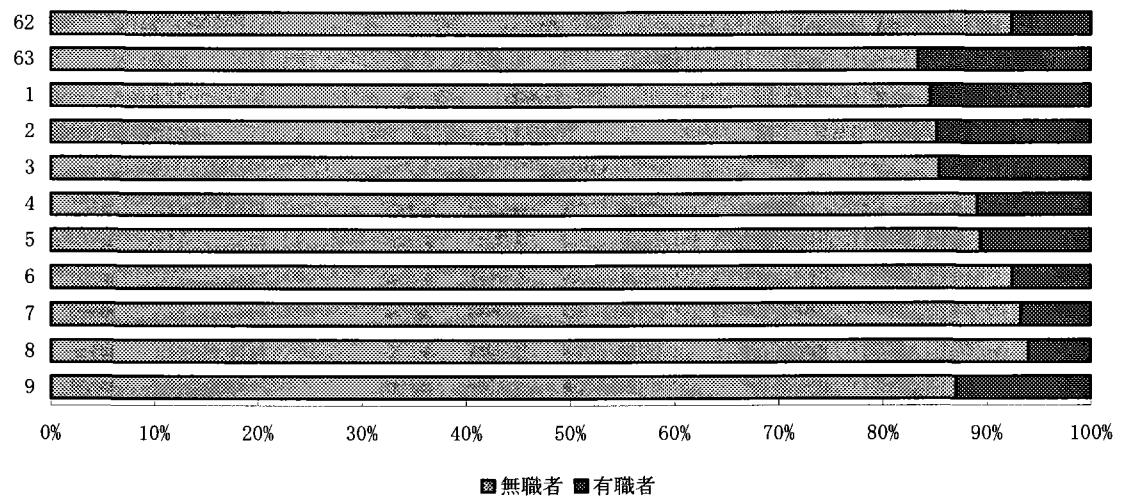


[女子少年]

非学生・生徒群について、職業に就いているのかいないのかを見ると、対象期間を通して、8割から9割を超えるものが無職となっている。無職のものの割合は、男子少年を上回る。有職者の職種についてみると、女子少年の場合多いのは、年少少年、非年少少年に共通して接客業である。

図3-65 無職者・有職者の割合（年少女子）

(昭和62年～平成9年)



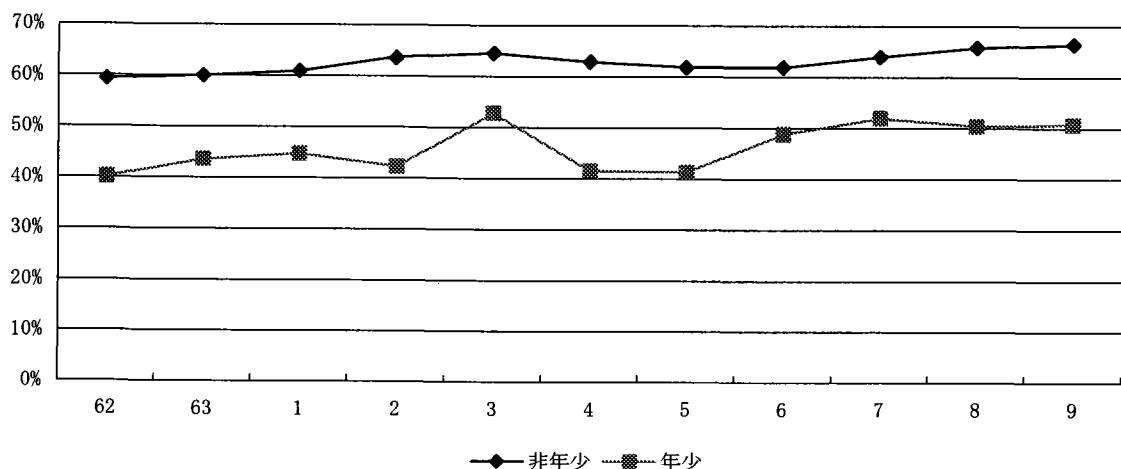
(3) 就業状態

[男子少年]

就業者の就業状態を見ると、非年少男子少年では、「勤勉」あるいは「普通」と判定されるものが、対象期間を通して就業者の6割前後となるのに対し、年少男子少年では5割前後が「怠惰」と判定されている。

図3-66 就業状態・勤勉+普通の割合の推移（男子）

(昭和62年～平成9年)

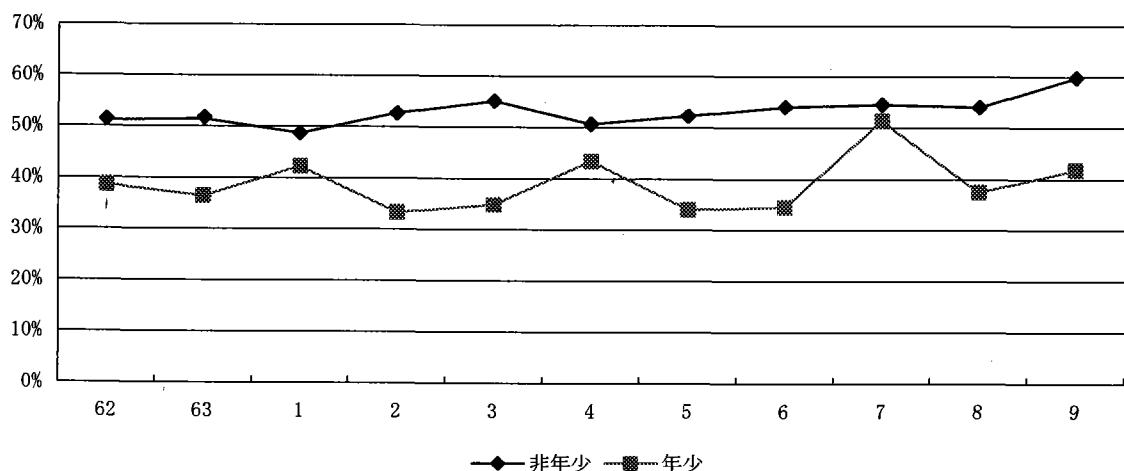


[女子少年]

就業者の就業状態を見ると、「勤勉」と判定されるものは、年少女子少年ではごくわずかしかいない。「勤勉」と判定されるものに「普通」と判定されるものを加えると、対象期間の合計で就業者の4割弱となる。

図3-67 就業状態・勤勉+普通の割合の推移（女子）

(昭和62年～平成9年)



(4) 転職回数

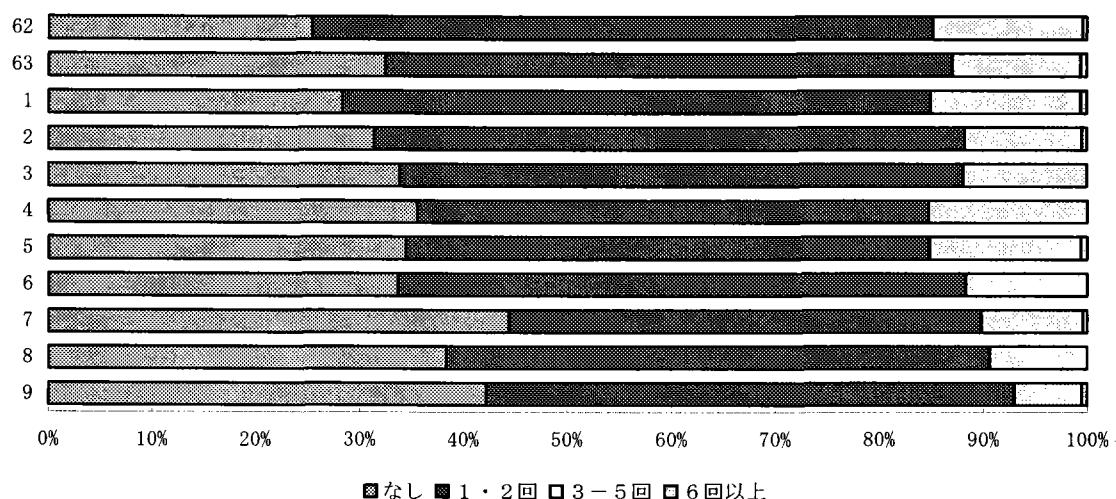
ここでは、学生・生徒など、転職の有無になじまないものを除いて検討する。

[男子少年]

非年少男子少年では、半数以上が転職3回以上、6回以上のものも約9%いる。年少少年では職業生活の期間が総じて短く、転職の回数もそれほど多くはならないと考えられるところであるが、年少男子少年では「なし」が13.1%，転職3回以上のものが1割強となっている。

図3-68 転職回数（年少男子）

(昭和62年～平成9年)

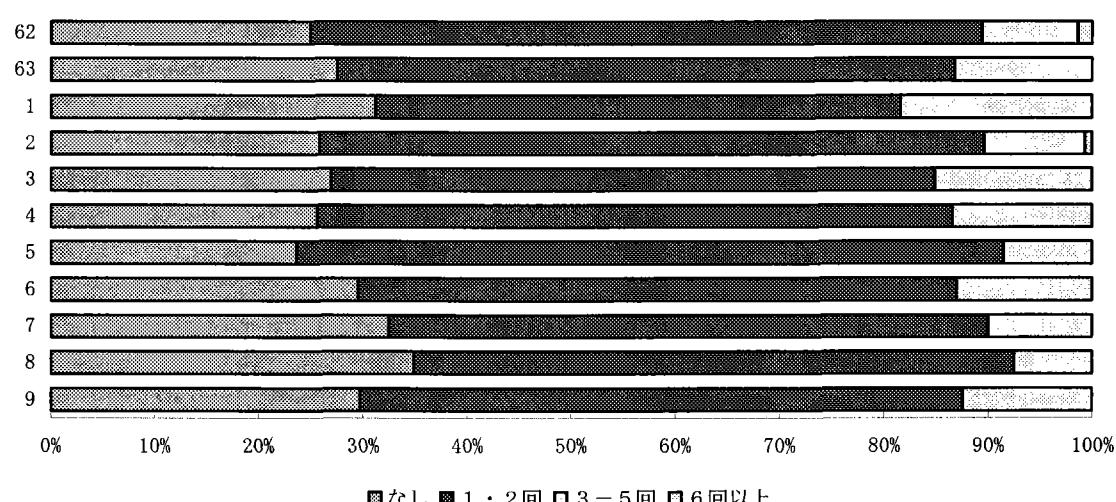


[女子少年]

年少女子少年では、転職なしのものが、対象期間の合計で27.7%となっている。

図3-69 転職回数（年少女子）

(昭和62年～平成9年)



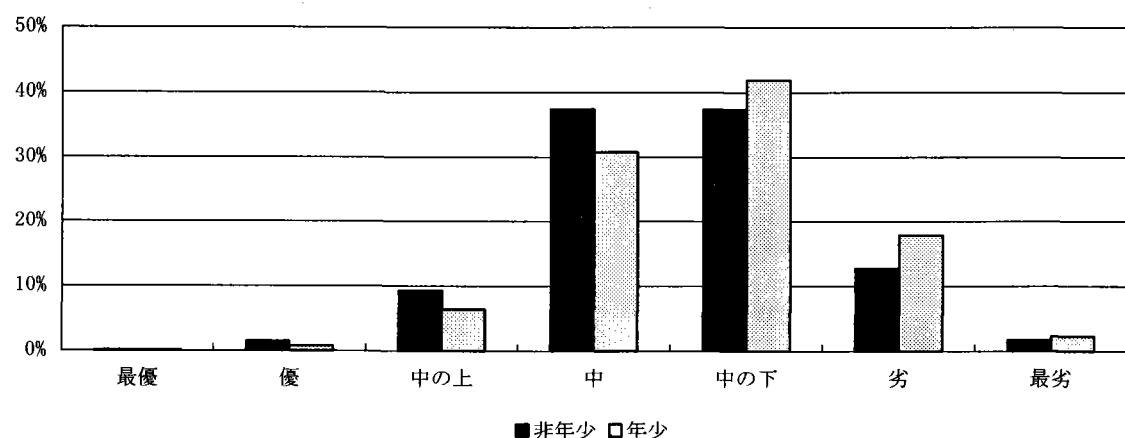
6 本人の資質

(1) 知能

[男子少年]

図3-70は、知能について「最優」、「優」、「中の上」、「中」、「中の下」、「劣」及び「最劣」の7段階に評定したものを、非年少男子少年、年少男子少年別に対象期間の合計における割合で示したものである。「中」から「中の下」の範囲に大多数のものが該当するが、年少男子少年では非年少男子少年と比べ、山がやや右にずれることが示される。

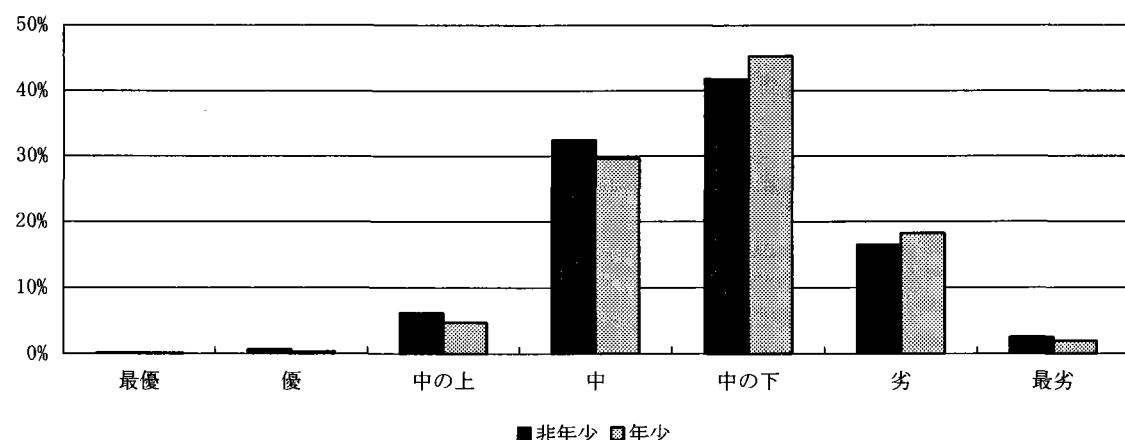
図3-70 知能評定（男子）



[女子少年]

図3-71は、知能について「最優」、「優」、「中の上」、「中」、「中の下」、「劣」及び「最劣」の7段階に評定したものを、非年少女子少年、年少女子少年別に対象期間の合計における割合で示したものである。「中」から「中の下」の範囲に大多数のものが該当する。男子の場合と同様、年少女子少年では、非年少女子少年と比べ、山が若干右にずれる。

図3-71 知能評定（女子）



(2) 性格

少年鑑別所では、鑑別の対象となる少年のほぼ全員に対し、○×式の性格検査である法務省式人格目録を実施している。ここでは、この資料を取り上げる。

この検査の粗点（新追加尺度）をT得点に換算し、それを更に以下のように5段階に振り分け、信頼性尺度と「神経症傾向」、「意志欠如」、「爆発」、「自己顯示」及び「発揚」の5つの臨床尺度について、その分布状況を調べた。

段階	T 得点
1	35未満
2	35以上45未満
3	45以上55未満
4	55以上65未満
5	65以上

次ページ以降に、年少男子少年、年少女子少年それぞれについて、上記のように5段階に振り分けたものの推移を示す。

[男子少年]

臨床尺度は、経年について、偏りの大きいことを示す段階の割合が低下する傾向がうかがわれる。すなわち、法務省式人格目録上、大きな偏りを示すものが減少する傾向にあるといえる。

[女子少年]

男子少年と同様、臨床尺度は、経年について、偏りの大きいことを示す段階の割合が低下する傾向がうかがわれる。

図 3-72 法務省式人格目録（年少男子）

(昭和62年～平成9年)

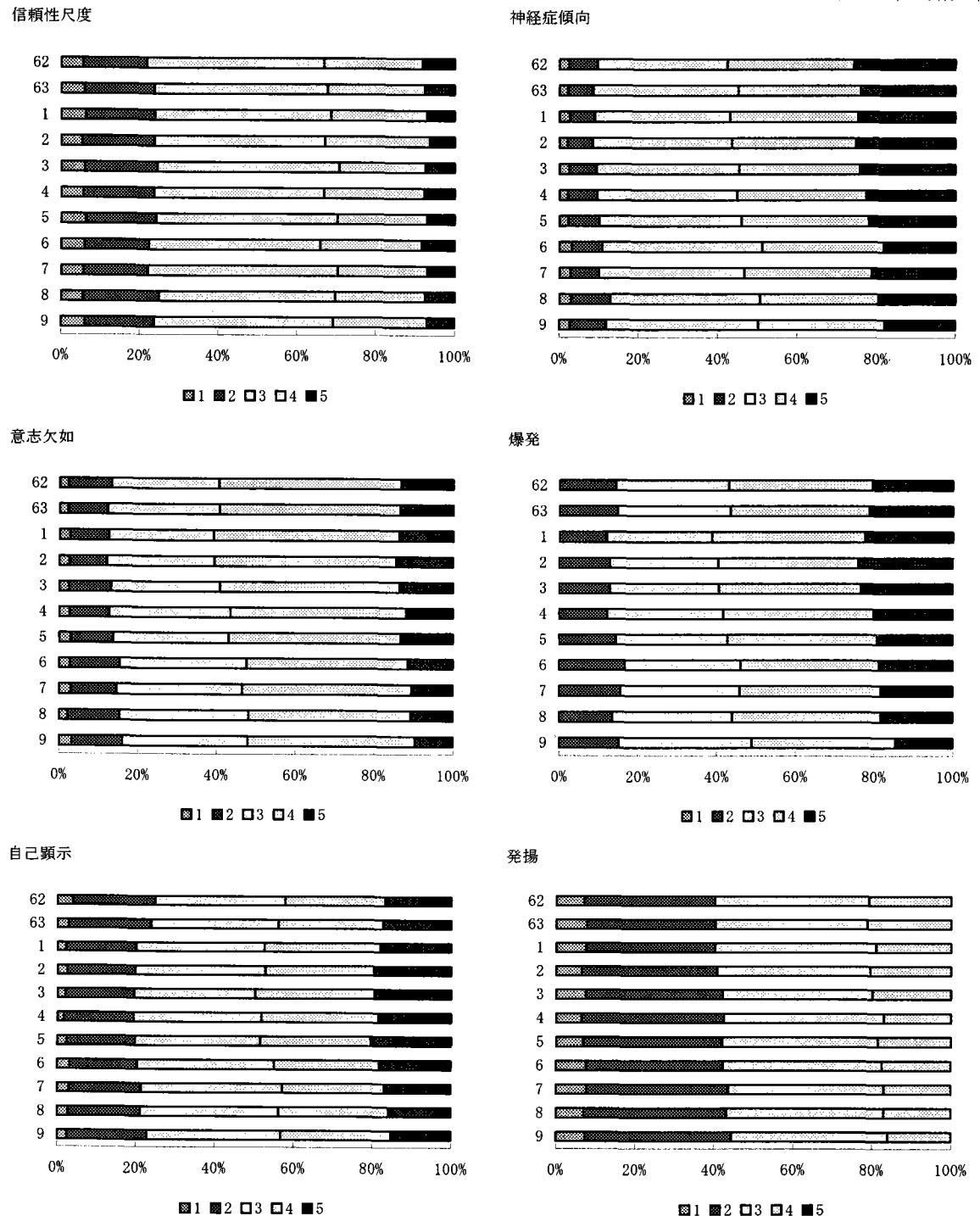
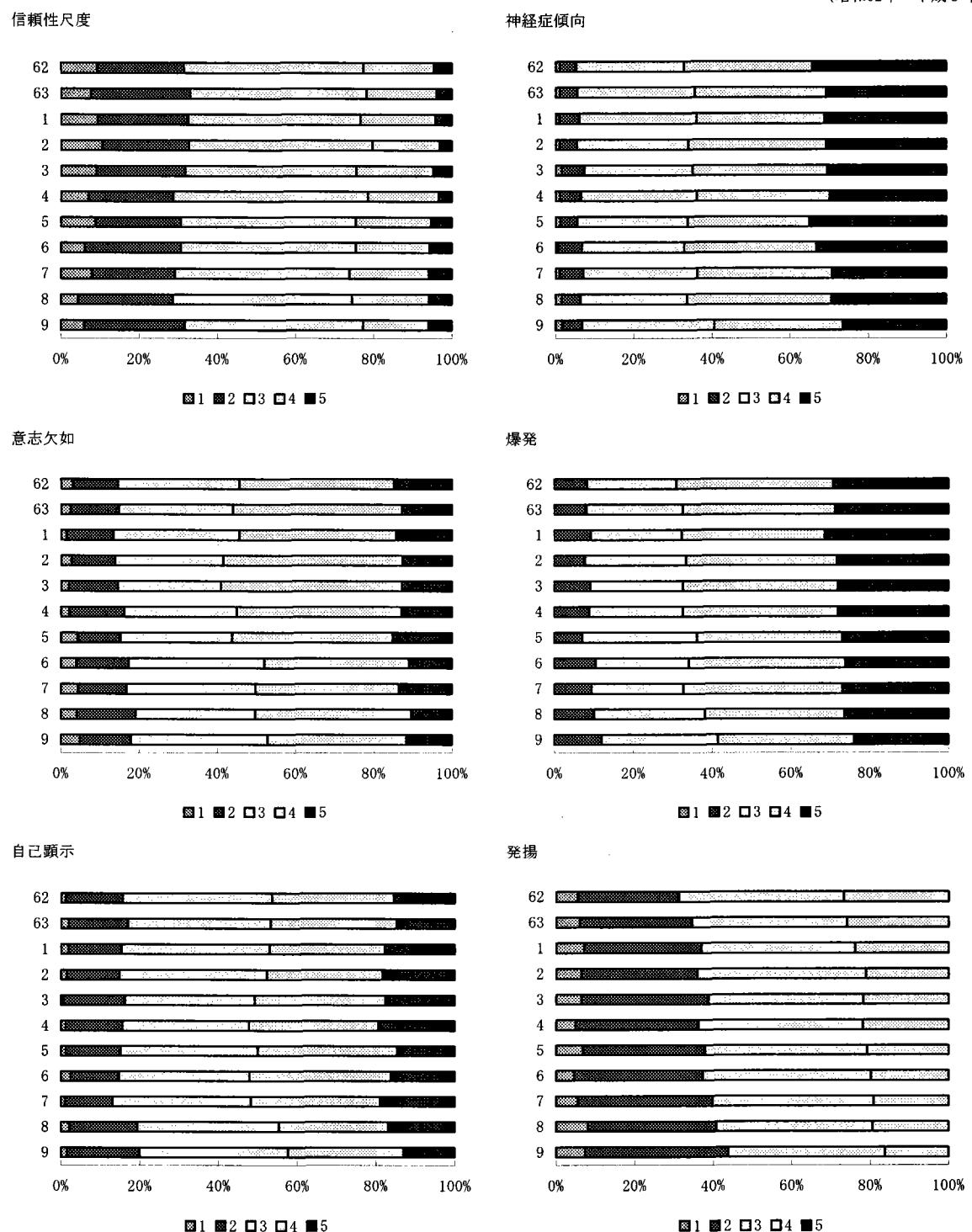


図3-73 法務省式人格目録（年少女子）

(昭和62年～平成9年)



(3) 精神障害

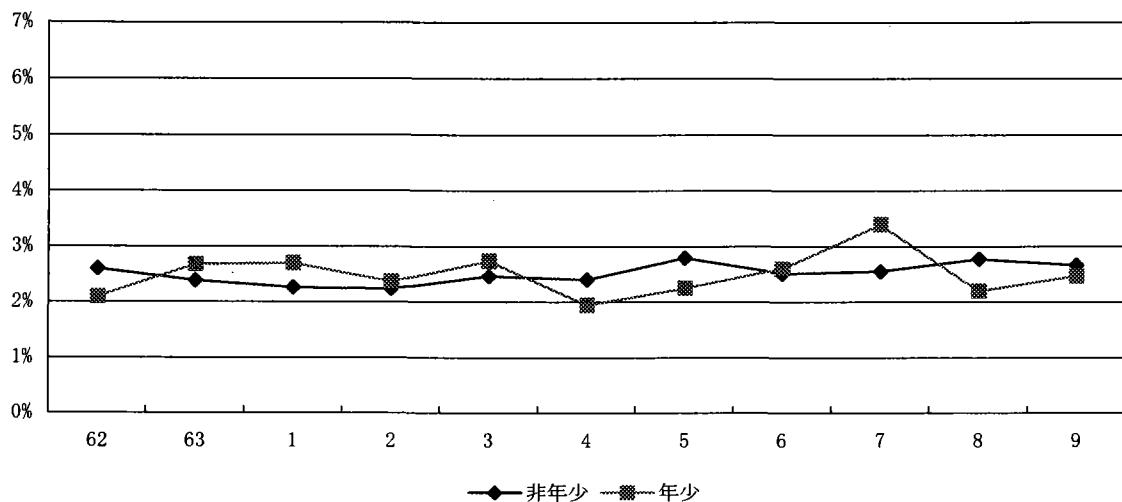
鑑別の作業には、当然ながら精神障害の有無についての検討も含まれる。必要である場合は精神科医師の診断を受け、結論が出されることになる。

[男子少年]

図3-74は、精神障害ありとされたものの割合の推移を示したものである。対象期間を通して、ほぼ一定水準で推移しており、年少男子少年と非年少男子少年との差もあまり認められない。

図3-74 精神障害ありの割合の推移（男子）

(昭和62年～平成9年)

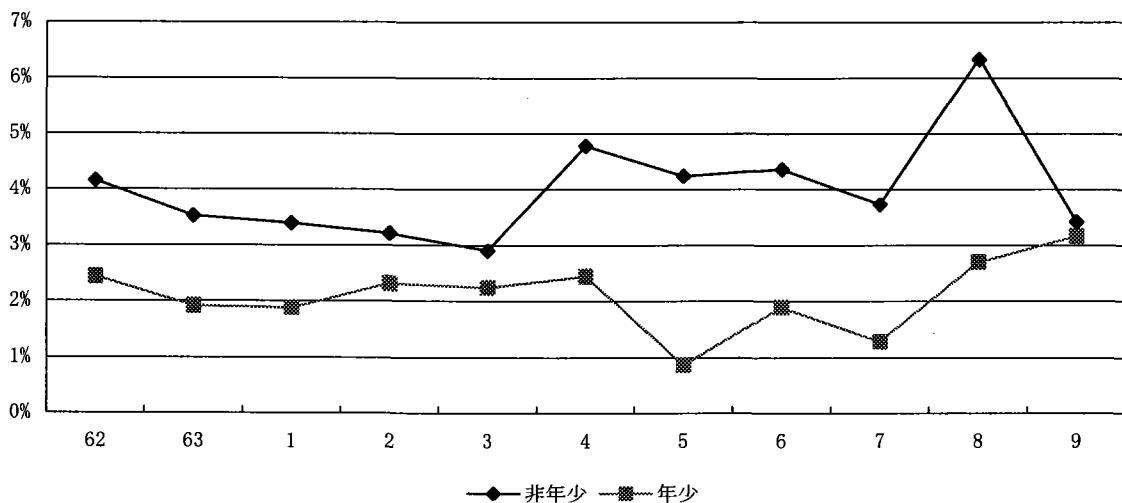


[女子少年]

女子少年の場合、年少少年では、対象期間の前半、男子少年より精神障害ありの割合が若干低くなる傾向がある。対象期間の終わりの時期ではその割合が上昇している。なお、非年少女子少年においては、年少女子少年と比べても、男子少年と比べても、精神障害ありの割合が高い。女子少年における薬物乱用の多さとの関連があるのかも知れない。

図3-75 精神障害ありの割合の推移（女子）

(昭和62年～平成9年)



(4) 身体疾病

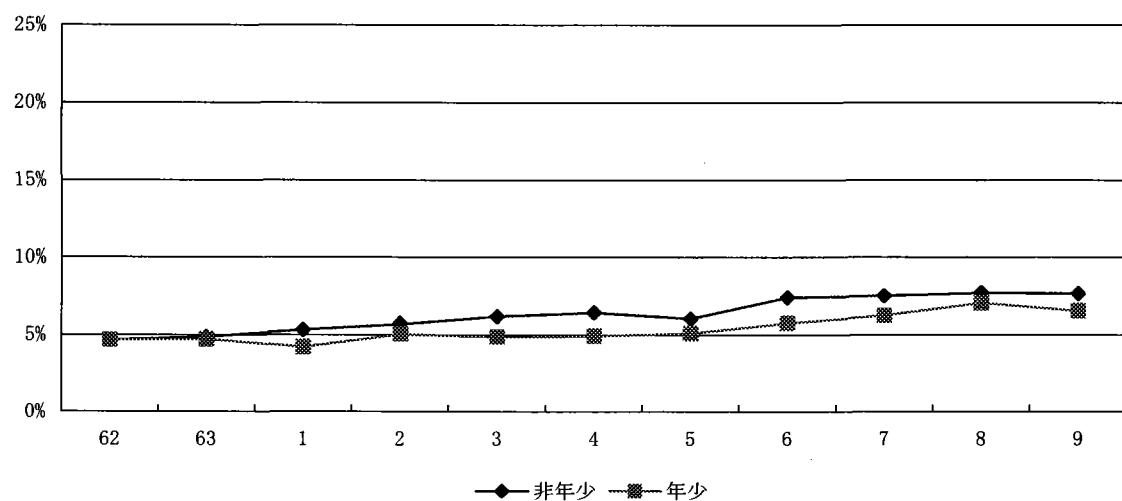
医療措置を要する身体疾病の有無を見る。

[男子少年]

医療措置を要する身体疾病のあるものの割合を示した。身体疾病なしのものの割合は、対象期間の合計で90.9%，医療措置を要するものは5.3%となっている(その余は、疾病があっても特段の医療措置を要さない場合である。)。年少男子少年と非年少男子少年とで大きな違いはない。

図3-76 医療措置を要する有身体疾病率の推移（男子）

(昭和62年～平成9年)

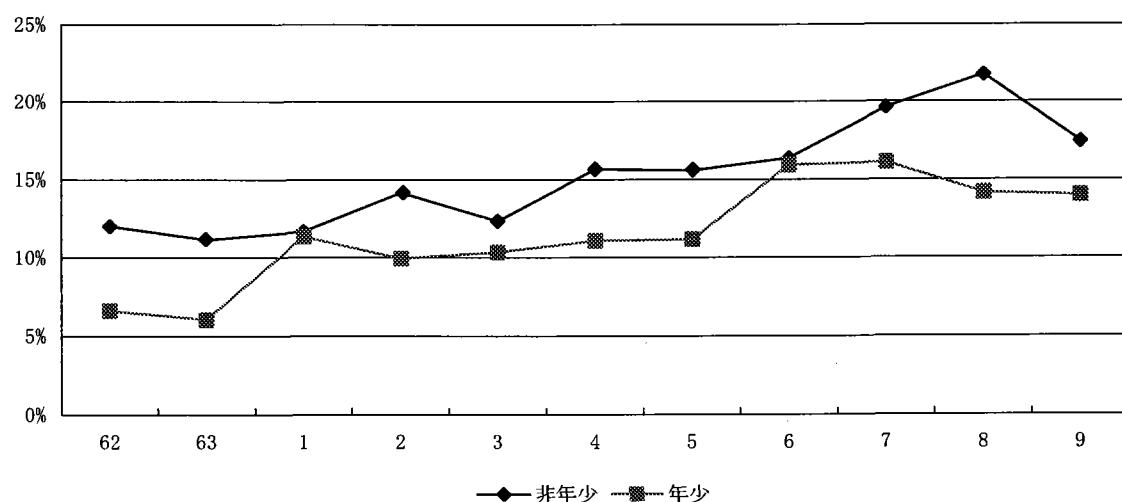


[女子少年]

身体疾病なしのものの割合は対象期間の合計で83.9%，医療措置を要するものは10.6%となっている。非年少女子少年より年少女子少年の方が、身体疾病なしの割合が若干高い。

図3-77 医療措置を要する有身体疾病率の推移（女子）

(昭和62年～平成9年)



第4 各種の集団

ここでは、年少少年の非行について、特定の集団に焦点を当てながら検討を進めたい。

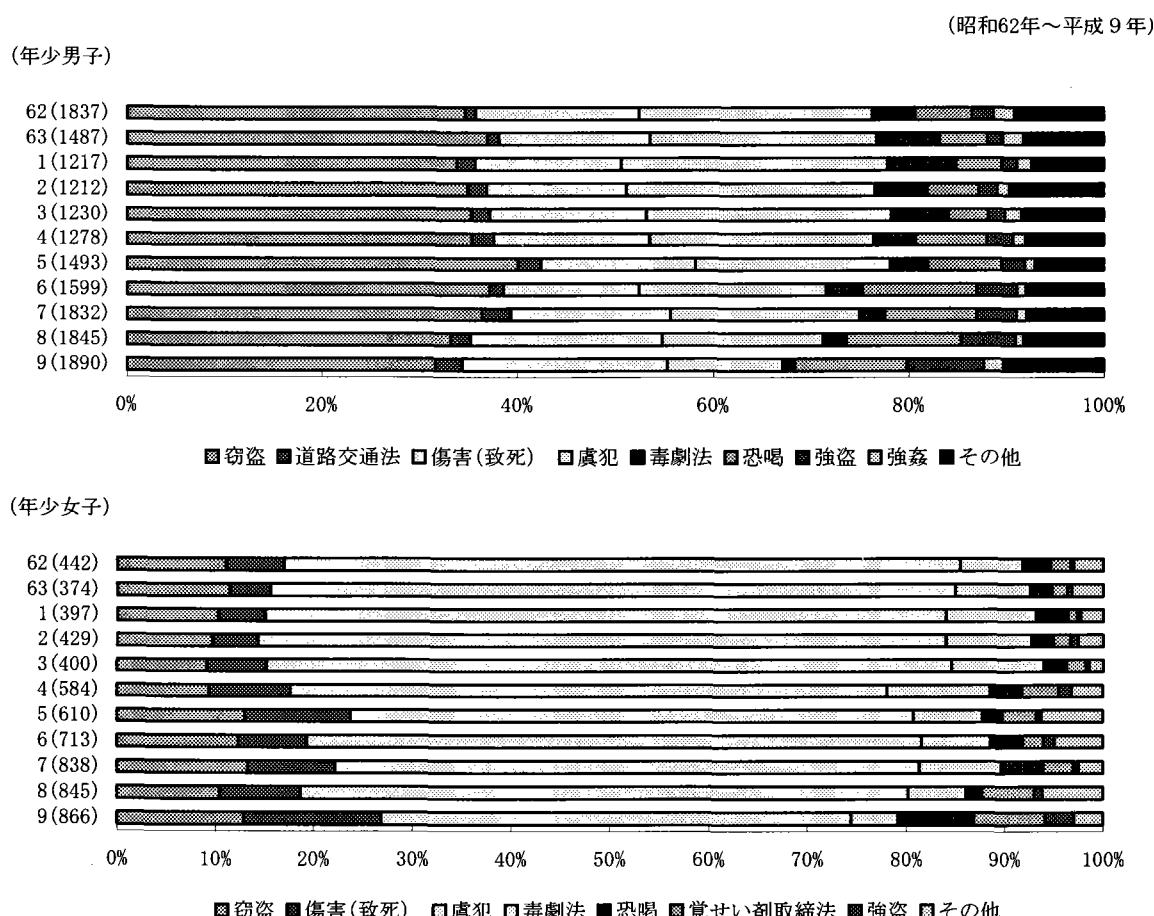
1 初回入所少年

大雑把にとらえれば、少年鑑別所への収容が初回である群より初回でない群の方が、非行にかかわる問題は深く、重いと言えよう。一方、近年言われるところの「非行の一般化」現象を少年鑑別所の段階で見るとするなら、具体的には、多くの場合、少年鑑別所への収容が初回である群の非行として現れてくると考えられる。そこで、少年鑑別所への収容が初回である少年の資料を検討することで、「非行の一般化」と呼ばれる状況の対象期間における実態について探ることとする。対象とする資料数は2万3,418、男女別の内訳は、男子1万6,920、女子6,498である。

(1) 本件非行

図4-1は、年少少年における初回入所者の資料を抽出し、年次別の本件非行名を見たものである。先に提示した年少少年全体でのものと比べると、窃盗の割合が低くなっている。ここには、重大な非行であると観護の措置となる割合が高くなることもかかわるものと考えられるが、非行名別の動向を見ると、男女ともに虞犯、毒劇法違反の割合が低下し、傷害(致死)、恐喝、強盗の割合が上昇している。女子では覚せい剤取締法違反も上昇している。

図4-1 非行別名割合の推移（初回入所者）



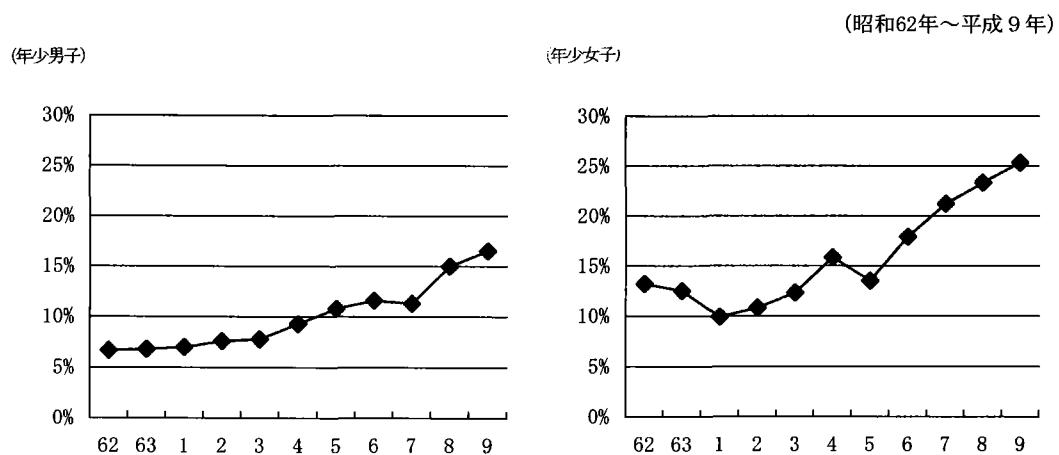
注 () 内は実数である。

(2) 在宅保護歴

ところで、少年鑑別所への収容は初回であるとしても、警察の調べを受ける、在宅での処分を受けるなど、それまでになんらかの非行を見せていた事例が少なくない。過去、公的な規制を受けるような非行はあったのかなかったのか、在宅保護歴についての資料で見てみる。

図4-2は、初回入所者のうち在宅保護歴なしのものの割合の推移を示したものである。男女ともに、経年につれて在宅保護歴のないものの割合が上昇する傾向にあることが見て取れる。それまで特段の非行歴のなかった少年が、少年鑑別所への観護の措置となるような非行を敢行することが多くなっていると言えよう。もっとも、これは、早期に手厚い保護の対象とすることによって少年の健全育成を図ろうとする積極保護の流れを示すものかも知れない。

図4-2 在宅保護歴なしの割合の推移（初回入所者）



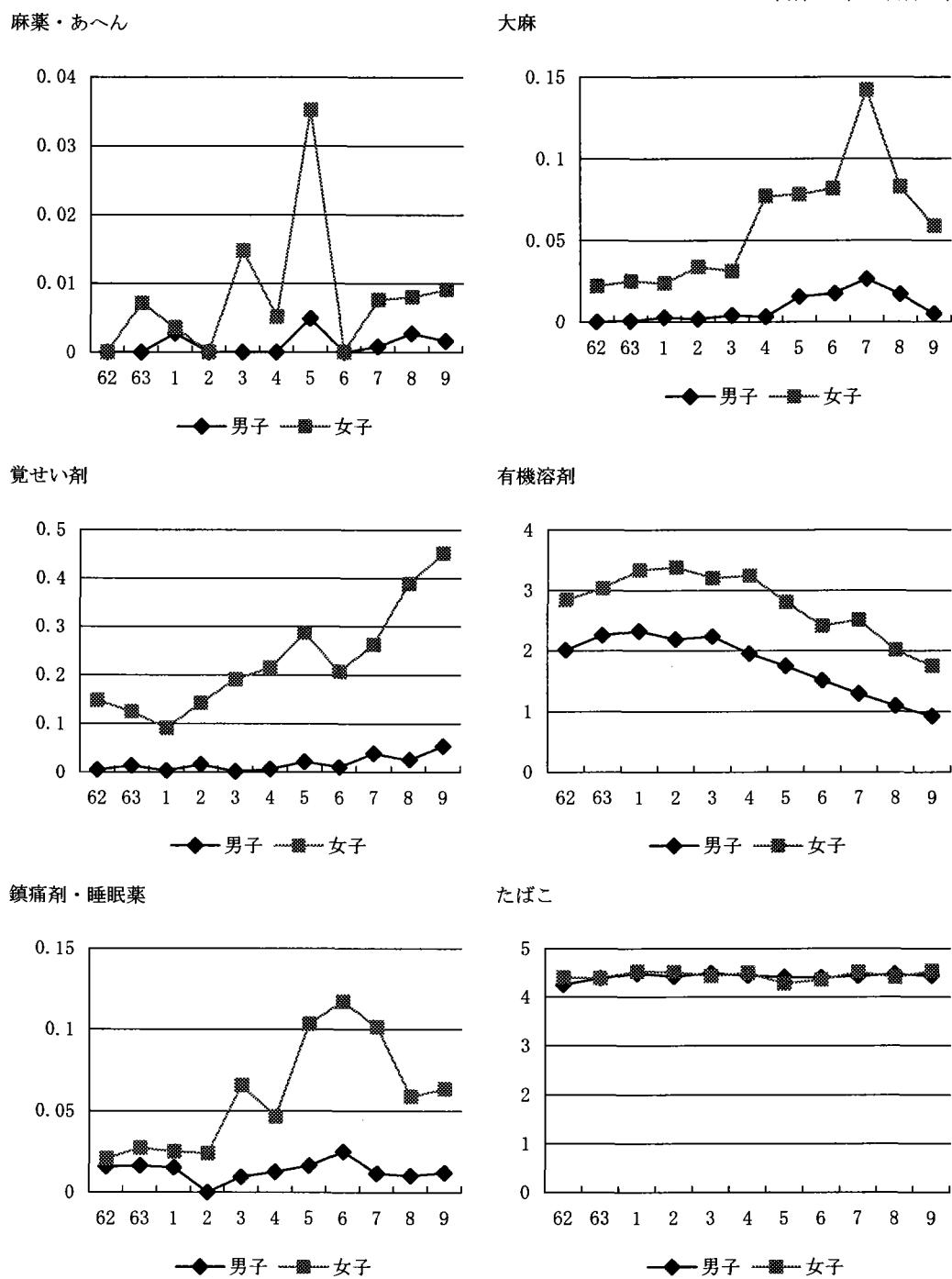
(3) 問題行動歴

では、初回入所者のそれまでの各種の問題行動について見る。図4-3は、各種の問題行動について、男女別に、第3-3-(5)で取り上げた重み付けしたポイントの推移を示したものである。少年鑑別所への収容が初回であるものであっても、一定水準以上の者にそれ以前から各種の問題行動が発現している状況が見て取れる。個別に見ていくと、男女ともに「有機溶剤」、「家出」はやや低下する傾向にある。これに対し、「たばこ」はほぼ一定水準ないしやや上昇、「酒」、「万引」はやや上昇する傾向を示している。

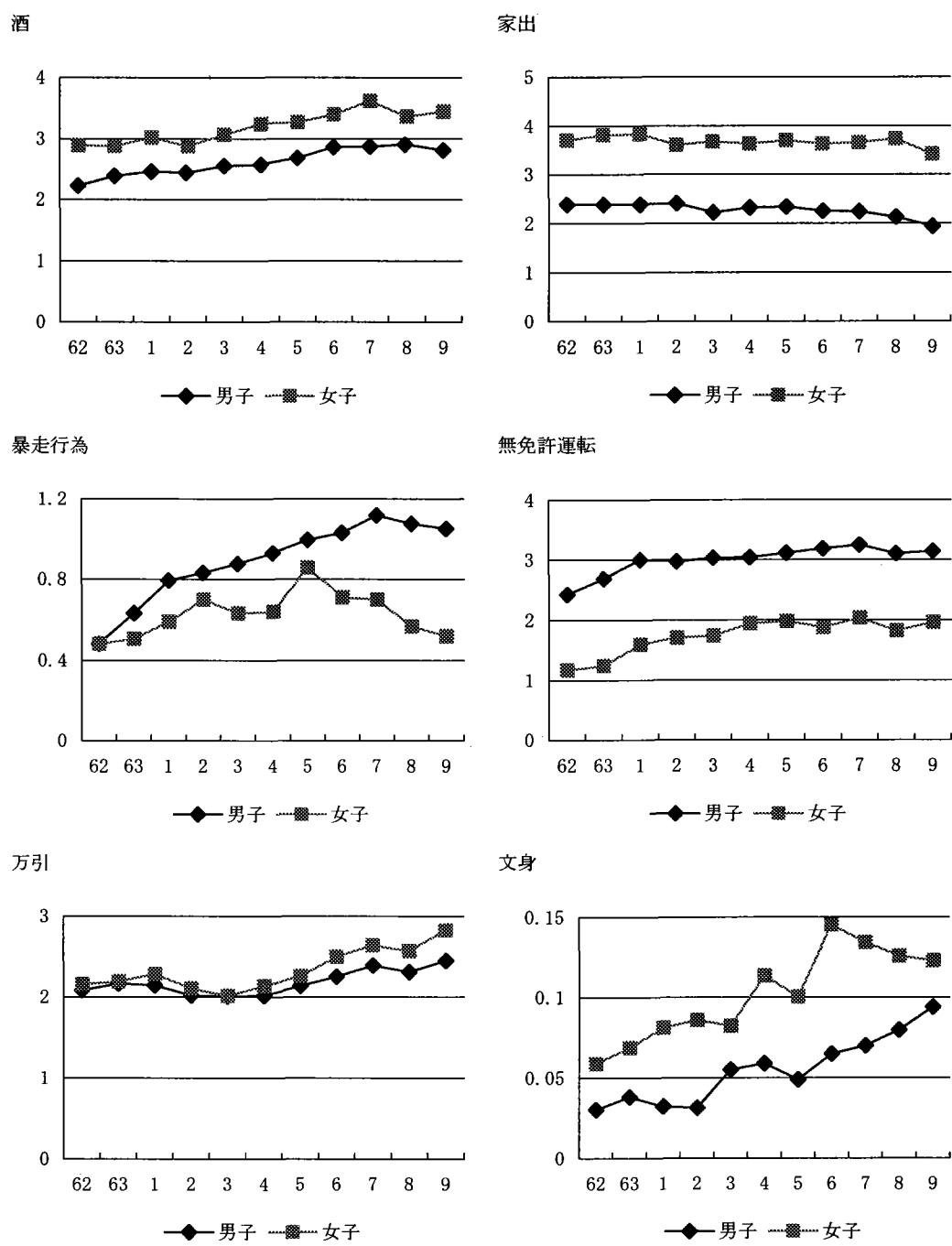
一方、男子においては「暴走行為」、「無免許運転」が、女子においては「覚せい剤」が上昇する傾向を示している。薬物乱用については、経験ありの割合が男子より女子において高くなっている、女子非行少年の特徴の一つが示されると言えるであろう。また、実数は小さいものの、「文身」が男女ともに上昇を示している。

図4-3 問題行動のポイントの推移（年少・初回入所者）

(昭和62年～平成9年)



問題行動のポイントの推移（年少・初回入所者）つづき

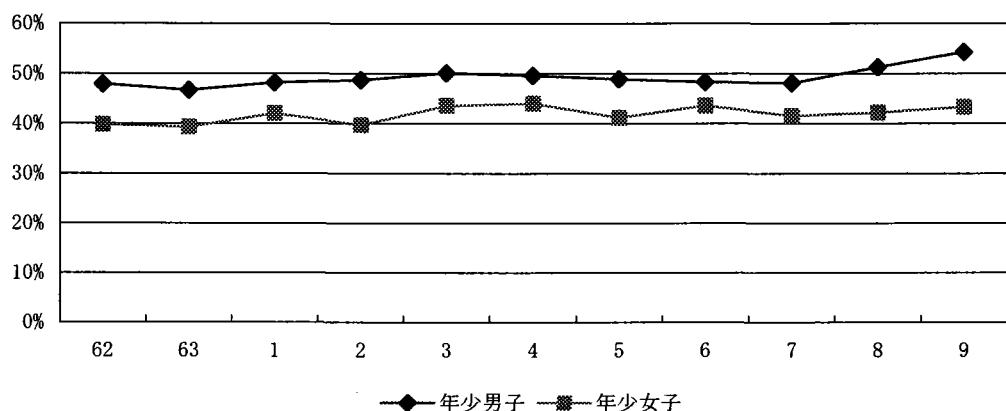


(4) 家庭

次に、初回入所者の家庭生活はどのような状況にあるかを見ていく。図4-4は、初回入所者の現在の保護者が実父母であるものの割合の推移を見たものである。

図4-4 現在の保護者が実父母であるものの割合の推移（初回入所者）

(昭和62年～平成9年)

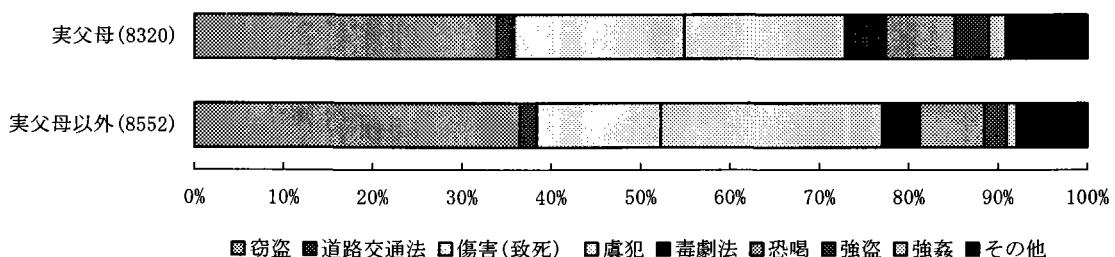


まず、年少少年全体での資料と同様、女子少年の方が、現在の保護者が実父母である割合は低いことが示される。また、女子においては対象期間を通じてほぼ横這い状態であるが、男子の場合、後半、現在の保護者が実父母である割合が若干上昇し、実父母が現在の保護者であるものが過半を占めるようになっている。

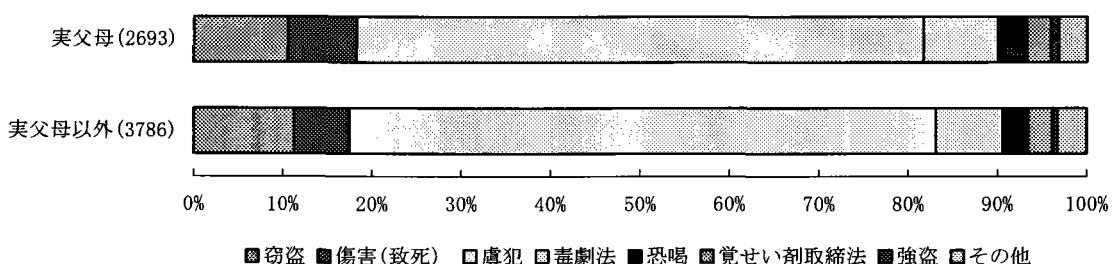
現在の保護者が実父母であるか実父母でないかの別に本件非行名の状況を見たものが図4-5である。

図4-5 現在の保護者と本件非行名（初回入所者）

(年少男子)



(年少女子)



注 () 内は実数である。

男子では、現在の保護者が実父母でない場合、窃盗と虞犯の割合が高くなり、実父母である場合は傷害（致死）の割合が高くなる。女子では、現在の保護者が実父母でない場合、虞犯の割合が高くなるが、男子におけるほど実父母であるものとの違いは大きくない。

(5) 教育・職業

次に、教育・職業の状況を検討する。

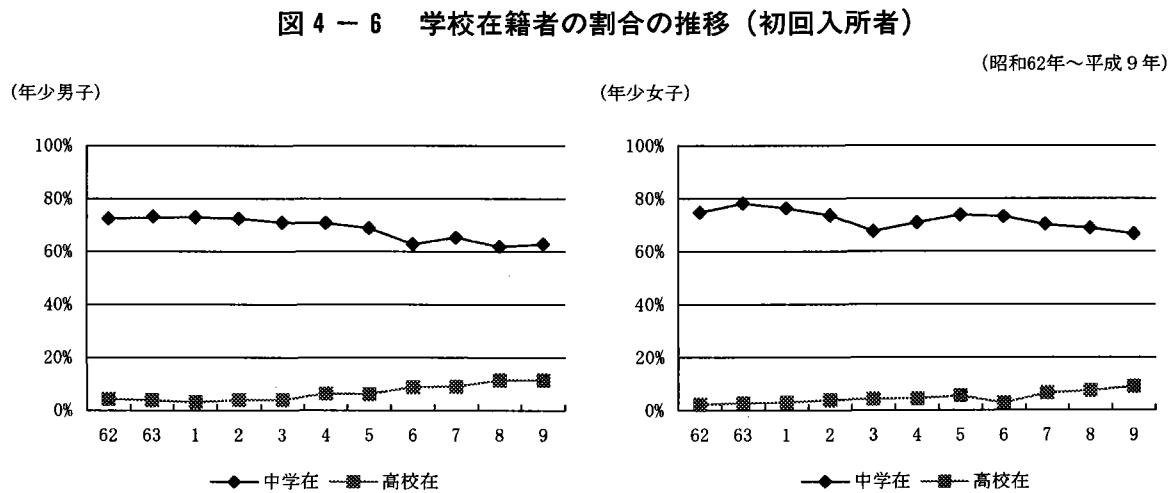


図 4－6 は、初回入所者における中学校及び高校（定時制を含む。）在籍者の割合の推移を示したものである。男女ともに、対象期間の後半、中学校在籍者の割合が若干低下し、それと逆に、高校在籍者の割合が若干上昇している。

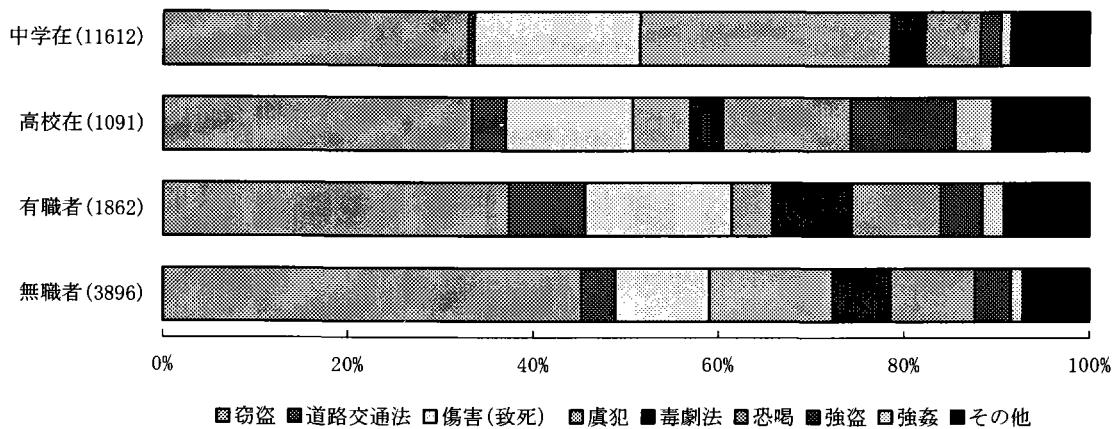
図 4－7 は、学職別の本件非行名を見たものである。

男子では、窃盗の割合が、中学在学、高校在学、有職者、無職者の順に上昇し、有職者では毒劇法違反の割合は他の3群と比べてかなり低くなる。強盗は在学の2群が他の2群と比べて低く、有職者と無職者とはほぼ同程度の割合となっている。高校在学群は、他の3群と比べ恐喝の割合が高い。

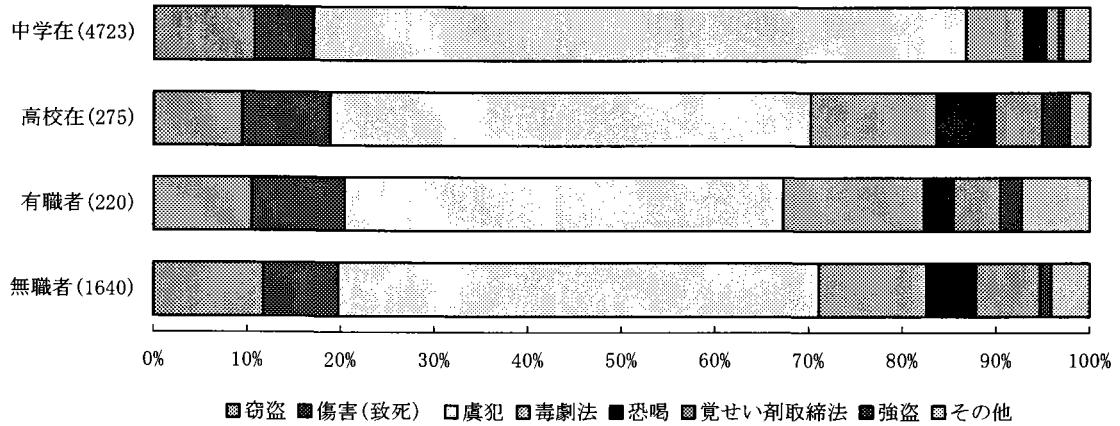
女子では、全体に虞犯の割合が高いのはこれまで見てきたとおりであるが、在学の2群で、他の2群と比べ高い割合となっている。また、男子少年の場合とは逆に、毒劇法違反が有職者において他の3群と比べ高い割合を示しており、女子非行における薬物乱用の位置づけを再確認できる資料となっている。

図4-7 学職別本件非行名（初回入所者）

(年少男子)



(年少女子)



注 () 内は実数である。

2 強盗事犯少年

非行名が強盗である少年について検討する。年少の女子少年の資料は、対象期間の合計で、58にとどまる。ここでは、男子少年について見ていく。年少男子の本件非行名が強盗であるものの資料は、対象期間の合計で665である。

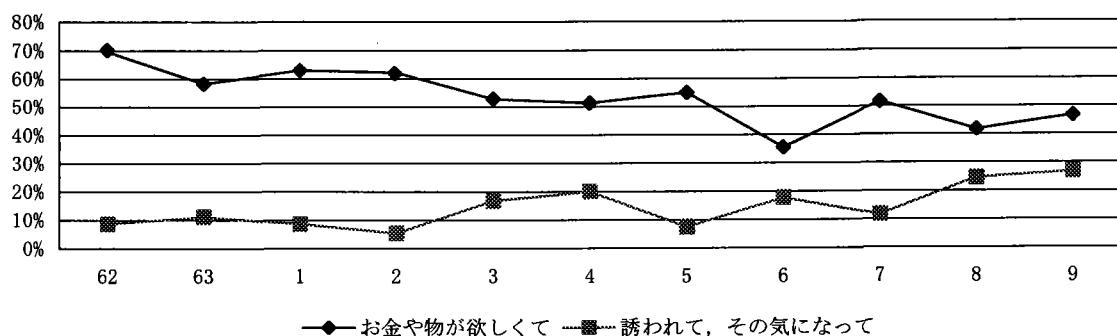
(1) 本件非行の動機

対象期間の合計では、「お金や物が欲しくて」50.4%、「誘われて、その気になって」17.9%、「かっとなって」8.0%、「うき晴らし」5.6%の順である。

図4-8は、上位の2項目について、経年の変動を見たものである。対象期間を通じて「お金や物が欲しくて」が高いが、前半で6割から7割であった割合は後半では4割台に低下する。これに対して、「誘われて、その気になって」が上昇している。

図4-8 本件非行の動機（年少男子・強盗）

(昭和62年～平成9年)

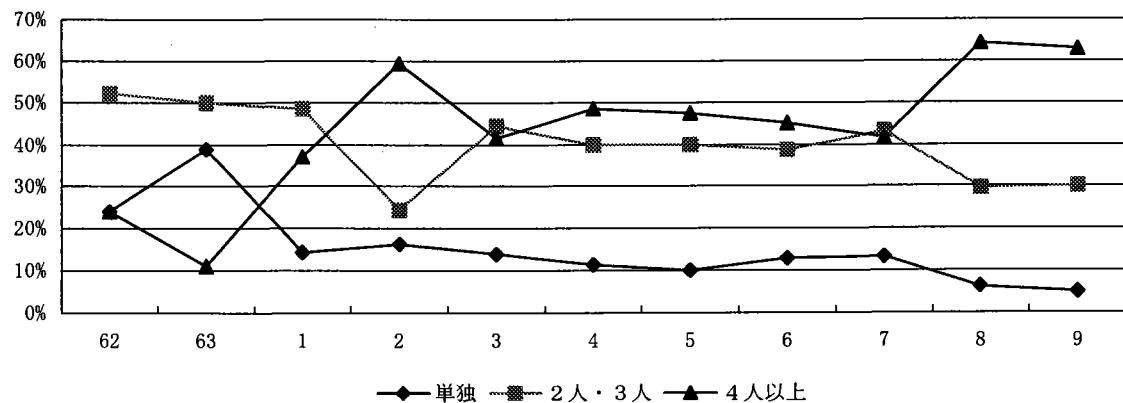


(2) 本件非行の共犯数

上で見たことは、共犯数多数の事件の増加を反映するとも言える。図4-9は、共犯数についての経年変化を見たものである。単独の事件の割合が低下し、代わって4人以上の共犯による割合が上昇している。

図4-9 共犯数（年少男子・強盗）

(昭和62年～平成9年)



(3) 本件非行の共犯の種類・役割

それでは、その共犯とは、どのようにかかわっているのであろうか。図4-10は、共犯のある事例の共犯の種類について示したものである。対象期間を通して、ほとんどが地域仲間と学校仲間であるが、対象期間の後半は地域仲間が過半を占めている。

図4-10 共犯の種類（年少男子・強盗）

（昭和62年～平成9年）

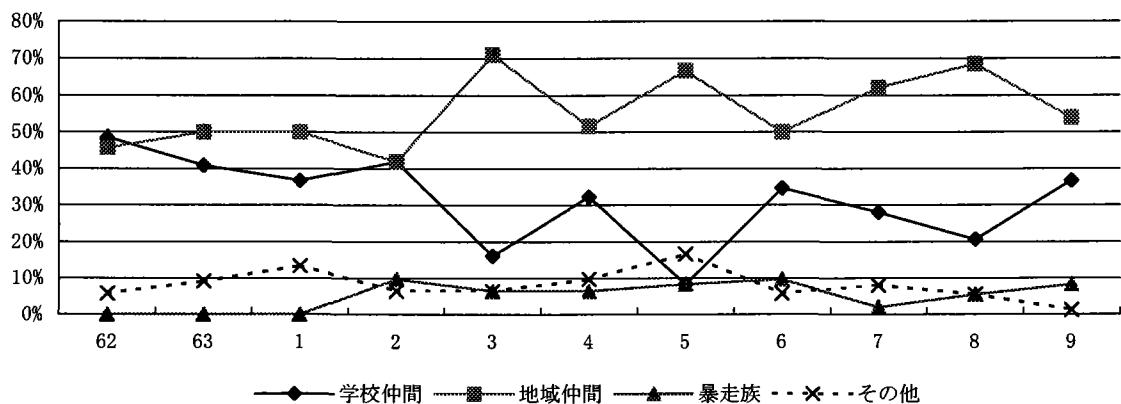
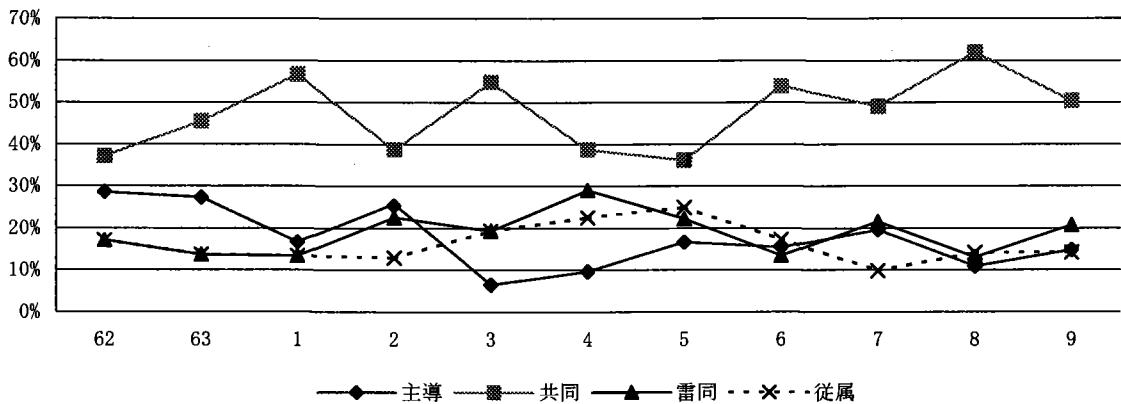


図4-11は、共犯の中での当該少年の役割について示したものである。対象期間を通して「共同」の割合が高く、対象期間の後半、若干その割合が上昇する傾向もうかがわれる。力の上下関係のようなはっきりとした序列をもたない仲間が集まって、誰が言い出すともなく事件を敢行することが多くなっているものと考えられる。

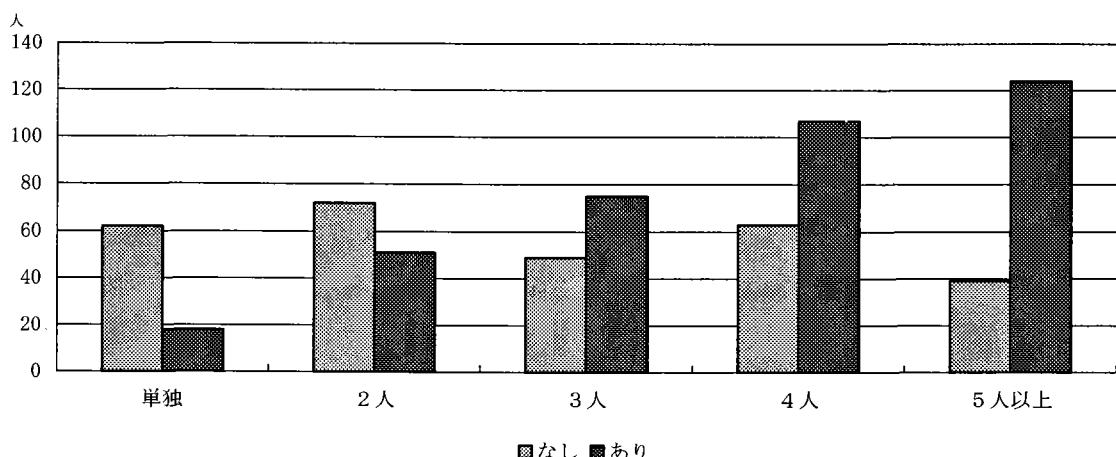
図4-11 共犯の役割（年少男子・強盗）

（昭和62年～平成9年）



また、図4-12は、強盗事犯少年について、不良集団への所属の有無と本件の共犯数とのかかりを示したものである。不良集団に所属しているものにおいては多人数で強盗事犯を引き起こすことの多いことがうかがわれる。

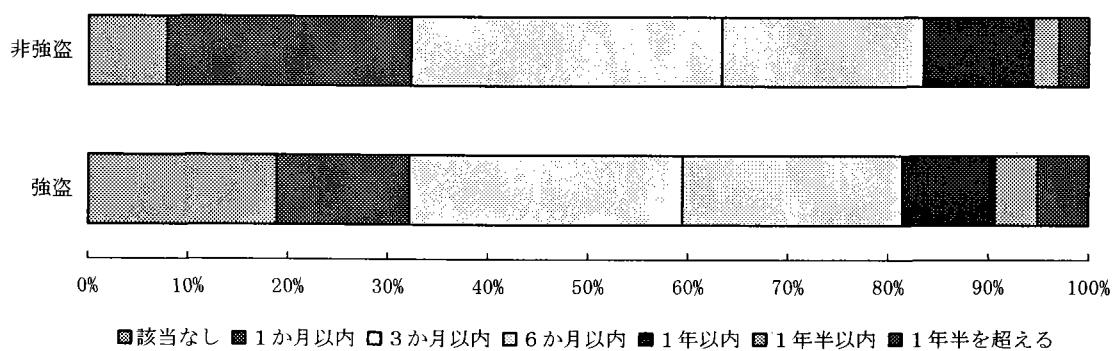
図4-12 不良集団所属の有無と本件共犯数（年少男子・強盗）



(4) 再非行期間

次に、再非行期間の状況を見ると、前回規制を受けてから「1ヶ月以内」あるいは「3ヶ月以内」の短期間で当該強盗事犯を引き起こしたもののが割合はほぼ4割である。本件非行が強盗とそれ以外の別に再非行期間の状況を見ると、強盗では、本件が初発の非行となる割合がそれ以外のものよりも高いことが指摘できる。これは、本論の初めに触れたように、強盗事犯の場合、観護の措置の決定を受けて少年鑑別所に収容される割合が高いこととかかわりがあると考えられるが、年少少年においても、いわゆる「いきなり」型の非行が存在することを示しているとも考えられる。

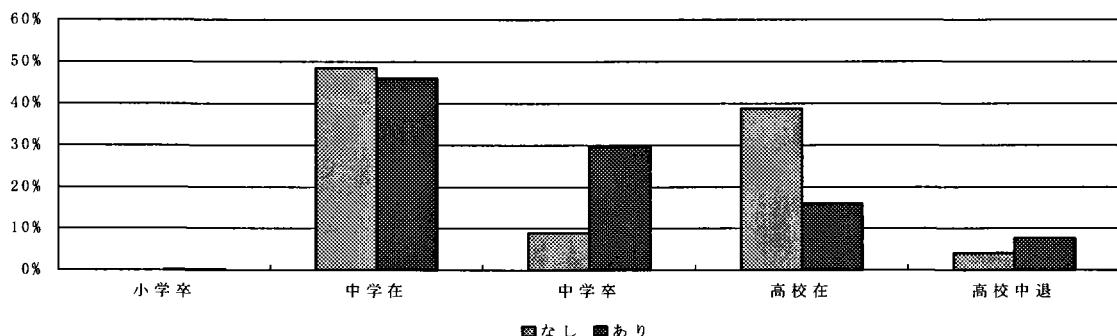
図4-13 再非行期間（年少男子）



(5) 初発非行の強盗事犯

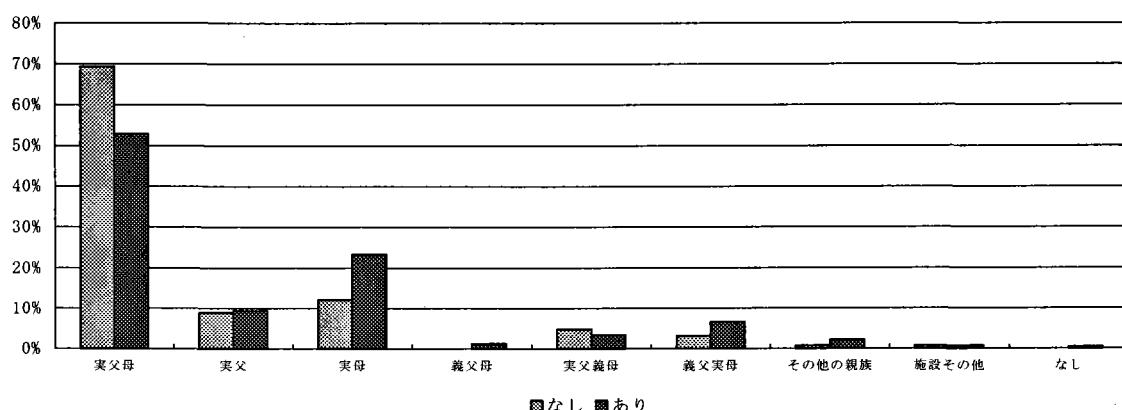
そこで、当該強盗事犯が初発非行であるものを抽出して検討してみる。図4-14は、学歴の状況を見たものである。初発非行であるものの場合、中学在学と並んで高校在学のものが多いことが示される。

図4-14 前歴の有無と学歴（年少男子・強盗）



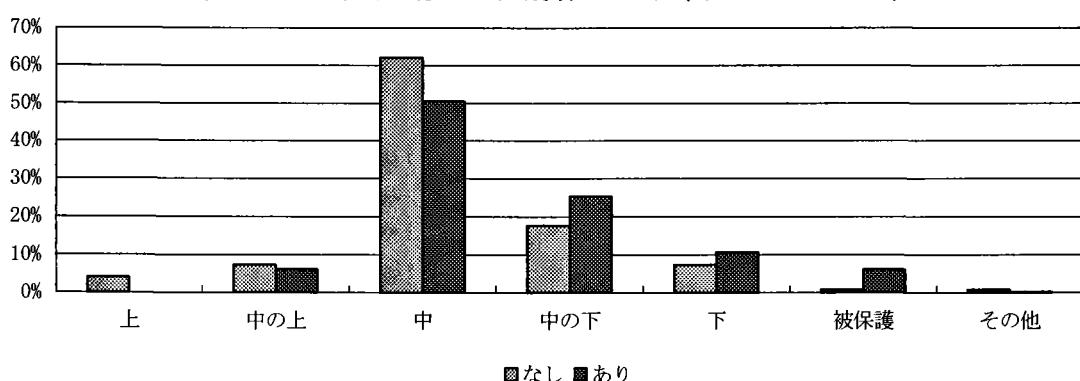
同様に、当該強盗事犯が初発非行であるものを抽出して、家庭の側面について検討する。図4-15は、現在の保護者の状況を示したものである。前歴の有無にかかわらず、実父母である割合が高いが、前歴のないものの方が、あるものより、その割合は高くなっている。

図4-15 前歴の有無と現在の保護者（年少男子・強盗）



また、図4-16は、保護者の生計の状況を示したものである。前歴のないものでは生計中以上の割合は91.1%であるのに対し、前歴のあるものでは82.0%となっている。総じて、初発の非行として強盗事犯を敢行するものは家庭の外的条件に恵まれているものが多いということができよう。

図4-16 前歴の有無と保護者の生計（年少男子・強盗）



同じく、当該強盗事犯が初発非行であるものと前歴のあるものの別に、父母の養育態度を見たものが図4-17、当該少年の父母への態度を見たものが図4-18である。

父の養育態度、母の養育態度とともに、前歴のないものの方が「普通」と判定される割合が高く、当該少年の父への態度、母への態度ともに、前歴のないものの方が「親和・信頼」と判定される割合が高い。初発の非行として強盗事犯を敢行するものは、家庭の心理的条件にも大きな問題のないものが多いということができよう。

図4-17 前歴の有無と父母の養育態度（年少男子・強盗）

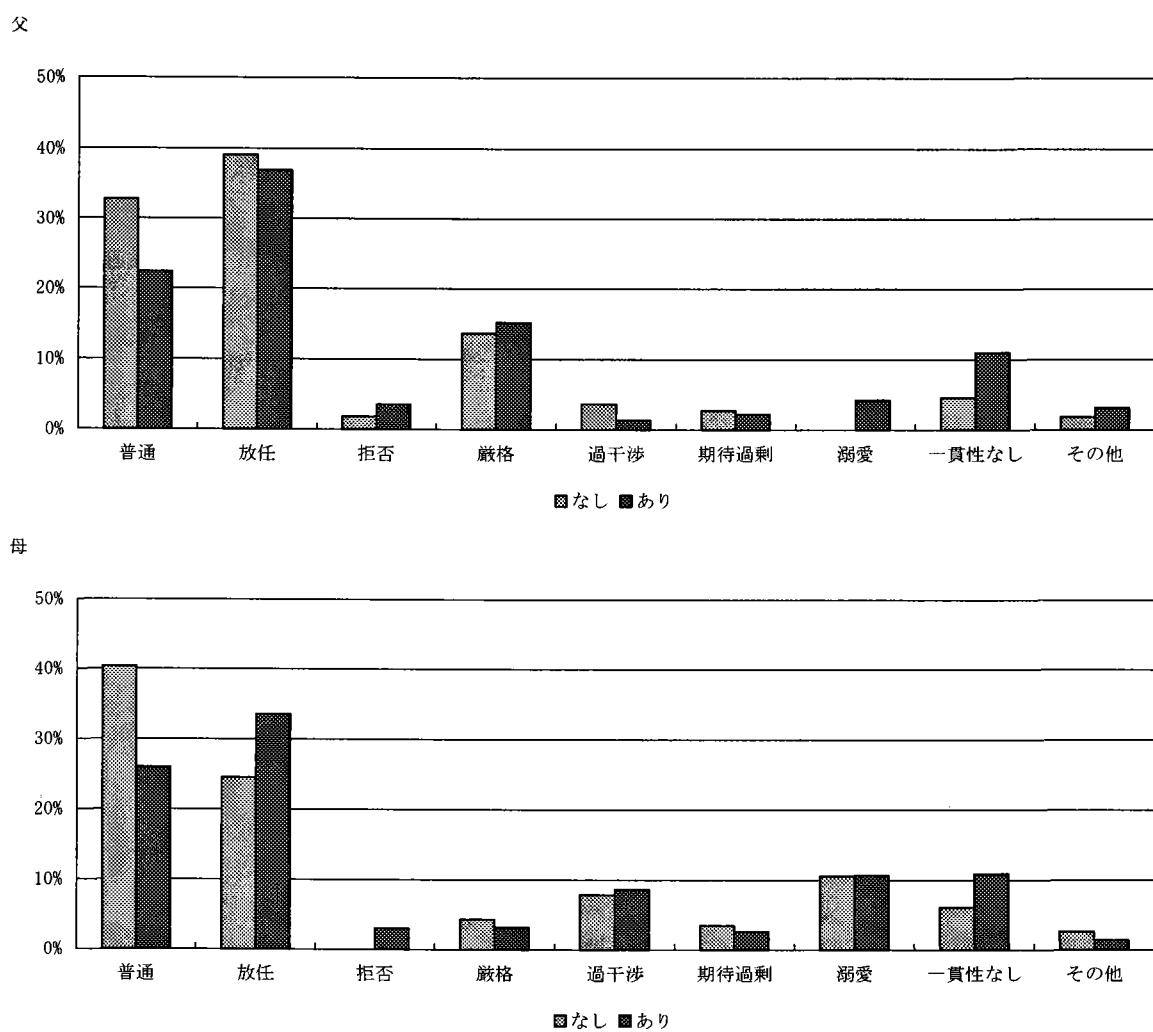


図 4-18 前歴の有無と父母への態度（年少男子・強盗）

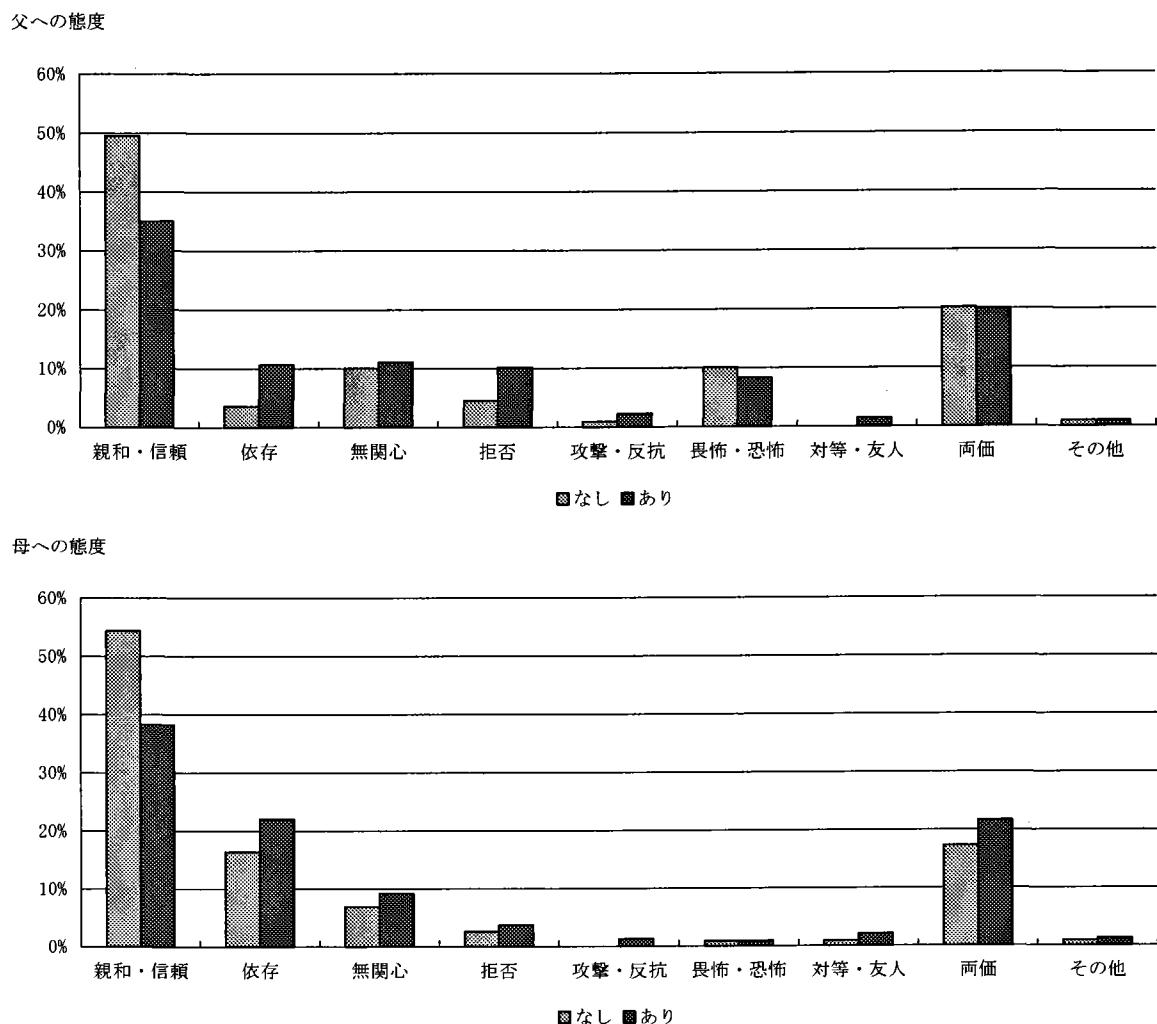
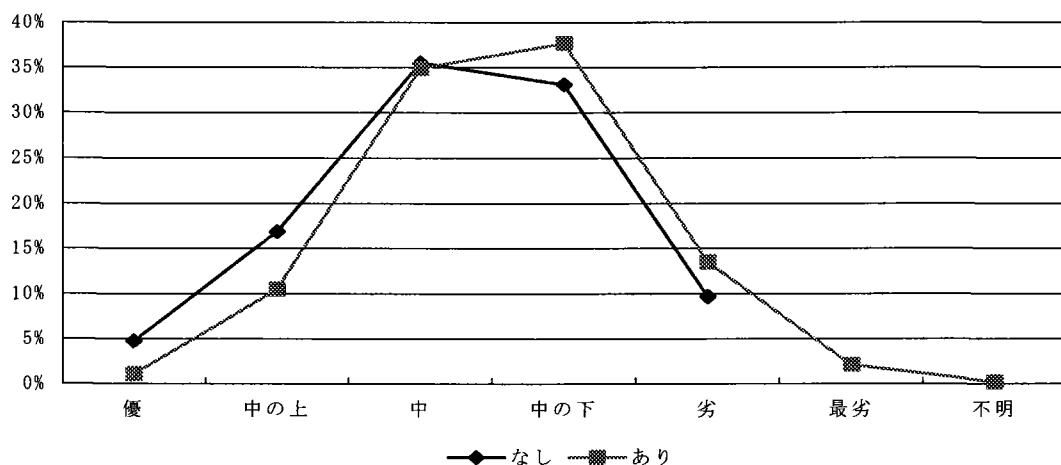


図 4-19は、当該強盗事犯が初発非行であるものと前歴のあるものの別に、知能評定の状況を見たものである。前歴のないものの方が、山が若干左にずれており、前歴のあるものよりないものの方が知的に高い能力を持つものの割合が高いことが示される。

図 4-19 前歴の有無と知能評定（年少男子・強盗）

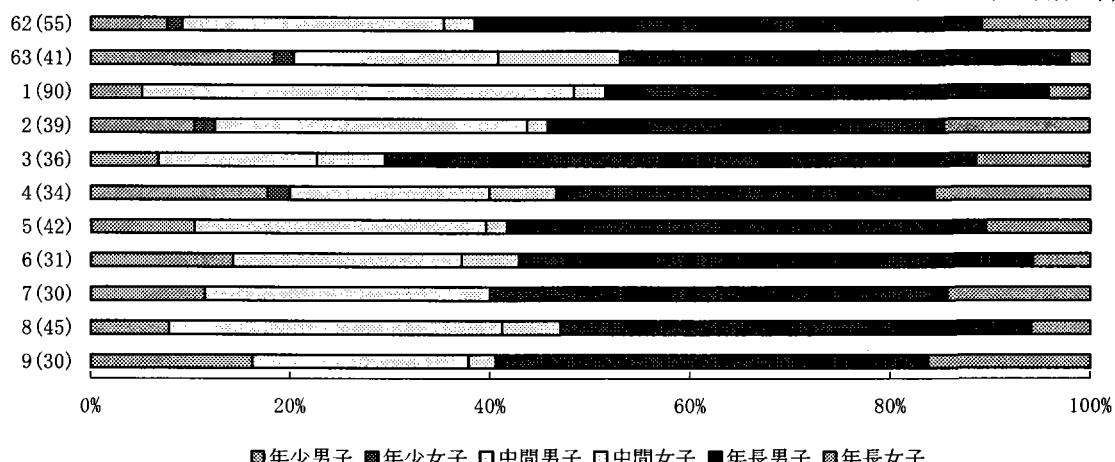


3 殺人事犯少年

最初に、全少年の状況を見ておく。図4-20は、殺人事犯少年の男女別・年齢層別割合の推移である。少年事件における殺人事犯の大半は、年長少年によるものであることが示される。

図4-20 殺人事犯少年の男女別・年齢層別割合の推移

(昭和62年～平成9年)



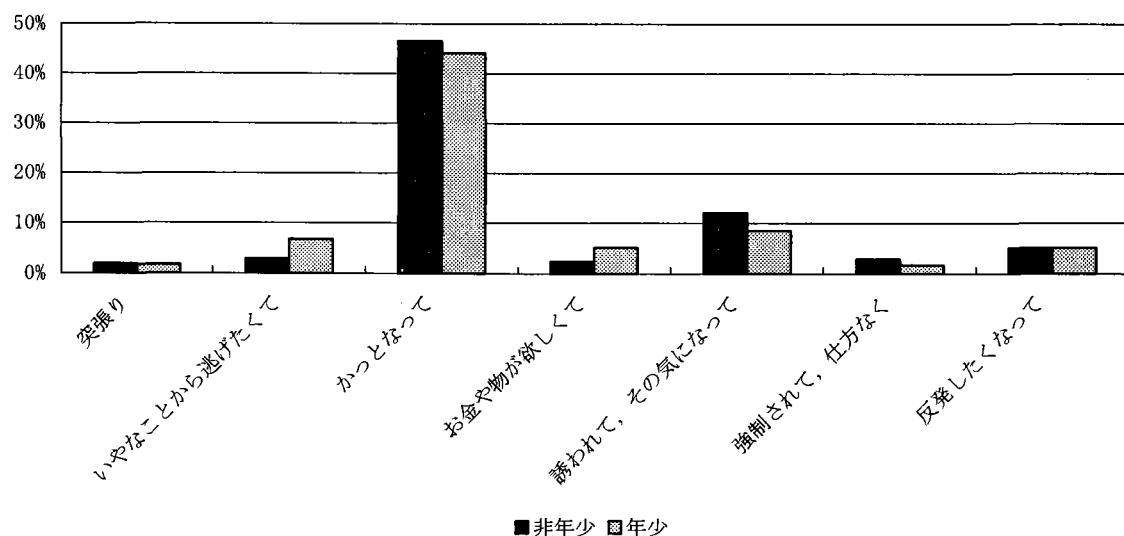
注 () 内は実数である。

年少女子の殺人事犯は、対象期間の合計でわずかに4であるので、ここでは男子のみを取り上げるが、これとて対象期間の合計で59である。年少少年・非年少少年別、あるいは殺人事犯・非殺人事犯別の資料を提示しながら検討を進めることとする。

(1) 本件非行の動機

「かっとなつて」が26と多い。その他は「誘われて、その気になって」5、「いやなことから逃げたくて」4などである。これを、非年少少年における殺人事犯少年と比較して見たものが図4-21である。

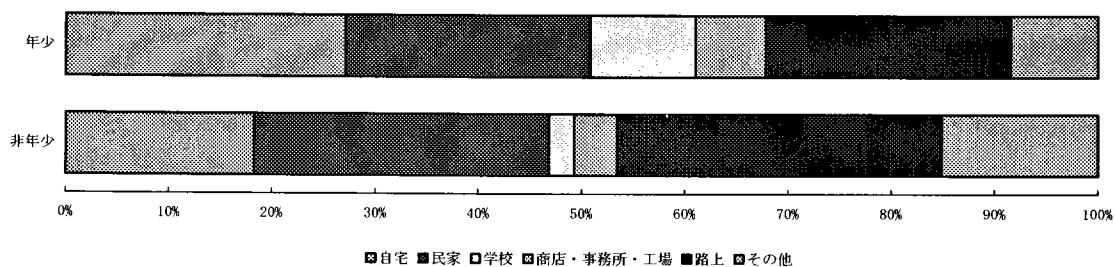
図4-21 本件非行の動機（男子・殺人）



(2) 非行地

非行地について、非年少少年における殺人事犯少年と比べると、年少少年においては「自宅」、「学校」の割合が高い。少年期、生活空間は加齢とともに広がることを考えるなら当然とも言えるものの、年少少年においては、非年少のものに比べると、殺人という犯罪が、身近な対人関係のなかで敢行される割合が高いと考えられる。

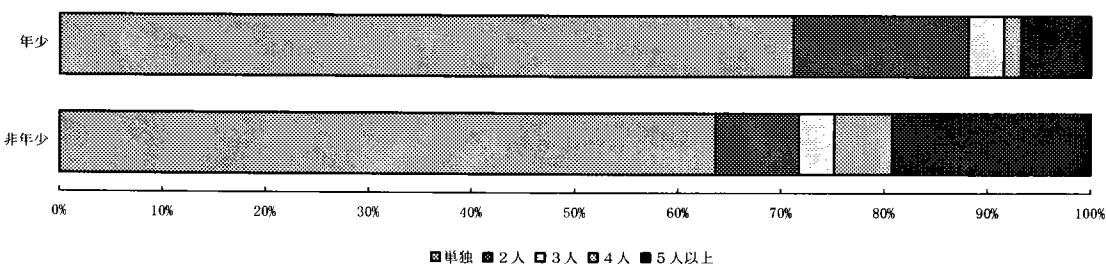
図 4-22 本件の非行地（男子・殺人）



(3) 共犯数、共犯の種類・役割

共犯数について、非年少少年における殺人事犯少年と比較して見たものが図 4-23である。

図 4-23 本件共犯数（男子・殺人）



年少少年の全59のうち、約7割に当たる42が共犯のいない単独犯である。表 4-1 は、共犯のある17について、共犯の種類及びその役割を示したものである。

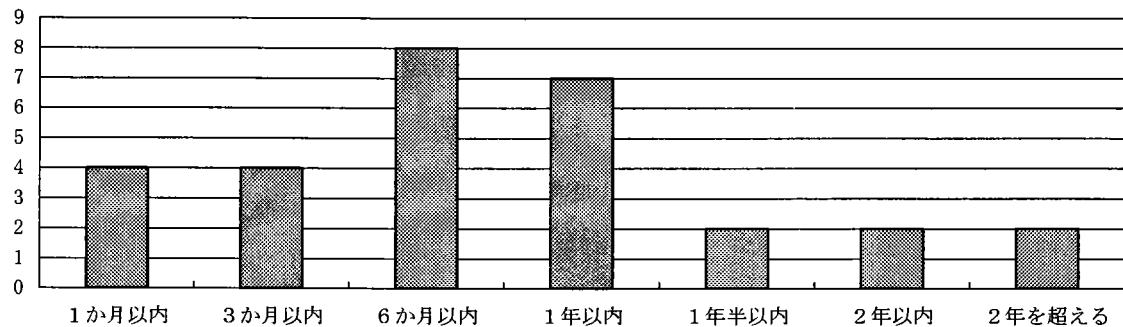
表 4-1 本件非行の共犯の種類と役割（年少男子・殺人）

	主導	共同	雷同	従属	合計
学校仲間	1	1	1		3
地域仲間		3			3
親族	1	2		2	5
愛人	1				1
暴走族		1		3	3
暴力団				1	2
合計	3	7	1	6	17

(4) 再非行期間

全59のうち、ほぼ半数の30がそれまでに公的な規制を受けた経験のない少年によるものである。前歴のあるものについて、その直近の前歴との間隔を見ると「1か月以内」から「2年を超える」ものまで、ばらつきがあるが、過半のものが6か月以内に何らかの形で公的機関に係属していたことが示される。

図4-24 再非行期間（年少男子・殺人・前歴のあるもの）



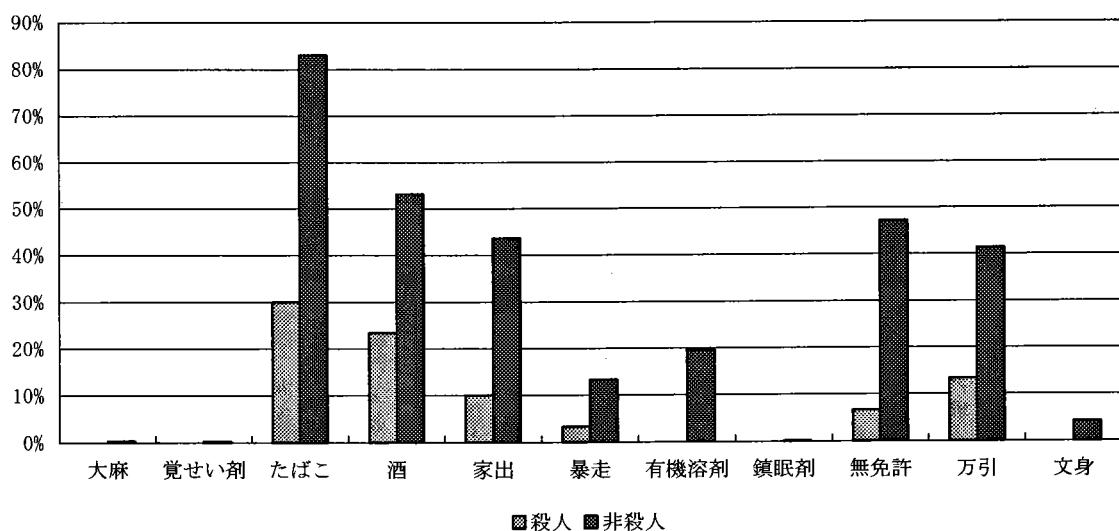
(5) 非行範囲

上で見た前歴のあるものについて、その前歴の非行の内容を見ると、財産犯18、粗暴犯4、薬物犯9、交通犯罪20、その他1（重複計上）となっている。

(6) 初発非行の殺人事犯

本件非行の内容と他の事項との関係を検討するために、当該非行が初発非行であるものについて見ていく。図4-25は、当該非行が初発非行であるものについて、年少男子の殺人と殺人でないものの別に、各種の問題行動経験ありの割合の状況を示したものである。総じて、殺人事犯少年の方が各問題行動経験ありの割合が低いことが示される。

図4-25 問題行動経験ありの割合（年少男子・前歴なし）



次に、同じく、その家庭状況を見ていく。

図4-26は、当該非行が初発非行であるものについて、年少男子の殺人と殺人でないものの別に、保護者の生計についての判定の割合を示したものである。殺人以外より殺人の方が、「中の上」は高く、「中の下」は低くなっているが、過半のものが「中」となるのは共通であり、総じて大きな違いはない。

図4-26 保護者の生計（年少男子・前歴なし）

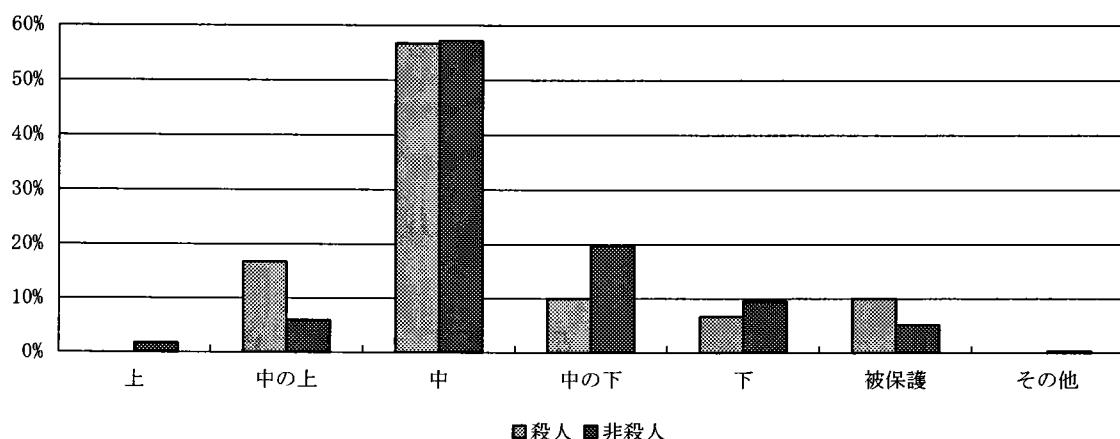
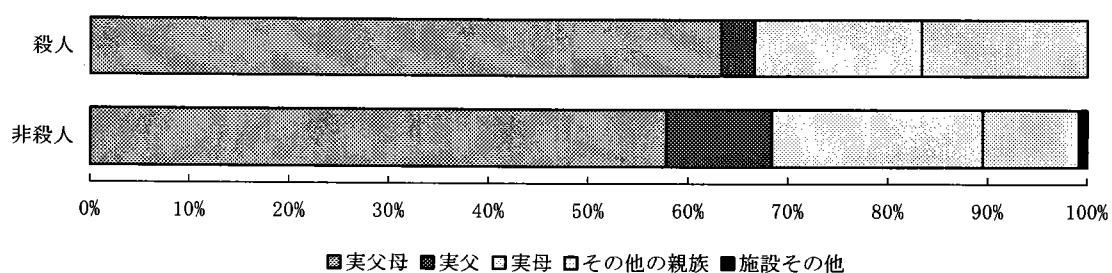


図4-27は、当該非行が初発非行であるものについて、年少男子の殺人と殺人でないものの別に、現在の保護者の状況を示したものである。現在の保護者が実父母である割合は殺人事犯少年の方が若干高い。

図4-27 現在の保護者（年少男子・前歴なし）



それでは、その親子関係はどうであろうか。図4-28、図4-29は、前歴がなく、現在の保護者が実父母であるものを抽出して、親の養育態度及び当該少年の親への態度を見たものである。

殺人事犯少年とその他の事犯の少年とでは、父の養育態度は殺人の方が「普通」、「溺愛」の割合が高く、「放任」、「厳格」は低い。また、母の養育態度は殺人の方が「厳格」、「溺愛」が高く、「過干渉」は低い。一方、当該少年の親への態度を見ると、殺人事犯少年では、父母の双方に対する態度が「親和・信頼」であるものの割合が低く、父への態度では「依存」が、母への態度では「依存」、「無関心」が高くなっている。このような事例では、それまで公的な規制を受けるような非行を見せず、実父母のそろった家庭であるとしても、少年が親に対して「親和・信頼」を向けられない家庭状況にあることがうかがわれる。

図4-28 父母の養育態度（年少男子・前歴なし・現在の保護者：実父母）

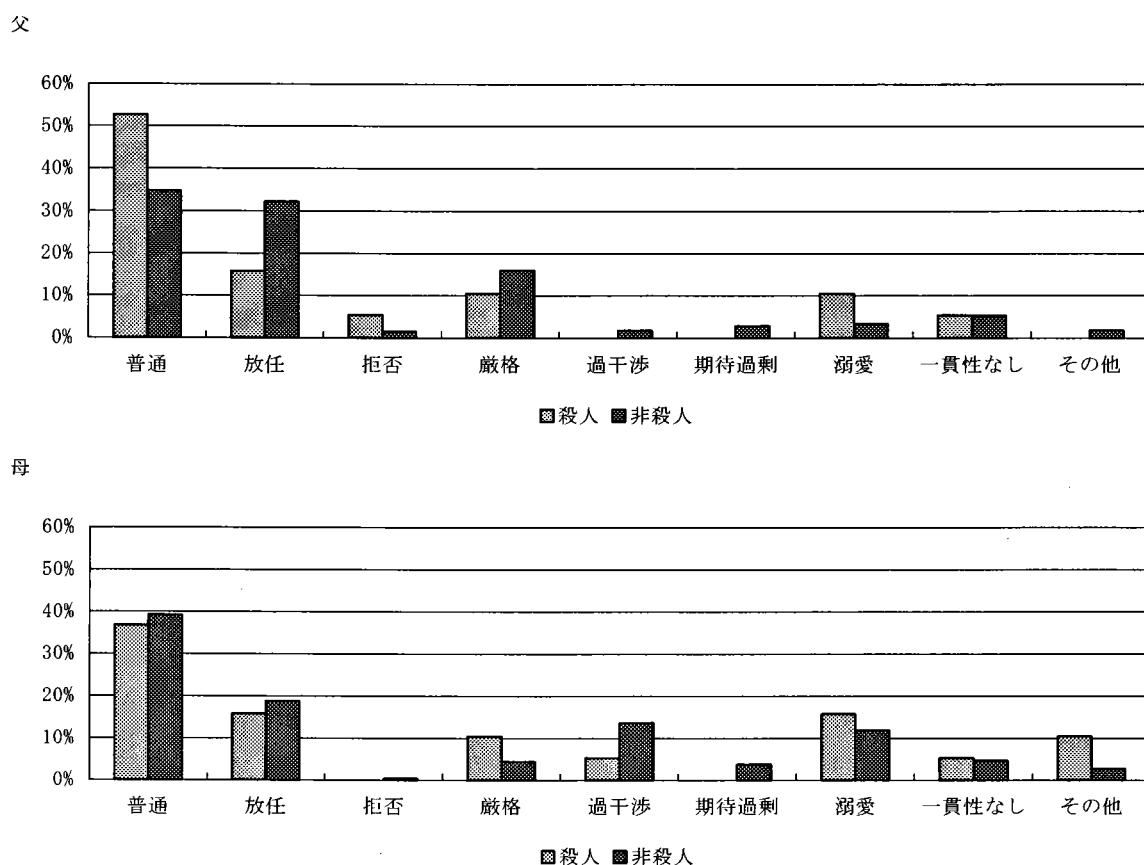
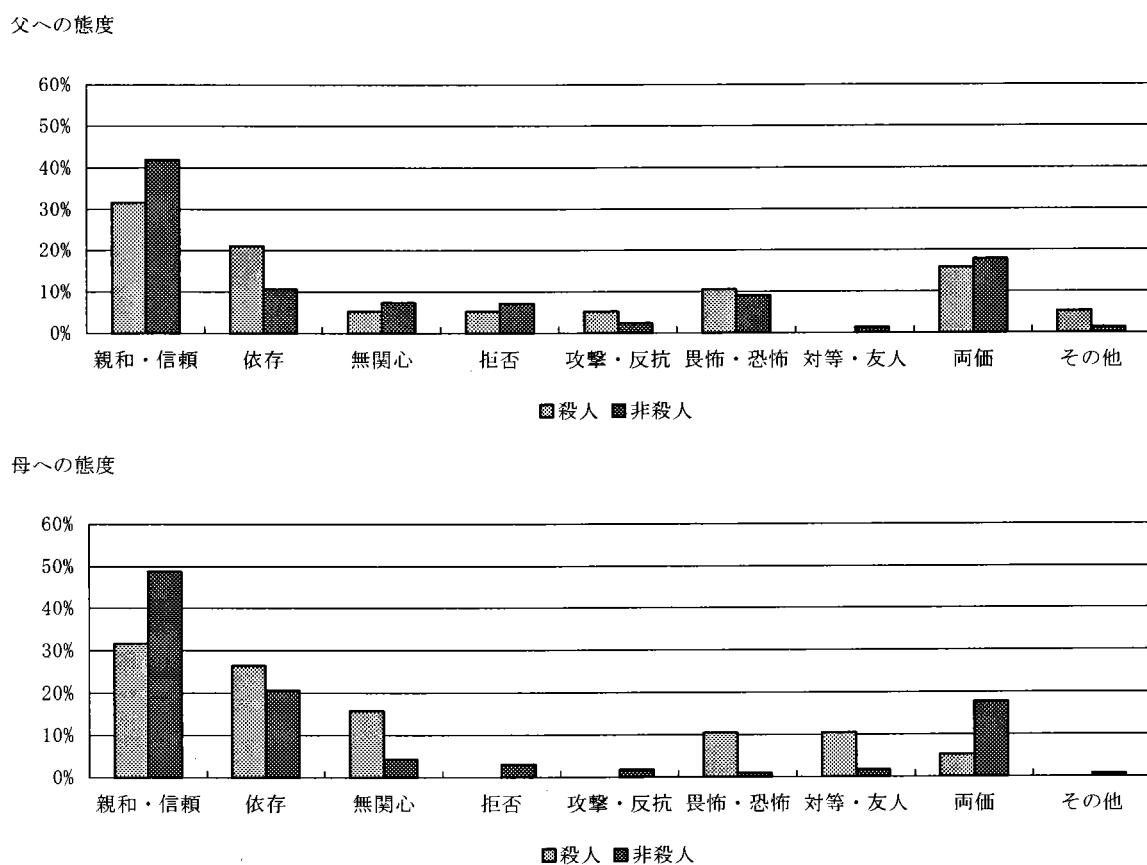


図4-29 父母への態度（年少男子・前歴なし・現在の保護者：実父母）



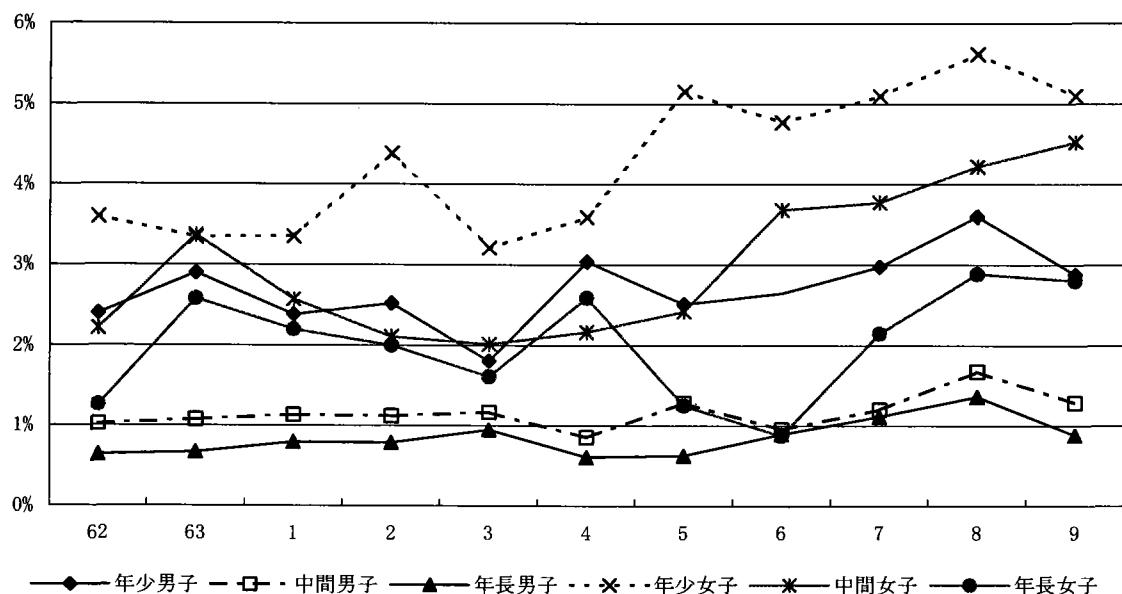
4 被虐待経験のある少年

近年、児童虐待の問題が社会問題化し、平成12年5月には「児童虐待の防止等に関する法律」が成立するに至っているが、少年鑑別所では、当然ながら、被収容少年の中に、非行に被虐待経験が影を落としていると考えられる事例が、以前から存在していた。ここで、対象資料の中から、被虐待経験の有無と非行に関する資料を、いくつか検討する。

図4-30は、対象資料のうち、男女別・年齢層別に、被虐待経験「あり」と判定されたものの割合の経年推移を示したものである。

図4-30 被虐待経験ありの割合の推移

(昭和62年から平成9年)



年少少年群より年長少年群の方が低い割合を示している。長じてから非行を顕在化させる事例では、それまで苦労や挫折とは縁のない生活を続けてきたことで増長し、自他の区別についてのわきまえが順調に育っていないといったタイプのものがかなりいることを考え合わせると、首肯できるところであろう。

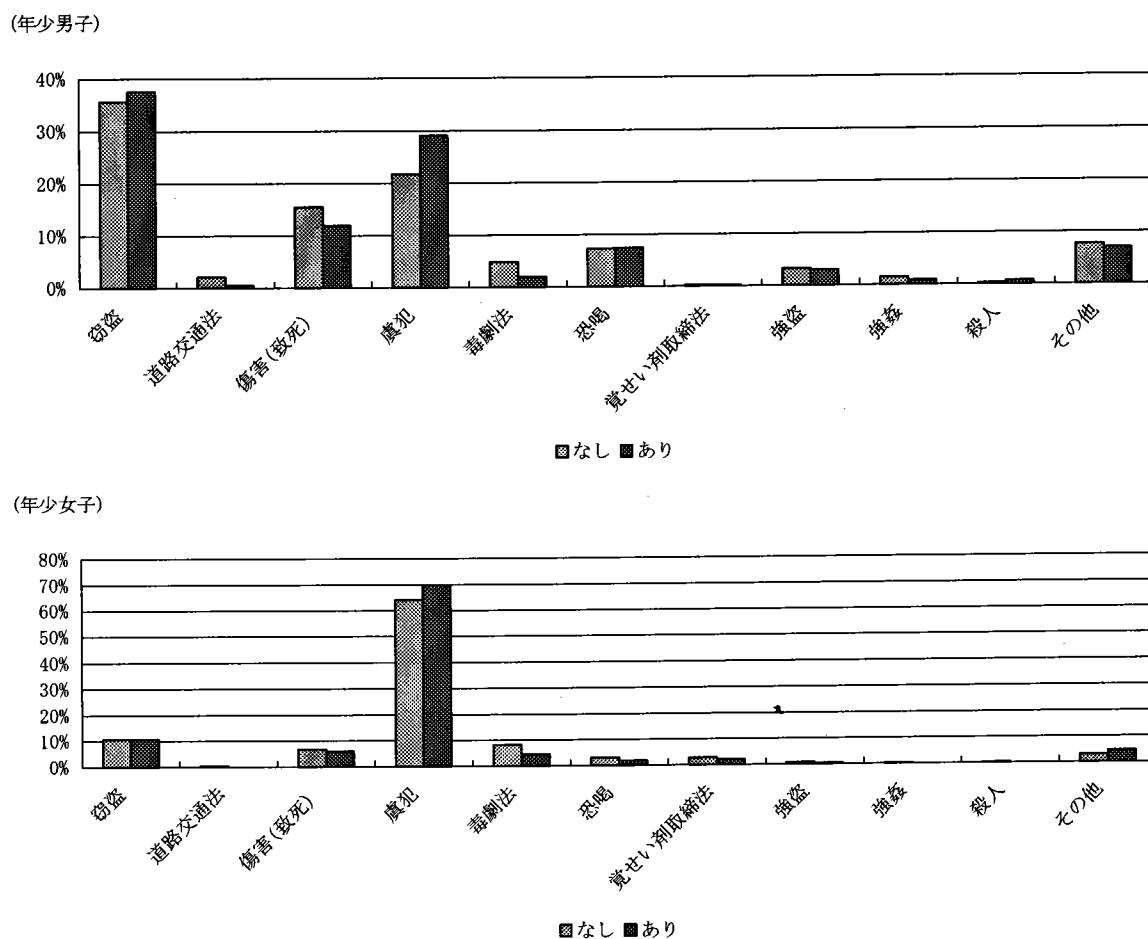
ところで、鑑別担当者によるこの判定は、鑑別に関する各種資料を総合してなされるものであるが、虐待を受けていた事例をすべて把握できているかという点については、若干疑問が残る。年長の少年の場合など、幼少時に被虐待経験があったとしても、既に何らかの形でその経験を乗り越え、あるいは自身の内面に抑え込むなどして、少年自身が虐待されたという意識を持っていない場合もなくはない。また、被虐待児が、自身の悲惨な体験を自身の口からはなかなか語ろうとしないことはつとに知られているところである。鑑別担当者は、そのような事例であっても、種々の情報を集めることで可能な限り実態を把握するよう努めるが、問題の性質上、把握できない場合もあると言わざるを得ない。この図で、年少少年群より年長少年群の方が低い割合を示しているところには、このような事情を反映する部分もあるのかも知れない。しかし、それにしても、対象期間の後半、時代が下るにつれて被虐待経験ありの割合が上昇する傾向にあることは見て取れる。また、どの年齢層においても、男子少年より女子少年の方が被虐待経験のあるものの割合が高いことが示される。さらに、上記のことを逆に言えば、少年鑑別所において児童虐待の実態を把握することができるとすれば、身体にまだ新しい傷痕が残っていること

もあるなど、年少少年においては非年少少年におけるより、その可能性が高いということである。以下は、被虐待経験のある年少少年に焦点を当てて検討を進める。

(1) 本件非行

図4-31は、年少少年における被虐待経験有無別の本件非行名の割合を示したものである。被虐待経験のあるものでは、男女ともに、ないものと比べて「虞犯」の割合が高くなっている。

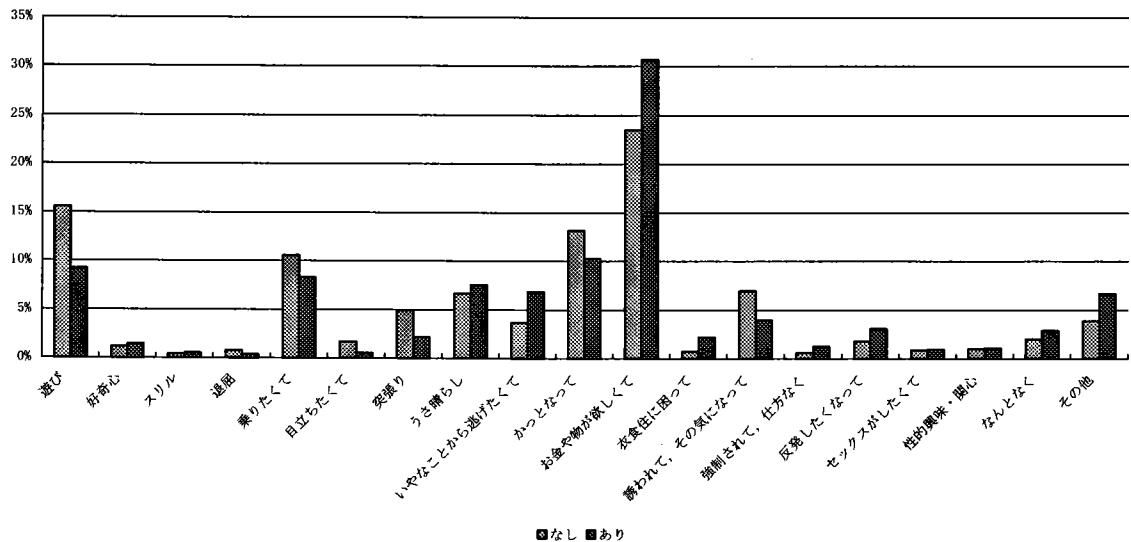
図4-31 被虐待経験の有無別非行名の割合



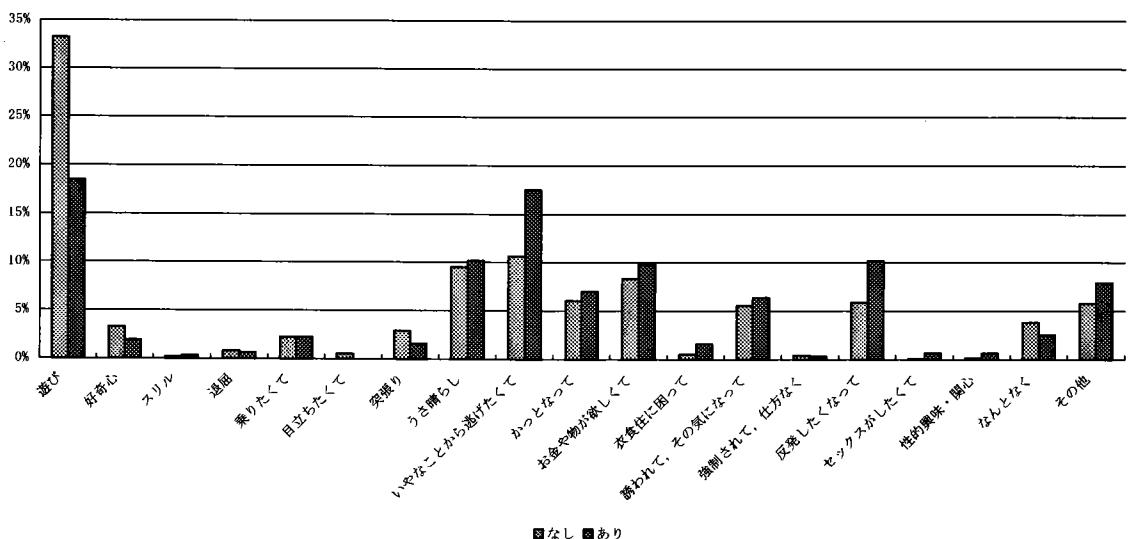
以下は、本件非行にかかる他の事項—動機、非行地、共犯の有無、共犯のあるものについての共犯の種類・役割—について見たものである。

図4-32 被虐待経験の有無と本件の動機

(年少男子)



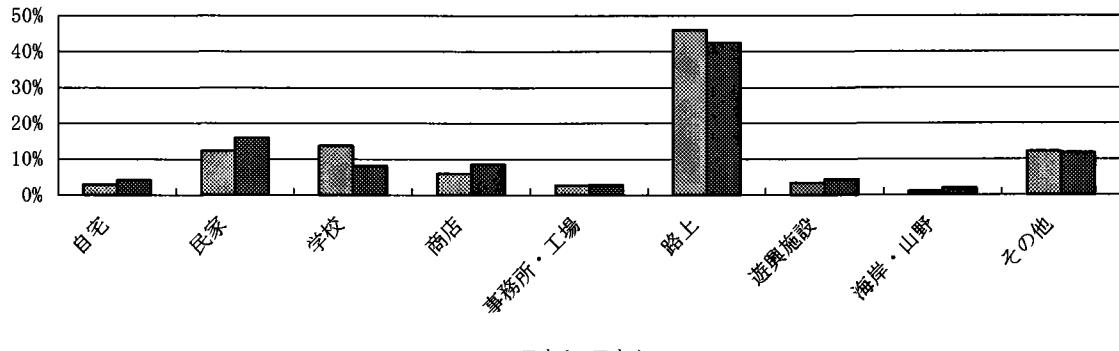
(年少女子)



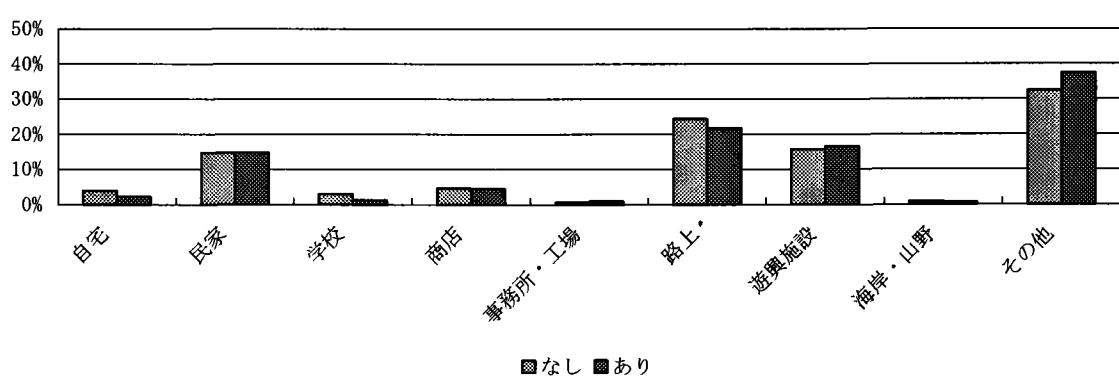
まず、動機において、「遊び」、「好奇心」などの現状の受容が前提となるような動機は被虐待経験のあるものはないものと比べてかなり低くなり、「お金や物が欲しくて」、「いやなことから逃げたくて」などの現状への不満あるいは否定が前提となる動機の割合が高くなる。

図4-33 被虐待経験の有無と非行地

(年少男子)



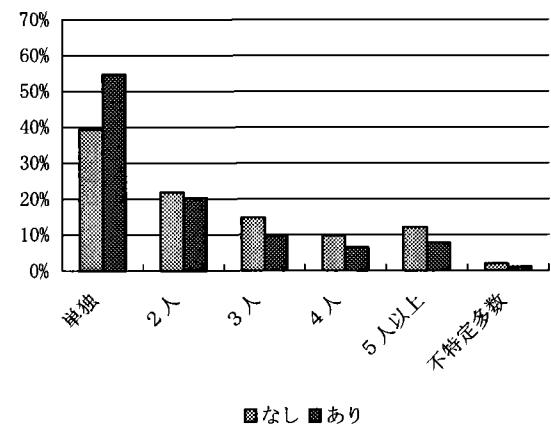
(年少女子)



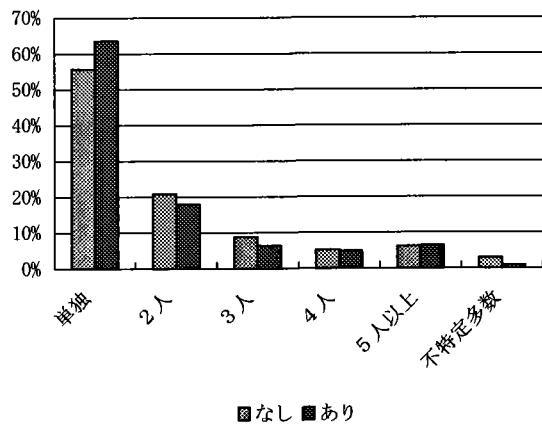
本件の非行地については、男女とも、被虐待経験のあるものではないものと比べ、「路上」の割合が若干低い。

図4-34 被虐待経験の有無と共犯数

(年少男子)



(年少女子)

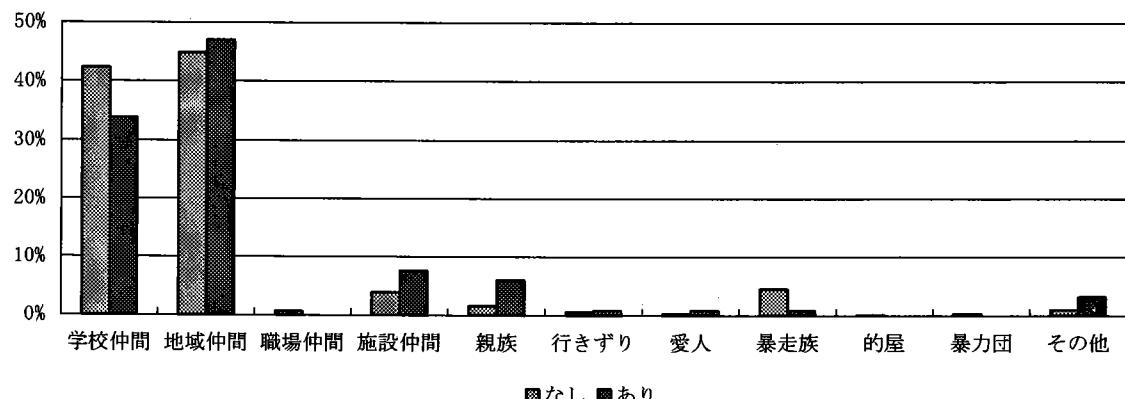


本件の共犯数については、男女とも、被虐待経験のあるものではないものと比べ、単独の割合が高くなっている。他と連帶する力の弱さが非行の場面においても現れていると言えるかも知れない。

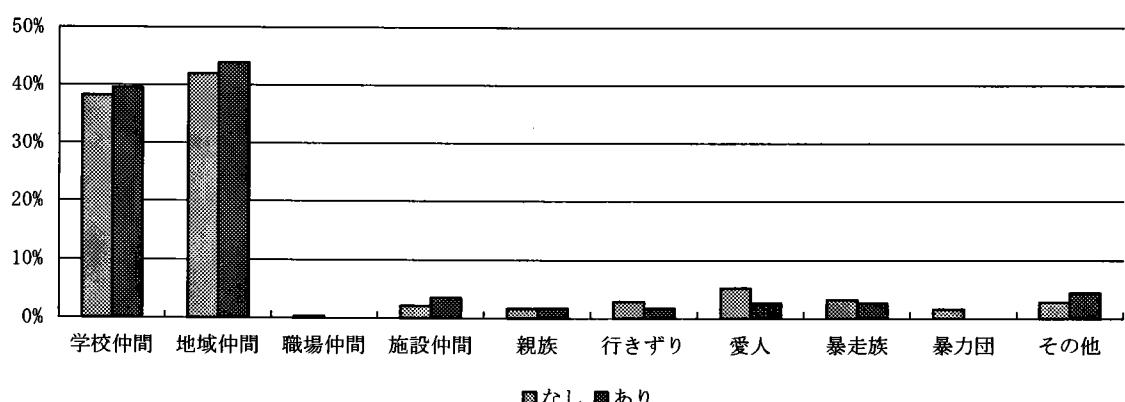
共犯のあるものについて、共犯の種類を見ると、男子の場合は被虐待経験のあるものではないものと比べ「学校仲間」の割合が低くなり「地域仲間」、「施設仲間」、「親族」の割合が高くなる。女子では被虐待経験の有無による大きな差は見られない。被虐待経験のあるものではないものと比べ「学校仲間」、「地域仲間」の割合が若干高くなる。

図4-35 被虐待経験の有無と共犯の種類

(年少男子)



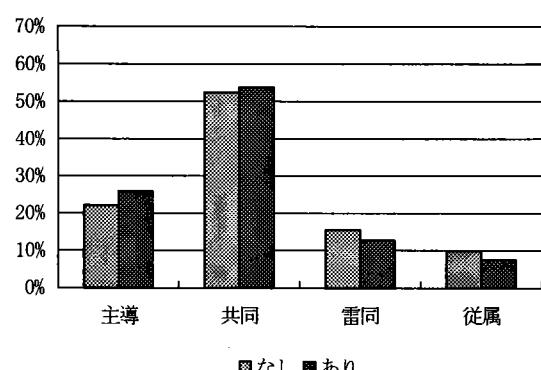
(年少女子)



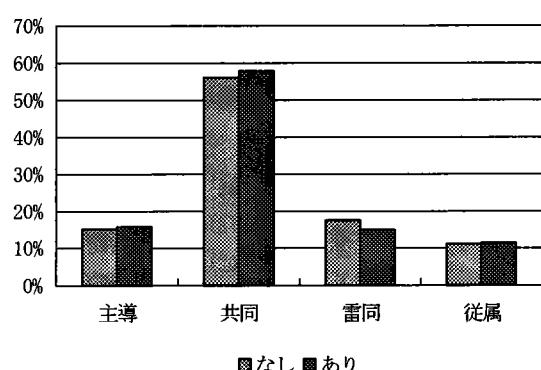
共犯のあるものについて、共犯の役割の状況を見ると、男女とも被虐待経験の有無による大きな差は認められない。

図4-36 被虐待経験の有無と共犯の役割

(年少男子)



(年少女子)

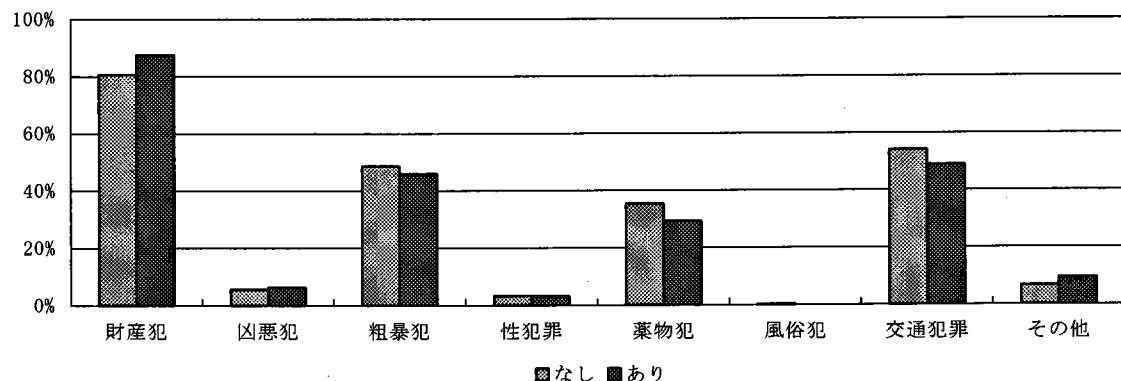


(2) 非行範囲

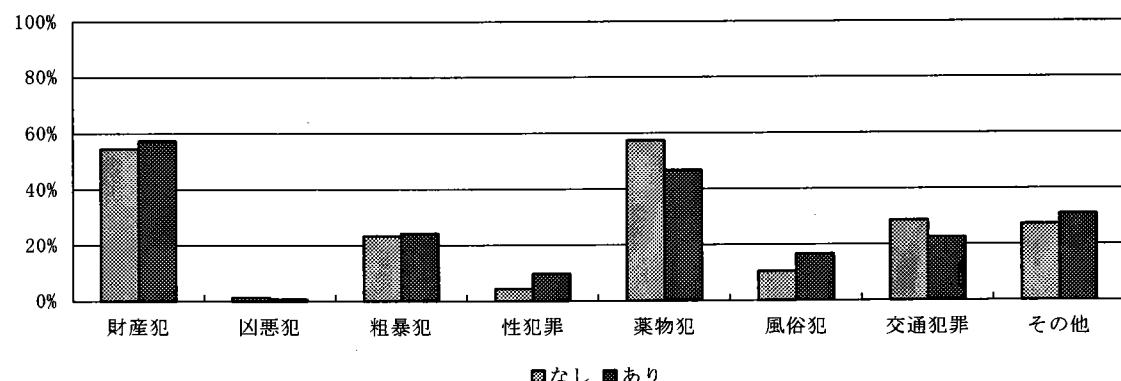
図4-37は、被虐待経験の有無と非行範囲について示したものである。男女とも、被虐待経験のあるものはないものより、財産犯該当率が高い。女子では、風俗犯該当率も高くなっている。

図4-37 被虐待経験の有無と非行範囲

(年少男子)



(年少女子)



注 重複計上による。

(3) 問題行動歴等

次に、問題行動歴の状況を見る。図4-38は、被虐待経験の有無別に各種の問題行動の経験ありの割合を示したものである。

図4-38 被虐待経験と問題行動歴

(年少男子)

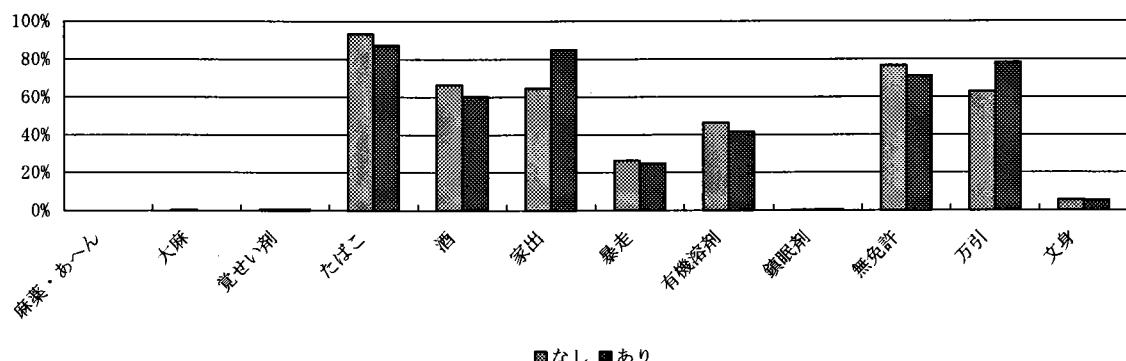
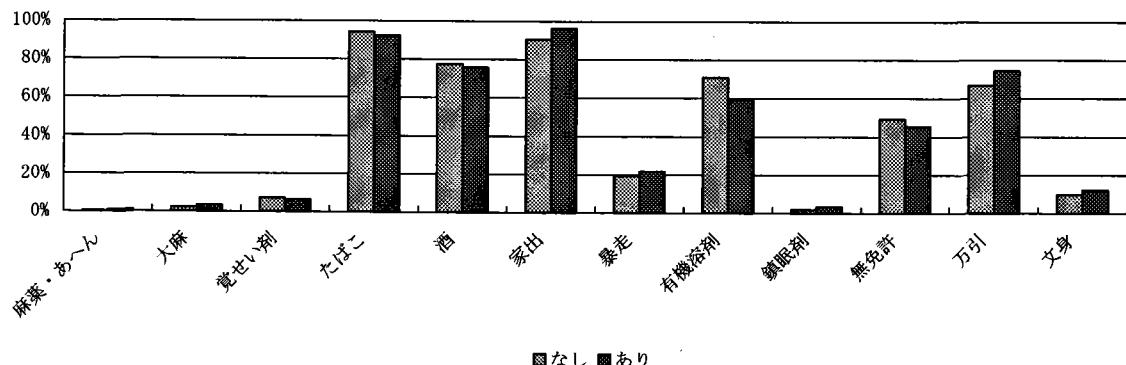


図 4-38 被虐待経験と問題行動歴つづき

(年少女子)

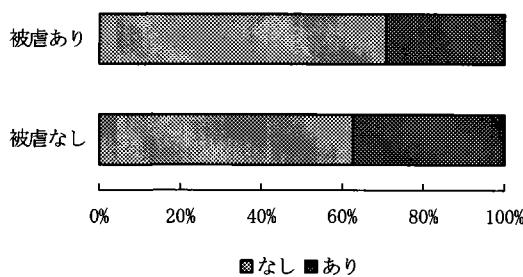


男女ともに被虐待経験のないものと比べ、あるものでは家出及び万引の経験ありの割合が高くなり、たばこ、酒、有機溶剤等の経験ありの割合は低くなっている。

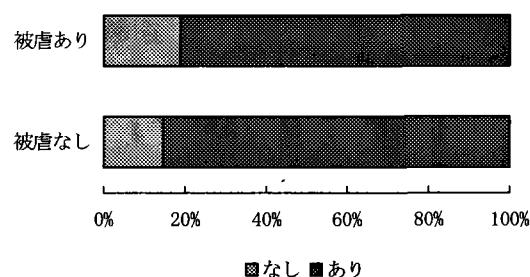
図 4-39 は同じように、性経験の有無について見たものである。男女ともに被虐待経験のあるものが、性経験率が若干低くなっている。

図 4-39 被虐待経験の有無と性経験

(年少男子)



(年少女子)



(4) 家庭の問題

ところで、児童虐待の問題は、両親の不和、酒乱等家庭に関するその他の各種の問題と複合して発生するところに、その深刻さがあるとも考えられる。以下、対象資料で取り上げている各種の「現在の家族の問題」の有無と被虐待経験の有無との関係について見ていく。

表 4-2 は、各種の「現在の家族の問題」の有無と被虐待経験の有無との関係について統計的検定を行った結果を示したものである。年少男子少年では「精神障害者あり」及び「指導力欠如」のほかは、被虐待経験の有無との関係が統計的に有意である。年少女子少年では「離婚」、「父母のしつけの不一致」、「交流不足」及び「指導力欠如」のほかは、被虐待経験の有無との関係が統計的に有意である。家庭内の問題は複合して発生することがうかがわれる。

表4-2 被虐待経験と現在の家族の問題
(年少男子)

		被虐待		合計	検定結果
		非該当	該当		
離婚	非該当	14918 74.20%	345 62.30%	15263 73.90%	$\chi^2 = 39.598$ $p = 0.000$ **
	該当	5192 25.80%	209 37.70%	5401 26.10%	
崩壊・離散	非該当	18787 93.40%	479 86.50%	19266 93.20%	$\chi^2 = 41.394$ $p = 0.000$ **
	該当	1323 6.60%	75 13.50%	1398 6.80%	
経済的困窮	非該当	18406 91.50%	462 83.40%	18868 91.30%	$\chi^2 = 44.938$ $p = 0.000$ **
	該当	1704 8.50%	92 16.60%	1796 8.70%	
酒乱者あり	非該当	19257 95.80%	444 80.10%	19701 95.30%	$\chi^2 = 295.832$ $p = 0.000$ **
	該当	853 4.20%	110 19.90%	963 4.70%	
犯罪者・非行者あり	非該当	19019 94.60%	481 86.80%	19500 94.40%	$\chi^2 = 60.946$ $p = 0.000$ **
	該当	1091 5.40%	73 13.20%	1164 5.60%	
自殺者あり	非該当	20035 99.60%	547 98.70%	20582 99.60%	$\chi^2 = 10.819$ $p = 0.001$ **
	該当	75 0.40%	7 1.30%	82 0.40%	
精神障害者あり	非該当	19733 98.10%	536 96.80%	20269 98.10%	$\chi^2 = 5.432$ $p = 0.020$
	該当	377 1.90%	18 3.20%	395 1.90%	
近隣からの孤立	非該当	19734 98.10%	513 92.60%	20247 98.00%	$\chi^2 = 83.416$ $p = 0.000$ **
	該当	376 1.90%	41 7.40%	417 2.00%	
父母間葛藤	非該当	18705 89.90%	402 72.60%	18477 89.40%	$\chi^2 = 170.854$ $p = 0.000$ **
	該当	2035 10.10%	152 27.40%	2187 10.60%	
家族間不和	非該当	18921 94.10%	443 80.80%	19364 93.70%	$\chi^2 = 182.427$ $p = 0.000$ **
	該当	1189 5.90%	111 20.00%	1300 6.30%	
父母のしつけの不一致	非該当	18254 90.80%	459 82.90%	18713 90.60%	$\chi^2 = 39.541$ $p = 0.000$ **
	該当	1856 9.20%	95 17.10%	1951 9.40%	
本人を疎外	非該当	17618 87.60%	362 65.30%	17980 87.00%	$\chi^2 = 236.492$ $p = 0.000$ **
	該当	2492 12.40%	192 34.70%	2684 13.00%	
交流不足	非該当	11652 57.90%	254 45.80%	11906 57.60%	$\chi^2 = 32.287$ $p = 0.000$ **
	該当	8458 42.10%	300 54.20%	8758 42.40%	
指導力欠如	非該当	8446 42.00%	235 42.40%	8681 42.00%	$\chi^2 = 0.039$ $p = 0.843$
	該当	11664 58.00%	319 57.60%	11983 58.00%	
合計		20110 100.00%	554 100.00%	20664 100.00%	

注 **は0.5%水準で有意である。

表4-2 被虐待経験と現在の家族の問題つづき
(年少女子)

		被虐待		合計	検定結果
		非該当	該当		
離婚	非該当	5188 69.80%	203 64.60%	5391 69.60%	$\chi^2 = 3.800$ $p = 0.051$
	該当	2243 30.20%	111 35.40%	2354 30.40%	
崩壊・離散	非該当	6848 92.20%	273 86.90%	7121 91.90%	$\chi^2 = 11.047$ $p = 0.001$ **
	該当	583 7.80%	41 13.10%	624 8.10%	
経済的困窮	非該当	6869 92.40%	243 77.40%	7112 91.80%	$\chi^2 = 90.906$ $p = 0.000$ **
	該当	562 7.60%	71 22.60%	633 8.20%	
酒乱者あり	非該当	2037 94.70%	248 79.00%	7285 94.10%	$\chi^2 = 133.214$ $p = 0.000$ **
	該当	394 5.30%	66 21.00%	460 5.90%	
犯罪者・非行者あり	非該当	7080 95.30%	279 88.90%	7359 95.00%	$\chi^2 = 26.247$ $p = 0.000$ **
	該当	351 4.70%	35 11.10%	386 5.00%	
自殺者あり	非該当	7398 99.60%	309 98.40%	7707 99.50%	$\chi^2 = 8.136$ $p = 0.004$ **
	該当	33 0.40%	5 1.60%	38 0.50%	
精神障害者あり	非該当	7226 97.20%	295 93.90%	7521 97.10%	$\chi^2 = 11.627$ $p = 0.001$ **
	該当	205 2.80%	19 6.10%	224 2.90%	
近隣からの孤立	非該当	7315 98.40%	287 91.40%	7602 98.20%	$\chi^2 = 82.337$ $p = 0.000$ **
	該当	116 1.60%	27 8.60%	143 1.80%	
父母間葛藤	非該当	6491 87.40%	231 73.60%	6722 86.80%	$\chi^2 = 49.927$ $p = 0.000$ **
	該当	940 12.60%	83 26.40%	1023 13.20%	
家族間不和	非該当	6596 88.80%	242 77.10%	6838 88.30%	$\chi^2 = 39.841$ $p = 0.000$ **
	該当	835 11.20%	72 22.90%	907 11.70%	
父母のしつけの不一致	非該当	6736 90.60%	271 86.30%	7007 90.50%	$\chi^2 = 6.587$ $p = 0.010$
	該当	695 9.40%	43 13.70%	738 9.50%	
本人を疎外	非該当	6009 80.90%	193 61.50%	6202 80.10%	$\chi^2 = 71.065$ $p = 0.000$ **
	該当	1422 19.10%	121 38.50%	1543 19.90%	
交流不足	非該当	3839 51.70%	148 47.10%	3987 51.50%	$\chi^2 = 2.473$ $p = 0.116$
	該当	3592 48.30%	166 52.90%	3758 48.50%	
指導力欠如	非該当	3253 43.80%	143 45.50%	3996 43.80%	$\chi^2 = 0.381$ $p = 0.537$
	該当	4178 56.20%	171 54.50%	4393 56.20%	
合計		7431 100.00%	314 100.00%	7745 100.00%	

注 **は0.5%水準で有意である。

(5) 性格

最後に、被虐待経験と資質の関係に触れておく。図4-40は、法務省式人格目録の結果(新追加尺度)を被虐待経験の有無別に見たものである。男女とも、被虐待経験のあるものは、ないものと比べて「発揚」の山が左にずれ、「爆発」及び「神経症傾向」の高得点率が若干高くなることが示される。これを総合すれば、のびのびと自分を主張していく自信に乏しく、周囲の動きに過敏で、なにかのきっかけで、たとえそれが些細なことであっても、感情を暴発させるような人格構造が浮かび上がる。

図4-40 被虐待者経験の有無と法務省式人格目録

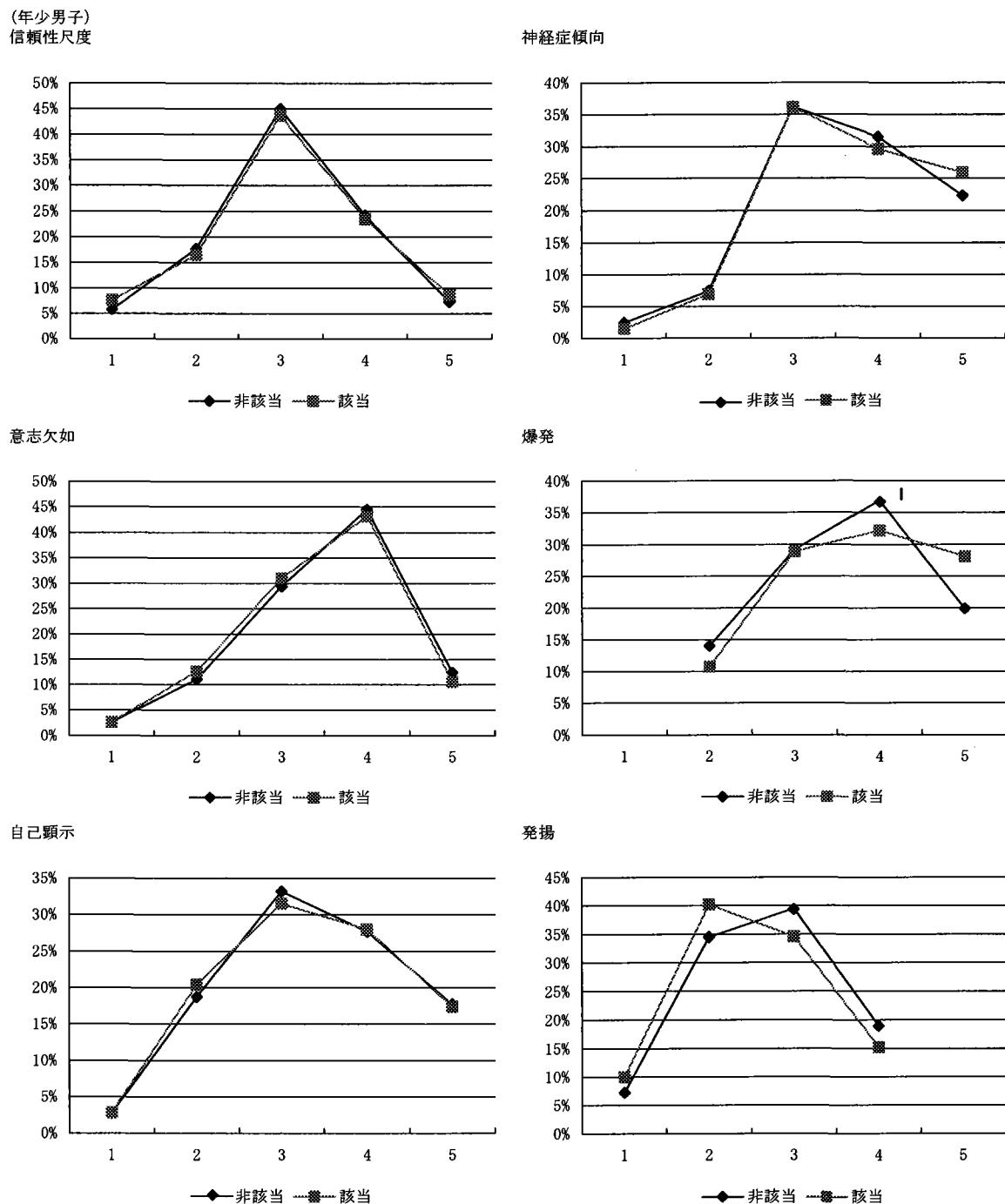
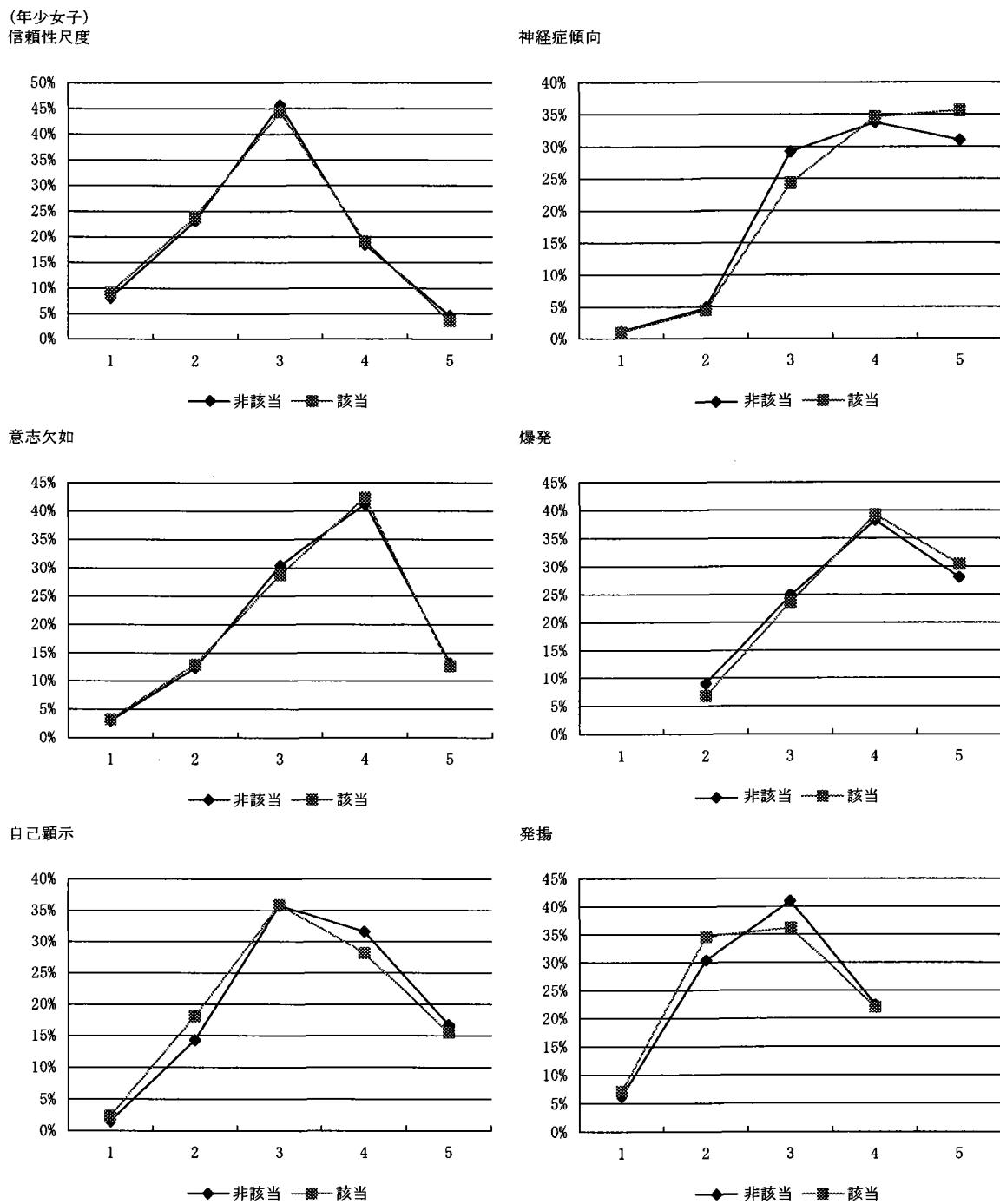


図4-40 被虐待者経験の有無と法務省式人格目録つづき



第5 昭和と平成

俗に「十年一昔」と言われる。ここでは、対象期間の初めと終わり、すなわち、昭和62年及び63年の資料と、平成8年及び9年の資料を取り上げ、比較検討することで、ほぼ10年の時代の流れが、非行のある年少少年の状況にどのように反映されているのか、あるいはいなかを見ていきたい。統計的な検定の手法を使って検証してみる。

対象となる資料数は以下のとおりである。

年少男子	昭和62, 63年	4,613
	平成8, 9年	3,966
年少女子	昭和62, 63年	2,077
	平成8, 9年	955
合計		11,611

1 本件非行の共犯の有無

表5-1は、資料数が少ないため検定になじまないものを除き、本件非行の共犯の有無の状況を非行名別にみたものの検定結果である。

年少男子少年においては、道交法違反、毒劇法違反、恐喝及び強盗において0.5%水準で有意な変化が認められる。毒劇法違反では単独のものの割合が上昇しているほかは共犯ありのものの割合が上昇している。

年少女子少年においては、毒劇法違反においてのみ有意な差が認められ、男子少年と同様、単独のものの割合が上昇している。

表5-1 非行名別共犯数の状況

(年少男子)

非行名		昭和62、63年	平成8、9年	合計	検定結果
窃盗	単独	445 26.50%	278 21.40%	723 24.30%	$\chi^2 = 10.426$ $p = 0.005$ *
	2-3人	873 52.10%	721 55.50%	1594 53.60%	
	4人以上	359 21.40%	299 23.00%	658 22.10%	
	合計	1677 100.00%	1298 100.00%	2975 100.00%	
道路交通法	単独	38 62.30%	33 32.70%	71 43.80%	$\chi^2 = 14.791$ $p = 0.001$ **
	2-3人	6 9.80%	10 9.90%	16 9.90%	
	4人以上	17 27.90%	58 57.40%	75 46.30%	
	合計	61 100.00%	101 100.00%	162 100.00%	
傷害(致死)	単独	251 36.70%	226 29.60%	477 33.00%	$\chi^2 = 9.030$ $p = 0.011$
	2-3人	200 29.20%	232 30.40%	432 29.90%	
	4人以上	233 34.10%	305 40.00%	538 37.20%	
	合計	684 100.00%	763 100.00%	1447 100.00%	
毒劇法	単独	62 23.80%	41 52.60%	103 30.40%	$\chi^2 = 23.686$ $p = 0.000$ **
	2-3人	120 46.00%	21 26.90%	141 41.60%	
	4人以上	79 30.30%	61 20.50%	95 28.00%	
	合計	261 100.00%	78 100.00%	339 100.00%	
恐喝	単独	80 30.80%	74 16.80%	154 22.00%	$\chi^2 = 23.263$ $p = 0.000$ **
	2-3人	130 50.00%	229 52.00%	359 51.30%	
	4人以上	50 19.20%	137 31.10%	187 26.70%	
	合計	260 100.00%	440 100.00%	700 100.00%	
強盗	単独	25 30.50%	15 5.40%	40 11.10%	$\chi^2 = 69.036$ $p = 0.000$ **
	2-3人	42 51.20%	83 30.00%	125 34.80%	
	4人以上	15 18.30%	179 64.60%	194 54.00%	
	合計	82 100.00%	277 100.00%	359 100.00%	

注 * は1%水準、** は0.5%水準で有意である。

表 5-1 非行名別共犯数の状況つづき
(年少女子)

非行名		昭和62, 63年	平成8, 9年	合計	検定結果
窃盗	単独	50 23.00%	20 17.70%	70 21.20%	$\chi^2 = 1.686$ $p = 0.430$
	2-3人	129 59.40%	75 66.40%	204 61.80%	
	4人以上	38 17.50%	18 15.90%	56 17.00%	
	合計	217 100.00%	113 100.00%	330 100.00%	
傷害(致死)	単独	8 7.30%	11 10.5%	19 8.90%	$\chi^2 = 0.926$ $p = 0.623$
	2-3人	37 33.90%	38 36.20%	35.00 35.00%	
	4人以上	64 58.70%	56 53.30%	120 56.10%	
	合計	109 100.00%	105 100.00%	214 100.00%	
毒劇法	単独	21 14.30%	22 44.90%	43 21.90%	$\chi^2 = 20.671$ $p = 0.000$ **
	2-3人	81 55.10%	15 30.60%	96 49.00%	
	4人以上	45 30.60%	12 24.5%	57 29.10%	
	合計	147 100.00%	49 100.00%	196 100.00%	

注 **は0.5%水準で有意である。

以上のように、ほぼ10年を挟んで、粗暴非行あるいは凶悪非行を中心に、共犯での非行が増加する傾向を指摘できる。また、その一方で、薬物非行は単独でなされることが多くなっていることがうかがわれる。群を作るものは数をたのんで暴力的、発散的になり、群を作らない、あるいは作れない非社会的な傾向を持つものは、単独で薬物に依存するような、自分の内面の世界に沈潜する傾向を強めているといえ、さらに敷えんすれば、この種の問題を把握して公的な保護の処遇ルートにのせるのが難しい状況となっていると言えるかも知れない。

2 現在の保護者

次に、家庭状況について検討してみる。表5-2は、年少男子少年、年少女子少年それぞれについて、保護者が実父母であるか実父母以外であるかを見たものである。男女とも、現在の保護者が実父母である割合が上昇する傾向が認められ、男子については0.5%水準で有意となっている。

表5-2 現在の保護者・「実父母」の割合

		昭和62、63年	平成8、9年	合計	検定結果
年少男子	実父母	2138 46.40%	2028 51.30%	4166 48.70%	$\chi^2=20.445$ $p=0.000$ **
	実父母以外	2467 53.60%	1923 48.70%	4390 51.30%	
	合計	4605 100.00%	3951 100.00%	8556 100.00%	
年少女子	実父母	807 38.90%	401 42.10%	1208 39.90%	$\chi^2=2.806$ $p=0.094$
	実父母以外	1267 61.10%	551 57.90%	1818 60.10%	
	合計	2074 100.00%	952 100.00%	3026 100.00%	

注 **は0.5%水準で有意である。

3 学職別の状況

表5-3は、学職の状況について見たものである。男女ともに学生、生徒など学籍のあるものの割合が低下する傾向が認められる。

表5-3 学職別の状況

		昭和62、63年	平成8、9年	合計	検定結果
年少男子	学生生徒	3431 74.50%	2777 70.20%	6208 72.50%	$\chi^2=29.648$ $p=0.000$ **
	有識者	318 6.90%	390 9.90%	708 8.30%	
	無職者	858 18.60%	787 19.90%	1645 19.20%	
	合計	4607 100.00%	3954 100.00%	8561 100.00%	
年少女子	学生生徒	1627 78.40%	697 73.10%	2324 76.80%	$\chi^2=11.100$ $p=0.004$ **
	有識者	53 2.60%	25 2.60%	78 2.60%	
	無職者	394 19.00%	231 24.20%	625 20.60%	
	合計	2074 100.00%	953 100.00%	3027 100.00%	

注 **は0.5%水準で有意である。

4 問題行動歴

次に、問題行動歴の状況を見る。「麻薬・あへん」は男女ともに資料数が少ないので検討から除外する。「有機溶剤」、「家出」及び「鎮痛剤・睡眠薬」は経験ありの割合が低下しているが、その他の項目においては経験ありの割合が上昇しており、しかも、ほとんどの項目で有意な差となっている。各種の問題行動が年少少年層のなかに徐々に広がってきていることがうかがわれる。

表 5-4 問題行動歴

(年少男子)

		昭和62, 63年	平成8, 9年	合計	検定結果
大麻	なし	4605 99.96%	3924 99.42%	8529 99.71%	$\chi^2 = 21.217$ p = 0.000 **
	あり	2 0.04%	23 0.58%	25 0.29%	
	不明	6	19	25	
覚せい剤	なし	4588 99.61%	3888 98.53%	8476 99.11%	$\chi^2 = 28.095$ p = 0.000 **
	あり	18 0.39%	58 1.47%	76 0.89%	
	不明	7	20	27	
たばこ	なし	349 7.59%	247 6.26%	596 6.97%	$\chi^2 = 5.784$ p = 0.016
	あり	4251 92.41%	3700 93.74%	7951 93.03%	
	不明	13	19	32	
酒	なし	1718 37.47%	1128 28.66%	2846 33.40%	$\chi^2 = 73.923$ p = 0.000 **
	あり	2867 62.53%	2808 71.34%	5675 66.60%	
	不明	28	30	58	
家出	なし	1438 31.27%	1604 40.71%	3042 35.62%	$\chi^2 = 82.509$ p = 0.000 **
	あり	3161 68.73%	2336 59.29%	5497 65.38%	
	不明	14	26	40	
暴走行為	なし	3737 81.40%	2685 68.79%	6422 75.61%	$\chi^2 = 181.742$ p = 0.000 **
	あり	854 18.60%	1218 31.21%	2072 24.39%	
	不明	22	63	85	
有機溶剤	なし	2144 46.55%	2877 71.61%	4971 58.11%	$\chi^2 = 548.364$ p = 0.000 **
	あり	2462 53.45%	1121 28.39%	3583 41.89%	
	不明	7	18	25	
鎮痛剤・睡眠薬	なし	4579 99.41%	3932 99.59%	8511 99.50%	$\chi^2 = 1.391$ p = 0.238 **
	あり	27 0.59%	16 0.41%	43 0.50%	
	不明	7	18	25	
無免許運転	なし	1317 28.80%	830 21.12%	2147 25.25%	$\chi^2 = 66.048$ p = 0.000 **
	あり	3256 71.20%	3100 78.88%	6356 74.75%	
	不明	40	36	76	
万引	なし	1613 35.37%	1246 31.82%	2859 33.73%	$\chi^2 = 11.859$ p = 0.001 **
	あり	2948 64.63%	2670 68.18%	5618 66.27%	
	不明	52	50	102	
文身	なし	4454 96.68%	3584 90.78%	8038 93.96%	$\chi^2 = 130.289$ p = 0.000 **
	あり	153 3.32%	364 9.22%	517 6.04%	
	不明	6	18	24	
合計		4613 100.00%	3966 100.00%	8579 100.00%	

注 **は0.5%水準で有意である。

表 5-4 問題行動歴づき

(年少女子)

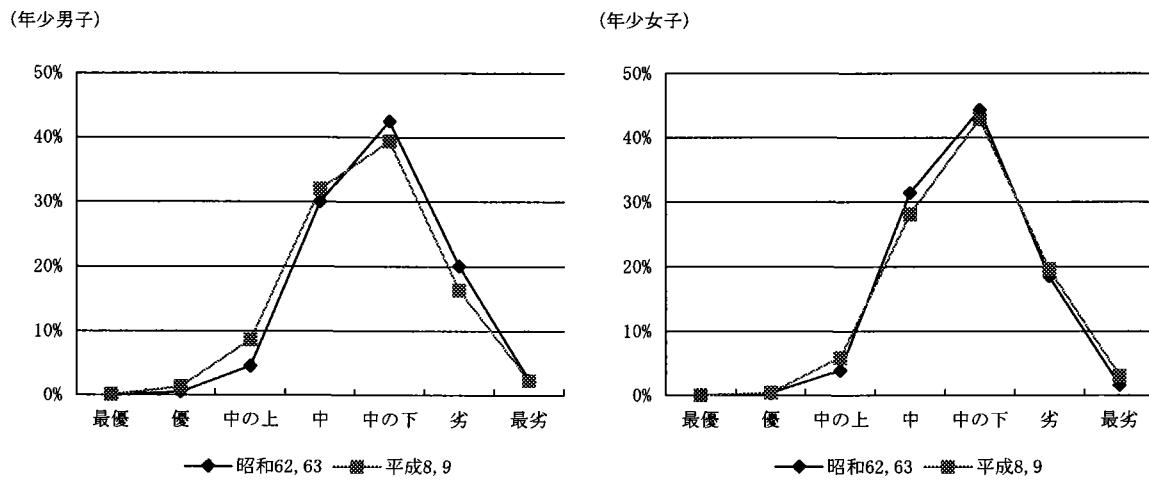
		昭和62, 63年	平成8, 9年	合計	検定結果
大麻	なし	2054 99.04%	921 96.64%	2975 98.28%	$\chi^2 = 22.156$ $p = 0.000$ **
	あり	20 0.96%	32 3.36%	52 1.72%	
	不明	3	2	5	
覚せい剤	なし	1956 94.49%	819 86.12%	2775 91.86%	$\chi^2 = 61.074$ $p = 0.000$ **
	あり	114 5.51%	132 13.88%	246 8.14%	
	不明	7	4	11	
たばこ	なし	114 5.51%	52 5.46%	166 5.49%	$\chi^2 = 0.003$ $p = 0.955$
	あり	1956 94.49%	901 94.54%	2857 94.51%	
	不明	7	2	9	
酒	なし	509 24.64%	175 18.52%	684 22.72%	$\chi^2 = 13.826$ $p = 0.000$ **
	あり	1557 75.36%	770 81.48%	2327 77.28%	
	不明	11	10	21	
家出	なし	155 7.48%	105 11.04%	260 8.60%	$\chi^2 = 10.485$ $p = 0.001$ **
	あり	1916 92.52%	846 88.96%	2762 91.40%	
	不明	6	4	10	
暴走行為	なし	1751 84.55%	778 82.50%	2529 83.91%	$\chi^2 = 2.009$ $p = 0.156$
	あり	320 15.45%	165 17.50%	485 16.09%	
	不明	6	12	18	
有機溶剤	なし	546 26.36%	486 51.16%	1032 34.16%	$\chi^2 = 178.003$ $p = 0.000$ **
	あり	1525 73.64%	464 48.84%	1989 65.84%	
	不明	6	5	11	
鎮痛剤・睡眠薬	なし	2046 98.70%	928 97.38%	2974 98.28%	$\chi^2 = 6.744$ $p = 0.009$ *
	あり	27 1.30%	25 2.62%	52 1.72%	
	不明	4	2	6	
無免許運転	なし	1262 61.41%	424 44.87%	1686 56.20%	$\chi^2 = 71.972$ $p = 0.000$ **
	あり	793 38.59%	521 55.13%	1314 0.438%	
	不明	22	10	32	
万引	なし	679 32.90%	232 24.52%	911 30.27%	$\chi^2 = 21.547$ $p = 0.000$ **
	あり	1385 67.10%	714 75.48%	2099 69.73%	
	不明	13	9	22	
文身	なし	1933 93.20%	839 88.04%	2722 91.58%	$\chi^2 = 22.569$ $p = 0.000$ **
	あり	141 6.80%	114 11.96%	255 8.42%	
	不明	3	2	5	
合計		2077 100.00%	955 100.00%	3032 100.00%	

注 *は1%水準、**は0.5%水準で有意である。

5 知能検査

図5-1は、知能評定の分布を比較して示したものである。

図5-1 知能評定の分布



次に、知能評定に際して重要な考慮資料となる知能検査の結果に注目してみる。知能検査結果のSS(標準偏差)についてT検定を実施してみると、男子については有意差が見られ、女子については有意差が見られなかった(男子: t 値 = -7.126, $p < 0.001$, 女子: t 値 = -0.806, $p = 0.420$)。年少男子少年においては、10年を挟んで、SSは上昇していると言える。表5-5は、知能検査結果のSSについて、平均値を比較したものである。

表5-5 検定結果(知能SS)

(年少男子)

	N	平均値	標準偏差
昭和62, 63年	4613	41.32	12.10
平成8, 9年	3966	43.23	12.69

(年少女子)

	N	平均値	標準偏差
昭和62, 63年	2077	41.41	12.30
平成8, 9年	955	41.02	12.30

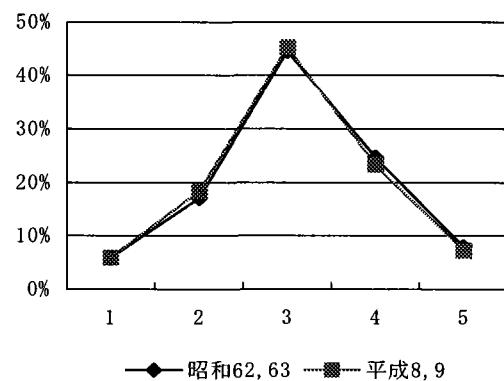
6 法務省式人格目録

性格特徴については、どうであろうか。法務省式人格目録の結果(新追加尺度)を取り上げる。まず、信頼性尺度と臨床尺度について、T得点を5段階に振り直したものの分布で視覚化してみたものが図5-2である。

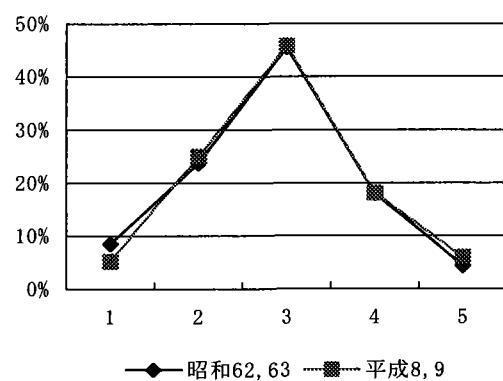
図5-2 法務省式人格目録

信頼性尺度

(年少男子)

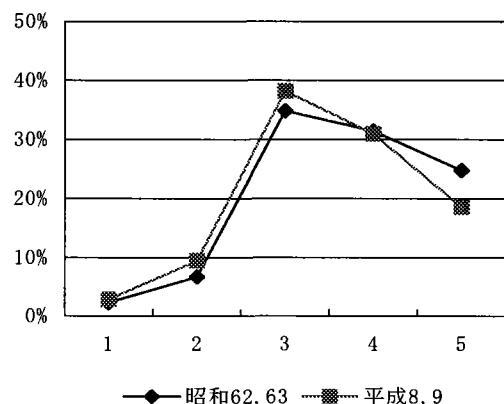


(年少女子)

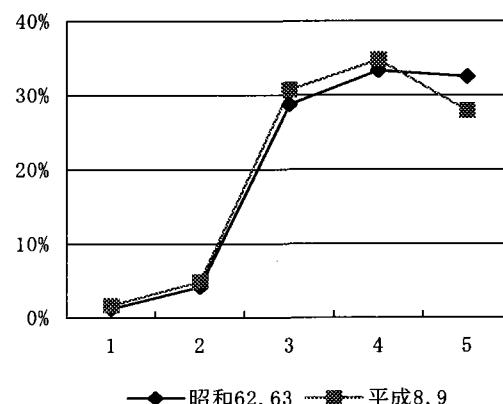


神経症傾向

(年少男子)

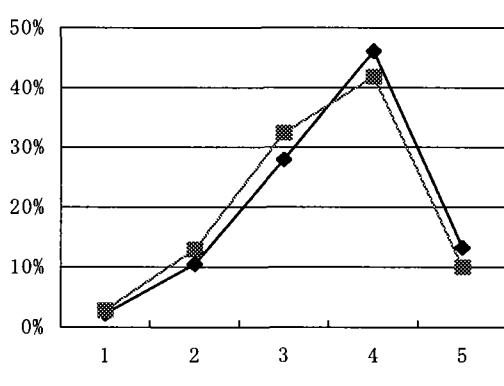


(年少女子)



意志欠如

(年少男子)



(年少女子)

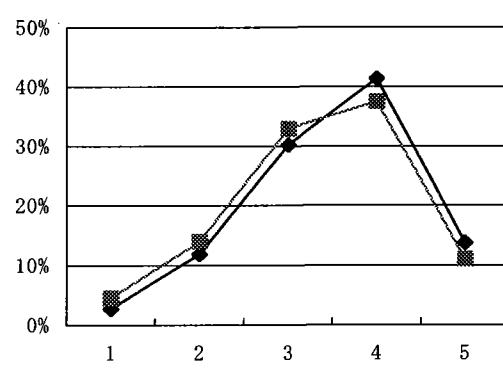
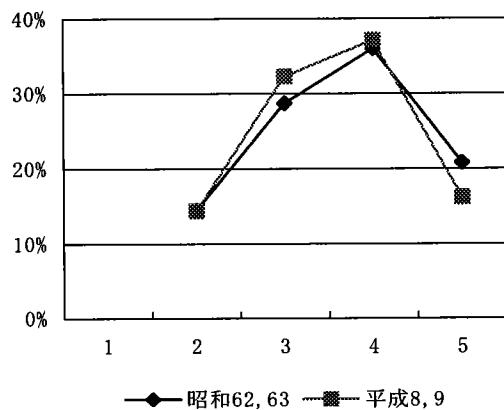
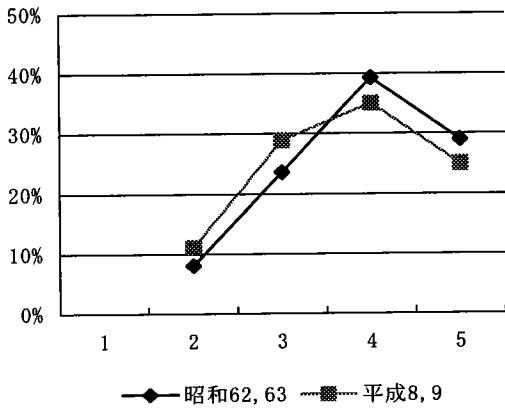


図 5-2 法務省式人格目録つづき

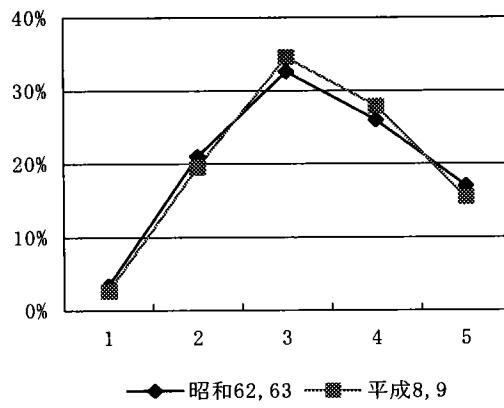
爆発
(年少男子)



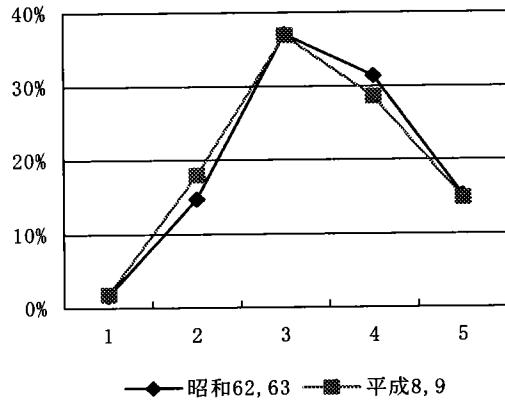
(年少女子)



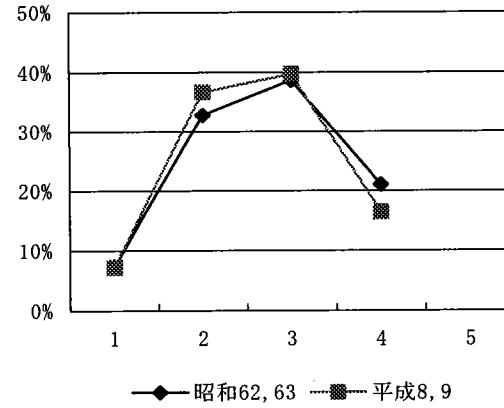
自己顯示
(年少男子)



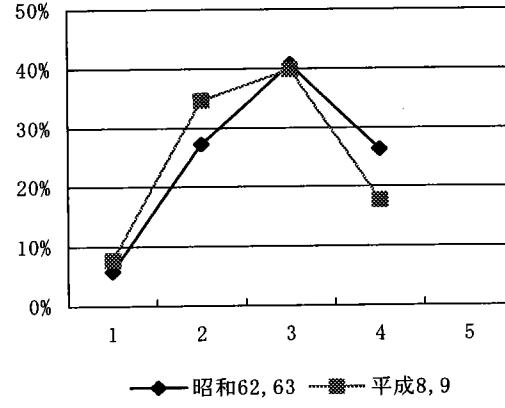
(年少女子)



発揚
(年少男子)



(年少女子)



T検定を実施してみると、男子においては、臨床尺度の「神経症傾向」、「意志欠如」、「爆発」及び「発揚」について、女子においては、臨床尺度の「意志欠如」、「爆発」及び「発揚」について、以下のように有意差が見られる。これらの尺度については、10年を挟んでT得点は低下していると言えるようである。

年少男子

神経症傾向 : t 値 = 8.694, p < 0.001

意志欠如 : t 値 = 7.759, p < 0.001

爆 発 : t 値 = 4.860, p < 0.001

発 揚 : t 値 = 4.130, p < 0.001

年少女子

意志欠如 : t 値 = 4.280, p < 0.001

爆 発 : t 値 = 3.803, p < 0.001

発 揚 : t 値 = 6.968, p < 0.001

表5-6は、T得点について平均値を比較したものである。

表5-6 検定結果(法務省式人格目録)

(年少男子)

	N	平均値	標準偏差
信頼 昭和62, 63年	4514	49.85	10.10
	平成8. 9年	49.52	10.01
神経 昭和62, 63年	4515	57.07	9.65
	平成8. 9年	55.25	9.52
意志 昭和62, 63年	4516	55.82	9.71
	平成8. 9年	54.17	9.67
暴発 昭和62, 63年	4517	55.85	9.73
	平成8. 9年	54.85	9.00
顯示 昭和62, 63年	4516	53.84	10.89
	平成8. 9年	53.91	10.41
発揚 昭和62, 63年	4518	46.68	8.40
	平成8. 9年	49.95	7.79

(年少女子)

	N	平均値	標準偏差
信頼 昭和62, 63年	2028	46.98	9.66
	平成8. 9年	48.15	9.63
神経 昭和62, 63年	2028	59.39	9.52
	平成8. 9年	58.45	9.63
意志 昭和62, 63年	2029	55.27	10.08
	平成8. 9年	53.55	10.26
暴発 昭和62, 63年	2028	58.60	9.58
	平成8. 9年	57.15	9.79
顯示 昭和62, 63年	2028	54.96	9.50
	平成8. 9年	54.03	9.98
発揚 昭和62, 63年	2028	48.34	8.32
	平成8. 9年	46.13	7.90

第6 緒論

昭和62年から平成9年までの11年間に全国の少年鑑別所に収容された少年に係る資料を使用し、年少少年に焦点を当てて分析、検討を加えた。以下に、要点を取りまとめる。

1 資料の概要

まず、資料全体の状況として、全国の少年鑑別所を対象期間合計の資料数により大きく3つの施設規模群に分け、16歳未満の「年少」、16歳以上18歳未満の「中間」、18歳以上の「年長」の3年齢層との関係を見ると、施設規模が大きくなるほど、年長少年の割合が低下し、年少少年の割合が上昇する傾向がうかがわれた。施設規模は都市化の度合いと連動する指標となる。都市化が進むほど、少年鑑別所に収容されるものに占める年少少年の割合が高くなると見ることができる。

施設規模別に、男子少年について、本件非行名が窃盗、強盗及び傷害（致死）であるものの割合の推移を見ると、窃盗は対象期間を通して小施設での割合が中施設、大施設での割合を上回っている一方、強盗の割合は、対象期間の後半大施設において急上昇傾向を示し、中施設、小施設がそれを追いかける形となっている。また、傷害（致死）は、対象期間の前半は大施設が中施設、小施設を若干下回っていたものが、後半逆転しており、上記強盗での動きとあわせ、大施設に対応する都市化進展地域で暴力的な非行が増加していることをうかがわせている。女子少年については、本件非行名が窃盗、覚せい剤取締法違反及び虞犯であるものの割合の推移を見た。窃盗は男子少年と同様、小施設での割合が高い。覚せい剤取締法違反は、対象期間の後半大施設での割合が急上昇する様相を示している。虞犯は3群とも低下傾向を示している。

2 年少少年の資料

（1）本件非行

男子少年の非行名については、対象期間を通して窃盗が多い。後半、強盗の増加が目立つが、施設規模別に見ると、小施設での上昇ぶりは、大施設、中施設と比べるとまだ小さい。女子少年については、対象期間を通して虞犯の割合が高いが、後半低下する傾向を見せている。

本件非行の動機についてみると、男子少年では「お金や物が欲しくて」が多く、次いで「遊び」、「かっとなって」となるが、「かっとなって」の割合が対象期間の後半上昇する兆しを見せている。女子少年では「遊び」が多い。ただ、平成9年は、それまでと比べ「遊び」の割合が低下し、「お金や物が欲しくて」や「かっとなって」の割合が上昇して、男子少年での様相に近づく気配を見せている。

非行地については、男子少年では「路上」が多く、しかも、経年にわたって割合が上昇する傾向にある。これは、非年少少年の場合も同様である。女子少年では「民家」、「路上」の割合が高い。

男子少年においては、全体の傾向である共犯事件の増加が年少少年においても認められ、対象期間の後半には5人以上の共犯の割合も上昇しているが、年少少年では非年少少年においてより単独の割合が高い。女子少年では、非年少少年と比べ年少少年においては単独の割合が高くなる傾向が、男子少年の場合より顕著であり、対象期間の合計では過半のものが単独のものとなっている。

共犯の種類をみると、年少少年では、当然のことと言えるであろうが、男女ともに非年少少年と比べ学校仲間の割合が高くなる。しかし、対象期間の後半では地域仲間の割合が上昇しており、年少少年における生活パターンの変化、あるいは学校の比重の低下をうかがわせる。

(2) 捕導・処分歴、問題行動歴等

在宅での保護歴をみると、警察補導歴のあるものの割合が、非年少少年と比べ、年少少年では男女ともに若干高くなる。一方、男女ともに経年につれて「なし」のものの割合が上昇する傾向にある。

施設収容歴については、教護院収容歴のあるものは男子では9.9%，女子では5.7%である。少年院収容歴のあるものは男子で1.9%，女子で0.6%である。施設収容歴のあるものの本件非行名を見ると、年少少年全体での集計結果と比べ、男子では窃盗の割合が高く、教護院歴のあるものについては虞犯の割合が高くなる。女子では覚せい剤取締法違反の割合が若干高く、教護院歴のあるものについては虞犯の割合が、少年院収容歴のあるものについては傷害（致死）の割合が若干高くなる。

本件を含めて、公的な処理のルートに乗ったことのある非行がどのようなものであるかを見ると、男子では対象期間の合計で8割を超えるものに財産犯歴がある。経年につれて薬物犯歴を有するものの割合は低下、粗暴犯歴、凶悪犯歴を有するものの割合は上昇する傾向にある。女子では薬物犯歴と財産犯歴を有するものの割合が高くなっているが、男子の場合と同様、薬物犯歴を有するものの割合は経年につれて低下する傾向にある。また、これも男子の場合と同様、粗暴犯歴、凶悪犯歴を有するものの割合は上昇する傾向にある。

非行に関して司法又は児童福祉機関に最初に補導又は保護された時の年齢である非行初発年齢を見ると、男子では12歳以下のものが対象期間の合計で3割弱となるが、対象期間の後半、14歳、15歳のものの割合が上昇傾向にある。女子では12歳以下のものが対象期間の合計で2割弱となる。非行初発年齢と本件非行名の関係を見ると、男女ともに、早くから非行を見せているものほど窃盗と虞犯の割合が高くなっている。

本件以前に警察補導以上の規制を受けた後又は矯正施設若しくは教護院退所（退院）後、本件を行った時までの期間である再非行期間を見ると、非年少少年と比べ、年少少年では1か月から6か月程度の範囲に集中していることがわかる。少年鑑別所への観護の措置となる少年では、14歳から15歳の時期に急速に非行が進む事例が多いことがうかがわれる。

各種の問題行動の経験の有無の状況を見ると、非年少少年における集計結果と比べ、ほとんどのものについて年少少年の方が経験「あり」の割合が低いなかで、「家出」と「万引」については年少少年の方が高い。有機溶剤の乱用経験「あり」の割合は対象期間の後半低下する傾向にあるのに対し、数そのものはまだ小さいものの、覚せい剤乱用の経験「あり」の割合が大施設に対応する地域を中心に上昇する傾向を見せている。

性経験についての資料を見ると、男女ともに、性経験の有無によって本件非行名の様相に違いが見られる。男子では、「あり」のものでは道路交通法違反、毒劇法違反、恐喝の割合が、「なし」のものでは窃盗、虞犯の割合が高くなる。女子の場合、その違いが顕著である。「あり」のものでは覚せい剤取締法違反の割合が、「なし」のものでは窃盗の割合が高くなる。

(3) 家庭

本件時の居住状況を見ると、年少少年では非年少少年と比べ、家族同居の割合が高い。女子は男子と比べ、家族同居の割合が低い。

小学校卒業ころまでの養育者が実父母である割合、一定の養育者が存在したかについての安定度が「安定」である割合は、非年少少年と比べ年少少年が、男子と比べ女子が低い。年少少年には家庭的に複雑な事情を抱える事例が多く、女子において、ことにその傾向があると言えよう。

このことは、父母の養育態度を評定した資料にも現れる。父母とともに、「普通」と評定される割合は、非年少少年と比べ年少少年において、また男子と比べ女子において低くなる。

現在の保護者の資料についても同様である。現在の保護者が実父母である割合は、非年少少年と比べ年少少年において、また男子と比べ女子において低くなる。

保護者の生計について、中程度以上と判定されたものの割合についても、ほぼ同様である。非年少少年と比べ年少少年において低くなる。この項目については、男子と女子の違いはあまりない。

現在の保護者の状況を施設規模別に見ると、大施設、中施設と比べ小施設では実父母が保護者である割合が低い。

少年の父母に対する態度についての資料を見ると、男女ともに、「親和・信頼」の割合は父への態度と比べ母への態度の方が高く、非年少少年と比べ年少少年の方が低い。また、男子では、父への態度の「恐怖・恐怖」、母への態度の「両価」の割合が非年少少年と比べ年少少年の方が高く、女子では、父への態度の「拒否」、母への態度の「両価」の割合が非年少少年と比べ年少少年の方が高い。

現在の家族に「離婚」、「崩壊・離散」、「経済的困窮」、「父母間葛藤」、「家族間不和」、「父母のしつけの不一致」、「本人疎外」等の何らかの問題があるかを見た資料では、問題なしと評定される割合が、男女ともに非年少少年と比べ年少少年の方が低く、全ての項目について問題ありと評定される割合が非年少少年と比べ年少少年の方が高い。

以上を総合して、年少少年では、非年少少年と比べて様々な面で家庭的な負因を抱えるものが多いと言いうことができよう。

(4) 教育・職業

学歴の状況を見ると、男女ともに、経年につれて中学校在学のものの割合が低下し、高校在学のものの割合が上昇する傾向が認められる。非学生・生徒群の就職状況を見ると、対象期間の合計で、男子では67.7%，女子では88.2%のものが無職となっており、無職状態と非行化との関連が想定される。

(5) 本人の資質

知能、性格、心身の障害の有無等について見た。知能について7段階に評定したものの分布状況を見ると、男女ともに、年少少年では非年少少年と比べ山が低い方に若干ずれる。法務省式人格目録の結果(新追加尺度)を5段階に振り直した分布状況を見ると、男女ともに、5つの臨床尺度において、偏りが大きいものの割合が経年につれて若干低下する傾向がうかがわれる。同検査上という条件付きであることを忘れてはならないが、性格的に大きな偏りを示すものが減少してきていると言えるかも知れない。

精神障害の状況について見ると、ありのものは対象資料全体でも2.6%にとどまるが、女子の場合、非年少少年と比べ年少少年の方がこの割合が若干低い。なお、男女を比較した場合、男子と比べ女子の方が精神障害ありの割合が高くなる。ここには、女子少年において薬物非行が多いことが関連しているのかも知れない。

身体疾病・障害の状況を見ると、男女ともに、経年につれて医療措置を要するものの割合が若干上昇する傾向が認められる。なお、非年少少年と比べると年少少年の方がこの割合が若干低い。

3 各種の集団

初回入所少年、強盗事犯少年、殺人事犯少年及び被虐待経験のある少年を取り上げて検討した。

(1) 初回入所少年

年少少年における初回入所者の資料を抽出して本件非行名の状況を見ると、年少少年全体と比べ窃盗の割合が低くなる。また、経年推移を見ると、男女ともに虞犯、毒劇法違反の割合が低下し、傷害(致死)、恐喝、強盗の割合が上昇している。女子では覚せい剤取締法違反も上昇している。

在宅保護歴の資料で、過去に非行により公的な規制を受けたことのなかったものの推移を見ると、在

宅保護歴のなかったものの割合は上昇している。一方、過去の各種の問題行動歴の資料を見ると、男女ともに「有機溶剤」や「家出」の割合はやや低下、「たばこ」はほぼ一定水準、「酒」「万引」はやや上昇、また、男子においては「暴走行為」「無免許運転」が上昇、女子においては「覚せい剤」が上昇となっている。薬物乱用については、経験ありの割合が男子と比べ女子の方が高くなっている、女子非行少年の特徴をのぞかせている。

現在の保護者についての資料を見ると、現在の保護者が実父母であるものの割合は、男子において対象期間の後半若干上昇する。女子においては、対象期間を通じてほぼ横這いである。現在の保護者が実父母であるか実父母でないかの別に本件非行名の状況を見ると、男子では、実父母でない場合は窃盗と虞犯の割合が、実父母である場合は傷害（致死）の割合が高くなる。女子では、実父母でない場合は虞犯の割合が若干高くなる。

初回入所者における有学籍者の状況を見ると、男女ともに経年につれて中学校在籍者の割合が若干低下し、高校在籍者の割合が若干上昇している。学職別に本件非行名の状況を見ると、男子では、中学在学、高校在学、有職者、無職者の順に窃盗の割合が上昇する。強盗については、有職者、無職者と比べ在学の2群において割合が低い。恐喝は、高校在学群において、他の3群と比べ割合が高い。女子では、全体に虞犯の割合が高い。毒劇法違反が有職者、高校在学で他の2群と比べ高い割合を示しており、年少女子において薬物非行が一般層に広がりを見せていることの証左と言えるかも知れない。

(2) 強盗事犯少年

女子少年は資料が少ないので、男子少年について検討した。

本件非行の動機を見ると、「お金や物が欲しくて」の割合が高いものの、経年につれて低下し、「誘われて、その気になって」の割合が上昇している。このことは、共犯数多数の事件が増加していることの反映とも言える。そこで、共犯との関係について見た。ほとんどが学校仲間あるいは地域仲間であるが、対象期間の後半、地域仲間が過半を占める状況となっている。共犯における役割の状況を見ると、「共同」の割合が高くなっている、力の上下関係のようなはっきりとした序列をもたない仲間が集まって、誰が言い出すともなく事件を敢行することが多くなっているものと考えられる。再非行期間の資料を見ると、強盗事犯少年では、非強盗事犯少年と比べ、本件が初発のものの割合が高くなっている。強盗事犯の場合、少年鑑別所への観護の措置となることが多いこととかかわりがあると言えようが、年少少年においても、いわゆる「いきなり」型の非行が存在することを示すとも考えられる。

そこで、当該強盗事犯が初発非行であるものと初発非行でないものの別に検討してみた。初発のものでは、中学在学とともに高校在学のものの割合が高い。また、現在の保護者が実父母であるものの割合が、初発非行でないものと比べ初発非行であるものの方が高くなっている。保護者の生計についても、初発非行でないものと比べ初発非行であるものの方が生計中以上の割合が高い。父母の養育態度、少年の父母への態度の資料を見ても、初発非行でないものと比べ、初発非行であるものでは父母の養育態度が「普通」と判定される割合、父母への態度が「親和・信頼」と判定される割合が高い。初発の非行として強盗事犯を敢行するものには、家庭の外的的な条件、心理的な条件とともに恵まれているものが多いと言うことができよう。知能評定の資料では、初発非行でないものと比べ、初発非行であるものでは評定が高くなっていることも示されており、資質の面でも恵まれているものの割合が高いと言える。

(3) 殺人事犯少年

年少少年の殺人事犯の資料は少なく、女子では対象期間の合計でわずかに4である。男子少年の資料59について検討した。

非年少少年における殺人事犯と比べると、年少少年においては非行地が「自宅」「学校」であるもの

の割合が高い。また、共犯のない単独のものの割合が高く、共犯がある場合も少人数である割合が高い。年少少年においては、身近な対人関係、身近な生活空間のなかで殺人事犯が敢行されると見ることができるものと知れない。

再非行期間の資料を見ると、ほぼ半数が、初発の非行であり、過去に非行によって何らかの保護、あるいは福祉の働きかけを受けることのなかった事例である。前歴のある事例では、過半のものが、6ヶ月以内に何らかの形で公的機関に係属していたことが示される。

問題行動歴の資料を見ると、非殺人事犯であるものと比べ、殺人事犯少年では各種の問題行動の経験ありの割合が低い。非行に近い不良な副次文化にあまり染まることなく、事件に至るものと考えられる。

家庭の状況を見ると、現在の保護者が実父母である割合は、非殺人事犯であるものと比べ、殺人事犯少年の方が高いが、少年の父母への態度の資料を見ると、「親和・信頼」の割合が、非殺人事犯であるものと比べ、殺人事犯少年の方が低い。それまで公的な規制を受けるような非行を見せず、実父母のそろった家庭であるとしても、少年が親に対して「親和・信頼」を向けられないような家庭状況にあることがうかがわれる。

(4) 被虐待経験のある少年

対象資料全体を見ても、被虐待経験「あり」のものの割合は経年につれて上昇しているが、男女ともに、非年少少年と比べ年少少年の方が「あり」の割合が高い。被虐待の実態を把握できる可能性の高い年少少年の資料について検討した。

年少少年においては、男女ともに、被虐待経験のあるものでは、ないものと比べ、本件非行名の虞犯の割合が高くなる。本件非行の動機について見ると、被虐待経験のあるものでは、ないものと比べ、「遊び」、「好奇心」などの現状の受容が前提となるような動機の割合が低く、「お金や物が欲しくて」、「いやなことから逃げたくて」などの現状への不満あるいは否定が前提となるような動機の割合が高くなる。本件の共犯数の資料を見ると、被虐待経験のあるものでは、ないものと比べ、単独のものの割合が高い。他と連帶する力の弱さが非行の場面においても現れていると見ることができるかも知れない。

非行歴についての資料である非行範囲を見ると、被虐待経験のあるものでは、ないものと比べ、男女とも財産犯該当率が高く、女子では風俗犯該当率も高くなっている。問題行動歴の資料では、被虐待経験のあるものでは、ないものと比べ、「家出」、「万引」の経験ありの割合が高い。各種の薬物については、被虐待経験のあるものでは、ないものと比べ、経験ありの割合が低いものが多い。性経験についても、被虐待経験のあるものでは、ないものと比べ、経験ありの割合が低い。被虐待経験のあるものにおける、経験を広げていく力の弱さを反映すると言えるかも知れない。

被虐待経験と、その他の各種の現在の家族の問題との関係を見たところ、多くの項目で、統計的に有意な関連が確認された。被虐待と、両親の不和や経済的困窮などのその他の家庭の問題は、複合して発生していることがうかがわれる。

被虐待経験と資質の関係について、法務省式人格目録の結果（新追加尺度）を集計して見た。被虐待経験のあるものでは、ないものと比べ、男女とも、「発揚」が低く、「爆発」及び「神経症傾向」が高くなる。被虐待経験が資質の面にも影響している可能性が示唆される。

4 昭和と平成

対象資料の始めと終わり、それぞれ2年分ずつを取り出して、ほぼ10年の時代の流れを検証した。

非行名別に共犯の有無の状況を見ると、男子では、道交法違反、毒劇法違反、恐喝及び強盗において有意な変化が認められ、毒劇法違反では単独のものの割合が高くなり、道交法違反、恐喝及び強盗では

共犯ありのものの割合が高くなっている。女子では、毒劇法違反において有意な変化が認められ、単独のものの割合が高くなっている。

現在の保護者が実父母である割合の上昇は、男子において有意となっている。

学職の状況について見ると、男女ともに、有意な変化が認められ、学籍のあるものの割合が低下し、有職者、無職者の割合が上昇している。

資料の少ないものを除き、各種の問題行動について見た。「有機溶剤」「家出」「鎮痛剤・睡眠薬」は経験ありの割合が低下しているが、「大麻」「覚せい剤」「たばこ」「酒」「暴走行為」「無免許運転」「万引」「文身」は経験ありの割合が上昇し、ほとんどの項目について有意となっている。各種の問題行動が、対象期間のほぼ10年の間に、年少少年層のなかに広がってきてていることがうかがわれる。

知能検査と法務省式人格目録の検査結果（新追加尺度）についてT検定を実施した。知能検査については男子において、また人格目録については、男子で「神経症傾向」「意志欠如」「爆発」及び「発揚」の尺度で、女子で「意志欠如」「爆発」及び「発揚」の尺度で、有意な変化が認められた。男子の知能検査結果はほぼ10年を挟んでやや上昇している。人格目録の上記の尺度については、ほぼ10年を挟んで、T得点が低下している。

以上、要点を取りまとめた。少年鑑別所への観護の措置となる年少少年は、実数そのものは必ずしも増加しているわけではないが、人口比の推移、都市化の進む地域を中心に、全収容少年総数における割合を高めていることなど、今後の動向が懸念されるところである。また、本件非行名において、男子では強盗、女子では粗暴・凶悪犯や覚せい剤取締法違反の割合が上昇していることにも留意する必要がある。

家庭の状況を見ると、年少少年においては非年少少年と比べ、親の欠損、経済的困窮などの家庭の外的側面だけでなく、親子のごく当たり前の信頼関係が損なわれ、家庭内の交流が円滑に進まないなど心理的な側面に問題のある事例の割合が高い。このことは、第4—4で取り上げた被虐待経験のある少年の状況に、凝縮された形で示される。少年鑑別所で見る限り、言い換えれば、非行の程度の進んだ層の年少少年においては、様々な面で条件に恵まれない事例が多いということである。ところで、非行を犯すことは、それ自体は間違いなく迷惑なことであり、犯した者に対しては、厳正、適切な取扱いを通して犯したことの重みを感得させていくことが肝要であると言えるが、一方で、非行を犯したことが契機となって、公的な処遇のルートに乗り、当事者が抱えている各種の問題に対してもいろいろな角度から手が入り、改善が図られていくこととなるという側面を有する。年少少年においては、殊にこのことに留意すべきであり、少年本人はもとより、保護者、さらには家庭の周辺領域をも対象とする保護的、援護的あるいは福祉的な各種の方策、処遇の形態を用意して臨む必要があるのではないかと考えられる。

一方、初回入所少年や強盗事犯少年に関する資料が示すように、粗暴犯、凶悪犯などの非行を敢行する少年において、物心両面で比較的恵まれた条件をもち、それまで公的な規制を受けるような非行を見せていなかったようなものの割合が上昇してきているという実態もある。これらの少年の保護者との関係は、本研究の対象とした資料で取り上げている項目に関する限り、それほど不良ではない。このことは、裏返して言えば、家庭における親子関係や、家庭の、子弟に対する養育あるいは教育・訓練等の機能の在り方について、対象資料で取り上げているような項目とは別の観点から、調査、分析、検討を加えていく必要があるということかも知れない。さらに言えば、このような新たな観点からの調査、分析、検討ということについては、家庭生活だけでなく、学校生活、地域社会での人々の交流等その他の側面

についても考慮されるべきかも知れない。

また、このところ、度々取り上げられる、いわゆる「きれる少年」については、本研究では十分解明できなかった。性格検査の結果を集計してみると、性格的な偏りが大きいものの割合は全体に低下してきている。この点についても、新たな手法での接近が必要となっていると言えるかも知れない。

本研究では、いくつかの観点から、年少少年における各種の薬物乱用の状況について資料を提示した。実数として多いのが有機溶剤乱用であることは以前から変わっていないが、対象資料の問題行動歴の項目をみると、乱用経験ありの割合は、対象期間の後半低下する傾向を見せている。しかし、大麻、覚せい剤等のその他の薬物については、都市化進展地域を中心に乱用経験ありのものの割合が上昇する気配を見せている。乱用の程度について重みを付けたポイントでみると、女子少年については、初回入所者においても覚せい剤のポイントが急上昇していることが確認された。今後の動向が懸念される。また、乱用経験ありの割合が、かつてに比べれば低下してきている上記の有機溶剤については、毒劇法違反が単独で敢行される割合が上昇してきていることが確認された。先に述べたように、非行を犯すことは、改善が図られる契機となりうるという側面を有する。単独での薬物乱用は表に現れにくいということを考えると、単独で薬物にのめりこんでいくような非社会的な傾向をもつ少年の存在については、その発見、処遇等、留意すべき問題が多いと言わなければならず、薬物乱用の問題は、依然として予断を許さない事項であると考えられる。

年少の少年を対象とする教育施設では、教育期間を通して劇的とも言える精神的成长を見せ、抱える問題を改善し、与えられた条件の劣悪さを乗り越えていく少年に出会うことが少なくないと聞く。一方、本研究の対象資料の再非行期間に関する項目では、少年鑑別所への観護の措置となる年少少年においては、非行が顕在化するようになると、急速に非行が進む傾向が確認された。この時期の少年の非行の問題に関しては、家庭、学校、地域社会、公的機関等社会の様々な場面で、適時適切に働きかけていく必要があることは、これからも変わらないと言ってよい。また、本研究は資料のある昭和62年から平成9年までを対象期間として実施したが、その後も、社会に衝撃を与えるような、少年による犯罪が続いている。対象期間後の動向についても、何らかの方法で調査、分析し、検討を加えていく必要があると考えられる。

本研究は、法務省矯正局から資料を提供していただいたことで可能となったものである。また、この資料は、長年にわたって被収容少年に係る資料を採録し、蓄積するという業務に当たってこられた全国の少年鑑別所の職員の方々の御労苦の結晶である。最後に、法務省矯正局の御理解と全国の少年鑑別所の職員の方々に対して、厚く御礼申し上げる。なお、研究実施に当たり、法務省矯正局医療分類課鑑別企画官石毛 博氏から、貴重な御指導、御示唆をいただいた。ここに記して、感謝申し上げる次第である。

参考資料

- 1 家庭裁判所における一般保護事件の終局総人員及びそのうち少年鑑別所への観護の措置となった人員…………家庭裁判所別
- 2 家庭裁判所における一般保護事件の終局総人員及びそのうち少年鑑別所への観護の措置となった人員…………事件名別

1 家庭裁判所における一般保護事件終結総人員及び
そのうち少年鑑別所への観護の措置となった人員（家庭裁判所別・昭和62年～平成9年）

	昭和62			63			平成元			2		
	総数	少年鑑別所収容	観護措置率	総数	少年鑑別所収容	観護措置率	総数	少年鑑別所収容	観護措置率	総数	少年鑑別所収容	観護措置率
全国	293,989	20,786	7.1%	293,785	19,718	6.7%	78,874	17,923	6.4%	268,087	16,700	6.2%
東京	32,628	2,919	8.9%	30,779	2,654	8.6%	29,798	2,269	7.6%	26,196	2,064	7.9%
横浜	22,377	1,826	8.2%	22,677	1,898	8.4%	20,553	1,738	8.5%	20,9088	1,424	6.8%
浦和	16,222	1,168	7.2%	17,565	1,126	6.4%	15,358	948	6.2%	15,023	861	5.7%
千葉	9,679	726	7.5%	9,852	731	7.4%	9,352	632	6.8%	10,355	606	5.9%
水戸	7,291	362	5.0%	7,118	380	5.3%	7,193	371	5.2%	6,351	363	5.7%
宇都宮	5,534	335	6.1%	4,923	245	5.0%	4,917	203	4.1%	4,354	216	5.0%
前橋	5,685	277	4.9%	5,298	296	5.6%	5,591	268	4.8%	5,132	266	5.2%
静岡	7,610	594	7.8%	7,321	490	6.7%	7,087	399	5.6%	7,275	387	5.3%
甲府	1,391	80	5.8%	1,451	61	4.2%	1,225	78	6.4%	1,387	66	4.8%
長野	3,747	133	3.5%	4,223	167	4.0%	4,381	145	3.3%	4,439	191	4.3%
新潟	5,360	247	4.6%	5,494	248	4.5%	5,584	201	3.6%	4,992	193	3.9%
大阪	25,799	1,693	6.6%	25,659	1,736	6.8%	25,583	1,615	6.3%	24,028	1,619	6.7%
京都	8,289	423	5.1%	8,575	450	5.2%	8,125	423	5.2%	7,122	431	6.1%
神戸	16,494	817	5.0%	16,989	807	4.8%	16,448	827	5.0%	14,852	884	6.0%
奈良	2,793	237	8.5%	2,947	200	6.8%	2,918	206	7.1%	2,936	214	7.3%
大津	2,763	200	7.2%	3,173	157	4.9%	2,913	176	6.0%	2,723	121	4.4%
和歌山	2,471	153	6.2%	2,199	111	5.0%	2,177	144	6.6%	2,228	98	4.4%
名古屋	13,347	1,082	8.1%	13,181	1,040	7.9%	13,067	928	7.1%	13,269	944	7.1%
津	3,538	259	7.3%	3,647	223	6.1%	3,596	215	6.0%	3,256	195	6.0%
岐阜	3,521	210	6.0%	3,519	242	6.9%	3,327	259	7.8%	3,452	204	5.9%
福井	2,085	76	3.6%	1,867	67	3.6%	1,518	58	3.8%	1,872	65	3.5%
金沢	2,186	230	10.5%	1,867	198	10.6%	1,741	195	11.2%	1,822	142	7.8%
富山	2,755	145	5.3%	2,578	126	4.9%	2,202	91	4.1%	2,633	121	4.6%
広島	7,400	580	7.8%	8,316	565	6.8%	8,374	450	5.4%	7,331	400	5.5%
山口	3,134	294	9.4%	3,519	251	7.1%	3,205	199	6.2%	3,199	150	4.7%
岡山	4,419	272	6.2%	4,090	212	5.2%	4,315	209	4.8%	4,445	206	4.6%
鳥取	1,543	141	9.1%	1,464	129	8.8%	1,315	75	5.7%	1,327	69	5.2%
松江	1,182	36	3.0%	1,142	40	3.5%	1,179	53	4.5%	1,147	27	2.4%
福岡	13,733	967	7.0%	13,050	883	6.8%	13,403	1,051	7.8%	12,824	814	6.3%
佐賀	1,961	150	7.6%	1,940	129	6.6%	1,657	125	7.5%	1,251	70	5.6%
長崎	3,093	141	4.6%	2,934	112	3.8%	2,852	147	5.2%	2,803	124	4.4%
大分	2,074	158	7.6%	1,980	111	5.6%	2,011	108	5.4%	1,961	121	6.2%
熊本	3,496	133	3.8%	3,787	139	3.7%	3,242	115	3.5%	3,492	95	2.7%
鹿児島	3,624	205	5.7%	3,538	169	4.8%	3,009	132	4.4%	2,845	110	3.9%
宮崎	2,421	161	6.7%	2,454	145	5.9%	2,139	102	4.8%	2,208	122	5.5%
那覇	1,429	308	21.6%	1,743	352	20.2%	1,436	244	17.0%	1,687	230	13.6%
仙台	4,074	204	5.0%	4,428	192	4.3%	4,044	181	4.5%	3,836	154	4.0%
福島	5,245	235	4.5%	5,198	239	4.6%	4,604	177	3.8%	4,185	202	4.8%
山形	2,052	119	5.8%	1,888	111	5.9%	1,997	129	6.5%	1,510	60	4.0%
盛岡	2,069	114	5.5%	2,194	103	4.7%	2,057	71	3.5%	1,808	72	4.0%
秋田	2,096	95	4.5%	2,099	100	4.8%	1,689	67	4.0%	1,712	80	4.7%
青森	2,495	143	5.7%	2,645	171	6.5%	2,300	135	5.9%	2,175	99	4.6%
札幌	7,617	775	10.2%	7,399	707	9.6%	6,057	665	11.0%	6,179	649	10.5%
函館	1,355	135	10.0%	1,098	110	10.0%	1,010	73	7.2%	957	109	11.4%
旭川	1,895	169	8.9%	2,043	145	7.1%	1,610	155	9.6%	1,479	112	7.6%
釧路	2,232	243	10.9%	2,301	229	10.0%	1,860	199	10.7%	1,643	222	13.5%
高松	2,574	199	7.7%	2,816	238	8.5%	2,114	197	9.3%	2,210	218	9.9%
徳島	1,789	161	9.0%	1,991	149	7.5%	1,690	70	4.1%	1,651	87	5.3%
高知	1,867	140	7.5%	1,854	126	6.8%	1,835	149	8.1%	2,090	165	7.9%
松山	3,555	316	8.9%	2,972	208	7.0%	3,216	256	8.0%	3,427	258	7.5%

注 1 司法統計年報による。

2 観護措置率は、総数に対する少年鑑別所収容の百分比である。

	3			4			5			6		
	総数	少年鑑別所収容	観護措置率									
全国	250,239	17,351	6.9%	236,994	16,306	6.9%	215,139	14,864	6.9%	203,217	14,249	7.0%
東京	24,272	2,368	9.8%	23,819	1,957	8.2%	21,7150	1,870	8.6%	21,161	1,886	8.9%
横浜	19,582	1,462	7.5%	17,571	1,361	7.7%	17,759	1,229	6.9%	15,982	1,127	7.1%
浦和	13,797	977	7.1%	12,960	1,011	7.8%	11,655	844	7.2%	11,793	846	7.2%
千葉	9,840	677	6.9%	9,186	694	7.6%	8,606	611	7.1%	7,904	510	6.5%
水戸	5,664	328	5.8%	5,513	342	6.2%	4,573	226	4.9%	4,710	253	5.4%
宇都宮	4,214	203	4.8%	4,003	192	4.8%	3,368	210	6.2%	3,021	149	4.9%
前橋	5,494	288	5.2%	5,314	246	4.6%	4,420	244	5.5%	3,613	202	5.6%
静岡	7,224	515	7.1%	6,525	421	6.5%	5,510	296	5.4%	4,787	306	6.4%
甲府	1,301	72	5.5%	1,196	71	5.9%	1,115	82	7.4%	878	37	4.2%
長野	3,848	148	3.8%	3,236	101	3.1%	2,877	119	4.1%	2,997	133	4.4%
新潟	4,585	178	3.9%	4,136	168	4.1%	3,891	143	3.7%	3,696	144	3.9%
大阪	24,223	1,786	7.4%	22,260	1,569	7.0%	18,372	1,359	7.4%	16,828	1,435	8.5%
京都	6,673	387	5.8%	6,306	408	6.5%	5,559	275	4.9%	5,161	291	5.6%
神戸	13,958	830	5.9%	12,022	712	5.9%	12,033	590	4.9%	10,929	534	4.9%
奈良	2,631	210	8.0%	2,704	183	6.8%	2,414	213	8.8%	2,218	183	8.3%
大津	2,495	139	5.6%	2,466	137	5.6%	2,144	140	6.5%	1,876	109	5.8%
和歌山	2,047	108	5.3%	1,974	99	5.0%	1,925	97	5.0%	1,645	87	5.3%
名古屋	12,148	902	7.4%	11,534	911	7.9%	10,197	828	8.1%	9,227	719	7.8%
津	2,629	149	5.7%	2,909	125	4.3%	2,518	136	5.4%	2,301	86	3.7%
岐阜	2,899	189	6.5%	2,839	181	6.4%	2,476	151	6.1%	2,458	154	6.3%
福井	1,611	62	3.8%	1,504	63	4.2%	1,216	48	3.9%	1,246	39	3.1%
金沢	1,546	116	7.5%	1,687	184	10.9%	1,541	90	5.8%	1,383	102	7.4%
富山	1,880	82	4.4%	1,610	90	5.6%	1,236	72	5.8%	1,087	54	5.0%
広島	6,284	456	7.3%	6,819	455	6.7%	5,778	416	7.2%	5,487	365	6.7%
山口	3,156	41	4.5%	2,997	134	4.5%	2,624	148	5.6%	2,619	146	5.6%
岡山	4,267	235	5.5%	3,763	212	5.6%	3,893	247	6.3%	3,900	227	5.8%
鳥取	1,224	102	8.3%	1,173	92	7.8%	997	82	8.2%	1,138	81	7.1%
松江	978	55	5.6%	1,059	31	2.9%	953	28	2.9%	897	27	3.0%
福岡	12,121	741	6.1%	12,224	725	5.9%	11,249	715	6.4%	11,385	692	6.1%
佐賀	1,323	123	9.3%	1,400	119	8.5%	1,359	110	8.1%	1,351	128	9.5%
長崎	2,653	130	4.9%	2,296	127	5.5%	2,276	115	5.1%	2,222	131	5.9%
大分	1,901	139	7.3%	1,800	136	7.6%	1,556	79	5.1%	1,428	65	4.6%
熊本	3,196	132	4.1%	3,217	118	3.7%	2,893	132	4.6%	3,161	134	4.2%
鹿児島	2,883	103	3.6%	2,521	100	4.0%	2,923	149	5.1%	2,693	102	3.8%
宮崎	1,928	162	8.4%	1,848	181	9.8%	1,577	174	11.0%	1,608	215	13.4%
那覇	1,565	296	18.9%	1,485	312	21.0%	1,320	320	24.2%	1,510	358	23.7%
仙台	3,310	183	5.5%	3,435	201	5.9%	3,352	194	5.8%	3,613	216	6.0%
福島	3,836	177	4.6%	3,604	220	6.1%	3,623	218	6.0%	3,513	232	6.6%
山形	1,544	75	4.9%	1,321	62	4.7%	1,336	85	6.4%	1,678	107	6.4%
盛岡	1,551	61	3.9%	1,367	53	3.9%	1,407	72	5.1%	1,362	42	3.1%
秋田	1,847	93	5.0%	1,815	106	5.8%	1,670	130	7.8%	1,409	89	6.3%
青森	2,072	92	4.4%	1,937	118	6.1%	1,851	88	4.8%	1,893	111	5.9%
札幌	6,037	634	10.5%	5,893	613	10.4%	4,728	552	11.7%	3,670	511	13.9%
函館	854	68	8.0%	1,017	99	9.7%	791	67	8.5%	666	60	9.0%
旭川	1,147	125	10.9%	1,115	104	9.3%	956	102	10.7%	929	87	9.4%
釧路	1,546	187	12.1%	1,493	171	11.5%	1,413	188	13.3%	1,416	201	14.2%
高松	1,647	123	7.5%	1,836	147	8.0%	1,615	159	9.8%	1,512	132	8.7%
徳島	1,547	104	6.7%	1,501	100	6.7%	1,299	75	5.8%	1,295	62	4.8%
高知	1,634	124	7.6%	1,715	143	8.3%	1,641	116	7.1%	1,437	163	11.3%
松山	3,627	314	8.7%	3,069	201	6.5%	2,944	230	7.8%	2,524	179	7.1%

	7			8			9		
	総数	少年鑑別 所収容	観護措 置率	総数	少年鑑別 所収容	観護措 置率	総数	少年鑑別 所収容	観護措 置率
全国	188,409	13,865	7.4%	188,683	14,739	7.8%	204,824	16,839	8.2%
東京	19,439	1,829	9.4%	18,241	1,882	10.3%	17,781	1,973	11.1%
横浜	14,295	1,157	8.1%	14,136	1,216	8.6%	15,445	1,225	7.9%
浦和	9,985	854	8.6%	10,197	913	9.0%	10,406	941	9.0%
千葉	7,949	523	6.6%	7,651	566	7.4%	8,718	698	8.0%
水戸	4,137	258	6.2%	4,111	252	6.1%	4,739	344	7.3%
宇都宮	2,719	168	6.2%	2,431	182	7.5%	2,907	296	10.2%
前橋	3,422	174	5.1%	3,488	240	6.9%	3,733	299	8.0%
静岡	4,256	238	5.6%	4,451	331	7.4%	4,010	352	8.8%
甲府	830	42	5.1%	820	62	7.6%	825	79	9.6%
長野	2,841	117	4.1%	2,624	99	3.8%	3,244	143	4.4%
新潟	3,634	120	3.3%	3,857	159	4.1%	4,551	188	4.1%
大阪	15,515	1,382	8.9%	15,339	1,496	9.8%	17,233	2,194	12.7%
京都	4,996	287	5.7%	5,125	311	6.1%	5,540	331	6.0%
神戸	10,041	431	4.3%	10,218	622	6.1%	11,575	633	5.5%
奈良	2,017	182	9.0%	2,034	177	8.7%	2,062	218	10.6%
大津	1,975	101	5.1%	1,926	117	6.1%	2,061	138	6.7%
和歌山	1,416	81	5.7%	1,426	95	6.7%	1,657	101	6.1%
名古屋	8,720	742	8.5%	8,994	692	7.7%	9,021	870	9.6%
津	2,437	125	5.1%	2,407	124	5.2%	2,833	230	8.1%
岐阜	2,500	146	5.8%	2,743	162	5.9%	3,064	142	4.6%
福井	1,253	33	2.6%	1,120	34	3.0%	1,455	43	3.0%
金沢	1,321	87	6.6%	1,279	77	6.0%	1,441	82	5.7%
富山	1,217	55	4.5%	1,686	81	4.8%	1,527	73	4.8%
広島	5,096	405	7.9%	5,329	325	6.1%	6,870	386	5.6%
山口	2,483	117	4.7%	2,397	157	6.5%	2,645	167	6.3%
岡山	3,503	177	5.1%	3,697	145	3.9%	3,856	172	4.5%
鳥取	1,136	56	4.9%	1,230	77	6.3%	1,448	99	6.8%
松江	910	32	3.5%	891	34	3.8%	1,258	50	4.0%
福岡	10,724	736	6.9%	10,640	811	7.6%	11,023	914	8.3%
佐賀	1,265	146	11.5%	1,509	190	12.6%	1,474	184	12.5%
長崎	2,148	112	5.2%	1,833	123	6.7%	2,023	125	6.2%
大分	1,336	96	7.2%	1,524	103	6.8%	1,480	131	8.9%
熊本	3,008	150	5.0%	3,309	175	5.3%	3,330	179	5.4%
鹿児島	2,460	124	5.0%	2,837	119	4.2%	2,981	171	5.7%
宮崎	1,345	173	12.9%	1,488	193	13.0%	1,461	167	11.4%
那覇	1,171	311	26.6%	1,129	294	26.0%	1,074	257	23.9%
仙台	3,257	229	7.0%	3,285	298	9.1%	4,108	323	7.9%
福島	3,479	208	6.0%	3,607	172	4.8%	4,015	214	5.3%
山形	1,393	76	5.5%	1,304	72	5.5%	1,361	82	6.0%
盛岡	1,337	59	4.4%	1,511	85	5.6%	1,570	64	4.1%
秋田	1,314	57	4.3%	1,434	83	5.8%	1,588	93	5.9%
青森	1,844	98	5.3%	1,614	97	6.0%	1,727	94	5.4%
札幌	3,365	526	15.6%	3,319	489	14.7%	3,866	523	13.5%
函館	434	63	14.5%	539	74	13.7%	489	83	17.0%
旭川	863	101	11.7%	769	100	13.0%	822	86	10.5%
釧路	966	143	14.8%	846	122	14.4%	914	131	14.3%
高松	1,395	101	7.2%	1,414	102	7.2%	1,867	128	6.9%
徳島	1,253	100	8.0%	1,345	87	6.5%	1,372	70	5.1%
高知	1,684	148	8.8%	1,458	134	9.2%	1,634	181	11.1%
松山	2,325	189	8.1%	2,121	188	8.9%	2,640	171	6.2%

2 家庭裁判所における一般保護事件終結総人員及び
そのうち少年鑑別所への観護の措置となった人員（事件名別・昭和62年～平成9年）

	昭和62			63			平成元		
	総数	少年鑑別所収容	観護措置率	総数	少年鑑別所収容	観護措置率	総数	少年鑑別所収容	観護措置率
総数	293,989	20,786	7.1%	293,785	19,718	6.7%	78,874	17,923	6.4%
刑法犯総数	258,422	14,665	5.7%	258,793	13,839	5.3%	245,233	12,308	5.0%
窃盗	140,046	8,989	6.4%	143,784	8,435	5.9%	129,255	7,225	5.6%
強盗	289	182	63.0%	204	126	61.8%	231	153	66.2%
詐欺	766	110	14.4%	928	130	14.0%	709	111	15.7%
恐喝	7,146	1,306	18.3%	6,064	1,154	19.0%	5,872	1,051	17.9%
横領（含遺失物等横領）	20,685	70	0.3%	21,507	79	0.4%	20,348	72	0.4%
傷害	10,721	1,979	18.5%	10,020	1,910	19.1%	10,745	1,819	16.9%
傷害致死	72	44	61.1%	58	38	65.5%	101	96	95.0%
暴行	1,871	88	4.7%	1,705	126	7.4%	1,669	100	6.0%
脅迫	35	10	28.6%	25	2	8.0%	33	12	36.4%
殺人	91	79	86.8%	59	52	88.1%	61	59	96.7%
強盗致傷	326	205	62.9%	343	221	64.4%	293	185	63.1%
強盗致死	2	2	100.0%	2	2	100.0%	6	6	100.0%
強盗強姦	6	5	83.8%	7	5	71.4%	2	1	50.0%
強姦	625	454	72.6%	546	417	76.4%	527	411	78.0%
わいせつ	501	110	22.0%	460	146	31.7%	497	134	27.0%
賭博	313	16	5.1%	193	18	9.3%	164	16	9.8%
住居侵入	1,493	204	13.7%	1,332	188	14.1%	1,313	183	13.9%
放火	135	52	38.5%	94	50	53.2%	113	52	46.0%
失火	52	1	1.9%	74	1	1.4%	49	2	4.1%
過失致死傷	30	—	—	24	—	—	28	—	—
業務上（重）過失致死傷	68,791	386	0.6%	67,635	346	0.5%	69,930	278	0.4%
その他の刑法犯	4,426	373	8.4%	3,729	393	10.5%	3,287	342	10.4%
特別法犯総数	31,408	3,533	11.2%	31,170	3,382	10.9%	29,978	3,201	10.7%
暴力行為等	2,878	373	13.0%	2,084	272	13.1%	2,206	261	11.8%
銃刀法	492	57	11.6%	446	50	11.2%	365	38	10.4%
売春防止法	81	36	44.4%	50	32	64.0%	29	12	41.4%
麻薬取締法等	88	51	58.0%	100	43	43.0%	122	62	50.8%
覚せい剤取締法	1,582	1,163	73.5%	1,294	952	73.6%	1,094	838	76.6%
毒劇物取締法	20,019	1,453	7.3%	21,676	1,678	7.7%	21,965	1,600	7.3%
その他の特別法犯	6,268	400	6.4%	5,520	355	6.4%	4,197	390	9.3%
ぐ犯	4,159	2,588	62.2%	3,822	2,497	65.3%	3,663	2,414	65.9%

注 1 司法統計年報による。

2 業務上（重）過失致死傷は、車両運転に係るものである。

3 観護措置率は、総数に対する少年鑑別所収容の百分比である。

	2			3			4		
	総数	少年鑑別 所収容	観護措 置率	総数	少年鑑別 所収容	観護措 置率	総数	少年鑑別 所収容	観護措 置率
総数	268,087	16,700	6.2%	250,239	17,351	6.9%	236,994	16,306	6.9%
刑法犯総数	233,817	11,403	4.9%	217,290	11,873	5.5%	208,777	11,353	5.4%
窃盗	117,392	6,694	5.7%	103,842	6,783	6.5%	91,902	5,931	6.5%
強盗	215	131	60.9%	234	142	60.7%	304	158	52.0%
詐欺	639	79	12.4%	1,020	82	8.0%	1,048	85	8.1%
恐喝	5,439	989	18.2%	4,960	1,071	21.6%	4,870	1,109	22.8%
横領（含遺失物等横領）	25,024	88	0.4%	26,375	83	0.3%	29,628	83	0.3%
傷害	9,794	1,646	16.8%	9,076	1,926	21.2%	9,778	2,168	22.2%
傷害致死	53	49	92.5%	40	29	72.5%	66	59	89.4%
暴行	1,451	98	6.8%	1,138	96	8.4%	1,094	77	7.0%
脅迫	28	6	21.4%	22	13	59.1%	24	4	16.7%
殺人	58	57	98.3%	60	55	91.7%	51	44	86.3%
強盗致傷	354	223	63.0%	409	275	67.2%	381	255	66.9%
強盗致死	—	—	—	8	8	100.0%	4	4	100.0%
強盗強姦	5	4	80.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
強姦	444	316	71.2%	367	285	77.7%	357	286	80.1%
わいせつ	460	128	27.8%	398	117	29.4%	437	118	27.0%
賭博	122	23	18.9%	103	15	14.6%	86	11	12.8%
住居侵入	1,304	190	14.6%	1,250	207	16.6%	1,172	194	16.6%
放火	90	48	53.3%	75	31	41.3%	70	27	38.6%
失火	57	2	3.5%	38	—	—	32	4	12.5%
過失致死傷	13	—	—	15	—	—	19	—	—
業務上（重）過失致死傷	67,991	247	0.4%	65,225	264	0.4%	64,491	278	0.4%
その他の刑法犯	2,884	385	13.3%	2,634	390	14.8%	2,962	457	15.4%
特別法犯総数	30,970	3,115	10.1%	30,019	3,577	11.9%	25,691	3,314	12.9%
暴力行為等	1,675	210	12.5%	1,477	213	14.4%	1,509	250	16.6%
銃刀法	359	52	14.5%	379	52	13.7%	393	42	10.7%
壳春防止法	37	25	67.6%	107	60	56.1%	76	54	71.1%
麻薬取締法等	143	68	47.6%	105	60	57.1%	197	123	62.4%
覚せい剤取締法	857	651	76.0%	1,093	852	78.0%	1,120	865	77.2%
毒劇物取締法	23,301	1,786	7.7%	22,986	2,016	8.8%	18,854	1,614	8.6%
その他の特別法犯	4,598	323	7.0%	3,872	324	8.4%	3,54	366	10.3%
ぐ犯	3,300	2,182	66.1%	2,930	1,901	64.9%	2,526	1,639	64.9%

	5			6			7		
	総数	少年鑑別 所収容	観護措 置率	総数	少年鑑別 所収容	観護措 置率	総数	少年鑑別 所収容	観護措 置率
総数	215,139	14,864	6.9%	203,217	14,249	7.0%	188,409	13,865	7.4%
刑法犯総数	194,638	10,823	5.6%	187,345	10,566	5.6%	173,907	10,253	5.9%
窃盗	85,368	5,822	6.8%	85,887	5,511	6.4%	80,705	5,041	6.2%
強盗	257	147	57.2%	325	192	59.1%	251	144	57.4%
詐欺	726	76	10.5%	565	65	11.5%	502	87	17.3%
恐喝	5,026	1,023	20.4%	5,747	1,346	23.4%	5,949	1,422	23.9%
横領（含遺失物等横領）	27,666	58	0.2%	28,845	60	0.2%	25,604	52	0.2%
傷害	8,678	1,775	20.5%	7,805	1,716	22.0%	7,874	1,875	23.8%
傷害致死	167	151	90.4%	94	78	83.0%	102	92	90.2%
暴行	1,077	75	7.0%	927	61	6.6%	1,015	60	5.9%
脅迫	27	11	40.7%	36	12	33.3%	19	6	31.6%
殺人	61	59	96.7%	37	33	89.2%	51	42	82.4%
強盗致傷	433	298	68.8%	582	347	59.6%	626	372	59.4%
強盗致死	2	2	100.0%	—	—	—	4	1	25.0%
強盗強姦	10	9	90.0%	21	10	47.6%	28	26	92.9%
強姦	342	281	82.2%	320	243	75.9%	324	264	81.5%
わいせつ	355	120	38.8%	356	124	34.8%	398	128	32.2%
賭博	45	3	6.7%	65	5	7.7%	102	12	11.8%
住居侵入	994	160	16.1%	998	169	16.9%	1,069	147	13.8%
放火	83	37	44.6%	89	40	44.9%	77	45	58.4%
失火	29	1	3.4%	13	—	—	30	1	3.3%
過失致死傷	16	—	—	10	—	—	11	—	—
業務上（重）過失致死傷	60,622	224	0.4%	52,193	201	0.4%	46,962	164	0.3%
その他の刑法犯	2,654	491	18.5%	2,430	353	14.5%	2,204	272	12.3%
特別法犯総数	18,658	2,921	15.7%	14,327	2,640	18.4%	13,133	2,656	20.2%
暴力行為等	1,166	231	19.8%	775	140	18.1%	913	216	23.7%
銃刀法	347	35	10.1%	421	35	8.3%	427	40	9.4%
売春防止法	56	40	71.4%	72	39	54.2%	48	22	45.8%
麻薬取締法等	228	137	60.1%	346	182	52.6%	227	117	51.5%
覚せい剤取締法	1,179	931	79.0%	955	767	80.3%	1,285	1,033	80.4%
毒劇物取締法	11,914	1,186	10.0%	8,682	1,184	13.6%	6,642	909	13.7%
その他の特別法犯	3,768	361	9.6%	3,076	293	9.5%	3,591	319	8.9%
ぐ犯	1,843	1,120	60.8%	1,545	1,043	67.5%	1,369	956	69.8%

	8			9		
	総数	少年鑑別所収容	観護措置率	総数	少年鑑別所収容	観護措置率
総数	188,683	14,739	7.8%	204,824	16,839	8.2%
刑法犯総数	175,539	10,916	6.2%	191,733	12,905	6.7%
窃盗	83,560	5,058	6.1%	95,903	5,295	5.5%
強盗	354	189	53.4%	409	273	66.7%
詐欺	523	90	17.2%	618	107	17.3%
恐喝	6,241	1,510	24.2%	7,167	1,907	26.6%
横領（含遺失物等横領）	29,978	66	0.2%	30,670	54	0.2%
傷害	7,824	2,012	25.7%	9,275	2,671	28.8%
傷害致死	165	155	93.9%	102	96	94.1%
暴行	1,023	73	7.1%	1,199	107	8.9%
脅迫	20	4	20.0%	35	11	31.4%
殺人	49	48	98.0%	41	39	95.1%
強盗致傷	848	618	72.9%	1,360	1,026	75.4%
強盗致死	3	3	100.0%	4	4	100.0%
強盗強姦	5	5	100.0%	13	12	92.3%
強姦	251	208	82.9%	439	383	87.2%
わいせつ	378	151	39.9%	425	171	40.2%
賭博	77	9	11.7%	51	5	9.8%
住居侵入	1,058	145	13.7%	1,057	122	11.5%
放火	102	51	50.0%	92	49	53.3%
失火	16	—	—	23	—	—
過失致死傷	20	2	10.0%	19	—	—
業務上（重）過失致死傷	43,908	161	0.4%	40,497	191	0.5%
その他の刑法犯	2,136	358	16.8%	2,334	382	16.4%
特別法犯総数	11,675	2,829	24.2%	11,665	2,984	25.6%
暴力行為等	872	236	27.1%	1,092	255	23.4%
銃刀法	408	41	10.0%	441	88	8.6%
売春防止法	51	37	72.5%	67	30	44.8%
麻薬取締法等	156	85	54.5%	139	69	49.6%
覚せい剤取締法	1,727	1,342	77.7%	2,001	1,530	76.5%
毒劇物取締法	5,263	789	15.0%	4,553	629	13.8%
その他の特別法犯	3,198	299	9.3%	3,372	433	12.8%
ぐ犯	1,469	994	67.7%	1,426	950	66.6%

法務総合研究所研究部報告 13

平成 13 年 3 月 印刷
平成 13 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1
編集兼 発行人 法務総合研究所
印刷所 芳山印刷株式会社
